

鹿兒島県史料

名越時敏史料九

解題

一

令和と改元された今年度は、名越時敏（以下、時敏）の書写物である「群書輯録」から卷二十三・卷二十六・卷二十九の三卷と「群書合輯」一から四を『名越時敏史料九』として刊行する。

時敏は種々の書写を行い、一つの書名に整理収録するようにしている。しかし、「達書」の分野についても、同一の書名で収録しているわけではなく、「蒐輯録」「藩達留」（『鹿児島県史料 名越時敏史料七』所収）のように、別の書名で纏めている。さらに、『名越時敏史料七』に所収した「自文久三年至慶応三年藩達留（名越氏）全」は今年度刊行の「群書輯録」として纏められた「卷二十八」の中にも重複収録されている。時敏の書写の全てが残されているわけではないので明確ではないが、あるいは分野毎に纏めたものを、最終的に「群書輯録」・「群書合輯」の名で統合しようとしたのではないかと考えられる。

二

「群書輯録」は東京大学史料編纂所が所蔵する全五十五卷からなる膨大なものであるが、一・十二・二十・二十四・二十七・三十八・三十九・四十二・四十四・四十八から五十二・五十四の十五卷は受け入れ時にすでに欠巻となっていた。

内容は、書写魔である時敏にふさわしく、政治・経済・軍事・農事などから世情についての記事や趣味にいたるまで多くの分野のものが含まれている。

今年度刊行の内、卷二十三は文久元年正月から四年正月までの「仰書」であり、卷二十九は慶応三年七月から明治元年閏四月までの「藩達留」である。

この期の「仰書」「通達」などは『鹿児島県史料』として刊行されている『旧記雑録追録八』（以下、『追録八』と略記する）・『忠義公史料』・『玉里島津家史料』（以下、『玉里史料』と略記する）にも収録されている。また、「名越時敏日史」（『鹿児島県史料 名越時敏史料』一・二）にも収録されているが、重複したり、そうでなかったりと区々であり、時敏がどのような基準で収録したり、はずしたりしたのかは明確でない。

では、『追録八』・『忠義公史料』でも収録されているものが、「群書輯録」にあるものと全く同じであるかと云えばそうでなく、記載の仕方に違いのあるものもある。

例を示そう。

桜田門外の変を聞いた茂久（忠義）は、参勤途中から引き返し出府を延期していたが、国事に乗り出す久光が出府するためには茂久の参府延期が必要であった。その理由作りとして芝田町藩邸に放火し、藩邸焼失を理由として延期が願い出された。幕府は藩邸造営費二万両の貸与と来年九月までの茂久の参府延期を許可した。この謝礼と藩邸造営監督を名目にして久光が参府することになる。久光が国事に関わることになる発端の参勤延期許可後の文書が下記の文書である。

1 卷二十三には、下記のようにある。

一 今度参勤御猶予之儀、於

公辺御例格も無之不容易事候得共、格別之訳を以願通被

仰出難有存候、右付、来々年参府迄者暫時間も有之候間、江戸屋敷中取締向、猶更嚴重無之候而者不相濟事

候付、第一

公義之御法令を相守、一統致精勤、諸士末々ニ至迄、古代之國風を不失、質素節儉を用、奢侈放肆之儀無之、正実を以相交、一涯風儀正敷、文武之道相励候儀肝要之事候、就中改革向之儀聊不致廢弛、諸事行届候様出府之上、式部等申談、屹と向々江可申渡事、

申十二月十四日

御別紙之通、

御筆を以被

仰出、誠以難有

御趣意之御事候条、一統謹而可奉承知候、右ニ付而者 仰出之通、当時

御留主中之儀ニも候間、一涯致謹慎、聊不勘弁之儀共無之様心掛、第一

公義之御法令を相守致精勤、遊惰之習風ニ不陥、專文武を相励、無益之費を省、質素節儉を心掛、御改革向之儀ニ付而も聊不相弛様、夫々掛之向者勿論、向々ニおゐても一統綿密行届候様取計、奉安尊慮候様可致候、此段分而申聞候、

正月

左衛門

式部

2 『追録八』三一七の一には、つぎのようにある。

白木御文書拾番箱中 百十五番 (注、以下、文中の正字は常用漢字に改めた)

包紙 御筆仰出

今度參勤御猶予之儀、於

公辺御例格茂有之、不容易事候得共、格別之訳を以願通被 仰出難有存候、右付来々年參府迄者暫時間茂有

之候間、江戸屋敷中取締向猶更嚴重無之候而者不相濟事候付、第一
公義之御法令を相守、一統致精勤、諸士末々ニ至迄古代之国風を不失、質素節儉を用、奢侈放肆之儀無之、
正実を以相交、一涯風儀正敷、文武之道相勤候儀肝要之事候、就中改革向之儀聊不致廢弛、諸事行届候様出
府之上式部等申談、屹と向々江可申渡候事、

申十二月十四日

右外包ニ

御筆仰出書通

万延二年酉三月二日登殿ヨリ森喜藤太ニ被相渡云々アリ

さらに、三一七の二として、つぎのようにある。

右御筆ノ次ニ左之通 雑集中

御別紙之通 御筆を以被 仰出、誠以難有御趣意之御事候条、一統謹而可奉承知候、右付而者被 仰出之通、
当時御留守中之儀ニ茂候間一涯致謹慎、聊不勘弁之儀共無之様心掛、第一

公義之御法令を相守致精勤、遊惰之習風ニ不蹈、^(節力)専文武を相励、無益之費を省、質素節儉を心掛、御改革向
之儀ニ付而茂聊不相弛様、夫々掛之向ハ勿論、於向々茂一統綿蜜行届候様取計、奉安尊慮候様可致候、此段

分而申聞置候、

正月 左衛門

式部

また、三二三には、「執事方帳留」からとして、三一七の一部分が収録されているが、書き落としがあり、送り仮名などにも違いがある。ただ、最後の部分に「右島津左衛門殿出府之節 御筆御渡、出府之上御国許江被差

廻御達相成候事」との書き込みがある。

3 『忠義公史料』第一卷三二〇には、つぎのようにある。

国老島津左衛門久二出府ヲ命セラレ発程前日附与セラレタル御親書

今度参勤御猶予ノ儀、於 公辺御例格モ有之、不容易事候得共、格別ノ訳ヲ以願通被仰出難有存候、右二付、

(癸亥年ヲウ)

来々年参府迄ハ暫時間モ有之候間、江戸屋敷中取締向猶又嚴重ニ無之候テハ不相濟事候ニ付、第一 公辺ノ

御法令ヲ相守リ、一統精勤致シ、諸役人未々ニ至迄古代ノ国風ヲ不失、質素節儉ヲ用ヒ、奢侈放肆ヲ正シ、文武ノ道相励候儀肝要ニ候、就中改革向ノ儀聊不致廢弛、諸事行届候様、出府之上式部等在邸国老川上式部久美申談、屹

度向々へ可申渡候事、

正月 日日詳ナラス廿日後ナラン

1と2は、記載に若干の違いはあるがほぼ同一であり、万延元年十二月十四日付の御筆仰出と文久元年正月付の島津久徴・川上久美両家老名の添書からなっていることも一致している。ただ、1は、二つが連続した文書としてあるのに対し、2は二文書に分けられ、御筆仰出は白木御文書箱に保管されていること、家老添書は記録所の雑集中にあるとする。また、「包紙」があり、それには「御筆仰出屯通」であることと、「万延二年酉三月二日登殿ヨリ森喜藤太二被相渡云々アリ」とあるように、記録所へ渡された年月日、取扱者が記されていることが分かる。また、三二三には、御筆仰出が国元へ送られ、国元でも達せられたとの編者の記載がある。

3は、御筆仰出のみであるが、文書の改変・脱落もある。「正月」は家老添書の出された時であるから、明らかに誤記である。これが編者である市来四郎が引用した文書の誤りか、市来自身の誤りであるかは、引書の記載がないため確認できない。しかし、市来の編纂物に共通するように、文書中に彼の注記があることにより文書の理解が容易となる利点もある。

卷二十九から例をもう一つ示す。

將軍慶喜は、慶応三年十月十四日、大政奉還の上表を朝廷に差し出し翌日許可されたため、二十四日、征夷大將軍の辞表を提出したが、朝廷は二十六日、諸藩上京、協議まで待つことを指示するという、慶喜と朝廷との間に鏝迫り合いが行われたことを示す史料である。薩摩藩にとつても重大事であるから、当然先の三史料集にも取り上げられている。

卷二十九には「慶喜將軍辭職之事」として、つぎのようである。

① 將軍辭職之儀朝廷工御申立相成候処、諸藩上京之上、追而御沙汰有之旨、御別紙之通被仰渡候段京都ヨリ申来候、此旨諸御役人詰衆工可致通達候、

② 一諸藩上京之上、追而可有御沙汰迄之処、是迄之通相心得候様御沙汰候事、

③ 一臣慶喜昨秋相続仕候節、將軍職之儀固ク御辭退申上、其後蒙御沙汰御請仕奉職罷在候処、今般奏聞仕候

次第モ有之候間、將軍職御辭退奉申上度、此段奏聞仕候、以上、

卯十月廿四日

『追録八』には「雜集中」として、③が五九六の一として最初にあり、卯十月廿四日の月日が記され独立の文書として示される。つぎに五九六の二として②・①の順序で記載し、「十二月 凶書」と、月付と「御役人限詰衆」へ仰せ渡した家老名があり、さらに「右卯十二月四日被仰渡候事」と正確な月日が注記される。

『忠義公史料』には、「十月廿七日各藩重役二條城へ喚出大目附松平大隅守殿ヨリ達」の表題で、第四卷五〇四に載せられている。

③が最初にあり「十月廿四日 慶喜」とある。②は「御付紙」として記され、十月廿六日の月日が記される。二条城で、慶喜の將軍職辭退と朝廷の沙汰を諸藩へ達したのは大目付松平大隅守（信敏）であること、朝廷の沙汰は

十月二十六日であったことを記すのは『忠義公史料』のみであるが、①は載せていない。市来は慶喜の將軍職辞退と朝廷の対応のみが重要であると考えたのだろうか、削除した理由は不明である。

ともかく、①③は時系列的には逆の順序であり、『追録八』の記載が正しい。このように「群書輯録」巻二十三・二十九には、文書自体は正確であるとしても、時系列的には間違った順序で記載されているものもあることは注意すべきである。

しかし、所収される文書の種類・内容から見ると、「群書輯録」巻二十三・二十九には特筆すべき点がある。『追録八』は所収文書数が少ないこともあるが、編纂が島津家家史を意図したものであるだけに、藩政、特に民政に関する文書は少ない。『忠義公史料』も薩摩藩の国事執筆に関連する史料を主としているため、同様の傾向がある。これに対し「群書輯録」巻二十三・二十九には、両史料集に採録されない藩政・民政に関する文書が多く収録されており、薩摩藩藩政史で最も研究希薄の部分についての研究に寄与することになるであろう。しかし、藩通達などを網羅しているわけではない。今後、御仮屋文書・郷土家文書の中で藩通達などを一点一点採録する作業も必要になってくるであろう。

さて、『追録八』でも、少ないながら藩政・民政に関する史料はある。嘉永五年八月には「覚」（『追録八』一九六）として、「農者国之根本ニ候間、百姓不及困窮、追々戸口相増候様、掛之人々日夜心掛末々迄行届、勸農之文字ニ相叶候様可及吟味事、但取箇、夫役・打起・収納之時節、其外之雑事迄入念上下共弁利相成候様可取計事」と、近世の儒教理念に基づく観念的原則を述べた勸農、郷出張役人の心得、諸士風俗の維持と文武修行、孝行者などの引き立て、音信贈答は分限相應に軽き品の贈答、家宅は分限相應に質素に取建、衣服は申達の通りを厳守、軍役の心がけ、米価は城下より諸郷末々まで高下なきよう配慮、の九ヶ条について、来年帰国までに結果を出すように指示している。

この結果全体を知る文書はないが、二条目の郷出張役人の心得については、卷二十三によって以後の状況が知られる。

「覚」の二条目は、つぎの通りである。

一 締方之儀、諸郷出張前致誓詞候趣意ニ基キ、奉公正路ニ心掛候者勿論ニ而、無証文ニ而出張者、所ニ而邪魔ニ相成人物、所役々之邪正、所柴勞等之事心掛及見聞、貨財を貪り酒色ニ耽り、富家ニ近寄貧賤を遠ケ候類之儀無之、勸善懲悪を昼夜心掛、所之痛ミ不相成様廻勤可致旨毎々可申達候、

但締方ニ不限、寺社方・山奉行・郡奉行其外諸役々ニも同様相心得、華美之振舞無之様可申達候、

諸郷出張前の誓詞に基づき、公正な実態調査を行い、貨財を貪り酒色に耽ることなどがないようにし、郷村・百姓の負担にならない廻勤を求めており、それは寺社方・山奉行・郡奉行その他の諸役も同様であるとしている。

文久元年二月、家老川上久包など五名連名の申渡（「群書輯録」卷二十三）には、「勸農方之儀者御国政第一ニ而、従 御先代様追々分而御手を被為付、諸郷近在余計之夫仕出銭等過分ニおよび、百姓共及疲弊、農業等行届兼候処より、御奉公人諸郷江差入候節、酒食等差出問敷、且夫仕出銀等茂精々相減、百姓迷惑ニ不相成様御沙汰被為在、其段者「統承知之通候」とあり、一時期には所の負担が減少していた。しかし、この頃は「何分緩怠之向相成、廻勤之訳御役々等始、定詰又者地方・櫛方検者等江も折節飲食之致会釈候得者、夫形致受用候向も有之、右入目料等向々ニ割付候而、百姓共迷惑ニ相掛、夫仕等も過当之儀共有之哉ニ相聞得」と元の状態に戻っているのである。そのため改めて「向後廻勤之御奉公人等者勿論、地方検者等迄も百姓共不及迷惑様、平常銘々心を尽し、万一酒食等差出候而も不受付様於向々致吟味、所役々共尚又御趣意之旨厚奉汲受、余計之夫仕出銭者勿論、酒食等不差出」と、所の負担軽減を命ぜざるをえなかった。

百姓の負担増加となるのは出張役人の貪欲さもあるが、最大の原因は苛斂である。これは薩摩藩独特の給与であ

る心付の付与とその付属により必然的に起こることになる。

諸座の書役・小役を務める者へは、ほほ七ヶ年ごとに下代蔵役が与えられる慣例がある。これが心付である。書役に就きながら蔵役に就くことはできないから、この役は他へ売る（付属）ことになり、臨時収入となるのである。一例を挙げれば、天保十年八月、御家老座書役の児玉五兵衛は、出水与下代を千三十六貫文で売っている（四本健光・安藤保「史料紹介 薩摩藩城下士の研究」、鹿児島大学教育学部社会科教室編『鹿児島島の地域と歴史』二二〇頁）。金に換算すると一四三両三分二朱余である。

下代蔵役を買った者は、在役中にこの出金を上回る利益を上げなければ役を買った意味がない。そのため苛勲となるのは当然である。卷二十三には、文久元年六月、これを廃止する布達が、家老名でつぎのように出されている。

一 下代蔵役人之儀、諸座書役・小役人等江之御心付を付属いたし相勤面々、利欲勝手を心掛、御蔵々取納方之儀、法外之重斂（斂力）いたし、百姓共別而迷惑二および、剩商人同様之取扱等有之、自然と廉恥之励茂無之様成立、甚しきは士分不似合、私欲之所業も有之、終二者被行嚴科候族茂不少、士風之衰頹、農之疲敝（弊力）、第一此悪弊より生し、誠二以歎ケ敷被

思召上候、風俗・勸農之両事者徒

御先代様分而御手厚 御沙汰被為在、別而不輕事候付、以来蔵方付属勤之儀者相止、書役・小役人等江之御心付者、夫々等級二応し当年より金子を以被成下、下代蔵役人之儀、来年より別段御人撰二而被仰付、御扶持米并苦勞銀等見合被成下、御蔵々取納米計り方を始、其外何篇憲法之仕向御規定居置、永年混雜無之様取扱いたし候ハ、士風茂立直、百姓共救助ニも可相成、然者数多之蔵々入組候取扱二付、夫々取調掛被仰付、精微二評儀を遂、憲法之仕向致永統候様可取計候、左候而、当秋迄者是迄之仕向通被仰付候而者、昨年分外高料之付属二付、万一蔵役人共心得違、法外之取納いたし候而者、乍此上百姓共令困窮候儀者案中之事候付、

屹とは迄被定置通、枡米等嚴重取扱有之候様申渡、見聞をも可掛置候、(略)

すなわち、役を買った下代蔵役人は利欲勝手を心がけ、士分に似合わない所業で苛斂を行い、土風の衰頹、農村の疲弊の原因となっている。そのため、心付として役を与えることを止め、書役・小役人には等級に応じて金子を与え、下代蔵役人は来年より人を選び任命し、扶持米・苦勞銀を与え、取納米の計り方などを実態調査の上、精微に評議し規定する。また、当秋までこれまでの通りであれば、昨年過度の高値で役を買った者が法外な取納をし、百姓の困窮になることも考えられるので、監察の者を出し監視する、とした。

取納前の文久二年九月には、今度、取納振りが替わったとし、枡は「矢倉落三孟小枡壹升六合」とし、外に先枡式升四合が欠米用として取納することとなった。取納時の散米は、計り場に敷いてある藁三枚を剥ぎ上げて作人へ返すことになっており、今まで、多数の散米を故意に作り出し、これが役を買った者の利得の源となっていたのであるが、この道を塞いだのである。また、斗枡御免の家も、作成した斗枡を作事奉行へ差し出し、見届の印形を受けるよう指示した。

心付が役給付であり、それが付属、すなわち売買されている事実、それにより生じる問題点はすでに知られていたが、この心付付属により生じた「土風衰頹、農家之疲弊」が容易ならぬ状況であることを藩が認識し、「土風立直、百姓救助」を意図して心付の給付の仕方を変えたことが、この史料で初めて確認された。

また、給地高の取納についても新たな知見が得られる。給地の取納高も定められているが、「近年百姓相對代銀を以、別而過当之直成二而押々致引結候向有之」という状況があり、これに対応して代金納をする場合は「真米壹石二付拾八貫五百文を限り、赤米之儀者五六匁下り」とすると昨年命ぜられた通り、文久三年も従うよう九月に命じたが、翌月には「当年之儀者時々通融之直成を以、無高下相對致引結候様被仰付候」と、現実に売買されている米価に基づく取納に変更している。幕末の米価高騰に対応した措置であり、藩は状況に応じ細かな指示を出してい

たことが窺われる。

さらに、窮士救済のため高五千石・金二万両を差し分け救済に当たるとは『忠義公史料』第一卷三五三にも記されているが、高五千石は無勤の士を勤めさせるのに使い、二万両は「寺社方等江被相下、諸人江拝借被仰付、右利銀を以窮士之内心掛宜敷、或不時之災難有之実ニ難捨置者共江、御救被成下」と寺社方の基金としてその利息を窮士救済に利用する仕組みであったことが分かる。これが『忠義公史料』にある島津久徴・新納久脩・桂久武三人による仕法施行手続きの吟味の結果であったと推論できるが、ともかく双方の史料を見合わせることによって窮士救済の全体像が判明することになる。

その外、藩主の忠孝者御覧について、その場所・方法、門の名子に至るまでの人名までも詳細に知られ、麻疹流行についての対応も具体的に指示していたことがわかる。卷二十三・二十九により、民政策のみならず、他の分野においても新たな知見が得られるのである。

卷二十六は鳥羽の戦闘状況や世上の様子、薩摩藩の人事などについて収録する。

卷二十六の最初に、「伏見鳥羽戦争之事件発起、其外報知等、日史七七八之卷江写置也」と注記している。「日史」とは『鹿児島県史料 名越時敏史料』一・二に所収した「名越時敏日史」であろう。これは文久元年九月を「日史第一」とし月毎に番号が付けられ、慶応三年四月の「日史七十一之卷」までである。ただ、文久二年九月は「第十四」、十月は「第十六」となっており「第十五」は飛んでいるが、後は月毎の番号となっている。したがって、「日史七七八」は慶応三年十月・十一月に当たることから、慶応四年一月に起こった「伏見鳥羽戦争」を「日史」のこの巻に記すことには、「日史」自体が欠如しているために明確にしえないが、疑問が残る注書きである。

鳥羽戦争では、三日から五日までの五番隊長野津七左衛門（鎮雄）からの聞き書き、高崎左京（正風）が斥候として目撃した事実、三日から八日までの伏見出張一番隊長鈴木武五郎よりの聞き書きを高崎が書き上げた「新見聞

誌」、および伊作・加世田両郷よりなる外城二番隊の伊作士黒川幸吉の父親への書状、六番隊士日高郷左衛門の父母への書状や「伏見・鳥羽・大坂迄の戦争日記」によって戦鬪の状況が分かる。また、錦御旗を目にし「供々目ト目を見合感涙仕次第、何之命も惜むへくこと無御座候」（黒川幸吉）、「此節戦死人数者誠ニ難有ものニ御坐候（中略）神ニ相成事ならハ、戦死之方か余程宜と申事御座候」（日高郷左衛門）などにより、出陣した者の意識も垣間見ることができるといえる。

さらに、慶応四年二月、折田要蔵の生野代官任命に伴う折田の感慨や三月の薩摩藩士の人事に関する申達などの書写に加え、「京師今流行」「新版チヨボクレ」「新はやり松たをし一ツとせふし京新町板絵入」など庶民の見方が窺えるものを書写しているのは、時敏の人物像を窺う上でも興味深いものがある。

三

「群書合輯」は全十六冊からなる時敏の書写群である。「群書合輯」の整理がなされた時期は明確でないが、(四)に明治六年の県庁布告、(十五)に同八年の「久光公御建白書」があることにより、十四年に亡くなる時敏晩年の仕事であることが分かる。各冊が分野ごとに整理されているとは必ずしも言いがたく、また同分野の冊内の整理も一定の基準でなされているわけではない。

今年度刊行する四冊の内容を大別すれば、1 島津一族の系図類および由緒、2 合戦・軍記関係、3 家臣の由緒・奉公、4 家老名・一門から寄合並までの人名および持高、5 治政関係、6 その他、となる。

1 島津一族の系図類および由緒は (一) に纏められている。

「島津家大概」は元祖忠久から薩摩藩初代藩主となる家久までの略伝、「御家代々記」は忠久から十代当主立久までの子・兄弟についての生没年・法号などの記述である。系図は、三代藩主綱貴から十代藩主斉興までのものが

あり、「清和源氏家系図」は貞純親王から継豊までの名前等が記されるのみで、他系図を参照しなければ続柄が分からない不備なものである。また、系図ではないが、八代藩主重豪と、四代藩主吉貴の子で垂水島津家を継ぐ貴備の続書がある。由緒は、伊作島津家について、忠良（日新）を主として取り上げており、関連して「伊作御城にて御誕生之主君」に伊作城に関係することや簡略な歴史が記される。

次に「島津家大概」と「御家之事幕府江差出せし留」について付言する。

「島津家大概」の特徴は、「島津家正統系図」の代数の数え方と異なり、五代貞久の子で、当主の座に就くことなく死去した宗久を六代、義弘の子久保を十九代としている。これは東京大学史料編纂所所蔵島津家文書の平田氏蔵書、鹿児島大学附属図書館所蔵の玉里文庫本でも同様である。ところが玉里文庫本では「六代宗久。任^三大夫判官^一。」云々とあり、続いて代数を書かずに「宗久早世故。其弟師久。氏久。兄弟有^レ之候二付。父貞久薩隅を兩人二守護を譲。」云々と記し、異筆による「宗久ハ家統ヲ継ズシテ早世ス、故ニ師久・氏久共ニ六代ノ守護ト称ス」との頭注があり、八代元久以後は代数に訂正の書き込みがある。また、同本には、巻末に「此書 光久公御時代比 徳川幕府へ御書奉^レ成ル。御家肝要之事共。悉皆書載有^レ之。童蒙輩可^ニ謹読^一書也。」とあり、朱書で「此条平田本無之」とある。本書の成立年代を示す記事であるが、それに続く文言からすれば後筆であろう。島津家当主としての資格が守護職を譲りうけたことにあり、宗久・久保が除かれたのならば、義弘を当主として数える「島津家正統系図」作成にはどのような政治的意図が働いていたか興味ある点である。

「御家之事幕府江差出せし留」は、慶長三年から寛永十五年家久死去まで、義久・義弘・家久が徳川家康・秀忠・家光からどのような厚遇を受けたかを記したものである。平田本には、表紙に「御厚恩記」とあり、本文の題は「権現様・台徳院様・大猷院様御当家へ御懇意之条々覚書」である。また、「貞享元甲子年江戸ニおいて被差出写」とあることにより作成年が知られるが、同年賜与される領地判物と関係があるかは不明である。

「御元祖以来御居城覚書」は木牟礼城から加世田城まで、二十一の城についての説明である。「薩藩政要録」にも同じ表題の文書があるが、説明は簡略である。ここに所収するものは、平田宗敬が文化十三年に「右、祖考十四才之御時書せ給ひしならん」と記したものと同一である（「祖考」とは平田宗可のことであろう）。

2合戦・軍記関係は、伊東家との戦いである高城・木崎原合戦関係、龍造寺家との戦いである「島原軍記」と「惟新様関ヶ原御退陳之御供人数」が（二）・（三）にある。

高城合戦については、「此書ハ、其時之古人物語候を、高城の住人長友治部左衛門書留置候者也」との付記がある。木崎原合戦については『鹿児島県史料 旧記雑録後編一』にも所載されている。「飯野木崎原合戦聞書之事」は、後書きにより、白鳥山浄泉坊が寛政七年三月五日、飯野の小田多之助から借用して書写し、文化二年四月六日、肝付兼善が白鳥山に一宿の節に書写したこと、さらに同五年五月三日、松峰山下散人宗可が肝付兼善より借用して書写したものであることが分かる。「木崎原御一戦参考」については、向井達夫が自ら「寛政十年戊午九月真幸諸郷を廻勤せし時、諸書を参考し、或ハ土地之人に尋問し、地之遠近又ハ其日之時刻を勘考して、他日の考証に書記し置なり」と記している。

「木崎原御合戦一件飯野噺より申出」は、「元龜三年五月四日木崎原御合戦之次第、旧記・記録等又は古老之申伝之儀とも有之候は、委曲書記し可差上」と命ぜられたことに対し、明和八年、飯野噺四人連名により御記録奉行郡山次郎左衛門（遜志）へ返答したものであり、その経緯についてはつぎのようにある。

右記録之儀者勿論、

惟新様御一代之記録、飯屋并長善寺江一冊ツ、有之候処、先年両所とも出火ニ付焼失仕申候、然者当時に至り為差立旧記・記録等も無之候得とも、見覚之ま、一紙・半紙ツ、書記し置候を取あつめ、又者古老之ものとも申伝へ候事とも承合、実否不明白に候得とも、右之通一冊に書記し差上申候、誤り又者不実成儀而已可

有之候得とも、御用捨被仰付被下度奉存候、

現在もよく知られる義弘の治政・教育などの素晴らしさを示す逸話や合戦前後の逸話は、すでにこの時期に成立していることが分かる。

「惟新様関ケ原御退陳之御供人数」も肝付兼善の所有したものの書写であるが、記録奉行町田仲右衛門(より脱カ)(俊雄)が編集したものと人数に差があることを平田は指摘している。加治木新納家文書にも同表題の史料があるが、人数は七十四名である。

3家臣の由緒・奉公は、①「橋口対馬覚書」②「俊信一代之内御奉公仕候条々」(以上、(二))③「新納弥右衛門口上覚書」④「東郷藤兵衛覚書」(以上、(三))である。

①は、中間として義弘に仕えた橋口対馬の名前の由来・その子孫について、寛延二年に記されたものを、肝付兼善が書写しており、それを平田直次郎宗可が文化五年五月二日に書写し、さらに時敏が書写したものである。②は山伏である面高真連坊頼俊の自記であり、永禄四年から慶長五年までの奉公の簡条書きである。平田の書写には、高岡郷深年村善哉坊所有の古書であった旨が記されていることから、時敏が高岡居地頭時代に書写した可能性もある。③は、宝永三年の札改に際し、加治木新納家家来の宗門手札を片書名字から書き下し名字へ変更することを求めた願書である。札奉行所は、土持家・本城家・本田家の三例を示し、家老職を務めるか、島津家に連なり断絶のない家は家来の書き下し名字が許されているとして、新納家に対する取り扱いの指示を仰いでいる。④も東郷藤兵衛から出された同じ願いであり、その資格があることを示すために由緒書を添えている。

4家老名・一門から寄合並までの人名および持高は、①貴久より綱貴までの家老職にあった人名、②一門から寄合並までの人名、③一門から寄合並までの新古高帳、である(以上、(四))。

「薩藩政要録」には貴久から斉興までの家老を所収するから①はこれに含まれるが、①には、義久代に記される

べき伊集院忠棟と綱貴代の北郷久嘉・島津久武・伊集院久矩・名越恒渡の四名は欠落している。なお、「薩藩政要録」では、義久を永祿十一年頃より天正十三年まで、義弘を天正十三年より慶長五年まで、家久を慶長七年より寛永十五年までそれぞれ家督にあつたとするが、①では、義久から家久へと家督が替わる記載になつてゐる。また、「義弘公天正十三年ヨリ御守護代被遊候得共、御家老ハ右之人數ニテ御坐候」との注記があり、守護職を受け継ぐものが家督であるとの立場をとつてゐる。②・③はいわゆる大身分家とその持高の変遷について、慶長十八年・元和六年・寛永九年・万治二年・享保大御支配の領内惣検地時点の分と弘化五年・安政元年の分が記される。

5 治政関係では、①税法、②津口改である（以上、(四)）。

①は「表方并諸組御藏入御高・諸寺院高迄之由来糺方」と「御高百石取納米并御高掛之品々都而相立起先之次第、其外夫々より相掛訳合委敷相糺」すことを命ぜられた代官の返答書である。しかし、後者については「当坐江帳留等不相見得も有之、段々脇御坐江も相掛致糺方候得共是亦委敷儀基相知不申、申伝等之趣、巡見上使御答書等を以本にして旁吟味仕、太体之趣迄を以右之通相調差上申候」とあるように、代官でも取納法については曖昧な点もあつたのである。これらについては『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集一』を合わせ考究する必要がある。なお、文化十二年の領内人口、文政元年の領内石高の内訳なども付け加えられている。②は「諸船改様之覚大概」・「船改様并定尺打様之事」・「唐物商売ニ付改様之事」・「六十六部改様之事」を含み、人と物の動きに対する規定である。6 その他は(四)に所収される会津侯の「家訓」や県庁布告などであるが、内容・年次を異にするもので、他の史料からすれば異色である。

(安藤保)

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「群書輯録」・「群書合輯」を底本とし、『鹿児島県史料 名越時敏史料九』として刊行するものである。

一本書の目次は、「群書輯録」・「群書合輯」本文の文書題及び目録をもとに作成した。

一「群書合輯」の番号（一〜四）は、東京大学史料編纂所の目録番号に従った。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

（原本史料） 「幕府沙汰書」（東京大学史料編纂所所蔵）

「旧邦秘録材料」（東京大学史料編纂所所蔵）

「慶明雑録」（東京大学史料編纂所所蔵）

「石室秘稿」（国立国会図書館所蔵）

「名越時敏日史」（東京大学史料編纂所所蔵）

「旧典類聚」（東京大学史料編纂所所蔵）

「島津家大概」（東京大学史料編纂所所蔵）

「御厚恩記」（東京大学史料編纂所所蔵）

「御元祖以来御居城覚書」（東京大学史料編纂所所蔵）

〔十一部合本〕（鹿児島大学附属図書館所蔵）

〔島津御家聞書〕（都城島津邸所蔵）

〔木崎原御一戰參考〕（鹿児島県立図書館所蔵）

〔諸家覺書 全〕（都城島津邸所蔵）

〔山田有長雜集〕（都城島津邸所蔵）

〔津口心得之覺〕（東京大学史料編纂所所蔵）

〔税法〕（東京大学史料編纂所所蔵）

（刊本史料）

旧記雜録前編（『鹿児島県史料 旧記雜録前編』二）

旧記雜録後編（『鹿児島県史料 旧記雜録後編』一～三）

旧記雜録追録（『鹿児島県史料 旧記雜録追録』一、八）

忠義公史料（『鹿児島県史料 忠義公史料』一、二、四、五）

名越時敏史料（『鹿児島県史料 名越時敏史料』一、二、七）

玉里島津家史料（『鹿児島県史料 玉里島津家史料』一、五、十）

島津家文書（『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之一、二）

徳川慶喜公傳（『日本史籍協會叢書』『徳川慶喜公傳 史料篇 三』）

徳川禁令考（『徳川禁令考』前集第一、第二、第四、第五）

〔明治元年戊辰戰役關係史料〕（『鹿児島県史料集（9）』）

〔水戸藩史料〕下編 全

〔法令全書 第一卷〕

「明赫記」(『鹿兒島県史料集(27)』)

「東郷実満覚書」(『鹿兒島県史料集(34)』)

「西藩野史」(『新薩藩叢書二』)

「豊薩軍記」(『戦記 豊薩軍記
資料 肥薩軍記集』)

『垂水市史料集』六

『宮崎県史 史料編 中世二』

『日向郷土史料集』第七卷

『稽徳編』

一刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、底本の体裁に従い、闕字は一字分あげとした。

ウ 仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、原則として行間に()で囲み原注と区別を行い、文意の通じない箇所や文字は、(ママ)・(○○カ)などとした。

カ ルビは、底本にあるもののみを付した。但し、本文と重複するものについては適宜これを外した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 貼紙は、右肩に(貼紙)と注を付し「」で囲んだ。

ケ 方言と思われるものは、原本忠実とした。

言

例

鹿児島県史料 名越時敏史料九 目次

群書輯録 卷二十三

右同人来書之写 九二

文久元年辛酉ヨリ之仰出 一

文久二年戊辰仰渡 一六

文久三年癸亥仰渡 三〇

群書輯録 卷二十九

年頭其外御目見之振合被召替候事 九五

京師不容易形勢二付仰出 九六

給地高売買二付仰渡 九六

諸御役所其外御寺方御修甫之事二付仰出 九七

御作事向御取止雨洩迄余計之場所取毀被仰付候事 九七

心得違議論区々二付仰出御筆 九七

中将様依御願京師賜御暇備後殿滞京御用被相勤候事 九八

出兵之儀二付十分建白早速言上仕候様仰渡 九八

兵隊歎願有之其節仰渡 九九

高申請被仰付候事 九九

慶喜將軍辭職之事 一〇〇

徳川手勢芝御屋敷襲来且船軍等之事仰出 一〇〇

明時館被廢候事 一〇一

四拾歳相成候者モ壮健ノ者ハ陸軍所へ罷出候様仰出 一〇一

富家之面々現金御貸上被仰渡候事 一〇一

酒食質素仰出 一〇二

群書輯録 卷二十六

内藤領延岡より伺書 五七

伏見其外戦争新見聞誌 高崎左京書上 五八

伊作黒川宿許状 六六

徳川慶喜滅亡之七事 七〇

京師今流行 七〇

関東征伐出陣之国々大概 七〇

新板子ヨボクレ 七一

新はやり松たをし一ツとせふし京新町板絵入 七七

殉国群英之碑并銘 七九

日高郷左衛門殿書状之写 八〇

右同人伏見・鳥羽・大坂迄之戦争日記 八三

日高郷左衛門為徳殿従京都来書之写 八七

右同人来書之写 八九

目次

軍事總裁奉御指揮進退可致京師仰出	一〇二
征東將軍御出陣二付一小隊急ニ差出候様卜之事	一〇三
三位中將為鎮撫惣督丹波口出張ニ付右同斷	一〇三
伏見表防禦筋精々尽力早々嚴重警備從朝廷仰出	一〇三
坂兵戎服之者共引弘不被得止之場合朝敵ヲ以御所持之事	一〇三
伏見鳥羽戰爭仰出	一〇三
大坂落城英新文之趣ニ付被仰渡候事	一〇四
御厩之号被廢騎兵所被召建候事	一〇四
諸向易簡輕便之取扱ニテ猶又煩冗相省致急弁之様吟味仰出	一〇五
騎兵所以來陸軍所掛御家老被扱被仰渡候事	一〇五
御直元服其外諸御礼願ニ付仰出	一〇五
諸座御扶持米手形之儀ニ付仰出	一〇五
從中將様九州之諸候工被差出候布告文	一〇六
定火消被廢火消之儀ハ御作事一手被仰渡候事	一〇六
御作事奉行以下奉行頭人書役方御用をも御帳留等モ可致取扱仰出	一〇七
忠魂之靈社御建立ニ付志次第寄進仰出之事	一〇七
逆賊追討之為恩賞御劍一振御頂戴殉國戰死之者賜金等之事	一〇七

御劍御拝領御書付之字	一〇八
殉國戰死之者共工賜金御書付之写	一〇八
秋月其外隣國藩ニ御依頼之事	一〇九
太守様御実名被召替候事	一〇九
御城内其外杖御免不及願候事	一一〇
長州工市來松岡印鑑被相渡候事	一一〇
高奉行之事	一三〇

群書合輯 (一)

島津家大概	一三七
御家代々記	一四九
大御隠居様御統御繁昌之次第	一五三
大玄公御以來略御系図	一五五
御家之事幕府江差出せし留	一六二
清和源氏家系図	一七二
伊作家由緒	一七五
御元祖以來御居城覚書	一八一
群書合輯 (二)		
平佐城責日記	一八五
高城住人長友治部左衛門其時之古人聞於物語書留	一八五

鳥原軍記	一九〇
飯野木崎原合戦聞書之事白鳥山金剛乘院	一九九
木崎原御一戦参考 向井達夫撰	二〇四
惟新様関ヶ原より御退陣之御供之人數	二一五
橋口对馬覚書	二一六
連長坊日記	二一八
群書合輯(三)	
木崎原合戦記	二二四
新納弥右衛門口上覚書	二二四
東郷藤兵衛覚書	二二五
木崎原御合戦一件飯野嘜より申出	二三五
群書合輯(四)	
貴久公より綱貴公御五代御家老人名	二五三
義弘公外城より被召寄御談合之人數	二五五
家訓	二五八
自御一門至寄合新古高帳	二五九
税法并津口改法	二七二

群書輯錄

卷二十三

表紙

文久元酉戌亥

仰出

群書輯録 卷二十三

群書輯録 卷二十三

目録

群書輯録 卷二十三

名越時敏

○文久元辛酉ヨリ之仰出

一 鉄製蒸気船壹艘

但、一船号天祐丸

一 長サ三拾九間

一 旗印日之丸并白地ニ紺十文字御紋

右者、今般於長崎御買入相成候付、以来御当地海江

乗入候節(候方)者、時々山川沖ニ而御船之為相凶、大砲拾

發致連發、夫ヨリ間ヲ置、追々式發宛打候而前之浜

迄廻船之筈候、此旨可承向江可申渡候、

西正月

摂津

一 大番頭・御小姓与番頭・御船奉行・御作事奉行・御

春屋役

右御役場之儀者、都而御軍役方江被

掛置候条可申渡候、

西二月

摂津

一 勸農方之儀者御国政第一二而、從

御先代様追々分而御手を被為付、諸郷近在余計之夫

仕出錢等過分ニおよひ、百姓共及疲弊、農業等行届

兼候処より、御奉公人諸郷江差入候節、酒食等差出間敷、且夫仕出銀等茂精々相減、百姓迷惑二不相成様御沙汰被為

在、其段者一統承知之通候処、至比日

御趣意汲受、薄向も有之哉二付、此節尚亦御吟味之訊有之、郡奉行之内掛被仰付、別段廻勤等被仰付候処、何分緩怠之向相成、廻勤之訊御役々等始、定詰又者地方・櫛方檢者等江も折節飲食之致会釈候得者、夫形致受用候向も有之、右入目料等向々二割付候而、百姓共迷惑二相掛、夫仕等も過当之儀共有之哉二相聞得、右二付而者去ル午年、別紙通 御仁恵之

御沙汰被為 在候儀も有之候付、其以後右次第之儀者有之間敷事候処、甚以不可然事候、依之

屹と被為及御取扱筈候得共、深

思召之訊被為 在、此節迄者 (有カ) 御看免被仰付候条難

有奉承知、向後廻勤之御奉公人等者勿論、地方檢者等迄も百姓共不及迷惑様、平常銘々心を尽し、万一酒食等差出候而も不受付様於向々致吟味、所役々共尚又御趣意之旨厚奉汲受、余計之夫仕出銭者勿論、

酒食等不差出様、兼々受持郡奉行等より分而致教諭、難有 御趣意之程不致忘却、聊緩怠之儀共無之様可心掛候、乍此上不守之聞得有之者、兼而見聞も不掛候付、夫々相当之可被及御取扱、此旨不洩様向々江致通達、諸郷・私領江も可申渡候、

二月

筑後

伯耆

摂津

但馬

登

一諸郷江御奉公人差入候節、酒食等差出間敷と之趣者追々申渡、殊ニ去ル子年も分而申渡、且廻勤人数減少迄も被仰付、余計之人馬仕等不相成様取計、出銀等も精々相減、百姓共迷惑相掛候儀、屹と無之様可相嗜と之趣共細々申渡置候処、其涯者所役者勿論、廻勤之諸御役場も其心得にて、右様之儀為相止由候処、又々近年緩せ相成、廻勤等之諸御役人其外見聞役、地方・櫛方檢者迄等も其向江相掛、所役々共よ

り為会釈酒食類差出、入目料向々江相掛出錢為致、

且又御定外余計之夫仕有之、問二者宍狩等相企夫仕

相増、彼是所中及迷惑、就中勞百姓共別而致難洩候

哉二相聞得、當時勸農向之儀、分而被仰出候折柄二

候得者、猶更右体之儀無之様厚可心掛之^(ママ)処程候得者、

右次第畢竟心掛薄所より難有候

御趣意致忘却、別而不都合之至候得共、此節迄者不

被為及 御沙汰候条、以来屹と 御趣意奉汲請、聊

等閑之儀有之間敷候、万一所役共心得違、飲食之品

差出候而も一切不致受用、時宜次第二者御趣法掛御

用人江相付、形行可申出候、此旨不洩様向々江致通

達、諸郷・私領へも可申渡候、

正月

下総

伯耆

登

駿河

伊織

一 赤髭

一 駒鳥

一 綾鳩

右者、他国江売出候儀差留置候得共、以来不及其儀

候、此旨向々江不洩様可申渡候、

二月

登

一 御領内之儀小錢不通融付、銅錢式文ツ、通融申渡置

候処、於琉球も同様致通融、琉球も下商人共密々銅

錢積下候哉二相聞得、基小錢無多事一統為通融、右

様申付置候付、以来積下候儀一切不相成候、乍此上

心得違之者於有之者、屹と可及迷惑候条、此旨町奉

行并支配頭・主人等より嚴敷可被申渡旨申渡、可承

向々江も可申渡候、

三月

筑後

一 此比近在所々江、浪人又者無宿体之共^(者脱カ)徘徊いたし、

無心ケ間敷事共申遂、及不法候者有之哉二相聞、不

届之事二候、向後右体之者共立廻候ハ、聊無用捨

捕押置、早々可被申聞候、尤、手余^(二脱カ)り候儀も候ハ、

打捨候共不苦候、時宜ニ寄鉄砲等相用候而も不苦候

間、隣領之面々江茂申合置、其次第二寄候而者相互

ニ加勢差出候様可被致候、

一 小身之面々知行所之儀者、捕押方等不行届儀も可有

之候間、最寄万石以上諸家陳屋等江注進致し、右注

進次第面々居城・陳屋等より召捕人数差出、同様取

計候様、兼而手筈可被申付置候、

一 御料所并寺社領手当方之儀者、領主之面々心付候様

可被致候、

右之趣、関八州御料・私領・寺社領共不洩様、

早々可被相触、

二月

右之通可被相触候、

別紙之通従

公義被仰渡候条、組中・支配中・諸郷江不洩様可被

申渡者也、

一 今度參勤御猶予之儀、於

公辺御例格も無之不容易事候得共、格別之訳を以願

通被

仰出難有存候、右付、来々年參府迄者暫時間も有之

候間、江戸屋敷中取締向、猶更嚴重無之候而者不相

濟事候付、第一

公義之御法令を相守、一統致精勤、諸士末々ニ至迄、

古代之国風を不失、質素節儉を用、奢侈放肆之儀無

之、正実を以相交、一涯風儀正敷、文武之道相励候

儀肝要之事候、就中改革向之儀聊不致廢弛、諸事行

届候様出府之上、式部等申談、屹と向々江可申渡事、

申十二月十四日

御別紙之通、

御筆を以被

仰出、誠以難有

御趣意之御事候条、一統謹而可奉承知候、右二付而

者 仰出之通、當時

御留主中之儀ニも候間、一涯致謹慎、聊不勘弁之儀

共無之様心掛、第一

公義之御法令を相守致精勤、遊惰之習風ニ不陥、專

文武を相励、無益之費を省、質素節儉を心掛、御改

革向之儀二付而も聊不相弛様、夫々掛之向者勿論、

向々ニおゐても一統綿密行届候様取計、奉安尊慮候

様可致候、此段分而申聞候、

正月

左衛門

式部

一文久

右之通年号被相改候旨、先月廿八日於江戸被仰渡

候段申来候間、奉得其意、先月廿八日より諸書付

等茂文久と可相改候、此旨表方御役人并無格之

面々江申渡、組中・支配中江も可被申渡旨可申渡

者也、

三月十九日

御家老座印

一周防様御事、重富家江被為人候得共、格別之 御倫

次二付、当分之通二而者御成合不宜、別段深 思召

之訊被為在候付、以来御実形之御身柄被為復、何篇

左近様御同様被仰付候段者別段申渡通候、依之来ル

廿二日四時月次御礼罷出候面々、於席々謁御家老、

御祝儀可被申上候、

但、大奥江兼而、以下略、

右、可致通達候、

四月十九日

摂津

周防様御事、重富家江被為人候得共、格別之 御倫

次付、当分通二而者御成合不宜、別段深 思召之訊

被為在候付、以来御実形之 御身柄二被為復、何篇

左近様御同様被仰付候、左候而、重富家之儀者島津

又次郎殿江相続被仰付候旨、御家老以御使被 仰出

候条、此旨可奉承知候、

四月

筑後

摂津

一周防様御儀、此節 御実形之御身柄二被為復候得共、

御内情御願之趣有之候付、別段之訊を以、是迄之通

重富家

御居付被仰出候、

一御行列御供廻之儀、横目中小姓被召列、御道具持又

者御陸等迄も、夫々御手許より被差分候儀、当然之事候得共、是以前条同断、御願之訳有之候付、御駕籠廻江御付御小納戸壹人、奥御小姓兩人被召列、其外都而是迄之通、重富家人数二而相勤候様被仰付候、一屹と立候節者御兵具方足輕四人、平日 御登城之節者、兩人為御先払被召付候、

一 御本丸御上り之節、北御門又者御台所御門より被成御入、桜之間御中門より御上り有之候様被仰付候、左候而、御陸尺等重富家之者共候付、 御下乗之儀者、右御中門涯二被 仰付候、右者深 思召之訳も被為在候得共、御内情旁御願之趣有之被聞召通候処、是以無御抛事候付、別段之訳を以、右之通被仰付候旨、御家老以御使被仰出候、此旨向々江可致通達候、

四月

摂津

一 百文錢壹ツニ付

代錢百拾六文

右者、百拾式文ニ而通用申付置候得共、近他領追々直段引上ケ候趣相聞得候付、今日より直成被相替候

条、御藏々入払者勿論、一同右之通致通用候様申付候、此旨支配中へ可申渡候、

四月廿日

登

一 周防様御事

島津和泉様

右之通被成御改名候、依之、以下略、

四月

摂津

一 和宮様当春中御下向たるへき旨、先達而被仰出候処、東海道筋荒所多く、御通行御差支ニ付、中山道江御道替被 仰出、御下向之儀暫 御差延被 仰出候様、御比合之儀者追而可被仰出旨、從

公義被仰渡候段申来候条、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方へも可相達候、

五月

筑後

一 今般御吹立相成候精鉄錢、壹文ニ而並錢(波カ)四文ニ代り相用候様、從

公義被仰渡置候処、追々近他領より入込候段相聞得候付、於

御領国茂御蔵々入払者勿論、一同右之通通用申付候、此旨支配中江申渡、奥掛・表方江相達、諸郷・私領

江も可申渡候、

五月

左衛門

一 来月朔日忠孝之者等被遊

御覽咎候条、御次第書等を以申渡通候条、於向々無間違様取計、得差図候儀者、早々可申出旨可申渡候、

酉五月

但馬

一 六月朔日

御書院江

御出座、月次御札相濟、

御対面所 御上段江

御渡座、閉置候

御上段之御襖開之、敷舞台並居候人数被遊

御覽、御襖閉之、

但、御役々等兼而 御出座之節之通、其外 御覽二付而之御役々等も相詰、

敷舞台末席江

大山仲兵衛

新納嘉

村田源右衛門

児玉軍兵衛

蘭牟田利兵衛

山本伊兵衛

勘定役定役

鎌田郷左衛門

原良村庄屋
石沢六郎

御広敷番

今井喜藤次

三島方書役助
藤井吉之助

郡方書役助

美代勘兵衛

御徒目付・藏方目付勤
長崎源吾

御趣法方書役・御徒目付兼務

田原与兵衛

砲術書籍方掛
儀永孫四郎

新納次郎四郎組御小姓与

房村猪之次

関山組御小姓与
八田勇之丞

川上源十郎組一代御小姓与、隠居、指宿居住

平峰新藏

一代御小姓与、御細工所塗物師主取
植村平左衛門

右、御小姓与後江

諏訪数馬地頭所国分郷士

川上龍衛地頭所小根占郷士、隠居

山元休左衛門

池端六右衛門

諏訪数馬地頭所国分郷士、正九郎二弟

肥後権助

伊集院集衛地頭所田代郷士、安右衛門嫡子
萩田伝之丞

大番頭預・栗野郷士

池田休右衛門

谷川次郎兵衛地頭所山川郷士
米北勇左衛門

山口右源太地頭所羽月郷士

赤地宇右衛門

北郷作左衛門地頭所郡山郷士、申良柏原浦居住
田辺泰藏

(池力)

右面々退去仕候以後、

御上段御庭之方御縁煩江

出御、御障子相開、庭上之者被遊

御覽、御障子(開カ)開之、

但、御障子相開候前以より平伏為致置候、

一御対面所庭上

兼而帶刀格之者者莖敷付之上、其以下ハ白砂ニ並居、

但、五正立之方御中門より可罷出候、

島津又次郎殿家来

有馬嘉兵衛嫡子
有馬七十郎

島津隼人家来、下沙見町
居住安藤吉之助嫡子

島津主殿家来、小林堤村居住
久留直治

島津左膳家来
三宅伊平次

頼妹織部家来、下金生町居住
松田孝右衛門

肝付兵部家来
山元助右衛門

島津仲家来、下筑地町居住
山下市兵衛

小林一学家来、塩屋村居住
中村喜右衛門

平田正十郎家来
平田貞右衛門

大迫源十郎家来

卷木市郎兵衛

小番
有川喜左衛門家来

青山幸助

加治木昆沙門町名頭

田実伊右衛門

都城町人

高野善兵衛

高山波見浦人

重政右衛門

右同所波見浦名頭

重新兵衛

高城郡高城(麦カ)之浦村輔脇門
名子小左衛門從弟

万助

鹿兒島下伊敷村萩原門名子

小藏

桜島白浜村名頭与四郎弟

与平次

野尻江平村大田門名頭

五左衛門

亡才次郎養子亡甚助子

御小姓与(抱カ)

中野若七年季拘

市太郎

蒲生野町名頭

仲太郎

鹿屋南高須浦町名頭

小藏養子

藤兵衛

始羅郡山田木津村

榑木野門名頭小助子

六左衛門

栗野田尾原村松本門名頭

五郎左衛門

大始良横山村森木園門名頭

伝太郎

帖佐中野村窪門名頭本名新五郎
休左衛門名子兼左衛門二男

太市

国分見次村末永門名頭

袈裟右衛門

始良郡山田大山村谷口門先名頭

仁右衛門

上甌島中甌村東門名頭仲吾名子浜助子

休助

高城郡高城湯田村湯之口門名頭

仲太郎

大口大田村瀬戸口門名頭

喜右衛門

田布施尾下村末吉門名頭

三右衛門

市來長里村古城門名頭孫右衛門名子亡伊助子、本名休太

伊右衛門

国分真孝村東宮園屋敷名頭金右衛門叔父

喜之助

市來湊町人

藤右衛門

松山尾野見村柏木門名頭亡知太郎養子

権四郎

国分下井村内村門先名頭亡藤之丞弟

袈裟市

串良上小原村小窪屋敷名頭

仲左衛門

大口市山村池田門名子伊兵次弟

仁平次

大始良横山村小園門名頭

庄兵衛

大根占上之浜浜人市十子

市助

国分内村堀之内門名頭

次郎左衛門

次郎右衛門親

伊兵衛

秋目浦人伊左衛門男子

水引大小路町

熊次郎

鹿籠折口中釜名子

亡清左衛門子

仙太郎

加治木日本山村坂之下門名頭加兵衛名子

袈裟市

鹿兒島荒田村森水門先名頭

猪之助

都城川東村門

藤九郎

踊二体堂村水岩屋敷名頭

藤左衛門

市右衛門名子

伊八

伊集院清藤村田中門名頭

次右衛門

大口華北村樋渡屋敷名頭勘左衛門男子

五藤次

串良唐仁町浦名頭

隆助

串木野羽島浦充指

龍左衛門

串木野羽島浦人

千世助

阿久根浦浜役

金石衛門

御兵具方足輕

永山十太郎

伊集院麗居住

久見崎御船手付

亡前田貞七三弟

以上

右、島津又次郎殿家来有馬七十郎と左右二相離罷出候、

一 下代藏役人之儀、諸座書役・小役人等江之御心付を付属いたし相勤面々、利欲勝手を心掛、御藏々取納方之儀、法外之重^{徴カ}斂いたし、百姓共別而迷惑ニおよひ、剩商人同様之取扱等有之、自然と廉恥之励茂無之様成立、甚しきは士分不似合、私欲之所業も有之、終二者被行嚴科候族茂不少、士風之衰頹、農之疲^{弊カ}敝、第一此惡弊より生し、誠ニ以歎ケ敷被

思召上候、風俗・勸農之両事者從

御先代様分而御手厚 御沙汰被為在、別而不輕事候付、以来藏方付属勤之儀者相止、書役・小役人等江之御心付者、夫々等級ニ応し当年より金子を以被成下、下代藏役人之儀、来年より別段御人撰ニ而被仰付、御扶持米并苦勞銀等見合被成下、御藏々取納米計り方を始、其外何篇憲法之仕向御規定居置、永年混雜無之様取扱いたし候ハ、士風茂立直、百姓共

救助ニも可相成、然者數多之藏々入組候取扱ニ付、夫々取調掛被仰付、精微ニ評儀を遂、憲法之仕向致永統候様可取計候、左候而、当秋迄者是迄之仕向通被仰付候而者、昨年分外高料之付属ニ付、万一藏役人共心得違、法外之取納いたし候而者、乍此上百姓共令困窮候儀者案中之事候付、屹と是迄被定置通、枘米等嚴重取扱有之候様申渡、見聞をも可掛置候、右者、此節深

思召之訳有之、右之通御仕向被相替候旨被 仰出、誠ニ以難有御事候条、一同謹而奉承知、御趣意之程屹と可相守候、此旨支配中江申渡、奥掛・表方江茂可相達候、

六月

左衛門

登

一來月初旬より踊之内栄之尾江被遊

御光越、同所御茶屋江被為人筈候、右ニ付而者、万端御作略ニ而諸事興計被仰付候条、昨年指宿江為御湯治、御光越之振合を以取調、得差図候儀者其

通可有之旨、可承向江可申渡候、

七月

左衛門

一 去年八月、江戸上御屋敷江水戸浪人三拾八人致推參、其段 公辺江被及御届候処、此

御方様御家来江可被成御預旨被

仰渡、右二付而者不容易事候付、元御主人様御方江

御引戻方之儀、段々被仰立趣有之候処、其通被仰渡、

去ル五日從此御方警固等被召付、 水戸様御下屋敷

二 おひて御役々引合之上無異儀御引渡相濟、彼御方

様より御使者を以挨拶等有之候段申来候、此旨向々

江可通達候、

七月

左衛門

一 御領国之儀、全体御高頭不応諸士人体多く、無高二

而勤方無之者自然と困窮成立候付、為御救助先年

給地御蔵入高之内別段被差分、諸座下目付書役等練

廻を以被仰付来候得共、当時二至り急変之御用難相

立而已ならず、飢寒之苦二堪兼候者も有之段被

聞召通、別而御氣之毒被 思召候二付、別段之訳を

以是迄被差分置候式千石、外二此節三千石被相重、

都合給地御蔵入高五千石被差分、夫々勤方被仰付、

且金子之儀別段式万両被差分、寺社方等江被相下、

諸人江拝借被仰付、右利銀を以窮士之内心掛宜敷、

或不時之災難有之実々難捨置者共江、御救被成下答

候、当時御改革中ながら、右之通過分之米金窮士御

救為め二御宛行被仰付候儀、誠二以不容易 御仁恵

之御事候条、難有奉承知、 御趣意之程誠実奉汲受、

一 涯御奉公筋致精勤、学問・武芸相励、士風致振起、

往々一廉御用立候様可心掛候、此旨向々江不洩様可

致通達候、

七月

左衛門

筑後

但馬

登

一 名書

有賀半弥

岡見富次郎

前木新八郎 森半蔵

矢沢金之助 渡辺剛蔵

黒沢五郎

右之者共、常州出生浪人之由ニ相聞得逃去候付、怪敷体之者見受候ハ、其所ニ留置、早々御料者御代官、私領者領主・地頭江申出、夫より於江戸月番之町奉行江可申出候、若見聞およひ候ハ、其段も可申出候、尤、家来・又者等を入念可遂吟味、若隠し置候儀者勿論、等閑ニ致し置、脇より相知候ハ、可為曲事もの也、

右之通可被相触候、

六月

一 異風之筒袖、異様之冠物者着用不相成趣、兼而相触置候処、近比密々着用致し候族も有之哉之由、如何之事ニ候、以後心得違無之様可致脱カ、尤、御軍艦方其外大船乗組之者、且武芸修行之者筒袖ニ無之候而差支候分、船中又者稽古場を限り、外国人之服ニ紛敷無之様仕立相用候儀者不苦候、且又皮履も御軍艦方等

船中を限り相用候儀者不苦候、百姓・町人共之儀も職業筋・商壳体ニ寄、筒袖着用、雪中皮履相用候儀、是迄在来之品者苦からすといへとも、外国之製ニ紛敷相仕立候儀者不相成条、心得違無之様其筋筋より堅可申付候、

右之通可被相触候、

六月

松平阿波守

一 御用金七万二千壹両

永百九拾七文三分

右者、此度濃州・勢州・尾州東海道筋川々御普請御用被為蒙

仰、御普請御仕立相濟、御入用金御高割を以右之通被仰付候、左候而、御上納方之儀者、御支度御出来次第御伺有之候様、七月廿九日被仰渡候段申来候、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方へも可相達候、但、御上納御比合之儀者、追而可申渡候、

九月

筑後

摂津

但馬
登

（名越時敏史料一 二六頁文書「只今仰渡相成候写」
に同じ、本文略）

本文略）

（名越時敏史料一 三七頁文書「右同人」に同じ、
本文略）

一和泉様御事、先達而御実形之 御身柄被為復候付而

者、亡奥方西雲院殿儀、別段

思召之訊被為

在、以來西雲院様と相唱、此枚文字相用候様被

仰出候条、此旨向々江可致通達候、

九月

筑後

一御流儀砲術方掛

一琉球掛

一琉球産物方掛

一御軍役方掛

一鑄製方掛

一御改革御内用方掛

一御製薬方掛

一犬追物掛

一御勝手方掛

一演武館掛

一造士館掛

一佐土原掛

一天祐丸掛

喜入撰津殿

一 島津左衛門殿

右之通被 仰付候条、向々江可致通達候、

右、諸掛被仰付置候得共、都而被成御免之条、此旨

十月

但馬

向々江可致通達候、

十月

但馬

一御軍役方惣奉行

喜入撰津殿

（名越時敏史料一 三六頁文書「御通達之写」に同じ、

右之通被 仰付候条、此旨表方江致通達、奥掛・

御勝手方江茂可相達候、

十月

但馬

一 佐土原御改革掛

喜入撰津殿

右之通被仰付候条、向々江可致通達候、以上、

十月

筑後

(名越時敏史料一 四五頁文書「口達之覚」に同じ、

本文略)

(名越時敏史料一 四六頁文書「当時天下切迫危急世

態」に同じ、本文略)

(名越時敏史料一 四八頁文書「島津伯耆殿」に同じ、

本文略)

一 御国家之御為と存し、内存申出候儀者尤之事候付、

追々言路も被為開、士分以上夫々姓名を相記差出候

様近比ニも仰出一統承知之通ニ候処、去ル四日島津

図書表門江無銘之封書張付有之候由ニ而被差出候付、

開封いたし候処、書面之内御用見合相成事柄も相見

得、御為と存し申出候儀者奇持^(持カ)之志候得共、無銘之

封物不筋之所江張付置候儀、別而如何之至ニ付、其

儘焼捨聞合をも申付置候、依之以来何事ニよらす言

上いたし度輩者、弥以

御趣意通姓名相記、御側役江相付差出候様可致候、

此旨向々江不洩様可申渡候、

十一月

筑後

撰津

但馬

島津左衛門

右者、兼而足之痛有之、其上持病之疝癩氣繁々発、

致難儀候付、退役之願申出、願之通被成御免候、左

候而、是迄首尾能相勤候付、其身一世式百石之物成

被下置、其身代取込拜借被下置被仰付、以来奥江罷

通奉伺御機嫌、大奥江罷罷上奉伺御機嫌候様被仰付

候、

十一月

筑後

一十一月十五日、

和宮様清水御屋敷江

御着、其後嚴儀御行粧二而

御本丸江可被為入候旨、從

公義被仰渡候段申来候、此旨表方江致通達、奥掛・

御勝手方江も可相達候、

十一月

筑後

一 大目付江

外国船不開港江碇泊^{（天津脱カ）}・上陸等致し候儀者不相成事二

候、尤、軍艦之儀者外船々之比例二無之候得共、^{（兩）}国

難^{（難カ）}及ひ薪水・食料等相求候ため繫泊致し候儀者、格

別外二所用も無之、猥ニ繫泊・上陸等可致謂れ者^{（無之脱カ）}筈

二付、万一右様之儀有之候ハ、其国々ミニストル

等江屹と御沙汰可相成候条、以来不作法之次第有之

候ハ、国号者勿論、其船号・船将名前等承札し旗

章をも見留置、可成丈横文字書付を以為申出、右書
付相添、其期度委細可被届出候、

右之趣、海岸ニ領分知行有之面々江可被相触候、

（名越時敏史料一 六六頁文書「家老中江」に同じ、

本文略）

一来春

御參勤之儀、別段御吟味之訊有之、御供多人數被召

重候付而者、夫々仕廻方等付、呉服所取入品者勿論、

其外諸詭物等二至迄、過當之直成を以売出等いたし

候而者、別而不可然事候条、聊心得違無之様相当之

直成を以売出等可致候、就而者見聞をも掛置候条、

乍此上不守之者於有之者、屹と可及沙汰候、此旨主

人・頭人より分而可申聞置旨、向々江不洩様可申渡

候、

十二月

摂津

一去ル七日、江戸上御屋敷 御殿廻等都而御焼失候段

御到来候、以下略ス、

候、

一 御領国中米価高料成立候付、諸人一統苦難不及様、

十二月

筑後

深

但馬

御憐察之訊被為

在、別段之

御仁恵を以、追々常平倉御困米迄も申請被仰付、別

○文久二壬戌仰渡

而不輕

御趣意ニ候処、奸商之者共利欲ニ迷ひ、今以拔米取

(名越時敏史料一 七七頁文書「一二之丸御殿」に

企候段相聞得、他国江拔米御禁止之段者分而申渡候

同じ、本文略)

趣も有之、第一人命ニ相抱^(抑カ)品物ニ候処、不顧其儀も

右次第別而不屈至極ニ候、右付而者向後屹と

一 大目付江

御趣意を相守、聊取違有之間敷候、乍此上万一拔米

御名家来
医師

安田敏三

取企候者於有之者、無宥免可被行死罪、依訊者遠島

等被仰付儀も可有之候条、至其期後悔いたす間敷候、

右之者儀、柳・桑又者木槿等を以、綿ニ制作之儀御

縦令同類たり共致訴人候者者、吟味之上其科可被差

免相成、同人代之者村々江罷越、柳・桑・木槿等之

免候、此旨家来等へ者主人、町中者町奉行より分而

枝皮買集答付、相対次第相当之価を以、売渡候様可

申聞、兼而請持之御役場より津々浦々江手堅く申渡、

致候、尤、買集方ニ付、若我察ケ間敷儀も有之候

郡奉行并地方検者廻勤之節、時々所役等へも可申聞

ハ、早々其筋江可訴出候、且不毛之地或者人家廻

旨、向々江早々申渡、諸郷・私領へも不洩様可申渡

り空閑之場所等江右之三種之分可成丈植増、尤、川

柳者堤川除御普請遣方差支不相成様心掛、其余綿製

作二用候とも不苦候間、年々梅雨以前又者八月上旬
比枝刈取置、売渡候様可致候、

但、桑枝買取方之儀、武藏・上野・相模三ヶ国者、

先達而赤坂表伝馬町市兵衛店市兵衛江申渡置候間、

右国々桑枝之分者最^{前カ}寄相触通可相心得候、

右之趣、諸国村々御領・私領・寺社領共不洩様可被

相触候、

十一月

別紙之通、從

公義被仰渡候条、此旨組中・支配中・諸郷へ不洩様

可被申渡者也、

正月六日

御家老座印

（名越時敏史料一 八〇頁文書「旧臘十六日」に同じ、

本文略）

（名越時敏史料一 八二頁文書「御通達之写」に同じ、

本文略）

（名越時敏史料一 九三頁文書「島津周防殿」に同じ、
本文略）

（名越時敏史料一 九六頁文書「御通達之写」に同じ、
本文略）

（名越時敏史料一 九一頁文書「公義御通達之写」に
同じ、本文略）

一越後国蒲原郡村松浜百姓平野安之進并同人弟同廉藏
儀、今般新規鯨漁開業、和蘭陀商船買請、白地日之
丸旗槽綱江引揚并自分船印者槽之方舷江相建、当西
年より来ル亥迄三ヶ年之間、北海路筋試稼方いたし、
尤、漁業之次第二寄、漁筒を發し穫有之候節者、最
寄湊亦者浦々入船いたし、其所二而入札之上相扨、
海路之模様魚油売捌方等二付、時宜二寄候而者江
戸・大坂・長崎・箱館其外湊々江茂入津之積、以領
分海岸付村々江可申渡候、
右之趣、久世大和守殿被

仰渡候間、松平出雲守申達ス、

別紙之通、從

公義被仰渡候条、以下略ス、

戊二月二日

御軍役方

御家老座印

一 御高三万石

右者、今般 和泉様二丸江御住居被為在候付、右之
通御高御差分ニ而被進候旨被 仰出候、左候而、右
御高所務迄ニ而者御不足も可有之候付、御統料高者
名目ニ而、以来年々御産物料之内より金貳万兩ツ、
別紙月割之通、大坂より差統相成候様被 仰付候条、
可承向江申渡、御勝手方江茂可相達候、

二月

摂津

金貳万兩

内、三千五百兩 二月届

三千兩 四月届

三千五百兩 六月届

三千兩 八月届

三千五百兩 十月届

三千五百兩 (マ、マ) 十二月届

右、戊二月十一日、御用人島津壬生取次を以、島津
頼母致承知、則日中間通達いたし候事、

一 大目付(江腕カ)

近年米穀・諸色共高直之处、去申年違作付際立直段
引上、下々致難渋候趣相聞、当年者、米穀を始豊熟
之品者追々相場も下落いたし候間、右二準し夫々引
下ケ可申処、一旦直段引上候品者容易ニ引下ケ不申、
何品ニ不依高価ニ売出候趣相聞、不埒之事ニ候、
追々諸色高直ニ相成候得共、詰者世上一統之難儀相
成事候間、御国恩を茂相弁、此上精々直段引下ケ
候様可致候、尤、直段引下ケ候連、品柄を劣らせ候
儀等決而不致、元直段相当之売徳を以正路ニ渡世可
致旨、造り元・仕入元を始、問屋・仲買・末々之商
人共ニ至迄嚴重ニ可申付候、右之通申付而も猶不引
下ケ候ハ、其筋々遂詮儀、不直之売買いたし候者
於有之者、無用捨吟味之上、嚴重之咎可申付候、右

之趣者国々江も相触候間、仕入元直段引下ケ不申、
或者買メ等いたし候者有之候者、其筋々之商人共よ
り可訴出候、打捨置候者是又可為曲事候、

右之通相触候間、私領之内国産物有之面々者、元直
段引下ケ方之儀者其領主・地頭より、精々遂吟味可
被申付候、若此上元直段不引下ケ、又者不正之儀も
有之趣相聞候者、領主・地頭之可為越度候間、厚被
申付候、

右之通可被相触候、

十二月

一 和泉様御事、近々

二 九江被遊 御移徒^{（移徒カ）}咎候付、 来ル十三日より御建被

仰付候間、彼御方江相勤候面々、其外掛之向御用透
を以繰廻、同日より

二 九江致日勤候様被仰付候条、向々江可致通達候、

二月

摂津

一 御当地近在農家又者中宿者所江、遊山体之者共宿貸

間敷段者追々申渡置候得共、扱々宿借受、酒会等取

はやし、酔後間二者家財等為相痛、宿主迷惑者勿論、
田島共踏荒し、在家妨相成候儀共有之哉二相聞得、
別而如何之至候、此以後右通理不尽二宿等申付、不
法之儀も有之候者、其宿主より向々江相付、名前可
申出旨申渡置候間、向後右体不勤弁之儀共一切有之
間敷候、右二付、見聞をも掛置候条、此上違背之者
於有之者可及迷惑旨、向々江不洩様可申渡候、

二月十六日

大目付

一

小番二人

御小姓与三人

右者、

和泉様二丸御住居付、同所御番人被相重、以来右之
通昼夜不明様可相達候、勤向之儀者当番頭可被致差
図候、此旨申渡、可承向江も可申渡候、

二月

摂津

（名越時敏史料一 一〇〇頁文書「勝山悦之助殿」に

同じ、本文略)

泉様御事」に同じ、本文略)

(名越時敏史料一 一〇〇頁文書「諸堂社」)に同じ、
本文略)

一 二月十一日

和宮様御婚禮之旨、從

公義被仰渡候段申來候、此旨表方江致通達、奥掛・

御勝手方へも可相達候、

喜入撰津殿

一
右者、

二月

大藏

和泉様御事、明廿四日

二 二丸江御移徒付、

一

御一門方

太守様より 御迎旁として重富御住居江御使被仰付、

四家

御供迄相勤候様被 仰付候、此旨向々江可致通達候、

右者、御軍役方 御名代、其節二至り時々之以 思

二月

大藏

召可被仰付候間、兼而用意可被致置候、左候而、御

用被承届候様被 仰出候、

一 和泉様明後廿四日四時、重富

右之通被 仰出候条、表方江致通達、奥掛・御勝

御住居江御供揃五本御道具二而、二丸江被遊

手方へも可相達候、

御移徒答候条、御供触等之儀共可承向江可申渡候、

二月

撰津

二月廿二日

撰津

(名越時敏史料一 一〇七頁文書「御通達之写」 和

本文略)

(名越時敏史料一 一一三頁文書「島津石見」に同じ、

本文略)

一 島津英之進殿

右者、御統柄格別成御訳合付、別段之以 思召、以
来御子様御同様之御会釈被
仰出候、此旨向々江可致通達候、

三月八日

摂津

尊慮候様誠実ニ可相励候、就中郷士以下末々之者共
者、分限ニ随ひ謹慎第一之事情条、聊超過之儀共會
而有之間敷候、
右之通、組中江可被申渡候、

三月

筑後

大藏

摂津

但馬

式部

（名越時敏史料一 一三〇頁文書「和宮様御事」に
同じ、本文略）

（名越時敏史料一 一二四頁文書「一今日」に同じ、

本文略）

（名越時敏史料一 一二〇頁文書「家老中江」に同じ、

本文略）

一 当時之情態

和泉様被遊 御熟考、

御筆を以御別紙之通被

仰出、乍恐御尤之御事ニ候、右付而者別而御厚配被

為 在候趣、何共恐懼之至ニ候、依之弥被 仰出候

趣謹而奉承知、以来夫々之分を相守、士風廉直ニ相

行れ、一統一和いたし、奉安

（名越時敏史料一 一二二頁文書「和泉様御儀」に
同じ、本文略）

（名越時敏史料一 一二二頁文書「去ル午年」に同
じ、本文略）

一和泉様御事、

太守様御参府御月延付、御礼且御断旁として可被遊

御出府旨被 仰出置候得共、

公辺江者御屋敷中御不締向、且旧臘

御住居向御焼失付、

御家作 御造立旁

御直ニ不被為成御差凶候而、難被為相叶御用向も被
為 在、此度被為成

御出府候段、御届書二月廿二日

御用番久世大和守様江被差出候処、御落手相成候段

申来候、此旨向々江可致通達候、

四月

式部

一此節 和泉様御事、於京都浪士共御鎮靜有之候様被

為蒙

勅命候付而者、別而御冥加之至不容易御事候付、今

日

勅書拜見濟之上、御一門方島津図書殿并諸大身分、

其外月次御礼罷出候面々、於席々謁御家老、 太守

様 和泉様江御祝儀被申上、諸士者御帳ニ相付、同

断可申上候、

但書略、

右之通、向々江可致通達候、

四月

摂津

(名越時敏史料一 一四一頁文書「和泉様御事」に
同じ、本文略)

(名越時敏史料一 一四二頁文書「一諸藩士」に同
じ、本文略)

一先月中旬大原三位様関東江為

勅御出立付、同日

三郎様ニも当所 御発駕、可被遊

御出府旨、

近衛様より被遊 御承知候段申来候、此旨向々江可

申渡候、

六月

但馬

（名越時敏史料一 一五九頁文書「御側詰」に同じ、本文略）

（名越時敏史料一 一六六頁文書「御通達之写」に同じ、本文略）

一 大目付江

御台様江五万石以上之面々より端午・重陽・歳暮之御祝儀、且參勤御札等之節差上物有之候、右差上物蘇鉄之間迄使者を以差上、御目付江通候様可仕候、

右之趣、五万石以上且松平左京太夫・松平範次郎

江可被相触候、

二月

（名越時敏史料一 一五一頁文書「和泉様御事」に同じ、本文略）

一 徒集会致間敷之趣者追々被仰渡置候通二而、聊取違者無之筈候得共、間二者汲受薄、右様之儀相企候向

も有之哉二相聞得、畢竟右体之処より不慮之違変も致到来、別而如何之至候、就中同席中集会沙汰之儀も先年来被仰渡置候得共、猶亦心得違無之様、近比

二 茂分而被仰渡置候付、御役場毎二書役・小役人等屹と取違無之様、支配頭并奉行頭人より堅ク可申聞候、且又益二付諸子祝二名付、無益之集会致間敷と之趣も毎度申渡事候付、是以一切取違無之様可相守候、右二付而者見聞をも掛置候付、此上違背之者於有之者可及迷惑旨、向々江不洩様可申渡候、

七月

大目付

（名越時敏史料一 一八五頁文書「御通達之写」に同じ、本文略）

一 大目付江

条約御取結相成候国々江、船艦詔度面々ハ不及相伺、神奈川奉行・長崎奉行・箱館奉行之内江申達、同所奉行より詔可被申渡候、

七月

一 三郎様御事、御国父様之御詔合御孝道を以本之

御身柄被為復、二九御住居、御政事向万端被遊

御介助御事候付、御孝心難被為黙止思召を以、以来

年頭・八朔其外御祝儀進上物等、御隠居様御同様

二被仰付候旨被仰出候、此旨表方江致通達、奥掛・

御勝手方へも可相達候、

八月

摂津

一 覚

徳川刑部卿殿

思召を以、一橋家再相統被

仰出、一橋領拾万石被遣候、且又

叡慮を以被

仰進候付、御後見被仰出候、其段向々江可被達候

事、

一 覚

今度以 叡慮仰進候付、松平春嶽御政事総裁職被仰

付旨被 仰出候、此段向々江可被達候事、

一 覚

松平春嶽御政事総裁職被（裁カ）

仰付候得共、公儀向之御礼并年始・節句其外相越

候二不及、且又御機嫌伺呈書并端午・重陽・歳暮之

祝儀、參勤其外都而贈物二不及候間、其段向々江寄

々可被達候事、

一 当時流行病二而、段々致死失候段被

聞召通、別而不便二被 思召上、就而者療治方手拔

者無之筈候得共、一涯入念療養行届候様、惣医師中

江分而可申渡旨

御内沙汰被為 在、其段申渡候間、難有御趣意之程

一統奉承知候様、向々江早々可致通達候、

閏八月

摂津

一去ル七日大津驛 御立、

近衛様江 御参殿之上、伏見御飯屋江被為 入、被

遊御逗留候旨被 仰出置候処、

近衛様江御参殿之砌、御用之儀被為

在候付、暫 御滯京被遊候様被遊
御承知、 京都錦御屋敷江被為人、

但馬 式部

御逗留被為 在、尤、 御逗留御日限之儀者、追而
被 仰出候段申來候、此旨向々江可申渡候、

閏八月

摂津

（名越時敏史料一 二三五頁文書「仰出之写」に同じ、
本文略）

一三郎様御儀、去ル七日

近衛様江御參殿之砌、御用之儀被為 在候付、 御

參内被遊候様議奏衆御取伝を以被為蒙 御内勅、同

九日近衛様江 御參

殿之上、 関白様より 御烏帽子・ 御直垂等被遊

候付、 御召替二而被遊

御參内候処、御懇之被為蒙

褒勅、御劍一振被遊 御拝領候旨御到來候、依之御

一門方并島津図書殿、諸大身分其外月次御札罷出候

面々、明後廿四日四ツ時登 城、於席々謁御家老、

御祝儀可被申候、

以下略、

閏八月廿二日

大藏

摂津

一此節諸郷御藏々御仕向替付、取納振被相替、矢倉落
三盃小枅壹升六合、外二先枅式升四合欠米補用とし
て取納被仰付、小枅計之儀者は迄之通被仰付候付、
諸寺院并御当地諸郷給地高取納之儀、小枅取納二付
而者は迄之通、斗枅取納御免之家柄者前文御藏米同
様被仰付候、於其儀者矢倉落三盃小枅壹升六合入付、
外二式升四合ツ、先枅二て取納之事情得共、三盃
と小枅先枅都合四升も取納被仰付、勿論取納散米之
儀者計場敷付候筈三枚剥上ケ、作人江差返候儀者先
年分而申渡置候通、猶又嚴重行届候様、左候而、斗
枅御免之家柄矢倉上戸手当之儀者、銘々御作事奉行
江申出、寸尺等夫々御規も可有之事情付、右江基き
都而自分調二而出来候上御作事方江差出、見分之上
見届之印形を以可相渡候、以来相損候節も同様可被

仰付候、就而者今般御藏々御仕向替之儀者土風衰頹、

農家之疲弊不容易 思召を以藏方付属御取止、憲法

之仕向二而土風立直、百姓救助筋之儀分而被仰渡置

候付、一統 御趣意二基キ屹と取違無之様可相心得

候、此旨支配中江申渡、奥掛・表方江も可相達候、

九月

式部

奥掛・御勝手方へも可相達候、

九月

摂津

一 於貞様御事 貞姫様

右者、 三郎様御実子二被

仰出置候得共、 思召之訳被為 在、

順聖院様御存生中御養女と被遊御定、以来右之通可

奉称旨被 仰出候条奉承知、左候而、貞之字同唱迄

も遠慮可仕候、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方

江も可相達候、

九月

摂津

小松带刀

右者、江戸江御内用之儀有之、急二而出府被仰付候

条、仕廻次第立日限申出候様今日

御直被 仰付候、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手

方江茂可相達候、

九月十六日

摂津

一 貞姫様御事、 近衛左大将様江御縁組御内約被為濟

候付、来亥春被遊 御上京筈候条、此旨向々江可致

通達候、

九月

摂津

小松带刀

右者、今般 三郎様御劔

御拝領被遊候付、從

太守様御内証之御礼使被仰付候条、此節出府之序致

上 京、御使相勤候様被仰付候、此旨表方江致通達、

一 貞姫様御儀、 順聖院様

御養女被 仰出候付而者、御統

一 暉姫様御姉様ニ而、御順之儀者暉姫様御次ニ而被

仰出候、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方へも可

相達候、

九月

撰津

公義仰出

（名越時敏史料一 二八六頁文書「一今度被仰付之趣

」から「一右之外献上物ハ」までに同じ、本文

略）

一 大目付江

万石以上之面々勝手次第乗切、登

城被成御免候、尤、

殿中小袴・襦高キ袴等相用可申候、 御城内召連候

供之者も可成丈相減可申候、乗切ニ無之迎も無益之

人数者相省候様可被致候、

右之趣、万石以上之面々江可相触候、

閏八月

一 大目付江

今度献上物御免被

仰出候得共、初鶴・^{（初脱カ）}菱喰・初鯉之儀者是迄

禁裏江御進献ニも相成候儀ニ付、右品献上仕来候

面々并林大学頭より献上之兎者、只今之^{（迄脱カ）}通献上候様

可被致候、

右之趣、万石以上之面々江可被相触候、

閏八月

一 三郎様御順之儀者

太守様御次被 仰出候条、此旨表方江致通達、奥

掛・御勝手方江茂可相達候、

十月

撰津

一 右者、天山流砲術師範家被差免置候得共、 青山愚知

思召之訳被為

在、以前之通師範家被 召建候条、門弟懇望之者江

者致指南候様被仰付候条申渡、可承向江茂可申渡候、

十一月

摂津

(名越時敏史料一 二九七頁文書「御通達之写」に同じ、本文略)

一金巻両

代銭九貫文

右者、是迄八貫文替ニ而致通融候様申付置候得共、

大坂表相場高料ニ付御定直成、右之通今日より被相

替候条、手形引付等早速取直シ、諸御藏々入払取扱

いたし候様申付候、此旨支配中江申渡、奥掛・表方

江も相達、諸郷・私領江も可申渡候、

十一月十一日

摂津

島津図書殿

右者、別段

思召之御訳被為

在、三日置又者五日置ニ一往御家老座江出席有之、

御家老より御用向御相談申上候者御聞届、且又品ニ

寄候而者可被達 貴聞旨、今日

御直ニ被 仰付候、依之御役人面々図書殿御宅江

不残御祝儀ニ差越候様、向々江可申渡候、

十一月廿五日

摂津

一金山方并金山奉行之儀、 思召之訳有之、以来奥支

配被仰付、諸仕向 御手許計被仰付候条、何篇御側

役江得差図、御用取扱候様被仰付候、此旨向々江可

致通達候、

但、金銀米銭差統等之儀者是迄之通ニ而、諸取扱

之儀茂同様被仰付候、

十一月

摂津

大目付江

万石以上嫡子之面々、参府・在国・在邑共勝手次第

之旨、先達而相達置候処、

御目見并官位も被

仰出候面々二者為伺御機嫌、五ヶ年目毎ニ參府可被致候、尤、御暇之儀者在府日數ニ不抱、願次第御暇被下ニ而可有之候、

右之趣、万石以上之面々江可被相違候、

十月

一 大目付江

一 諸大名御暇之割御改革被

仰出候ニ付而者、

御目見相濟候者、十七歳以下ニ而も外並之通御暇可被下候、且亦

御目見未濟之輩茂願次第御暇被下ニ而可有之候、就而者十五歳以下

御目見未濟之面々御暇被下候得者、十五歳相成候迄者国邑ニ罷在不苦、十五歳ニ及候ハ、兼而被 仰出候參勤割合ニ不拘出府、初而

御目見可被相願候、且又十五歳以下ニ而も參府御目見相願度面々者、勝手次第相願不苦候、尤、出府初

而御目見相濟候者者年齢ニ不拘參勤、期限之儀者先達而被 仰出候割合之通可被相心得候、

右之通被 仰出候間、

御目見未濟之者御暇相願度面々者、来二月御上洛相濟候迄者是迄之通相心得、還御已後相願候様可致候、

但、御目見未濟之面々御暇之儀者、別段拝領物等無之、老中宅ニ而相違ニ而可有之候条、可被存其

段候、

右之通、万石以上之面々江可被相触候、

十月

一 織屋之儀、 思召之訳有之、以来

御手本計被仰付、諸仕向是迄之通被仰付候、此旨可承向江可申渡候、

十二月

但馬

一 御家老

一 御側詰兼務

小松帯刀殿

右之通今日

御直被 仰付、加判同役同前、御役料高千石被下置、
席順川上但馬殿頭罷在候様被 仰付候、此旨表方江
致通達、奥掛・御勝手方江も可相達候、

十二月廿四日

式部

認出候様可被致候、

右之趣、万石以上以下之面々江可被達候、

十一月

別紙之通、從

公義被仰渡、以下略、

一 御流儀砲術稽古初付、例年砲術館江御役々致出席来
候得共、以来不及其儀候、此旨成田正右衛門江可申
渡事、

一 大目付江

(名越時敏史料二 一二頁文書「一御台様御事」に同
じ、本文略)

○文久三癸亥仰渡

一 大目付江

今度京都より厚

御趣意を以大赦被

仰出候儀も有之候付而者、銘々領分等ニ於て皇国之
御為と存込、其所行法憲ニ振候(触カ)而死罪・牢死・流
罪・幽閉等之者有之候ハ、其段委細取調、名前等

(名越時敏史料一 三三〇頁文書「一寄合以上」に
同じ、本文略)

一 御代替ニ付、来亥年より諸国巡見之儀可被 仰出候
処、此程厚御趣意を以、參勤之期限御猶予被成下候
折柄ニ付、差定候(幕府沙汰書より觸)巡見之儀者御差止相成候、尤、

御目付・御使番ニ而諸事簡易ニ致し、海陸両道より
不時ニ見廻可申候間、兼而其旨相心得可有之候、尤、
見廻之節々、領主ニおひて無益之手数相省き候様可
被致候、

右之趣、万石以上交替寄合之面々可被達候、

十一月

別紙之通、從

公義被仰渡候、以下略、

正月十九日

御家老座印

毛利円阿弥

右者、御城下守衛太鼓役被仰付置候処、先月廿一
日・同廿四日御備組調練付、罷出候様御小姓与番頭
分而申達趣有之候処、兩日共不罷出、不束之届申出
候段相聞得、御手当をも被仰付候付而者、格別成要
務ニ而其弁へも可有之処、右次第別而如何之至付、
御役被成御免、逼塞被仰付候条、此段申達候、以上、

正月廿五日

入来院恰

一 御供目付

一 御目付

一 御軍賦役

一 御裁許掛見習

右者、小番・新番・御小姓与折込五人組いたし候

様被仰付候得共、右御役場之儀者不及組合候条可

申渡事、

右之通亥正月廿八日、以下略ス、

（名越時敏史料七 三八五頁文書「一大番頭」に同じ、

本文略）

（名越時敏史料二 一三頁文書「一御側御用人壱人」に

同じ、本文略）

一 大目付江

万石以上共軍艦（以下脱カ）之外手船等を以武器類運送之節、上

下共品数并玉目等巨細ニ認、月番之老中江可被相届

候、且又浦賀表（に脱カ）おひてハ家来より手形可差出候、尤、

軍艦ニ而通行之儀者、先達而相触候通可被心得候、

一 万石以上之面々、妻子等国元并在所へ手船ニ而差送候節者、主人又者家来より印艦江人数書相添通行為

致候旨、前（奉行脱カ）以浦賀御番所江可相届候、

十二月

一 万石以上之面々、妻子等国邑江引取候ても勝手次第たるへく旨、先達而被

仰出候間、追々国邑江差下候ニ付而者、付属之女共其外多人數之旅行落合候節者、如何ニも宿駅混雜及候上、多分之助郷人足も差出候間、自然疲弊致し候儀ニ付、供人数等格別減少ニ有之、下々難儀不及様諸家相合、連々発足致し候様可被心得候、

右之趣、万石以上之面々江早々可被相達候、

十二月

一 下演武館内馬場御引取ニ而諸流稽古之儀者、南林寺下井上祇園洲新馬場ニ而致稽古候様被仰付候条、師家之面々江可申渡候、

二月

筑後

一 覚

今度衣服御改革之儀（有之脱カ）二者候得共、

勅使并御所之

御使請候節者、矢張熨斗目・長袴着用、右ニ準シ京

都町奉行

禁裏付熨斗目・半上下着用可然旨

伝奏衆被申聞候由、牧野備前守より申越候、就而者

今度 御上洛ニ付御供等ニ而上京之面々、布衣以上

迄者時宜ニ寄、熨斗目・長袴着用候儀も可有之、其

以下者（幕府沙汰書より補）都而服紗・小袖△半袴相用候筈ニ付、右之

心得を以用意有之可然旨、万石以上以下御供等之

面々江寄々可被相達候事、

（名越時敏史料一 三四三頁文書「異国船」に同じ、

本文略）

（名越時敏史料一 三四三頁文書「御通達之写」に同

じ、本文略）

一

御家老

若年寄

大目付

右退出之上、異国船前之浜江致渡来候節者、御軍役掛月番耆人宛津畑定之場所江致出役、其外致登城候様被仰付候条、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方へも可相達候、

二月

帯刀

一 御役人並

右、此節新規被召建、諸御役人末席ニ被相定、不及日勤、月次御祝儀等之節者、御番所江可相扣旨被仰出候、此旨表方江可相達候、

二月

帯刀

（名越時敏史料一 三四六頁文書「寺社奉行」に同じ、本文略）

（名越時敏史料一 三五四頁文書「物頭」に同じ、本文略）

（名越時敏史料一 三五四頁文書「御兵具奉行席」に同じ、本文略）

（名越時敏史料七 三八六頁文書「一御弓奉行」に同じ、本文略）

（名越時敏史料一 三六一頁文書「大目付以上」に同じ、本文略）

（名越時敏史料一 三六四頁文書「大目付江」に同じ、本文略）

（名越時敏史料一 三六三頁文書「公義御通達之写」に同じ、本文略）

（名越時敏史料一 三八四頁文書「御通達之写」に同じ、本文略）

じ、本文略)

(名越時敏史料一 三七六頁文書「御通達之写」に同じ、本文略)

一 御軍役掛

右御家老掛之儀、是迄人数被究置候得共、当時不易世態之事候付、以来惣掛被仰付候条被仰出候、此旨向々江^{可脱カ}致通達候、

四月

帯刀

(名越時敏史料一 三九八頁文書「頃日於諸所」に同じ、本文略)

一 御三役并諸御役人、朔望・平日出勤之服合被定置候得共、以来見分事等之節者引形之服ニ而出勤不苦旨被仰出候、此旨向々江可致通達候、

四月

帯刀

一万石以上之面々、家族国邑江差遣候節、関所へ通

方之儀是迄之振合ニ而者此節柄手数も相懸、自然不都合も可有之候間、此度限御留守居江相達ニ不及、付添之家来印紙江人数高相認、小女其外之無差別相通候筈ニ候、且又家来之妻子等者重役之印紙江人数高相認、是又自分断を以通行可被致候、

右之通、万石以上之面々江可被相触候事、

三月

覚

万石以上以下之面々、今般国邑并知行所等江家族并家来妻子等被差遣候節、中御番所女通船之儀、人数書印紙を以通行之者より直ニ番所江被差出、且又町人共之分者兼而町年寄印鑑被差出置、右印鑑引合可被相通候、尤、遠国御用并在番等罷越候者者、同役或ハ親類等之印鑑ニ而人数書被差出候筈ニ候条、得其意此^{度カ}渡限り候様可被致候、

右之通、万石以上以下之面々江可被相達候事、

別紙之通、從

公義被仰渡候条、以下略、

亥四月廿八日

御軍役方

御家老座

覚

一 兼而相達候通、方今之形勢万一非常之儀も難計ニ付、御警衛等被 仰付候面々其外共都而、武器運送之節 関所通行之儀、是迄之振合ニ而者手数相懸、自然不都合も可有之候間、重立候家来之印紙江員数相認、直ニ関所へ江差出通行可被致候、尤、此度限と可被心得候、

右之通、万石以上以下之面々江^{〔幕府沙汰書より補〕}可被達候事、△

三月

一 鉄炮稽古之儀、被定置候場所之外打方不相成儀者、諸人存之前ニ而面々其弁へ可有之筈ニ候、然処此比年若者共之取違ニ而も哉、^{〔候脱カ〕}居屋敷内ニ而猥ニ鉄砲を打、又者人家近辺ニ而花火を揚、或者幼少者共手遊ニ竹鉄炮打候聞得有之、甚以不可然事候付、向後右等之儀屹と差留候条、夫々支配下又者父兄等より

末々迄稠敷可申聞候、若違背之者於有之者無用捨可及取扱、此旨向々江不洩様可申渡、

五月

大目付

一 御家老御役付居屋敷、外ニ中屋敷・下屋敷都合式ケ所御免被仰付来候得共、以来下居屋敷壹ケ所之外御免不被仰付候、

但、是迄被仰付置来候人者此内之通ニ而、以後退役等之節、中屋敷其涯讓渡候様被仰付候、

一 若年寄・大目付御役付居屋敷、外ニ下屋敷壹ケ所、父子御役被相勤候人者、家来相重候趣を以、都合式ケ所下屋敷御免被仰付来候得共、以来壹ケ所之外御免不被仰付候、

一 当番頭以上川外江居住之者、風雨・洪水等之節致支度替候場所無之、差支候趣を以、川内江御借地壹ケ所御免被仰付来候得共、此涯諸士江讓渡候様被仰付候、

一直触以上之御役相勤候人、居屋敷外ニ添地一ヶ所一圍御免被仰付来候得共、以来御側役以上ニ限り被成

御免候、左候而、居屋敷并添地共五百九拾九坪迄者

被成御免、右以上者御免不被仰付候、

但、是迄持来候者者此内之通二而、以後移替等之

節、銘々諸士江讓渡候様被仰付候、

一御能方并諸職人士屋敷讓受、御物江差上勤内御借地

一ヶ所御免被仰付来候得共、以来者御免不被仰付候、

但、是迄御免被仰付置候人者此内之通被仰付候、

右者、近来武士屋敷致減少、在地等江借地いたし居

候者共不少、夫故段々田畠等も相禿、殊二当時者第

一諸士一統

御城下江罷居、急変之御用付不相勤候而不相濟御時

節付、以来御規模被相替、右之通被仰付候条、此旨

御勘定奉行江申渡、向々江も不洩様可致通達候、

五月

大藏

帯刀

但馬

式部

一御船蒸気船御当地前之浜江乘入候節、遠冲通船之節

者旗印^(等カ)答見分兼致疑惑候付、以来者開聞嶽并佐多立

目並ひ辺二而、相凶之大砲式発宛候而乘入候様被仰

付候、左候而、古江辺より前之浜迄之間大砲打方之

儀者、是迄之通可相心得候、此旨銘々乗付之面々江

申渡、御船奉行之外可承向江も可申渡候、

五月

帯刀

(名越時敏史料一 四〇九頁文書「御通達之写」に同
じ、本文略)

一英彦山為用分山伏共御領内江入来、馬買入方差免来

候得共、此節御吟味之訊有之、他国出馬一切停止申

渡候付而者英彦山之儀も同様以来差留候条、此旨組

中・支配中・諸郷江不洩様早々可致通達候、

五月

帯刀

一例年二月廿五日於護摩所御連歌并六月朔日於

御本丸御泊筋御折禱等之節、相勤候僧侶江御料理被

下候節者、六組之士之内より給仕相勤^(行カ)相勤来候得共、

不相当之訳付、以来士給仕者被相廢、御数寄屋仕坊
主より相勤候様被仰付候条、其節之寺社奉行より御
数寄屋頭江問合可相勤旨、御小姓与番頭江可申渡候、

五月

带刀

蒸気船掛

御家老

右、船中規則者勿論、夫々職掌相励、涯々御用立候
様可致取扱旨被仰出候条、此旨向々江可申渡候、

五月

式部

（名越時敏史料一 四一二頁文書「二先月廿六日」
に同じ、本文略）

一 覚

撰海者枢要之地ニ付、形勢為

御覽置、去ル廿一日大坂表江被為

成候旨被 仰出、其節石清水社江

御参詣可被遊旨被 仰出候、

右之通、去ル十九日於京地被 仰出、此段向々江
可被達候、

四月廿四日

一 覚

撰海形勢為

御覽置、去ル廿一日暁七ツ半時之御供揃二而、

二条御城

出御、石清水社江

御参詣、夫より淀川通

御乗船二而、大坂表江被為成候旨住進有之候、
（注カ）

右之趣、向々江可被達候、

一 小松带刀殿

右者、

二九御方江も相勤、御用多端之事候付、定式方御軍

役方月番被成御免候旨被仰付候、此旨表方江致通達、

奥掛・御勝手方江も可相達候、

六月

式部

水戸中納言殿

四月

此度御滞京被

仰出候付、為関東御守衛

御下向、且從

御所被 仰出も有之候事故、外夷御所置振之儀御委

任被成候間、曲直を明し名義を正し、御国威相立候

様御取計可有之旨被仰出候、右二付而者尾張大納言

殿并老中江茂御相談有之候様被 仰出候、

四月

(名越時敏史料七 三八七頁文書「覚」に同じ、本文

略)

一 大目付

京師御守衛御用掛三条中納言江被

仰付旨

御所より被

仰出候間、為心得相達候、尤、守衛人数書等三条中

納言方江差出候様可被致候、

右之趣、拾万石以上之面々江可被相触候、

四月

水戸中納言殿

為関東守衛下向被

仰付候付、防禦筋之儀、

大樹目代之心得を以指揮可有之候、先祖以来格別

勤王之家柄、先代之遺志致継述、闔藩一致尽力防戦、

可奏夷狄掃攘之成功候様

御沙汰候事、

右之通於京都被

仰出候間、為心得万石以上以下之面々江可被達候、

一 大目付江

今般拾万石以上之面々、京都為御警衛在京被

仰付候間、当亥年之儀者別紙之割合ニ相心得、国邑

より出京御守衛、尚嚴重可被取計候、尤、交代之積

可被心得候、

右之趣、拾万石以上之面々江可被相触候、

四月

別紙

京都御警衛

当亥年

四月より

上杉彈正大弼
（松平紀伊守ノ肩書ノ誤リカ）
安芸守名代

六月迄

松平紀伊守
奥平大膳太夫

七月より

加賀中納言

九月迄

南部美濃守
松平備前守

十月より

立花飛彈守
（彈カ）

十二月迄

丹羽左京太夫
戸田采女正

一 大目付江

道中筋宿之儀、近来御用旅行之向往違多、其上諸色

格別高直相成、宿助郷困窮および候折柄、諸家族・

家来妻子等国邑江引越候付、宿々繼立差湊ひ、今般

英国軍艦渡来御固御用等二而、諸街道通行人馬遣相

嵩、助郷共疲弊いたし農業之暇更二無之、相統方々
（宿脱カ）

拘り候趣相聞、殊ニ農業繁多之時節二相成候間、追

而及沙汰候迄当分之内諸家族・家来之者妻子等、領

分知行所引越候儀、諸街道共相对雇二而も宿々繼人

馬を以通行候儀見合、自己之従者而已召連候様可致

候、尤、御用筋者勿論、急用向二而家来等少人馬繼

立通行候儀者不苦候、

四月

別紙七通之通、従

公義被仰渡候条、以下略、

一 三郎様 思召を以、此節御一門方并諸大身分、諸御

役人之内、老年ニおよび候向江御祝、来十五日於

御本丸御吸物・御酒・御肴頂載、（戴カ）拜領物被仰付、小

番・新番・御小姓与・郷士・与力・出家・社人其外

足輕以下一身体者、町人・百姓・浦人等迄も及老年候

者江御品被成下候付而者、御手当之儀都而表方御取

替を以相弁、追而請持之役場より其員數可申出、尤諸郷江罷居候者江被成下銀錢之儀者、最寄下代藏より銀者新物ニ而夫々無滞取替相渡候様、御代官受持可取計候、左候而、御取替払之分者二丸 御納戸江御返銀引結有之筈候条、此旨掛之向々江申渡、御勝手方へも可相達候、

六月

但馬

一 御織物所

右者、大門口江 御召新織物所御造立付、御成就之上者以来右之通相唱候様被仰付候、此旨向々江可申渡候、

六月

式部

(名越時敏史料一 四一五頁文書「米良龜之介様」に同じ、本文略)

一

島津靜洞殿

右、御座之間四疊目ニ而御家老出席拜領物被仰付、

御吸物・御酒頂戴之旨達之、卷物台ニ受、前以備置、頂戴畢而奥御小姓引之、

豎山武兵衛

平田直之進

山口直記

伊勢平四郎

右、御書院三之間二疊目江志人ツ、罷出、御家老出席拜領物被仰付、御吸物・御酒頂戴之旨達之、卷物台ニ受、前以備置、頂戴畢而進物番引之、

中村新助

伊集院周右衛門

肥後八右衛門

猿渡嘉左衛門

志々目鎌受

河俣仲太夫

木原甚助

日高喜右衛門

窪田筑左衛門

藤島新兵衛

日高十助

相良新左衛門

鎌田強兵衛

隈岡五助

市来勘左衛門

今井喜平太

赤松新之丞

牧金左衛門

黒田平阿弥

竹崎潤計

兼尾龍泰

渋谷龍貞

右、鶴之間江一統並居、御家老出席拜領物被仰付、

御酒・御肴頂戴之旨達之、卷物席蓋（広カ）ニ受、前以進物

番備之、奏者番江渡、忝人ツ、順々頂戴、持ながら

御勝手方江引、

山田十介

橋口左左衛門

山本新左衛門

伊地知小十郎

田中仲二郎

種子島休藏

和田助七

国分平太夫

日高与一左衛門

月野木万右衛門

丸田泰藏

新納弥太右衛門

寺田平右衛門

竹下覚左衛門

阿多六郎

上村半兵衛

篠原伊左衛門

土師十兵衛

橋口次兵衛

川上休助

川西嘉右衛門

倉野善助

右、鶴之間ニ而同断、

椿之間

島津静洞殿

梅之間

豎山武兵衛より

伊勢平四郎迄

梅之間

中村新介より

早川鯉翁迄

雉子之間

山田十介より

有馬藤兵衛迄

右、席々ニ而御吸物・御酒頂戴、御側役出席、

御意之趣達之、

一 右畢而最前之於席々謁御家老、御礼申上之、退座、

一 婦人之分者都而名代江申渡之、

一 小番・新番・御小姓与・与力、御用人申渡之、

一 寺院并郷士其外末々ニ至リ、都而奉行頭人・地頭・

領主江申渡之、

一 御祝被下候面々并相掛候向、染帷子・半袴・十徳着

用、以上、

三原次右衛門

橋口彦左衛門

土師七左衛門

伊東新之丞

山田愛蔵

鎌田越右衛門

三原孫八

野村弘記

上村清蔵

田上藤八

東郷源助

毛利八兵衛

尾上仁右衛門

伊集院伊右衛門

別府四郎兵衛

河野七郎左衛門

吉井仁兵衛

川上出右衛門

有馬藤兵衛

一 大目付江

尾張前大納言殿御事、

公方様御登京中御政事、（御滞在脱力）輔翼被在之候様叡慮を以被

仰出之、

右之通於京都被

仰出候間、向々江可被相触候、

五月

一 覚

去月廿一日大坂表江被為成、摂海岸等追々

御巡覽被為濟、去ル十一日暁九半時之御供揃ニ而大

坂御城

出御、陸路二条御城江暮六時前還御被遊候段住進有

之候、

右之趣、向々江可被達候事、

（五カ）
四月十六日

別紙二通之通、從 公義被仰渡候条、以下略、

一加世田其外諸郷・私領郷士亦者家中踊之節、是迄

御城下より為見物差越候面々、知音之処ニおゐて飯

など逢馳走、夫成罷帰候族も有之哉ニ相聞得、所中

迷惑ニ茂相成不可然事候付、向後差越候面々者相当

之旅込相払候様可致候、左候而、所中ニおゐても其

通相心得、一切馳走ケ間敷儀不致、相当之旅込相受

取候様可致候、此旨大番頭・御小姓与番頭江可申渡

候、

六月

式部

（名越時敏史料七 三八八頁文書「一 覚」に同じ、

本文略）

一 現申請式拾五両以下

右、御一門方并御三役迄

一同式拾両以下

右、一所持

一同拾五両以下

右、寄合

一同拾式両以下

右、御用人・御側役以下寄合并御直触迄

一同拾両以下

右、小番・新番・御小姓与

一同三両以下

右、郷士以下

御名代等被仰付候家柄之家来迄

右者、於甲冑製作所鑑製造之上、夫々申請被仰付来候処、分限不相心製作方願出候者も有之哉二相聞得候付、以来右之通現申請代金被相究候条、向後不相心之願申出間敷候、此旨掛御目付并木脇啓阿弥江申渡、向々へも可申渡候、

六月

帯刀

(名越時敏史料七 三八八頁文書「一此節御家老」)
に同じ、本文略)

仰付候、此旨表方江致通達、奥掛・御勝手方江も可

相達候、

文久三亥七月四日

(島津久昌)
大藏

一 覚

公方様去ル三日、為御暇御参内、万端首尾能相濟、

同九日

二条 御発駕、大坂表江

御立寄、夫より東海道筋還御可被遊旨、於 京地被

仰出候、猶大坂表

御発駕日限之儀者追而可相達候、此段向々江可被達

候事、

(六カ)
二月

一 大目付江

去ル九日京地

御発駕、大坂表江

御立寄、夫より東海道筋御旅行可被遊候処、同十三

日大坂表

右者、此節一往国分

御住居被 仰出候付、掛被

小松(清康)帯刀

川上(久美)式部

御発途、御軍艦二而今十六日浜御庭江 御着、夫よ
り

還御被遊候、此段向々江早々可被相触候、

（名越時敏史料一 四一八頁文書「諸座書役」）に同
じ、本文略）

一 鑄物方

右者、今度御用地相成候鳥津主殿居屋敷、以来右之
通相唱候様被仰付候条、向々江可致通達候、

七月

帶刀

翰敷
本ノマ

一 今般英夷来舶書船差出候処、無礼非義之文言等有之、
其儘難差置事候得共、可成丈是非曲直を正し、分解
為致未心接結局二不到中、此方蒸気船奪取候付、終
二致掃除候様申渡候処、一統粉骨碎身致防戦候段、
別而頼母數令感賞候、然処近比二至り浮説・流言申
立候族も有之哉二相聞得候、言路致雍土閉候儀二無
（朱書）
之候処、右次第如何之至二候、就而上書箱為出置候

付、諸士以上者勿論、郷士以下たりとも不依何事、
存慮十分申出候様、早々可申渡事、

七月

一 無銘之上書いたす間敷との儀者、先日も相達置候得
共、新上橋口上書箱江無銘之封書差上候者有之候付、
其儘御焼捨相成候付、右者此節之仰渡分明不致承知
者も有之故、右様之儀も有之候半、併士分之所二者
無之訳二候間、定而末々之者共二而可有之候付、凡
下たり共名前相記候様、支配頭・主人等より御趣意
吃と申渡可置候、

御沙汰被為 在候条、此旨向々江不洩様早々可申渡

候、

七月十三日

但馬

（名越時敏史料七 三八八頁文書「一新上橋口」）に
同じ、本文略）

一 此比凡下体之者共武士小路を不憚、猥ニ歌を謡ひ通

行いたし候聞得有之、別而不屈之至二付、右体之儀

無之様屹と可相慎候、右二付而者見聞をも掛置候付、

此上違背之者於有之者見当次第可及取扱候条、支配

頭并主人等より稠敷可申付旨、向々江不洩様可申渡

候、

九月廿六日

大目付

一 此節海岸付之郷々方鎮之組被仰付候付、右組合外山

手并地頭境郷之儀者、何方二而も依模様為援兵可差

出候付、御軍役当番人数無滞張出候様、兼而其用意

可罷在旨可被申渡旨、地頭并地頭用達江申渡、每郷

物主江茂可申渡候、

八月

帯刀

一 今般英夷掃攘、御手切相成候上者、何時侵入可致も

難計候付、猶又方鎮自戦之格法別冊之通被 仰付候

条、早速組合可申談候儀者其通二而、此涯屹と規律

相立候様可取計旨、地頭并地頭用達・物物主江申渡、

可承向江も可申渡候、

八月

帯刀

一 此節海岸付之郷々、応援之組合被仰付候付而者、私

領之儀者領主夫々御役を茂被仰付置候事故、右組合

二者不被召入候得共、依時機者何方二而も為援兵出

陣可被仰付候間、御下知次第役人等物主二而無滞御

軍役相勤候様可被致、此旨一所持之面々江申渡、可

承向江茂可申渡候、

八月

帯刀

伊集院二組

市来一組

右、南林寺坊中寺陣二而下方限洲崎迄陸上之堅、

樋脇一組

郡山一組

山崎一組

右、寿国寺辺陳所二而砂揚辺中村迄同斷、

鹿兒島郡

吉田一組

溝辺一手

始羅郡

山田一手

右、福昌寺坊中陣所ニ而上方限中斷、

蒲生一組

右、大乘院坊中陣所ニ而礮方限中斷、

右者、夷船内海江乘入候節、御当地又者桜島等江出

役被仰付置候得共、此節諸郷一同方鎮之組合被仰付

候付、以来右之通被相替候条、御下知次第右場々江

駆付、着到之届御軍賦役物主江可申出候、此旨可被

申渡旨地頭并地頭用達江申渡、可承向江茂可申渡候、

八月

帯刀

一 諸郷方鎮組合等之次第、此節夷既ニ御手切相成候

上者、何時何方江侵入可致茂難計候付、此節より

御城下者勿論、諸郷一同方鎮之御備嚴重之格法、左

之通被仰付候、

一 此節より諸郷里程、形勢ニ従而自他防戦のため方鎮

之組合被仰付候条、組合中之郷々地頭・惣主^{（物脱カ）}其外も

可承面々江一所二面談、自郷之手配或組合郷江為応

援可差出人数之多少、彼是篤と遂評議、御軍役方江

可申出事、

一 自郷之坊戦者、拾八才より五拾八才迄之間、惣人数

各什伍之組合を正して可成諸所出張相堅、他郷之援

兵を不頼、是非自郷一手之人数ニ而、大敵相挫候様

可相心得歟、

一 御城下より御召ニ而人数差出候歟、或他郷救応之節

者、何時茂御軍役当番人数又者惣勢三分之二たるへ

し、

一 三日之兵粮自分用意ニ而跡以御蔵許より返米被成下、

三日過之直ニ最寄御蔵より可被相渡事、

但、壹人壹日打米六合ツ、

一 玉薬三拾発分ツ、自分用意、是迄御定之通たるへし、

一 他国御出軍之節者、外城印之昇相用候様被仰付来候

得共、御領国中ニ而者郷名之昇可相用事、

一 組合応援之手当出来之上者、追々御軍賦役も廻勤、

現事勢揃等見分可有之候得共、第一直ニ地頭・物主

之間差支無之、御役場之者より早々其郷々江差入、

勢揃并防戦場其外手当向差図いたし可罷帰事、

一 夷船卸碇候者、直ニ乗付、国名・所用并滞在之日数

相尋、郷二而者防戦之手当いたし置、直ニ成行御城
下江出、組合之郷江可告知事、

但、初より加勢を乞遣候儀無用たるへし、

一 異変到来之節者、地頭・物主之間より為指揮差入候

儀勿論ニ候得共、其中郷士年寄物主之場ニ諸手当無

手拔様可相勤候事、

一 組合之郷中異舶到来之段相知候者、売船又者軍艦ニ

而も、壹艘ならば兵端相開へき模様之否や相知れ候

迄者加勢ニ不及候、

但、為加勢出張候上者、宿陣其外手都合前以より

組合中熟談可有之事、

諸郷方鎮組合之次第

一 長島

高尾野

出水

一 出水

野田

高尾野

野田

阿久根

阿久根

大口

羽月

山野

一 水引

高城郡 高城

高江

中郷 東郷

百次 薩摩郡 山田

一 串木野 市来

吉利 永吉

一 伊作 田布施

秋目 坊泊・鹿籠

阿多

一 山川 穎娃

知覧

一 喜入 加世田

川辺 川辺郡 山田 田布施

一 鹿兒島 始羅郡 伊集院

郡山 山田

溝辺 蒲生

一 桜島 帖佐

一 重留 帖佐

栗野 蒲生

本城 曾木

隈之城

樋脇

伊集院

百次

加世田

山田

指宿

阿多

川辺

伊作

市来

樋脇

国府

加治木

山田

湯之尾

馬越

踊

横川

山崎

日置

隈之城

久志

川辺

今和泉

山田

阿多

吉田

山崎

曾於郡

横川

湯之尾

馬越

踊

横川

湯之尾

馬越

湯之尾

一 国府	敷根	福山	日当山
曾於郡	清水	踊	恒吉
末吉	財部		
一 牛根	垂水	新城	花岡
恒吉	百引	高隈	末吉
鹿屋			
一 大 ^(始方) 姫良	大根占	小根占	佐多
田代	姫良	鹿屋	高隈
百引			
一 内之浦	串良	高山	姫良
鹿屋	高隈	田代	
一 大崎	志布志	松山	高隈
百引	恒吉		
一 甕島			
水引	高江	市来	串木野
加世田			
西目請持			
一 宮之城	藺牟田	平佐	入来
佐志	黒木	日置	永吉

吉利 鹿籠 知覽 喜入
今和泉

東目請持

一 都之城 重富 加治木 新城

花岡 市成

右、何方二而も御下知次第可救応候、右外東西諸郷之儀、何方二而も御下知次第御軍役当番人数二而罷出候様可相心得候、

以上、

一

島津淡路守殿
御使者
島津主水

右者、今般

随真院様御下向付、御道中御入用金御取替被進切、殊二御同人様御住居向御普請付料金被成進候、旁為御札右御使者を以御品被差上候、依之明朝日九時登城いたし候様可申渡候、左候而、御料理被下、銀三枚拝領被仰付候条、御料理并金子調方等之儀共、諸事先例之通無間違様可被申渡旨、御差図二而候、以上、

亥九月廿九日

柳正之丞

一右同四番目

右、西御門

一御当地并諸郷給地高、取納二付而者可定置候御法も

有之候処、近年百姓相对代銀を以、別而過当之直成

二而押々致引結候向有之哉相聞得候、当年も取納之

時節相成候付、代銀致引結候者者真米壹石二付拾八

貫五百文を限り、赤米之儀者五六匁下りを以致引結

候様被仰付候条、昨年被 仰付置候通

御趣意相貫、屹と過当引結無之様取計^(衍カ)可有之候、

此旨支配中江申渡候、奥掛・表方江茂可相達候、

九月

大藏

相国寺本門通

一東方より一番目

右、東御門

一右同二番目

右、南御門

一右同三番目

右、御本門

一右同五番目

右、西裏御門

右、京都二本松御屋敷御門、右之通相唱候様、左候

而、諸人出入之儀者、南御門・西御門より通融被仰

付旨、御沙汰被為

在候段申来候条、可承向江可申渡候、

十月

大藏

一給地高取納二付、百姓相对代銀を以致引結候儀二付

而者、先達而真米壹石二付拾八貫五百文を限り、赤

米之儀者五六匁下りを以致引結候様申渡置候得共、

至当時現米相成候哉二相聞得、当年之儀者時々通融

之直成を以、無高下相对致引結候様被仰付候、左候

而、米価可成高料致売買間敷と之儀、度々被仰渡置

候

御趣意之詮、尚又屹と相立候様取計可有之候、此旨

支配中^(下)江可申渡候、

十月

大藏

文略)

一 地頭明所之儀、当分大番頭・御小姓与番頭繰廻支配被承事候付、以来諸書付肩書等、何の何某預之何方郷之訳可被相認候、此旨大番頭・御小姓与頭江可申渡候、

十月

大藏

一 覚
(名越時敏史料一 四三六頁文書「元中山侍従」に同じ、本文略)

一 諸浪士取締之儀二付、

宮門跡方地内ニ而茂潜居候儀無之様、夫々江達有之候得共、万一調落潜伏之者有之候ハ、武辺より召捕候而茂無子細候、但、猥ニ踏込無礼之儀不可有之、一 応其宮江相届、条理相立候而可有所置候旨、両伝奏より被仰渡候段申来候条、此旨向々江不洩様可致通達候、

十月

大藏

但馬

四 条侍従
錦小路右馬頭
沢主水正

(名越時敏史料七 三八九頁文書「此節」に同じ、本

右七人、去月十八日以後同伴及他国候段、不憚朝威甚如何被^(二脱カ)

思食、被止官位候、和州五条一揆之中山之如く、何

方江手寄、偽名を唱、諸人を恐惑致候も難計候、何

方江罷越偽名を唱候共、聊無斟酌取押可有之

御沙汰候事、

但、若乱暴ケ間敷有之候ハ、臨機之所置召捕

可有之候事、

右之通、於京都被

仰出候間、此段万石以上以下之面々江不洩様早々

可被相触事、

九月

覚

先達而以来一揆蜂起之儀ニ付、不可為安(震力) 震襟、過

日討手之儀被

仰出候得共、校報無之猶予之形ニ相見得、弥以被(腦力) 腦

叡慮候策略之次第も可有之候得共嚴重申付、寸刻も

早く打取鎮靜有之候様、昨今再度以野々宮宰相中将

被

仰出候間、急々退治被達奏聞度候事、

九月四日

右之通、於京都紀伊殿・藤堂和泉守・井伊掃部頭・

松平甲斐守江松平肥後守より相達候趣奉(達力)

御聴候処、速ニ打取奉安

叡慮候様、嚴重之所置可有之旨被 仰出候段相達候

間、右之趣為心得向々江可被為達候事、

九月

覚

一是迄諸藩士并浪人等、諸家江立入暴論を唱候より、

被腦

叡慮候次第之儀有之候間、以来右様之儀無之様被仰

出候事、

一諸藩士堂上諸家江立入候儀、以来各藩ニ而役々人数

相定、名前伝奏江差出置、其他之輩猥ニ立地有之間

敷被

仰出候事、

右之通、京都より被

仰出候間、其段相心得、且人数・名前伝奏衆江差

出候節、其都度（前カ）名前書相添届可被申聞候、

右之趣、万石以上以下之向々江不洩様、早々可

被相達候事、

九月

一 関外四ヶ郷之儀、先年来御領他領相手致売買来候場

所候処、全体九州之儀者金銭不融通之処より銀札相

用、御領内四ヶ郷之儀茂無抛他国札相請取候様相成、

正銭及払底弥疲弊ニ及候付、此節別段御吟味之諷有

之、為御試関外限百文より五百文位迄之銭札取仕立、

銭座・藍玉所・御手山等其外本手金御続相成向江銭

札被相渡、何ぞ之御払右札を以払渡候様申付候、右

二付而者、御関内江者一切不入込様申付候、万一関

内ニ而致取扱候者於有之者、夫々札方之上、屹と御

咎目申付候、左候而、札取扱方等都而御内用計被仰

付、此旨可承向江申渡、嚴重ニ可致取扱候、

五月

帯刀

近衛前関白様・左将様（大腕カ）、去ル五日京都二本松御屋敷

江被為入、何篇御都合能被遊

御帰殿、

三郎様御大慶被 思召上候段御到来候、依之 御一

門島津凶書殿并大身分其外月次御札罷出候面々、明

廿六日四ツ時登城、

太守様

三郎様江御祝儀、於席々相謁可被申上候、

十一月廿五日

但馬

一 奥掛并御家老座書役拾弍人

一 御勝手方書役四人

一 御用部屋書役五人

一 寺社奉行所書役弍人

一 御側御用人座書役弍人

八人

一 御用人座書役弍人

一 御納戸書役弍人

一 町奉行所書役弍人

一 御兵具奉行所書役弍人

一 御納戸書役弍人

一 御使番役所書役貳人

一 御作事方書役貳人

右、御城内外取締

右、上下廻方貳人宛ニ而廻
前兼務

一 高奉行所書役貳人

一 物奉行所書役五人

一 横目壹人

一 横目壹人

一 御廐書役三人

一 御目付役所書役壹人

右、御先私当番御殿詰

右、五日詰御殿詰、詰番
御殿詰兼務

一 山奉行所・山見廻書役之

一 郡方書役拾八人

一 藏方目付貳人

一 御作事方下目付貳拾六

間貳人

但、当番御殿詰

人

一 宗門改所書役壹人

一 御数寄屋拾人

一 御船手下目付三人

一 御兵具方下目付貳人

一 御薬園方書役壹人

一 表方・帖佐与

一金藏詰見聞役貳人

一米藏詰見聞役三人

一 御代官所書役五人

一 御台所書役七人

一 御兵具方藏詰右同貳人

一出物藏詰右同三人

一 御春屋書役六人

一 琉球産物方書役壹人

一 御春屋詰右同五人

一 御台所詰右同三人

一 三島方掛御役々見聞役共貳貳人

一 御進物藏藏役壹人

一 御進物藏右同貳人

一 右同書役四人

一 御製薬方掛之内貳人

一 御進物藏藏役壹人

一 御徒目付四人

一 御徒目付四人

右之通、勤場江可相勤候、

一 御腰物方役人貳人

一 御持筒役小細工人方兼

一 奏者方

一 造士館

一 道奉行所

務四人

一 御裁許方

一 御細工所

一金山方

二九 一 御持筒小細工人方兼務三人

二九 一 御納戸藏役人壹人

二九 一 屋久島方

一 御庭方

一 御納戸藏役壹人

一 御納戸藏役人壹人

一 御庭方

一 織屋書役壹人

一 織屋藏役人壹人

右、勤場江不及罷出候、

一 御鷹匠并御鷹部屋貳人

一 御鳥見并同所書役壹人

一大番頭方組方書役

一 横目藏方目付四拾人

一 横目四人

右、御手当人数外銘々組頭江被召付候、

右者、以来御軍役之儀を専務ニ差心得、大訓練且者
急変之節、右之通被仰付候条、此旨可申渡候、

十一月

但馬

可被達候事、

覚

（名越時敏史料一 四六三頁文書「御通達之写」に同
じ、本文略）

覚

一 雅楽頭事、海陸御備向御用和泉守・周防守申談可被
取扱旨被 仰出候、段為心得向々江可被達候事、

十月

紀伊中納言殿

大坂江入城、守衛并海岸防禦筋厚可被相心得旨被

仰出候、依而者

御所御用済、（次第脱力）彼地江被差越警衛之面々并諸藩共指揮

可被有之候、

但、御所御用中者家老二而可相勤事、

右之通、於京都被 仰出候付、此段為心得向々江

一 松平大和守御政事総裁職被 仰付候得共、公義向之
御礼并年始・五節句等其外相越候二不及、且御機嫌（又脱力）

伺

（口上書力）皇書并端午・重陽・歳暮御祝儀、參勤其外都而贈物

二 不及候間、其段向々江寄々可被達候事、

一 今度被

尋仰度儀有之、 大樹上洛被

仰出、留守中自然横浜鎖港談判相馳候而者不宜被

思召候間、可然者江致委任、鎖港之成功有之候様被

仰出候事、

十月

一 此度於關東鎖港及談判候旨言上有之候間、攘夷之儀

惣而得幕府之指揮、輕拳暴兇之輩無之様、諸藩家来

末々迄可被示聞事、

十月

右之通、

御所より被

仰出候間、諸藩末々迄

御主意之趣厚相心得候様、嚴敷可被申付候、

右之趣、万石以上以下之面々江不洩様可被相触

候、

十月

三郎様御事不容易御時節付、

朝議參預可有之被

仰出候、依之

從四位下左近衛權少将推任叙被宣下候段、被為蒙

勅許候旨御到来候、依之御一門方島津図書殿并諸大

身分其外月次御札罷出候面々、明廿五日四ツ時登

城、於席々謁 御家老、御祝儀可申上候、

以下略、

正月

大藏

摂津

但馬

一金千五百兩

右、

貞君様江年分御統金、右之通被仰付候、

一同式百兩

右、

御同人様御手許、別段年々被進候、

右之通被仰付候旨被仰出候段、京都より申来候、此

旨可承向江可申渡候、

正月

但馬

一去ル十三日、於 京都

群書輯錄

卷二十六

〔表紙〕

群書輯録

二十六

〔朱書〕
伏見鳥羽

〔朱書〕
征討事件

群書輯録 二十六之卷

群書輯録 第二十六之卷

目録

〔朱書〕
伏

群書輯録 第二十六之卷 名越時敏輯

○内藤領延岡より伺書〔朱書〕
伏見鳥羽戦争之事件発起、其外報知等、日史七十七八之卷江写置也。

奉対

朝廷、他心有之哉ニ流布之趣、備後守者勿論、拳而
挟野心候者毛頭無御坐候、何れ茂苦心焦慮謹罷在候
折柄、昨日大坂便相達候処、被為在御不審候筋入京
御差留之旨、三条御制札御掛出ニ相成候趣申越、不
知所置手足〔措力〕、恐縮罷在申候旨、今朝城下表より申越、
誠以奉恐入候、就而者、徳川氏より預所何方よりそ
御受取、御沙汰茂可有御坐候得共、斯奉蒙 御勘気
候上者、益不敬ニ亘候而者、別而奉恐入候、
御尊藩之儀者 御官軍、且御憐单〔隣力〕御依頼申居候儀付、
預所向
御尊藩ニ而御支配被成下候様奉願候、此段各様方迄
私より奉伺候、以上、

内藤備後守内

菊谷甚兵衛

正月廿八日

○新見聞誌高崎左京書上
伏見其外戰爭

三日朝五ツ時、五番野津七左・六番隊市來勘兵衛組、二本松

村(郎カ)より發て東寺ニ立寄、人数を分、先半隊ヲ斥候ニ

從へて差出す、比時敵兵先手久世村中の橋迄出張セ

り、椎原小弥太応接、我々義

朝命を蒙り、当地之巡邏警衛ニ出張候、銃戟を携、

戎服を着シ御入京ハ如何なる御訳にて候哉と問ふ、

彼より、今般徳川内府殿

朝命ニ依て上京被致候、其先(併脱カ)にて罷登候旨返答す、

又此方より、成程左様之義ならハ御通行可被成筈候

得共、未 朝廷より我々共江何たる御達も無之候間、

暫時御引取可被下、直様其趣 朝廷ニ窺ひ、其上何

分御返事可申入と云、彼より猶重役之者江可申聞と

て、少しく引取候故直ニ付入、城南宮鳥居前迄押寄

せ防戦之手配をなす、彼又来て、同く 朝命を蒙り

上京いたし候事なれハ、是非共通行可仕、

朝命未相分哉と屢催促す、此方返事前意を以す、七

時分ニ到り、会・桑・見廻組と思しく一大隊程風擁

して進來、無理ニ押通之勢故、又前条之趣意を懇々

と述、万一無理ニ御押通ニ於てハ、不得止兵刃を以

御会釈可致段申入シかとも、聊聞入る勢無之故、此

方より發砲、戦争ニ及ふ、夕暮ニ到り、敵稍引色ニ

成て下鳥羽入口迄退、道暗けれハ追討せず、五ツ時

分加世田隊敵之伏兵見付て打破る、四時分ニ到り又

敵兵大勢、我五番隊大砲隊之備たる所ニ攻来て激戦、

時を移す(移さずカ)民家を放火す、此戦に敵兵斃死凡四十人余

あり、会桑の兵多し、夜半戦争止む、味方未一人も

死傷なし、七ツ時分又寄来て大に戦、天明に及て敵

敗走す、

此街道に向ひたる勢、五番・六番・諸郷四小隊、

都之城・伊集院・伊作・串木野・知覽・鹿籠等也、

四日、五町程追討、此時岩山左平太戦没、敵又人家

を楯に取て防戦す、伏水より一番隊之援兵来て横合

より掛る、敵潰走て横大路ニ足を溜(溜カ)て、米俵を台場

にして又大に戦ふ、味方之者密に側より廻て米蔵に

忍入、蔵之窓より敵を目下に見下して暫時戦ふ、苦

戦也、民家を放火す、

五日、淀橋より七八町手前にて大に戦ふ、敵松林を小楯に取て出没して発射す、故二味方大ニ人数を損す、椎原小弥太・市来勘兵衛等戦死、此際会人力を（刀力）挿むて駆込者あり、何某なる者之手ニ切付しかとも側より是を打取る、此戦四時分より八時分迄、無間断余程難戦なりしかとも、遂に追退て淀橋涯迄押出す、此処敵死骸置々たり、淀町火の手揚る、淀橋焼失、

右、鳥羽街道戦争、五番隊長野津七左衛門より聞く所、且左京將軍宮之斥候を蒙り、目撃せし分を略記す、

三日、一番隊鈴木武五郎組伏水奉行所之裏手宇治見台之下に備たり、敵兵凡ニ大隊程寄来、鈴木武五郎応接趣意請取同意なり、再三ニ及候内、鳥羽口之方に当て遙に砲声聞ゆ、号令を下して発射せしむ、奉行所に籠居たる歩兵小銃を以大に戦ふ、伊集院金十郎戦死、貴島鳥藏・山田孫一郎深手を蒙る、夜五ツ時分迄戦ふ、暫時あつて前之市屋に火を放、燃揚るに随て火光味方

之半首に映シテ敵の靦に便なる故、四五間引退、少シ凹なる所ニ兵を伏て発射せしむ、火勢熾になりて戦争止む、曉に及て御香宮ニ兵を引揚て二時程休息す、

四日、半隊分て鳥羽口之応援に出ぬ、竹藪中ニ籠る伏兵を打破る、鳥羽之人家を探す、敵兵皆引取、玉薬も尽果シ故、新手之半隊を入替、横大路に押出して合戦、米俵台場崩して敵兵逃走故兵を引揚、

五日、上手より密に廻りて淀の後に、敵早落去せし故ニ砲発ニ及す、今夜淀城ニ泊す、

是より先、淀城より使者を以、此城中ニハ賊徒一人も不入候故、放火致し呉ざる様歎願あり、又何なる隊よりか大三発打込しかとも答砲せず故に、敵なきを知て放火せず、此際益満与右衛門大功を顯と云、

六日、八幡之先鋒ニ向、淀城より大砲一挺を借て八幡之大道に居付、四ツ時分前より戦争始る、敵兵仮に台場を製して支戦ふ、遂に敗續して逃るを追打、鳥井前にて大砲一挺を分捕す、古海軍隊と郷兵二小

隊と合して橋本に掛る、九番隊并長芸之兵も合して戦ふ、藤堂勢又前堤より発射して敵之横を打、遂に破れて逃走す、今夜橋本二宿陣、

或人に聞、敵ハ神山之方ニあり、味方ハ堤を楯にして長兵と二ツに分れて戦ふ内、火四五日起り、遂に敗北、八幡町悉ク灰燼となる、九ツ半時分落去、此間少時も休戦なし、会兵四人程芦藪之中より顕出て切掛し者あり、味方一人疵を蒙リシカトモ、遂ニ皆打取、

七日、滞陳して休息、

八日、賊徒浪花城落之報を聞て邸に帰陣、

右、伏見表出張一番隊鈴木武五郎に聞所之略状なり、

正月三日夜、仁和寺二品宮征討大將軍

宣下を蒙玉ひぬ、四日朝、節刀を賜ひ討賊之宣命あり、參謀烏丸侍従・東久世前少將、御旗奉行四条侍従・五条少納言、午ノ刻公家御門より御出馬、先陣者薩勢一小隊山口鉄之介組(守力)、次ニ錦御旗二流左右ニ押立兩卿護衛、次ニ節刀矢守対馬守捧持、中央ニ大將軍宮、赤地

錦直垂に沢瀉威ノ御鎧を着し給ひ、御兜ハ高崎左京捧持して御馬側に供奉す、次ニ參謀兩卿騎馬にて供奉、後陣芸兵尾瀬新太郎組行軍嚴整、見者感泣す、八ツ前東寺に御着、仮に御本陣を被居、申刻諸隊並東寺之地理を御巡見あり、夜ニ入て御令旨を被出、普ク布告す、

此度征討之儀者、神州之安危ニ関候大事件、不肖之嘉彰抛身命、尽力之心得候間、各抽丹誠神速奏成功奉安宸襟候様、深依頼候事、

慶応四年正月

御名御花押

初更於御前、平松甲斐権介殿軍事書記役、矢守対馬守・高崎左京・中沼了三軍事參謀被仰付、東久世卿御口達、五日早天、戰場御巡覽之為東寺御出門、先手薩勢・後陣芸兵、長兵一隊ニ御本宮を警衛せしめ、鳥羽街道を過て横大路の民家に暫時御休息、是より御步行にて、遙に戦争之形勢を御覽す、此際左京斥候を蒙りて三度往返して其状を言上す、八過砲発既

に止む、淀川迄御進向、暫時御馬を被立、諸軍江慰

勞之御辞あり、川堤を廻て伏水之焼跡御巡覽、暮二

及御本陣に帰らせ給ひぬ、今夜東久世卿及左京ヲ

朝廷に使サレテ、戦争之状を 奏聞し玉ふ、諸太夫^(大カ)

之間上席に於て、総裁宮・聖護院宮・中山前大納

言・正親町三条前大納言・三条前中納言始、議定・

参与十四人之諸卿御列席にて聞せ給ひ、終而慰勞之

御辞ありて御肴種々賜る、

七日、淀城に御本陣を被移、

九日、浪花に御下向、西六条江御滞陣、

十一日、会・桑・姫路・高松・宮津等征伐之令旨を
出さる、

十七日、姫路開城、備前家老池田図書介請取候由、

宮津にて聞、

廿日、高松焼失、船中より見ゆる、

正月五日、大津口へ行向候堂上方

橋本少将

柳原侍従

同日、丹波口同断、

西園寺三位中将

正親町少将

同七日、枚方江、

穂波三位

右、各兵隊御引列御出張之事、

慶応四年^(三カ)丁卯冬十二月八日

朝政御一新、撰関議伝被為廢止、新二左之通三職御

確定之事、

総裁 議定

参与 有栖川大宰帥熾仁親王三十三

議定 山階常陸大守晃親王

外国事務惣督 仁和寺二品喜彰親王二十二

正月十日ヨリ 聖護院雄仁入道親王四十七

中山前大納言忠能郷^(卿カ)六十

副総裁外国事務宰相 正親町三条前大納言実愛郷四十八

正月十日ヨリ 三条前中納言実美郷三十二

中御門中納言宗前郷^(親カ)四十三

長谷三位信篤郷五十一

徳大寺中納言実則郷三十

同諸侯

尾張前大納言

越前宰相

▽〔忠義公史料〕より補
土佐前少将豊信朝臣△

薩摩少相〔将カ〕

安芸少将

宇和島少将

参与

万里小路前右大弁博房四十五

西園寺三位中将公望二十二

正親町左少将公董三十

岩倉前中将具視四十四

烏丸侍従

外国右同

東久世前少将三十六

四条前侍従四十一

新源中納言

前修理権太夫

五条少納言

西四辻大夫公業三十一

柳原侍従十九

長谷美濃権介二十八

穂波三位三十二

坊城侍従二十二

参与尾藩

荒川甚作

越藩

中根雪江

土藩

後藤象三郎〔象二郎カ〕

薩藩

岩下佐次右衛門

芸藩

辻将曹

肥後

溝口孤雲

長藩

広沢兵助

柳川

十時撰津

徴士

▽〔忠義公史料〕より補
越△

丹羽淳太郎

田中邦之介

酒井十之丞

毛受鹿之助

福岡藤次

神山左多衛

西郷吉之助

大久保一藏

久保田平司

桜井与四郎

津田山三郎

井上聞太〔多カ〕

久保田平司

久保田平司

久保田平司

久保田平司

久保田平司

三岡八郎

学習院講師

中沼了三

当分官軍出兵之諸藩

薩・長・土・芸・因・備前・肥後・平戸・大村・藤堂・佐土原

當時御所警衛

尾・越・薩・長・土・因・芸・備前・久留米・宇和

島

賊軍出兵之藩

会・桑・高松・松山・大多木（喜カ）・小浜・大垣・島羽（鳥カ）・宮津・延岡・姫路

当分在京之諸藩

尾張大納言

越前宰相

土佐前少将

薩摩少将

安芸少将

細川右京大夫

松平相模守

伊達伊予守

藤堂佐渡守

市橋下総守

毛利平六郎

松平修理

北条相模守

本多主膳正

小出伊勢守

加藤能登守

堀左工門尉

池田丹波守

久留島伊予守

一制札

徳川内府宇内之形勢ヲ察シ、政權奉歸候ニ付、朝廷ニ於テ御裁決被遊候付而者、博ク天下之公儀（論カ）ヲ取リ、偏党之私ナキヲ以衆心ト休戚ヲ同シ、徳川祖先之制度美事良法者其儘差置、御変更無之候間、列藩此

聖意ヲ体シ、心付候儀者、不憚忌諱極言高論シテ救

繩補心（絶補正カ）ニ力尽、上勤

王之実効ヲ顕シ、下民人ノ心ヲ失ハス、皇国ヲシテ一地毬中（球カ）ニ冠絶セシムル様、

淬励可致旨御沙汰之事、

別紙之通被

仰出候付、其領内者不洩様、領主ヨ

リ篤と可被申渡候事、

十二月廿六日

右、制札ニ御掛ニ相成、是迄之制札都テ御取扱相

成候事、

慶応三卯十二月徳川内府奏聞

臣慶喜不肖之身ヲ以、從來奉蒙無論之寵恩、恐懼（恐感）

感悚之至ニ不奉堪、乍不及夙夜不安寢食、苦心焦慮、

宇内之形勢ヲ熟察仕、政權一二出テ、万国並立之御

国威相輝候様、広ク天下之公儀ヲ尽シ、不朽之御基

本ヲ相立度トノ(微カ)徴衷ヨリ、祖宗(繼カ)繩承之政權ヲ奉掃、

同心協力、政律御確定有之度、普ク列藩之見込(可)承

相カ(相カ)リ尋趣建言仕、猶△將軍職御辞退モ申上候処、召

之諸侯上京、衆議相決候迄者是迄之通可心得旨 御

沙汰二付、右参着之上者同心戮力、天下之公議(與カ)与論

ヲ採、大公至平之御規則相立度奉存候之外他念無之、

鄙衷(本ノマ)不空と感戴仕候、日夕企望罷在候処、豈料(因カ)ンヤ、

今度臣慶喜へ顛末之

御沙汰無之而已ナラス、詰合ノ列藩衆議タニモ無之、

俄ニ一兩藩戎装ヲ以 宮闕ニ立入、未曾有之大御變

革被 仰出候由ニテ、

先帝ヨリ御遺托被為候摂政殿下ヲ停職シ、旧眷(宮脱カ)ノ堂

上方ヲ無故擯斥セラレ、遂ニ

先朝譴斥之公卿数名ヲ拔擢シ、倍臣(陪カ)之輩猥ニ玉座近

ク徘徊致シ候、数(千カ)十年來之

朝典ヲ汚シ、其余之御旨意柄、兼々被 仰出候 御

沙汰之赴トハ悉ク霄壤相反ヒ、実ニ驚愕之至ニ奉存

候、仮令 聖断ヨリ被為出候御儀ニ候得共奉忠諫候(可脱カ)

筈、況哉当今 御幼冲之君ニ被為在候折柄、右様之

次第ニ立至リ候而者、天下之乱階万民塗炭眼前ニ迫

リ、兼々献言仕候素願モ不相立、金甌無雙之 皇統

モ如何被為候哉と奉恐痛、臣慶喜(目カ)自今之深憂此事ニ

御座候、殊更外国交際之儀者 皇国一体ニ関係仕候

不容易事件ニ付、前件ノ如キ△聖断(徳川慶喜公傳)より補を矯候輩一時之△

所見ヲ以御処置相成候テハ、 御信義ヲ被為失、後

来

皇国ノ大害ヲ醸シ候儀者必然と別而深憂仕候間、最

前真之 聖意ヨリ被 仰出候御沙汰ニ従、天下之公

論相決候迄者、是迄通取扱罷在候、鄙言之趣 御聞

受被成下、兼而申上候通、公明正大速ニ天下列藩之

衆議ヲ被為尽、正ヲ挙、奸ヲ退ケ、万世不朽之御規

則相立、上奉寧(宸機カ)

震懾、下万民ヲ安候様仕度、臣慶喜千万懇願之至奉

存候、此段謹而奏聞仕候、

十二月

慶喜

大坂ニテ徳川氏外藩江廻檄文

先般猷言之次第モ有之候処、豈計哉、松平修理太夫（大カ）家来共擁

幼帝、不尽公議

叡慮ヲ矯、天下ノ乱階ヲ醸シ候件々不暇枚挙、此ニ

依テ別紙兩通ノ奏聞ヲ遂ケ、大義ニ依テ

君側ノ惡ヲ払候ニ付、勤王同志ノ面々ハ、速ニ馳

登リ、為皇国尽力可被致候事、

奏聞兩通左之通、

臣慶喜謹テ去月九日以来之御事件ヲ奉恐察候得者、

一々朝廷之御真意ニ無之、全松平修理太夫奸臣ノ

隱謀ヨリ出候者天下之共ニ所知、殊ニ江戸・長崎・

野州（相州処々カ）処乱妨劫盜ニ及候者、同家来ノ唱導ニヨリ、東

西響応シ、

皇国ヲ乱リ候所業別紙之通ニテ、天人共ニ所憎ニ御

座候間、前文之奸臣共御引渡御座候様

御沙汰被下度、万一御採用不相成候者、不得止誅戮

ヲ加ヘ可申候、此段奉奏聞候、

正月

慶喜

薩藩奸党之者共罪状之事

一大事件衆議ヲ尽、可被仰出候処、去月九日突然非常御變革ヲ口実ニ致シ、奉侮

幼主、諸般御処置私論ヲ主張候事、

一主上御幼冲之折柄、

先帝御遺托被為在候撰政殿下ヲ廢シ、參内ヲ止候事、

一私意ヲ以、（旨脱カ）堂上方ヲ恣ニ黜陟セシムル事、

一九門其外御警衛ト唱へ、他藩之者煽動シ兵技（仗カ）ヲ以宮

闕（二脱カ）迫候条、不憚朝廷大不敬之事、

一家来共浮浪之徒ヲ詰合、（詰カ）屋敷ヘ屯集、江戸市中押込

強盜致シ、酒井左衛門尉屯所炮發乱妨、其他野州

処々（相州脱カ）焼打却盜ニ及候者証拠分明ニ有之候事、

此度上京先供、途中偶然之行違ヨリ近畿騒然ニ及候

段者、不得止場合、素ヨリ奉対

天朝他心等無之段者、御諒知有之通ニ候、併聊夕

リトモ奉惱宸襟候段、深恐入候儀ニ付、浪華城者、

尾張大納言・松平大藏大輔江相託、慎而東退仕候、

已上、

正月七日

慶喜

右、尾越ニ託シ差出シ候書面、

正月九日下参与ヨリ伺ニ相成候廉書左之通、

一 御政休之事(体カ)

列藩会盟議事之体可被 仰付也、

一 三職分課之事

軍務・用途・外国・制度、(天体四課カ)天休課可被仰付也、

一 列侯会盟始事

期限ヲ立、諸候召之命嚴敷可被 仰出也、(侯カ)

一 外国応接之事

御国体変換之次第、急々御布告可被仰出也、

一 勅使御詰問之(手腕カ)

徳川慶喜之所在江向ケ御差立可相成也、

右、高崎左京書上終、

○伊作黒川宿許状(後筆)「(外ニ番隊)」

端書略ス、

一 正月三日早朝六ツ前ニも御座候哉、会桑之兵京師江

押寄との事ニ而、五ツ半時分ニ罷成候処、出兵可致

様承知仕、両貝之合凶ニ而勢揃、東寺兵隊者惣而勢

揃、夫より鹿府五番隊も東寺江出兵、私共ニ番隊者

五番隊之扱(扱カ)ニ而東寺より一所ニ繰出、上鳥羽江押

寄候処、四五拾人押登居候ニ而、本府隊長と会兵と

及応接、会兵を通す事相成不申と此方より相達候処、

夫ハ 勅命ニ而御座候哉、 勅命ならば如何様共奉

畏候と申候而、段々兵も引下ケ候処、此方より段々

押詰、下鳥羽迄押下ケ、会桑之賊も遙ニ引退キ、薩

兵下鳥羽口之出兵、大砲隊一組・小銃隊・本府五番

隊者、私共隊と二組ニ而相堅罷居申候、大形七ツ半

時分ニも罷成申候哉、会桑之兵并歩兵三大隊計と相

見得申候大兵、ぜんく押登来る、薩兵より拾人計

進出、押し申候得共不得止事、兵繰出押通申候間、

無詮方も(嗚カ)咀吠之合凶ニ而大砲打出、一発ニ而拾五六

人計茂討倒候と相見得申候、私共ハ城宮之鼻先キ、

中島と申所より分隊ツ、ニ相別れ、横を打申候処、

大砲ニ打倒され候上、横矢ニ相中リ、大敗北ニ而崩

引ニ逃退キ、鳥羽合戦大小銃打合ス央ニ、伏見方ニ

も砲声相聞得合戦相初リ、会桑兵・新撰組、其外歩

兵迄二三大隊伏見奉行所江相籠り居候処、薩長兵先
(鋒力) 鉦二而、尾越芸之兵も出張居候由、是ハ役立不申候
儀、薩長之兵奉行所を相囲ミ、御香宮より大砲打込

申候処、幕兵打出長合戦、三日大鐘時分より夜九ツ
時分迄之難戦、伏見市中ハ燃上ル、三部一計ハ焼失、
鳥羽之方も惣焼失、其晚ちんく賊落兵、下鳥羽私
共堅メ之方ニ相掛、砲打合通しニ而御座候、此晩手
負加世田指宿静藏、山之内平右衛門二者玉葉才領(宝篋方)ニ
而御座候処、夜中之事故敵味方不相分、不意ニ敵幾
人計御座候哉、鎗突掛而腹ニ相中り候得共、鎧ニ而
相堅メ被居候腹者無何事、手ニ而鎗之穂先被握候由、
然処手引切れ手負、是も是も左程之疵ニ而者無御座
由、三日之合戦者伏見并鳥羽両所之合戦、官軍大勝
利ニ御座候、

一四日朝六ツ過ニ、横大路之田之中江敵相見得、砲打
合候而、直ニ中島陳屋と私共兵隊数隊ニ而打出砲争
我先ニ踏込攻之討握、敵敗北之向ニ而、味方者潔ク
罷成攻寄候処、横大路之人家并土手杯江相隠れ砲発、
味方ハ大小砲等打込、火矢等打掛申候、忽チ火燃上

リ、敵逃打ニ砲打掛、味方者段々押寄、一まくりニ
横大路を乗取、朝兵粮相仕申候、此場ニ而加世田旗
(預カ) 隊役相徳四郎兵衛手負、此所之味方勢、本府六番

隊・伊集院隊・大砲隊・私共隊、四小隊ニ而打留、
中ニも加世田・伊作之隊ニ而打崩し、其内伊作半隊
者先鋒之様ニ相見得、潔く合戦ニ而御座候、夫より
横大路之戦相済申候処、伏見滞兵も出張ニ罷成、直
ニ淀之方ニ押寄候処、富之森ニ畳杯を以楯を築キ大
砲相備、双方より打合候得共、味方之大砲相損し玉
等も射尽し、其上兵隊も相勞れ申候、先今日者富之
森を引退キ、横大路之宿江相休ミ候得共、敵寄来ら
んかと、横大路之東田之中江伏兵諸隊も伏申候得共、
敵も不寄、四日晚者、辻々江番兵四人計ツ、打出、
兵隊茂休申候、

一五日朝五ツ時分より、諸兵隊も一同ニ繰出シ、私共
二番隊ハ五番隊・六番隊之救応ニ而御座候、五ツ時
分より合戦相初り申候得共、救応故敵ニ不相掛、此
度之戦至極之難戦、大砲一座も損筒ニ罷成、ゆら
く二挺位も用立申候、其上本府小銃一小隊も相勞

れ難戰御座候処、私共二番隊も打出候様との儀ニ而
早々打掛る、行道二大小砲玉幾らも来り、其上破烈
丸等も相破れ申候得共、ゑいゝ声ニ而事ともせず
走付打掛る、其場所道狭く御座候故不自由、直二声
原之中江走入、横を打申候処、又々敵被付崩、一二
之楯も押破り攻詰申候処、淀之納所と申所ニも踏止
り、たまらず淀之城東小橋之本より東江、又豊並猪
之子等ヲ以楯を築キ、其中より大小隊砲打出、味方
ハ納所より川越ニ打合、此所之戦味方ハ人家より打
出し申候、左迄之事ハ無御座候、淀之城江賊徒籠り
たし供々討出候様城代江申込候得共、城代不入付、
夫ニ而も不被止、今日城より打出候様賊敵江返答申
越候処、無仕方右城之下東之小橋之元より討出候得
共、是も薩兵も討しまし、敗敵逃去申候、淀之城
と前以 御所江訴出申者、賊敵者城ニ者入付不申候、
城ニ者砲玉不被下様申出ニ罷成、御所より城江無
何事も、町者惣而焼失ニ罷成申候、今日者伏見・鳥
羽街道、山崎三方より攻寄、鳥羽街道者右之通御座
候、伏見街道ハ因州兵先手ニ而御座候由、左候処、

賊敵より被敗候長兵と入変り、長二小隊と敵ハ大敵
ニ而御座候処、長兵も難戰、手負・死人等も数多御
座候由、其央薩兵私領二小隊・鹿府二二小隊出張、
薩長相交り討出申候而難戰ニおよび、夫より敵敗れ
め見得候ニ任^{本ノマ、ツカ}キ薩長今一息相攻申候処、敵敗北逃下
り、跡より大小砲打掛、敵数多討取、此伏見道本郷
と申所より西之合戦ニ者、長兵数多即死、薩兵都之
城二人、其外如何相知れ不申、納所之打合ニ、坂本
仲右衛門右之腕と脇腹ニ相中り手負、鹿府ニも手
負・死人御座候、今日之富之森・伏見街道本郷両所
之合戦、実々烈敷打合、私杯も今日限と格護相究罷
居申候、此所も二番隊先鋒中ニも、伊作半隊ハ潔く
先ニ相見得居申候、是分隊ノ二相別れ申候、其所
者御察可被下候、今日者納所江滞陳相休ミ、今朝五
ツ時分より七ツ時分迄打合ニ而、皆々相勞れ申候、
一六日、最早敵者大坂江惣引取ニ而、何方ニも不居候
向ニ而、然共兵八幡辺、橋本辺迄差出見申候半と納
所滞兵惣繰出ニ罷成申候処、八幡之下淀川筋之街道
江楯相築キ、堤等ニ相かくれ敵砲打出し申候、天兵

薩兵も手配ニ而、八幡之下淀川筋両方ニ別れ、淀川筋之八幡宮石磴之本より味方砲打出、段々攻詰申候処、是又引退キ敵之一之楯乗破り、八幡之下之人家之東、少シ道南之方江曲り候処江二之楯相築キ、是より打出、大小砲雨之降如く、味方も是二者手ごり居申候処、薩兵氣正ニ哉、向ニハ進むとも跡二者一寸も不退、ゑいゝ声を懸、劣不負と相勵討出シ、砲玉雨よりも繁く、あだ矢ハ無御座候様之事ニ而勢ひ懸る味方ニ、敵敵ハ砲とも射崩れ不叶退去、敵之是そといふ第一之楯を被乗取候而失力引退、橋本迄逃落候処、勢州藤堂之兵、味方之真似仕、薩之方ニ者空砲ヲ打、賊敵矢比ニ罷成候時、一度ニ現砲打掛申候而、此矢ニ悉く打倒され大に敗走之由、軍ハ此橋本迄ニ相止ミ申候、賊敵ハ如何程と申事ハ相知れ不申、八幡之下之味方ハ四五小隊ニ而御座候、此場之合戦、敵之第一之台場と相頼堅メ居申候場所ニ而御座候、実々難船^(戦カ)、砲発も忝人ニ而五六拾発位も打出申候、今晚者爰ニ滞陳、七日二者敵如何と相考居申候処、最早敵惣下坂ニ而滞陳、八日二者二番兵隊

引上ケ様との事ニ而淀納所ニ而昼飯給、七ツ時分ニ東寺江帰陳仕申候、

一幕兵も、大坂城之儀者尾州・越州江引渡ニ而、東退仕申候、慶喜より書状等も出し申候、

一 錦御旗、五日之合戦ニ淀迄 御出張、御供衆ニハ征討將軍宮様、外ニ公家忝人、是ハ存不申候、錦御旗ヲ拝申候処、供々目卜目を見合感涙仕次第、何之命も惜むへくこと無御座候、其上

上様二者御在京、抛身命期者此節と奉存候、何卒御祝ひ可被下候、此度討死之人數者、

禁裏様より御金五百両被下、一社并弔數多相下り申候由、

上様御幕參被成下、手負人數者御見廻等被成下、誠ニ難有、何共御恩奉報様も無御座次第、兵隊ニハ禁裏様・上様より御酒度々被下、重畳難有恐人而頂戴申候、

一 右書略ス、伊作衆中黒川幸吉より親父江遣候書状之写也、

○徳川慶喜滅亡之七事

徳川慶喜、臣下の身として一天之君ニ敵し奉り、大兵を以禁闕を犯さむとす、天地ニ不容之大逆、是其滅亡すへき一也、

万国に冠たる神州之大体を破り、(邊ニ脱カ)外異に親交し国を売、君を欺き神明之惡ミを受く、是其滅亡すへき二也、

親之遺志ニ背き、兄弟之道を絶ち、苛政を施し、万民を苦ましむ、是滅亡すへき三也、

家康奸謀を以豊臣氏を滅し、大坂城をわか物とす、慶喜今日其城に楯籠、豊国之神靈怒て(徳川慶喜公傳より是を罰せん。)

豊臣氏此城ニ居而△亡ひ、徳川氏亦此城ニ在て滅ふ、天意のしかりしむる所なり、是其滅亡すへき四ツ也、

天保以来、江戸城焼事数箇度、去年正月、日光家康の靈屈(屋カ)亦焼失、是滅亡すへき五也、

北条高時大逆無道、朝敵となりて一族滅亡す、其亡ひんとする時、天狗田楽ニ雜り妖靈星を歌ふ、慶喜の罪(高時カ)当時二倍す、去冬以来神符を降し諸物を下す、

遠近諸国其数をしらす、奇怪之天狗の所為なる事疑

ひなし、是滅亡すへき六也、

三年寒大將軍之方ニ向ひ弓を引者、古より勝利(徳川慶喜公傳より補)得る事なし。是其滅亡スヘキ七也。△

○京師今流行

いなか御客が大勢来ても、すくにかき出勝男武士、四ツ椀の中にそふたる鱸の皿に、見掛ハかりの土佐かのり、三ツたむごむまひくと大ひけするも、実ハ薩摩の砂糖がら、尾張大根性根かしたむ、たへて毒やら薬やら、越の白山雲きりおふひ、いまた高根かはれきれす、会津めか兼てにくしとおもふたか、丁度今度ハ意趣かへし、碎たおれミたれ座敷のその座の首尾、独りよハすに島津する、丸くなれく坊主あたまに丸くなれ、

○関東征伐出陣之国々大概

相良治部 島津式部

東海道

土佐 長門 備前 肥後

尾張 藤堂 肥前 紀伊

薩摩

但、四百六拾四人

外二

御兵具方隊

式拾五人

甲州路

大垣 彦根 長門 稲葉

淀

薩摩

但、四百七拾式人

外二

御兵具方隊

式拾五人

木曾路

越前 若州小浜

右、二月十一日より同十三日迄之内二皆出陣、

惣差引人

伊地知正治

征代將軍之場

三条様

西郷吉之介

○新板チヨボクレ

扱も此節天下の大賊徳川数代の悪事の本末荒々申さは、先祖ハ三河の万歳なれとも、信長・秀吉式人の尻腰つまむた御蔭で大名頭となりて、乞ふたる海山かけて深き御恩もさらひと忘れて、秀吉死たを幸ひなりとて、世にもまたなき陰謀企、訳はしらなひ幼君秀頼、其外忠信(臣カ)・勇士を毒て殺そか刃もので斬ふか、巧にたくむ、慶元本のま、両度の戦ひ折か時節かしらなけれとも、終に賊將勝利となつたか此世の御仕舞、天子ハ捨込ミ民ハ苦しめ、式百年來我儘しだら罪を数へて紙にまゐたら、船に積とも車に載ても、一度や二度てハ運ひハなるまひ、夫は扱置當時の慶喜ハ、帝ハ欺き忠臣追退け賊臣褒めて、異国を手に付け国の切売、おいらはかむにんいたして見たれと、今は是まで捨おきや成まひ、夫から段々忠義の大名

か人数を引列れ都に登りて、吟味に吟味をつたした上には賊の始末を言上いたせは、今上皇帝御目か光りも、将門・尊氏はも過たる天下の逆賊、討て避よと仰か下れハ、賊の奴とも是てハ大變、軍をいたせは、場所もきらひか命か惜しひそ、狐のまねして逃穴こしらへ、大坂辺まで逃てハにくれと、入たる小猿か狸にだまされ、化けて出たれハ、己かあやまち天威の切先、会津とこいつも四条河原か六条河原か、首ハ御台二乗とはしらすに、台場も五体も微塵に碎かれ、神武の勢ひなにかたまらむ、飯も桑名の逃も逃たか、西や東や北や南や、本より馴たる畜生なれとも、山と川とを潜り廻りて、夷船を頼むて歸りて見たれハ、古巢ハ焼れて人氣ハはなれて、尻腰立んに蔭にも居られす、死には死なれす、神の崇りか先祖の報ひか、定而忠臣・勇士の恨ミて有ふか、広き世かひも狭く成たか、さらハ是から常陸の国にて、親父の古穴究竟成とて、恥も不覚もあらハこそ、跡ハ野となれ山となれ、命有ての物種子と、遠く逃るか此世の幸ひ、天下太平・国家安全、式百余年の

暗夜のちまたも、打て代りた晴天白日、葵枯れは轡かひかる、末は目出度千秋万歳、

一 豎山武兵衛・伊集院隼衛・川上右膳・島津矢柄・樺山要人・川上正十郎・渋谷梢・龜山甚之丞・柳正之丞・山田十介・土岐平太夫・仙波市左衛門・国分十右衛門・高崎喜兵衛・安田助右衛門・本田休兵衛・種子鳥次郎右衛門・江田五郎左衛門・猪俣為右衛門・山本新左衛門・鹿島郷十郎・梶原清右衛門・伊集院周右衛門・相良左衛喜・国分藤次郎・汾陽正左衛門・岩下新太夫・河野雅榮・大野清左衛門・島津左内・迫水善左衛門・伊勢新七郎・田中林左衛門・曾山喜惣太・日高与一左衛門・阿多六郎・本田治部・大山彦左衛門・堀与左衛門・速水五右衛門・折田八郎兵衛・喜入九郎・肝付清左衛門・市来清十郎・友野清右衛門・永田与右衛門・黒岩正兵衛・中村喜多右衛門・帖佐為右衛門・野村太左衛門・園田郷右衛門・土持十右衛門・川北孫左衛門・五代庄太夫・重久七太夫・浜田源右衛門・三原孫八・基太村

助左衛門・川上林助・中西水之丞・相良治兵衛・岩山喜平次・竹下覚之丞・大山仲兵衛・小田十郎右衛門・八木源七・河野林兵衛・福崎新左衛門・萩野半之丞・園田八十右衛門・鎌田強兵衛・郡山一介・山田增右衛門、

右者、不及日勤繰廻、象之間江相勤候様被仰付候
条可申渡候、

辰三月六日

伊集院早太・平田藤五郎・木原甚助・野村彦兵衛・井上嘉左衛門・平田富五郎・崎元才右衛門・染川六郎右衛門・東郷吉兵衛・野崎良八郎・中村半兵衛・中山佐五右衛門・比志島孫六郎・森六郎兵衛・吉崎壯八郎・加治木甚右衛門・黒田甚左衛門・三原源五左衛門・山本孫兵衛・衾寝孫兵衛・佐々木伊右衛門・三雲太郎左衛門・西田矢兵衛・奥勇藏・谷山次郎右衛門・谷川乘左衛門・石原市助・和田八之進・福永藤左衛門・新納喜右衛門・精松新右衛門・東郷源助・和田孫右衛門・上井甚五右衛門・高崎権太

夫・伊藤六郎右衛門・土橋九兵衛・村岡一郎次・早川薰・義岡八次郎・吉田次郎四郎・相良弥兵衛・伊地知長兵衛・弟子丸弥平左衛門・木原龍右衛門・山田直左衛門・いち、七左衛門・児玉軍兵衛・日高喜右衛門・山本喜左衛門・鎌田小十郎・古後七郎右衛門・藤田喜次郎・日高十助・相良新左衛門・貴島彦兵衛・西田小兵衛・隈元源五左衛門・木村平之丞・渡辺才藏・長倉猪八郎・河口新左衛門・成松伊兵衛・今井喜平太・三原金左衛門・酒匂藤右衛門・月野木猛右衛門・早崎七左衛門・山内伝兵衛・渋谷猪右衛門・堀善左衛門・本城中右衛門・川俣作右衛門・矢野八兵衛・新納次郎九郎・岩城喜左衛門・高城六右衛門・伴準左衛門・中村四郎太・馬場仲右衛門・丸田弥右衛門・村田源右衛門・市来八郎・田中伸兵衛・大野弓五郎・米良彦之丞・曾山甚兵衛・伊木新之丞・山田愛藏・隈元源之進・東郷半助・山内庄之丞・町田郷兵衛・牧金左衛門・いち、直記・渋谷四郎左衛門・田尻源兵衛・隈崎恒藏・溝口正兵衛・橋本助八・清水周吉・いち、藤左衛門・橋口甚

三月五日

七・矢野清右衛門・河野藤太・東郷藤十郎・礪永源四郎・村田善藏・向井十郎太夫・福島助右衛門・寺山源右衛門・萩原一兵衛・上村正兵衛・川崎十左衛門・龜山用七・鎌田源八・上野善之進・関山甚七・高島喜兵衛・今藤甚助・児玉四郎兵衛・川上矢三太・上床直太郎・中村吉左衛門・鎌田源次郎・平七郎左衛門・中馬源太夫・中村新十郎・植松八郎右衛門・左近允新七・松元一左衛門・鮫島壯十郎・藤野休右衛門・鍋倉林左衛門・肥後太郎八・伊藤才左衛門・田原十太郎・木藤源左衛門・清水源兵衛・飯牟礼藤太、

三原喜之助

右、三島方掛被仰付置候得共、御免札方掛一篇相勤候様被仰付候、

三月五日

御勘定方小頭寄

中村新兵衛

三島方掛御免

林休左衛門

別府壯右衛門

一往御春屋役寄

今井一兵衛

中村新助

右者、不及日勤繰廻、山吹之間江相勤候様被仰付候条可申渡候、
辰三月六日

右者、数拾年拔群致精勤候処、老年罷成、日勤之儀苦勞二被 思召上候付、御用之節々致出勤候様被仰付候条可申渡候、

比志島静馬・野村弘記・い十院半五右衛門・薬丸半左衛門、

水間喜藤太

右者、不及日勤、門人指南方等行届候様被仰付候条可申渡候、

右者、此節御曆者被廢候付、以来曆調方江被掛置候条可申渡候、

曆見習之事

曆学見習

辰三月五日

伊集院十右衛門・小林一学・倉山作太夫・喜入雄次郎・和泉尚五郎・鎌田一藤太・菓丸猪兵衛・鈴木宇

左衛門・碓山八郎右衛門・野村伝左衛門・田原藤太

左衛門・赤松守衛・稲留笑左衛門・伊集院平格・土

師孫太夫・平田助太夫・安藤八郎左衛門・武衛門

七・酒匂源左衛門・和田助太夫・川上守之進・菱刈

東・高崎喜七郎、

右者、当務別勤二而、混と騎兵稽古被仰付候条可

申渡候、

辰三月六日

野崎次郎・岩山直左衛門・谷川清之丞・青木休右衛

門・池田喜十郎・市来源右衛門・菊池矢市郎・兎玉

利右衛門・一白幸衛・三木原等・染川喜藤太・市来

次右衛門・清水休之丞・小野啓介・岩山次兵衛・左

近允喜右衛門・重久仲藏・酒匂孫八郎・青山弓太

郎・橋口善兵衛・川上班之進・川上九戸・有馬長左

衛門・坂本弥之助・伊藤整之助・坂元右近・大山弥

九郎・町田左馬・三原龍左衛門・山口彦七・関山壮

太郎・鮫島八郎・竹内清八・徳田新左衛門・本田弥

九郎、

右、陸軍所江混と別勤被仰付、兵隊江被召入候条、

調練方致出精候様可申渡候、

辰三月六日

伊地知喜十郎

右者、書籍編集被仰付、不及日勤候条可申渡候、

辰三月五日

新楮藏掛

大迫新藏

樺山武左衛門

石神喜平次

山本新五右衛門

右之通被仰付候条、繰廻相勤候様可申渡候、

辰三月五日

黒田平阿弥

い藤善阿弥

右者、此節御茶道頭勤、又者御茶頭次江御役替被仰付候得共、御数寄屋頭之場江相詰、勤方之儀者是迄之通被仰付候条可申渡候、

辰三月五日

東郷長左衛門

右者、不及日勤段被仰付候付而者、門人指南方行届候様被仰付候条可申渡候、

三月六日

御広敷横目勤

山口十左衛門

吉富市郎

右者、不及日勤候条可申渡候、

三月十日

御広敷横目勤

藤島幸右衛門

右者、陸軍所江混と別勤二而、稽古方被仰付候条

可申渡候、

三月十日

町田龍右衛門

右者、不及日勤、象之間江相勤候様被仰付候条可申渡候、

三月十日

本田孫右衛門

右者、当務別勤二而、混と騎兵稽古被仰付候条可申渡候、

三月十三日

折田要蔵

右者、但州生野元代官地、其方江令委任候条、万事宜候様所置可致者也、

鎮撫惣督公望
(西園寺)

御判

慶応四年二月四日

右之通、御直書を以蒙仰候、又々一昨九日於二条城、
大政官より御口達を以委任被仰付候間、鎮撫可致旨
（太カ）
田緒庄八十郎名代ニ而奉承知、何共恐入、武門之面
目此事ニ御座候、別紙江も申進候通、当地三州江掛
り、八万石之与地、身不肖之某如何と安眠も成り兼
候程心配致候、諸藩よりハ未嘗人も不被仰付、誠ニ
以恐入次第ニ候、就而者、此度当地之用事相仕舞、
御礼旁之為登京之賦候間、其節い細可申進候、当分
者但馬国生野江代官被仰付、在城仕居申候、尤、此
度別紙之通蒙 仰、何共不肖之私ニ斯アランとハ、
誠ニ以恐懼之至ニ奉存候、元來八万石之場所ニハ候
得共、此度別段二郡被相加、拾壹万三千石余ニ相及
申候、私壹人ニ而者実ニ手ニ余り兼、日夜大混雜、
夫々役目ニ者用人旁三拾人計も候得共、此度ハ開発
之事ニ而、諸事之伺旁寸暇も無御座候、御推察可被
下候、八万石之大名同様之身分ニ候得者、城門を壹
寸出候得者、先弘之供人数相付、中々氣之毒千万ニ
候、

○新はやり松たをし一ツとせふし京新町板絵入

一ツとせ、世のゑ、人々聞んせ、日の本のひとかたな
らん世のさわぎ、かたらふかいな、

二ツとせ、えふたつともなき二ほむをは、異国の為に
二心ふさましいかいな、

三ツとせ、みかとの御前ハみよしの、花やさくらと
い、ちらし、ひらかふかいな、

四ツとせ、よつほと欲な心から、よからむ事をたくミ
たす、世のすへかいな、

五ツとせ、いつわりいくらか異国まで、いんしん・い
むもつ取かわす、いんぼふかいな、

六ツとせ、むしよふむたりにむりなこと、むねにむほ
んのむくろむハ、天はつかいな、

七ツとせ、なに、もならむなんばんの、なにわの浦に
なれくと、なしもふかいな、

八ツとせ、八幡山崎やつこめが、やたらにやつこをふ
りたて、のほかふかいな、

九ツとせ、こ、やかしこのお大名が、九門固めて九重
を、守ふかいな、

十ヲとせ、徳川にごりて鳥羽つゝミ、淀の川瀬の水車、

とまらむかいな、

十一とせ、一度井伊か、土佐勝男、浅の池田の細川で、

虫付かいな、

十二とせ、二条の城ハ似せ出で、二万の人数を大坂に、

集るかいな、

十三とせ、三千世界の三苦界、天罰忘れてみやこをハ、

をかそふかいな、

十四とせ、四方四面の照す日と、四神の守る雲の上、

照ふかいな、

十五とせ、五万十万寄せたとて、強勇薩摩が大砲で、

とハせふかいな、

十六とせ、六門内から六軍を、備て錦の御旗を、かざ

そふかいな、

十七とせ、七てん八たふ働けと、薩摩・長州の鉄たむ

こ、くらしゆかいな、

十八とせ、十八公と松の木も、けいきがかけた一ツ

橋、くちをれかいな、

十九とせ、くろふくしむも木つ川や、末は橋本死手山、

藤堂かいな、

二十とせ、二十七騎もにし東し、なにはの舟で江戸の

海、にけるかいな、

三十とせ、三十余艘の死人舟、日々血しほの淀の川、

流さふかいな、

四十とせ、ししゆふのわるさもわたし故、数千の人の

死にくるい、くやしいかいな、

五十とせ、御勘気請てハ後生まて、五尺からたの置所、

つまらむかいな、

六十とせ、六十余州の国々に、むりをいふたる其むく

ひ、うらめしかいな、

七十とせ、七道揃いた官軍の、関東攻ときくの紋、御

威光(いカ)かりな、

八十とせ、八百八町の江戸の町、あいつくわなて火の

難義、くやまふかいな、

九十とせ、九十五文の大井川、白浪立たむ御代の春、

かち立かいな、

百とせ、百にもあまるぢいば、も、千代や八千代と君

が代を、うたおふかいな、

○ 殉国群英之碑并銘

(調点は朱書)

今上踐祚之明年、冬十月、徳川慶喜、自謝^{シテ}薄徳^ヲ請^レ奉^レ復^二天下之政權^一、蓋不^レ得^レ止^也、制^テ允^レ之、尋^{ツテ}免^ス其世襲將軍職^一、恭惟皇室之大權下移^ニ、將相之家^一既千余歳、今復至^レ此天下万姓莫^下不^三拭目以望^一皇道之中興^一者上、可^レ謂^ニ曠代之隆運^一哉、然而慶喜陽表^{シテ}虚言^一不^レ欲^レ奉^レ復^二土地・人民^一也、前京師守護職松平容保^{カタヤス}・前所司代松平定敬等逢^ニ迎^{シテ}其意^一陰^ニ凶^一不良^一、是以人情洶々京師屢戒嚴、至^ニ十二月^一慶喜称^レ鎮^ニ定麾^ト下及云津・桑名之士^一出^テ抛^ニ大坂^一、猶未^レ奏^ニ寸地一民之事^一也、廷議^{シテ}乃使^ニ尾越^一老侯就而問^レ之、復奏^{シテ}曰、物論日甚鎮定未^レ至、雖^レ然慶喜當^ニ勦奏^レ功頼勿^レ勞^ニ、聖念^一、今歳正月三日予^メ定^ニ戰略^一自稱^{シテ}入朝^ト謀^レ犯^ニ、闕^下一、先遣^ニ会桑等^一兵数千人屯^ニ淀城^一、軍勢甚熾、先^レ是^ニ朝廷深慮^下其包^ニ蔵禍心^一、遂^ニ及^ニ中大逆^上也、命^{シテ}我藩及長門・土佐等之兵^一巡^ニ偵京師内外^一、至^レ是^ニ又使^ニ我兵^一出^テ扼^ニ鳥羽・伏見之衝^一、賜^レ命^曰、慶喜入朝^ト自恭順^{ナラハ}何用^下擁^ニ兵衆^一提^テ中軍器^上乎、宜^ニ論還^レ之、其或依

違^{セハ}、朝敵也、国有^ニ常刑^一、謹^テ頭^ニ天威^一、我公受^テ命^ヲ遽分^ニ遣^ス四銃隊^一、至^ハ則西軍陸統^{シテ}一屯^ニ伏見^一、奉行^ノ之邸^一、一至^ニ上鳥羽之道^一、勢^ニ既吞^ニ洛中^一、將^ニ軼^ニ而進^ニ我軍^一、命^ニ數論^一數^ニ遏^ム、不^ニ肯從^一也、於是命^{シテ}討^レ之、賊輒^ニ應^ス戰^一、戰在^ニ兩所^一、兵^ニ發^ニ漲^レ天銃^一砲^ノ之聲^ニ徹^ス晨^一、厥^レ翌^ニ廷議^一命^ニ仁和寺親王^一為^ニ征討將軍^一授^ニ錦旗^一、出^テ鎮^ニ東寺^一節^ニ制^一天兵^一、兵皆殊^ニ死戰^一、賊軍稍^ニ沮^一追^ニ迫^ニ五日^一也、天兵益^ニ奮^ニ合擊^一爭進^一、賊乃大^ニ敗^一、燒^レ橋棄^レ城退^ニ守^ニ八幡山下^一、此夜我軍始^テ休^レ戰議決^ニ方向^一、朝^ニ乱^一淀川^一而戰賊終^ニ悉走^一、^{キヨウ}僵屍盈^レ路^一、慶喜大^ニ懼^ニ遂棄^ニ大坂^一航海而奔^ニ江戶^一、嗚呼此役也、連戰四日二夜、天兵所向莫^レ不^ニ克捷^一、時^ニ天甚寒^一士皆^ニ艱^ニ戰^一郊道之間^一、以^レ寡^ニ挫^レ衆^一不^レ遑^ニ寢食^一而銳^ニ意殲^レ賊^一、敵^ニ王^一愾^ニ者雖^三職由^ニ聖天子聰明神武^一而

皇道復古之運^一也、苟非^ニ三^一國家平素善養^レ士有^ニ重^レ節報^レ國^一之人^一、則何能^ニ至^レ此^一亦可^下以謂^ニ中奏^一曠代之盛事^一而答^ニ曠代之隆運^一者^上哉、我公自^レ始備^ニ職^一議定^ニ入衛^一宮禁^一軼^ニ掌軍務^一、退^ニ則命^一有司^一視^ニ傷

者^ヲ殯^ニ死^ス土^ニ、又數 親臨慰勞哀恤無^レ所^レ不^レ至、

此役我兵戰歿或傷歷^ニ日月^一、死者^{スル}士庶凡^ニ六十一名^一、

而賊之死者不^レ知^ニ幾^ニ百千^一云、此月十二日

天子召^レ公勅褒^{シテ}曰、乃藩久懷^ニ勤王之志^一、勲勞匪^レ少^ニ

近者^レ應^レ 命^ニ上京速奉^ニ 朝旨^一、周旋^ニ 周旋^一、遂使^ニ 遑

道復^ニ 于前古^一、就^レ 中前日之役能破^ニ 逆賊^一於伏見^ニ、

爾後連戰數所、軍威之盛不^レ愧^ニ 前古^一、終^ニ 使^ニ 巨賊

落胆東奔^ニ 之上達^一、宸聽^ニ、天感殊^ニ 至^一宜^ニ 下益^一、

兵勢^ニ 屠^ニ 其巢窟^一以耀^ニ 皇威^一於内外^ニ也、因賜^ニ

御劍一口^一、即今嘉賞耳、又 褒^ニ 恤^ニ 我戰歿士^一曰、

殉国之名^ニ 姓^ニ 具^ニ 達^一、

天聽^ニ 深愴^一、叡情^一、宜^ニ 下厚^一其葬^ニ、恤^ニ 其親眷^一而

慰^ニ 忠魂^一於九泉之下^ニ、今賜^ニ 營弁之資金五百兩^一、

乃頒^ニ 興^ニ 之^一、且^ニ 下設^ニ 一社^一、永祭祀^ニ 焉^一、公拜首

受而頒^ニ 之^一群臣^一聞者莫^レ不^レ感泣^ニ 也、越^ニ 三三^一月^一

公命^ニ 臣盛時^一而賴^レ 荷^ニ 天威^一、薦^ニ 添^ニ 殊寵^一亦以

群臣之死力也、今將^ニ 下改^ニ 葬死士^一於相国寺内林光院

之塋^ニ 各封^ニ 其墓^一、又建^ニ 碑^一於阡隧^ニ、招^ニ 今往戰歿之

魂^一、親書雕題^ニ 營^ニ 顯^ニ 不朽^一曰^ニ 殉国群英之碑^一、

汝可^ニ 以銘^一、盛時惶恐^ニ 而退^一、謹按^ニ、自^レ 古勤王死節之

士何限而不幸^ニ 多逢^一 衰運^一不^レ 違^レ 及^レ 此^一、未^ニ 嘗聞^一 中祀^ニ

恤^ニ 忠殉^一如^ニ 今日^一之速^ニ 日盛^一者也、在昔元建之世

如^ニ 楠公^一者出、然猶^ニ 多下歷^一年^一所^ニ 始^一有^ニ 贈爵之典^一、

今我群英之於^レ 公尊卑固違^ニ 擬非^一其倫^一而^ニ 至^一 敵^ニ

王愾^ニ 以^レ 身報^一 國、則^ニ 一也^一、况群英死肉未^レ 冷優^ニ

申^ニ 重恩^一、死者有^レ 知^ニ 臣必知^一 七生^一 人^ニ 世^一 之言^一、其不

獨^ニ 為^一 楠公之志也、嗚呼盛哉、群英名姓年^ニ 齡^一及^レ 死^ニ 其

地^一 傷^ニ 某地^一而後死者^ニ 月日等名表^一 墓面^一、今不^レ 贅

焉、銘曰、

死輕^ニ 鴻毛^一或重^ニ 泰山^一、唯得^ニ 其所^一 古人惟難^ニ、今

則踐^レ 之、群英之賢我公愛^レ 士德及^ニ 九泉^一、矧^ニ 辱

朝祀^一、名績千年凡百臣子、孰無^ニ 所^一 天措^ニ 式風^一節^一

觀^ニ 此新阡^一、

慶応四年歲次^ニ 戊辰^一 四月、薩摩府学助教臣海江

田盛時謹撰、

○日高郷左衛門殿書狀之写

一筆奉啓上候、余寒嚴敷御座候得共、弥御機嫌能被

遊御坐、恐悦目出度奉存上候、隨而私ニ茂大元氣ニ而御坐候間、乍恐左様思召可被下候、扱先日高崎左京殿帰国便書状混雜一卷も荒増申上候通、其後格別相替儀無之、先乍切迫穩ニ御座候、

一 別冊六番隊より御届相成候書付差上申候、私名前も手負人数へ相加申候得共、別段手負と申訊ニ而ハ無之、足江石欠ケ当り少々はれ候計ニ而御坐候、夫故決而御加筆監軍江其段申出、名前除給候様相頼候得共、石ニ而も当り候ハ、矢張手負同様、夫ニ付薄手と書出し候、其所者我々共吟味之事ニ而候段承申付、夫段差置申候得共、誠ニおかしき事ニ御坐候、御笑可被下候、

一 去ル六日之戰爭央、前谷宗智射たをされ候付ら(たカ)き抱候処、同人刀拔候を不氣付故、手指少々怪我いたし候得共、纔計ニ而諸所御堅ニ出張申候、御懸念被成下間敷候、

一 去ル九日八ツ過ニ、祇園町上丸山へ会人五六人計相見得候由ニ而六番隊出張差越候得共、会人ニ而者無之、予州松山之家老初、外ニ拾七人計明日下国之賦

之由、右ものも不審之もの故、御屋敷迄列来申候得共、直ニ無程(落之)外之様送出相成候由承申候、

一 讚州高松屋敷ヲ、去ル十日八ツ過ニ請取方ニ六番隊一隊差越申候処、無異儀引渡相成、藩士百五拾人計罷居申候、皆々込入様子ニ而誠ニ無理之様子と相見得申候、右人数直ニ今晚帰国、武器者都而御取揚ニ相成申候、

一 私ニ者右半隊ニ而始終戰通し、六日之日者敵を味方と見違、味方敵銃丸烈敷央ニ、味方砲発止候様高音ニ而土手筋江走出、敵之方江十間計進ミ候得共銃丸ニ不当、尤、弥敵と見受候付、直ニ土手下江隠レ切込掛候内を、老人者弥射殺タト覚申候、三日より五日迄之戰ニ三百発計者銃丸放ち申候、先手詰者容易無御座候、此節之戰ニ而相分り、先運之強事弥内神様之御蔭と奉存上候、

一 大津囲米分捕、壹万石計相国寺之本堂迄運来、如山御坐候、鳥羽街道ニ而も米分捕御座候由、大砲并小銃・玉薬等数不知、生捕も七八人位、尤、荷物・鎗・刀杯も同断数不知、長持杯夥敷御坐候、

一 私共隊六番者一ツも分捕無之、皆今度京江帰る事も

無之と思切候(衍カ)切候故、刀・小銃も分捕いたさず、

刀・小銃・鎧拵者多御坐候得共屹と見もせず、今更

残多事ニ御坐候、追々関東征伐も可相始御座候付、

其節者刀・小銃分捕考ニ御坐候、

一 此節戦死人数者誠ニ難有ものニ御坐候、別紙 勅命

写取差上申候、神ニ相成事ならハ、戦死の方か余程

宜と申事御座候、

一 伏見并京中町より毎日御陣御見廻として、酒并肴又

者ミかん・餅等進上沢山御座候、夕部者私ども酒・

ミかん・餅・魚等頂キ申候、尤、金子等進上も有之

由候得共、御請不被遊候由、鳥羽村・燃村より金千

五百両進上之由候付、米ヲ其代り被成下候段承申候、

本願寺よりも金六百両進上之由、御受取無之由承申

候、段々金子進上之もの多御坐候由、市中者、薩長

のものは天より降りたもの、様評判宜御座候、

一 伏見燃跡人家一人江分捕米壹斗五升ツ、被成下、

皆々涙之由承申候、

一 鳥羽街道之戦争者余程難戦と評判、勿論六番隊・五

番隊者相働きたと申評判にて、先仕合之至御座候、

一 戦争中一卷申上越ニ付、前後ふつ、ゐ之所も可有御

坐ニ付、御推覧可被成下候、追々珍敷儀可申上候、

未私ども為何事も無御坐候、追而御恩賞可有御座奉

存候、此節戦争中者、英式を以増金被成下候哉ニ專

風説御坐候、未御上も何も混雜と被相伺申候、

一 長兵之強き事、御国之兵同様ニ而御坐候、薩兵一寸

踏出候ハ、長兵者二寸踏出シ候様と之違、前以大

隊長より申渡候由承申候、夫故長兵深入いたし御国

之兵よりも先に進ミ出候ハ、又御国兵又々進出、

双方より励候而相戦申候、長州怪我人も百人余御座

候由承申候、其外土芸等者皆因循いたし、何も不相

成候、此節之戦者薩長迄ニ御座候、因州・土州一寸

伏見ニ而戦、直ニ兵引取申候由、芸州者軍濟ニ鳥羽

街道江出張相成申候、笑事ニ御座候、

一 大坂江者一番遊撃隊・二番遊撃隊・四番隊・八番

隊・九番隊・二番大砲隊・十一番隊、

(十番隊者仁和寺様カ)仁和寺様十番隊者御供ニ而下坂、其外諸郷伏見江三

番隊大砲半座、其外諸郷当地江者一番隊・二番隊・

五番隊・六番隊・十二番隊・白砲隊大砲半座・三番遊撃、八幡社下江七番隊出張相成申候、

一 徳川慶喜、会津・桑名等之人数下国と申事二者御座候得共、紀州和歌山江落居候半、専風説大坂城急々

落城逃落候由御座候、賊兵死体川船拾艘計より下し候由、其残り死体夥敷御座候、此節之軍は誠ニ高利

二而、米は海山之如し、勝軍は宜物ニ御坐候、

右、任幸便時候御伺、且戦争等之形行為可申上如

此御座候、尚奉期後便之時候、恐々謹言、

日高郷左衛門

辰正月十六日

為徳



已刻認

父上様

母上様

其外様

参人々御中

尚々書略書

一 宮様茂先日大坂迄御下り之由、尤、大坂御屋敷御国

より火相掛、直ニ京都之様詰人数上京相成申候、尤、

木場氏二者残り町人ニばけ、いち、壮之丞殿ハ医師ニばけ、途中被致居候由承申候、

一 江戸御屋敷者都而彼より焼払候由二而、諸生等二出候人数者大方上京御座候、

一 桑名征伐ニハ佐土原・大村・肥後・土州差越候由承申候、

一 太守様先日者此節戦死之墓江 御参詣之由、誠ニ何共不被申次第ニ御坐候、病院へ者度々御見廻、

御直ニ太儀被仰出候由、誠ニ奉恐入次第ニ御坐候、

○右同人伏見・鳥羽・大坂迄之戦争日記

一 慶応四年辰正月三日陰、今朝五ツ時分ニ隊長市来氏

より在宿いたし居候様致承知、無間も毎之集場江出張候様承候付、直ニ仕廻出馬無程探出相成、御屋敷

西御門より烏丸通、夫より竹屋町西江入、油小路通

下ル、夫より七条通より西江入、大宮通東寺脇、夫

より鳥羽街道江出、上鳥羽村迄出掛候処、最早徳川

先手鎧・長刀又ハ小銃携之者ども一小隊も出張候由二而、中途より直ニ参、隊前備ニ而行軍いたし、暫

時之間右之方畠中江散開いたし居候処、五番隊監軍

椎原小弥太殿より応接有之候処、今一往

勅答迄者爰ニ扨居ますか、又者本隊迄引ますかト申掛候由候処、夫ハ御勝手ニ可被成候様被相答由承候処、すこくと敵一小隊計之人数寔ニ引取候、此時

五番隊・大砲隊者街道又者左之方江相見得候、夫より六番隊も一緒ニ相成、跡より追詰メ十町計先迄差越、小枝橋を渡り、本街より右之方江土手有之候付、

同所江六番隊ハ散開いたし居、五番隊并大砲隊ハ本街道又者左之方街道江相見得候、尤、六番隊より者

斥候ニ四人計ツ、本街道江出張候処、彼敵よりも四人計鑓・長刀を携、斥候ニ出張居、無程騎馬三人駆

来候処ヲ、本街道ニ而五番隊斥候^{候カ}之人数より手ヲ広ケ立ふさかり候処、夫ニ驚き右敵三人又々駈歸り候

処、追々歩兵一大隊計中ニ大砲跡ニ会桑等之人数相見得、六番隊より半町計之所迄散開ニ而来り候を、

市来・児玉氏杯、何方之御藩ニ而候哉ト被申掛候処、徳川先手兵隊五百人ヲ預り、地村某ト申者ニ而二条

城江差越申候付、御通給候様申出候処、我々共ハ薩

藩ニ而、

勅命ニ而今日御堅被仰付候付、御通シ申儀不叶段答

候処、左様ならば今一往御伺被下候様申立候由ニ付、御伺可申候間、御扣可被成と被答候処、暫時ならハ御待申ケレども、隙取候ハ、私二者承服すれとも

兵隊^{沸カ}拵騰可仕付、押而可罷通申立候付、左候得者此方ニも相当之所置ニ取扱可申ト申切、直ニ市来氏者

六番右半隊ヲ川原江立付、左半隊川向竹藪江伏置相待居候処、右歩兵二列ニ相成本街道之様引取、無間

も七ツ半時分ニ而も候哉、此方五番大砲隊より砲発いたし候処、六番隊右半隊并左半隊も一緒ニ相成、

嚴敷砲發横打いたし候処、敵銃丸・砲丸無絶間来る、双方ども味方より者エイと声ニ而銃発いたし候処、

夜入過ニ賊敗北いたし引取候処、此方より人家へ火相掛候処、暗夜ニ候へ者昼之如く、尤、敵大砲八挺

并要具又ハ小銃・死骸等数不知捨置有之、又々四ツ時分ニ相掛、追々無絶間砲戰、未明ニ又々大砲押立

打掛候付、此方より横打いたし候処、是以夜明前ニ敵敗北ニ而如前要具等捨置逃去候付追討、其節六番

隊戰兵肥後嘉二戰死、無程夜明ル、

一 鳥羽之方も終夜翌日迄も火不鎮、
十九才

一 四日曇、今日者日之色月之如く、六過より五番隊・

大砲隊等本街道追付、六番隊者右之方島より鴨川を

渡り大根島より銃發、大方敵味方之間二町半計所よ

り双方より打合候得共崩立タす、敵ハ利地ニ而高く

菊亭殿米藏前江三盃入米俵ニ而台場之様筑立、大砲

敵數砲丸来るも此方も大砲ニ救ヲ乞フ、忒挺丈牽来

り候付小銃ト無絶間烈敷打掛、勿論五番半隊より横

打いたし、諸郷之人数も同所より皆々霜中江伏而銃

放候処、賊崩立敗北逃去候付、横大路村迄追討いた

し候処、死骸者勿論、大砲又者小銃等夥敷捨置有之、

此時六番隊野村清兵衛戰死、山口新吉手負、尤、敵

者人家江火相掛逃去ル、爰ニ而兵糧等たべ居候処、

一番遊撃隊并拾二番隊・二番大砲隊等新手来候付、

今日者救応手ト相成候、尤、長兵二小隊・御国一小

隊計追々（操カ）操出し相成、八ツ時分より戦又々相始、砲

声烈敷、此時壹番遊撃并十二番隊も手負・戦死等有

之、長兵戦死三人位、手負拾七人位有之、今日者相

引ニ而候、尤、人家へ者火相掛候、終夜燃ル、

一 今日横大路村江御屋敷より谷村孫八殿・樺山休兵衛

殿被參、戰爭之次第

太守様被 聞召上、何も 御感涙之由奉承知候事、

一 今日東寺迄

仁和寺宮様 御出馬之由奉承知、尚々進ミ立候事、

一 今晚横大路村江止宿、餅并酒等吞方いたし候事、

一 五日曇、今朝五ツ時分ニ朝飯たべゐ直ニ操出相成、

右半隊者街道筋、左半隊者右之方竹山へ散開、五番

隊・三番隊半隊も同断、富ノ森ト申所江、賊桶等へ

砂を入レ台場之様筑立、大小銃敵敷砲發故、小銃隊

よりも銃發いたし呉候様承候付、大砲隊よりも拾間

位先ニ進ミ出、エイ／＼声ニ而烈敷銃發、敵味方之

間大方拾七八間も有之、此時隊長市来勘兵衛戰死、

六番隊戰兵之手負ハ永野伸之丞・徳尾源七郎・浜田

部左衛門・園田喜右衛門・有馬清一・端山彦左衛門、

戦死前谷宗智ニ而候、尤、此時賊拾人位鎗・長刀ニ

而突出来候得共、烈敷銃發等いたし候処逃帰り候、

尤、敵敗走前ニ相成、隊長市来たをれ候付、菱刈七

之助殿・鎌田甚之丞殿・中島岩次郎殿ト荷ひ、拾町計跡人家迄荷ひ送候処、にん足より釣台を荷ひ来候付相頼、菱刈一人付添病院迄送り候付、拙者并鎌田・中島者又々走付候処、只今敵敗走にて逃去跡二而、日ノ丸之旗并敵將之死骸、又者小銃等夥敷捨置有之候得共、数ふもせず、又々淀橋迄追討いたし、尤、其節者、六番之左半隊并五番隊・三番半隊者右之方竹山より砲戦いたし候由、尤、銃丸迄飛来候付、六番隊小頭見習貴島卯太郎并五番監軍椎原小弥太・三番隊分隊長吉田喜藏、斥候として出張、賊之伏兵二出逢ひ候処、彼より一緒二砲発、椎原戦死、貴島・吉田手負之由、夫より左半隊も一緒二相成候、尤、中途二而一番大砲隊中街道下落居候付、平吉左衛門殿より加勢呉候様承候付、大砲中島ト引揚、夫より前車を淀迄押通、淀城江小銃を以銃発候得者、城より者砲発無之故、淀橋迄差越候処、賊町家江橋を取、砲発候節、大砲隊中島弥次郎殿・四本佐平次殿戦死、六番隊二者戦死、宇宿彦之丞手負二而候、夫より賊淀橋江火相掛逃去候付、同所二而六番隊者

昼飯たべる候、尤、淀町家江火相掛候、且淀城江火不相掛様、勿論砲発も不致候様

勅命下り候由、無程淀家老参り、賊者一人も城内江不入付、何か宜頼と之事之由承候、無程仁和寺宮様并五条様・四条様、日月之錦御旗二竿、誠二格別成御旗二御座候、何百年来二錦御旗出候半と申事二而、皆々涙二而候、御鑑之上より

宮様御装束、錦之御直垂二而白熊之御轡^(兜カ)二而、公卿様二者引立烏帽子二而御馬より誠二結構、皆々勇立エイ〜声二而御座候、今日者誠二難戦二而候、其時拙者足右之方指江石欠当り痛候付入隊不致、跡より帰候、尤、東寺より駕籠手当いたし貰、駕籠より御屋敷之様、夜四ツ時分二帰陣いたし候事、

一今日淀より引取方被仰渡候節も、当隊者各隊ト者相替、小隊長も被討候付、是より先キ之先鋒相勤、大坂城迄も打落度相願候得ハ、

君命、勿論是より先者要害之地故又々軍隊相極候上、何れも先鋒被仰付と之事二而、無是非引取候事、

一今日難戦二而前谷射たをれ候付引起候節、右前力

抜ケ候を抱候処、左之ベン指并小指少々怪我いたし候得共、纔計二而候、

一 下鳥羽辺江土芸一大隊計大砲等押出し出張候得共、

軍濟跡二何事ソト皆笑事二而候、

一 今晚勝男武士并御酒被成下候事、

一 六日曇、今朝隊長等葬送等いたし候事、

一 今日改而御目見被仰付候段承知仕、五番隊・六番隊

順々一隊ツ、御膝元江被為

召、二間計之所より、先日より不一方戦旁、猶又相

尽候様頼存ると之 御沙汰奉拝承難有次第、皆々涙

流二而候事、

一 今日者八幡宮下(枚カ)牧方・橋本迄攻落、直二賊逃去候由、

尤、味方も手負・死人も有之、今日者八幡社下関門

堅、藤堂よりも賊之方江大砲打候由、是迄者一身ト

申事二候得共、敵敗走故無是非砲発候半、皆笑事二

而候、最早是より先キハ味方者益々大勢可相成と申

事二候、

一 七日陰、今日より戦止、一橋始会桑等下国いたし候

由、直二壺番遊撃隊下坂被仰付、段々分捕等有之由、

無故一橋始下国、大勝利二而候事、

一 今日大坂城も彼賊火相掛逃去候由、城丸焼、川手之方少シ残り候由、

一大坂表も至而無事候由承候事、

○日高郷左衛門為徳殿従京都来書之写

前文略ス、扱昨日不凶も御国并土州・芸州・長州調

練、明廿七日四ツ時より

観覧被遊候旨被仰渡、今日調練之人数左之通御座候、

一 御国一番二調練有之筈候得共、人数多く故長く相成

候二付、土州・芸州・長州・御国順々日ノ御門前よ

り御所外行軍にて運動いたし、其上調練御座候、

一 土州人数大方八百人位、服合上着筒袖大方羅砂(紗カ)二小

隊小袴二而御座候、

一 芸州人数式百八九拾人位、服合筒袖二而御座候、

但、三小队二而候得共人数多候、

一 長州人数六百人程、服合前条同断、大隊長ハ毛利某

と申人之由、年比十八位と申事二御座候、皆筒袖、

右ノ筒袖ニ白きれ編入、幅壹寸位のきれを縫付、長

州之印ト相見得申候、

一八ツ過より御国人数調練有之、初二此度 御供之一大隊、其跡ニ諸郷番兵并当春上京之大砲隊、其跡ニ引続キ当春上京之一番隊・二番隊・五番隊・六番隊・古海軍一番遊撃隊并新海軍二番同、都而一大隊調練散隊并攻撃稽古有之、誠ニ能相揃、日入過ニ相濟申候、

一朝廷日ノ御門脇外江御棧敷新敷出来、御ミすより御上覽被遊、誠ニ不容易難有事ニ而当惑仕次第ニ御座候、

宮様方并公家方、其脇日ノ御門御堅場より

御覽御座候、我がものは何も能きものニ御座候得共、分而御国之調練宜、勿論服合皆筒袖ニ而黒立肌（本ノマ）又半首もあけ巻相付、緒者絹五郎、柴（柴カ）又者赤ニ而拔群目立派（マ）ニ御座候、其上大方千四五百人程ニ而御座候、当春三番隊并四番隊・白砲隊、且又十月上京之諸郷一大隊者伏見出張故、今日之調練ニ者不相加、尤、去春上京之大迫喜右衛門殿組者大坂江三条公御迎ニ被差越、今日 三条公初御着京ニ相成申候得共、右

大迫氏隊者調練者無御座候、此度御供之大砲隊も

御所迄繰出相成申候得共、過半者むち差羽織裁揚、又者袴・股引・陳羽織・籠手・すね当にて服合不相揃候付、今日調練者差扣候様被仰渡、寔ニ被帰、皆々残多様子相見得申候、勿論先日兵隊者一統筒袖襦ト被仰渡、人並服合不持合者者、兵士勤服合揃之間、隊長より為差扣置候様被仰渡候を不相揃候付、決而御叱り者可有之風説御坐候、甚之丞殿・仲右衛門殿も此度之大砲隊故、残多被考候半ト相察申候、最今一度右様

御覽者定而有御座間敷奉存候、返々も何とも今日之儀難有、日本初より此度之様不容易事者初而可有之奉存候、昔者

禁裏様ト奉申上者ニ御坐候ヲ、今日者

御前ニ而調練、身余り次第奉恐縮候、御察可被下候、此上者死而も少も苦敷者無御座程愚考仕候、

一別紙絵図面差上申候、

一決而明日者

御所より何敷

御言葉被仰下ト、皆々風説御座候、

一 伏見江出張候歩兵・新撰組、益々人数筈候由、両日之内ニ何分動揺可相初申風説ニ御座候、

一 御国威誠ニ強ク、市中評判も薩長者宜御坐候、

一 当月御賦金、九日以来一倍増被成下候段承知仕、難

有事ニ御座候、御歎可被下候、

一本結少も無御座候付、宜便より為御登被下度、市中

二者段々御座候得共、第一きらため不致候而者不相

叶もの御座候ニ付、運強キ御祈御作調之上為御登被

下度奉願候、

一 先日伏見ニ而歩兵兩人捕取、生捕歎本ノマ、段々御取抔御座候由承

申候、夜分者勿論、伏見市中押込いたし候由御座候、

右、致押込候を臼砲隊之人数より捕取候由御坐候、

右、任幸便寒中伺御機嫌、且歳暮之御祝儀相混、

御左右為可申上如此御座候、恐々謹言、

卯十二月廿七日 日高郷左衛門

夜五ツ時分ニ認

為徳わたり

父上様

母上様

其外様

参人々御中

○右同人来書之写

改年之御吉慶文略、扱三日朝五ツ時分より鳥羽街道

之様差越候様、会桑之両藩兵器を以上京有之二付、

右を差留候様被仰渡、押而入京候ハ、打払候様と之

事ニ而、五番隊・六番隊・大砲半砲隊ニ而、鳥羽街

道筋洛外相堅候様、昼九ツ時分ニ鎗・長刀・小銃携

候人数相見得、椎原小弥太殿応接被致、彼方より此

所罷通宜候哉と申掛候由候処、

答 勅命ニ依而相堅候付御通行不相成、彼方より、左様

ならバ爰ニ扣居か本隊迄引ますかト申由、答 其所者御

勝手ニ被成候様と之事ニ而右人数引取候ニ付、跡よ

り淀之方五丁計之所迄差越散隊いたし候処、昼七ツ

時分歩兵一大隊計大砲八挺、新撰組・桑名・会津之

人数相見得、押而入京之勢と相見得候処より、（大砲

砲隊・六番隊・五番隊より銃発、夫より双方之砲戰半隊方）

十間計ニ而無程夜入、終夜砲戰、彼賊逃去、未明之戰ニ私

共隊肥後嘉二殿戰死、五番隊者岩山左平太殿同斷、
六番

翌四日者難戰二而、六番隊野村清藏殿戰死、手負山

清兵衛カ

口新吉殿、是以敵逃去ニ付追掛申候処、敵三盃入俵

築立、凌を取候付中々強、二時計之戰ニ而御座候、

昼八ツ時分より又々砲戰、其時者一番遊撃隊・大砲

隊・長州兵二小隊計、其時御国兵手負等拾人計、長

州兵拾九人計、夜入ニ砲戰止、昨日より戰一件

太守様何も御感涙之由戰場にて承知、大ニ奉恐入次

第二御座候、

一翌五日期五ツ時分攻掛、六番隊・三番隊之内半隊大

砲三拾丁計ト砲戰相成、大方味方敵之間式拾間計よ

り戰ニ而、其節私共隊長市來勸兵衛殿戰死、同組前

谷宗智戰死、手負長野仲之丞殿・宇宿彦之丞殿・浜

田部左衛門殿・徳尾源七郎殿・平田喜右衛門殿、私

此人数六番隊四列端山彦左衛門殿・貴島卯太郎殿・

有馬清一殿ニ而やうく打崩、敵より一人者切込候

得共、直ニ打殺シ無程敵逃去、是以陵ヲ取、巻ばら

ヲ幾重茂重候付中々強く、やふく淀城先迄追落、

其節々戰式時計、昼七ツ時分ニ京都御屋敷之様帰候

様被仰渡、皆々大坂城迄も打崩合御座候得共、無是

非も帰京仕候、今日者

仁和寺宮様官軍御惣督ニ而淀迄御出馬、錦御旗奉拜見、

尚々人氣立申候、誠ニ此様難有事者無之、死而も不

苦ト皆尚必死ニ相成候、今晚帰京之上、勝男武士壹

本ツ、并御酒被成下、難有事ニ御座候、帰陣之悦仕

候、私ニも兼而より望所ニ一涯相働申候間、御安心

可被成下候、翌日者狙撃隊被仰付、六番隊之内拾人

計隊ニ付、物見并小頭之場相勤、又者隊之救心いた

し職ニ而御座候、先後レ不取働きたト皆々被申敷、

私之身ニハ仕合事ニ御座候、少も怪我也不仕、先今

日迄ハ元氣ニ御座候間、返々も御安心可被成候、

一去ル六日、五番隊・六番隊江

御目見被仰付、

太守様御前より三間計之所江罷上り候処、先日より

不一方戰苦、尚又相尽候様頼存候、御直 御沙汰

奉承知、誠ニ難有涙流、何とも不被申次第御座候、

出陣いたし候諸隊一統帰陣之上、右様被仰渡候由御

座候、味方者勝利ヲ得、敵者敗走、終ニ逃去、此様

面白キ事者無御坐候、

一大坂より一橋も東下仕候由御座候、又関東攻相始可申樂仕事ニ御座候、

一敵死人数不知、如山死骸御座候、過半者三拾石船三艘より死骸川下しいたし候由御座候、最早一橋・会津・桑名・大垣等之人数、朝敵ニ相成申候、藤堂和泉守者降参いたし候由御座候、薩兵強キ事ハ今度ニ而相知申候、長兵も中々強御座候、戦中ハ歌謡、死不惜、誠頼敷御座候、薩長計ニ而打崩申候、芸土其外御所堅等ニ而、軍濟ニちんく出張之様子相見得くそたれ申候、

一伏見之方も砲戦尽候、是以味方勝利、敵逃去、其節も御国人数戦死・手負数十人、只今御国戦死・手負人数惣而七八拾人計御座候、皆々命ニ抱程^{（抱之）}之人者三人計御座候、戦争相始より鳥羽街道者勿論、伏見町兵火終日終夜、淀辺も焼ケ申候、

一六日者八幡下より牧方入口橋本ト申所迄攻落、是以逃去候由御座候、七日より今日迄者戦相止申候、大坂辺も先無事、只今ニ而者暫之間戦相止べく取沙汰

二御座候、私ニも大坂迄罷下、城乗取度下坂之処相願事ニ御座候、今日迄者御屋敷詰ニ御座候、

一御国之評判甚敷市中宜御座候而、店江取入ものニ参り申候ハ、誠ニ御太儀ト申事ニ而叮嚀ニ御座候、御国之御かけト申事ニ御座候、

右、任急便年始之御祝儀、先年之一件荒増申上候、私運強キ事を御折可被成下候、追々細事可申上候、恐々謹言、

日高郷左衛門

辰正月十日巳上刻認

為徳 

父上様、母上様、其外様参人々御中

一敵大砲三拾挺位、小銃者勿論、玉薬等惣而分捕御座候、

一鳥羽街道初戦所より淀城迄者、大方三里計追詰申候、一淀城江賊不入付候付、城江者火不相掛呉様家老参り申候付、其儘御座候、初二者会桑等人数入城之由、

皆々押払候由、只今御国之人数入城ニ御座候、何も我ものニ相成申候、

○右同人來書之写

去月十八日付之御尊狀、同廿八日相届難有奉拜見候處、益御機嫌能被遊御座、恐悦目出度奉存上候、隨而私二も無異条相勤居申候間、乍恐左様思召可被下候、此方戰爭之形行者先日申上越候通二而御座候、其後何も相替儀無御座候、播州姫路城并勢州桑名之城も不戰して落城、諸大名も追々官軍二相成申候、

一二条城

右、大政館被召建候、去ル三日

(太政官代カ)

朝廷御輿より公家方騎馬御供四拾人計、仁和寺宮様・聖護院様も御馬より御供、御先乗肥前平戸并芸州、御跡乗豊後森久留島伊予守并肥後、

太守様二者前以御登城、其外諸候も同断、誠二不容易御行列奉拜見、何とも奉恐入次第二御座候、関東征伐等御決定可相成、専風説御座候處、昨日東海道・木曾路之先鋒被仰付、長土等も同断被仰付候由、古六小隊并新古大砲隊半座ツ、都合大砲六挺、西郷吉之助殿惣督之由、諸勢來ル十五日迄二勢州桑名江群集、夫より一番隊より六番隊迄東海、四番隊よ

り六番隊迄木曾路之賦、明九日出陣被仰付、私ども身二おひては余り難有、此上者御國家之御為は勿論、

皇國之御為一盃尽す含二御座候、何れ徳川慶喜首不取候而者再帰陳仕含二而者無御座候、先日被仰越候通少しも後れ取候儀者決而不仕、何れ武士之誠道を以御奉公仕含二御座候間、左様思召可被下候、

一此節手負等之人数為療治方、英人通詞サト・英医壹人相國寺江參り、只今療治方二御座候、是は只今療治方二御座候、是は御所江御願濟之上、登京二相成申候、尤、此一件は吟味之上、兵庫二而吉井幸輔殿ミニストル江被相咄候處、彼方より、薩州之儀者和親相結候付、直様御見舞二而候差上筈候付、此医師は軍艦ヲ迦候而者不相成事候得者、人命二相拘儀二候間、片時も早々差上と之事二而、直二兵庫出帆、大坂江着、去ル廿五日京着二相成、兩人共二日本語通シ申候、サトは見舞いたし、直二又々兵庫之様下り申候、誠二親切成るものニ御座候、手負之内、手足不切候而者不相成疵も有之由二而、税所清之介

殿・竹之内宗之丞殿・堀添清左衛門殿其外、段々手足を切候而療治方いたし申候、思切たるものニ御座候、

村山源左衛門殿下者未緩々取会不申候、別紙此節戦争跡之略絵図差上申候間、御覽可被下候、

一去ル十七日晚、平田喜右衛門殿も養生不相叶、御国家之御為忠死は冥加之至御座候得とも、笑止之次第御座候、御序之折悔御申越可被下候、

一戦死・手負至極御叮嚀被成下、誠ニ難有事御座候、右、任幸便一筆御左右為可申上御座候、何れ婦陳之上珍咄等可申上候、先折角御障なく御保養專一奉存上候、恐々謹言、

日高郷左衛門

辰二月八日

為徳 **五**

父上様

母上様

其他様

参人々御中

追而長井氏・曾山氏・柏氏・村山氏在京之賦、本田氏・伊藤氏・私三人が関東征伐ニ差越賦ニ而御座候、曾山氏・本田氏其外類中江宜御伝声被成下度奉願候、

群書輯錄

卷二十九

〔表紙〕

群書輯録

二十九之卷

自慶応三年七月
至明治元年閏四月 藩達留

群書輯録二十九

群書輯録 卷第二十九

名越時敏輯

〔朱書〕
「年頭其外御目見之振合被召替候事」

一此節年頭・八朔・五節旬其外何ソニ付、諸士并諸兵・与力御目見之振合被召替候付而ハ、御礼席之儀、以来大番頭以下諸御役人ハ是迄之席ヨリ一畳目ツ、繰上ニテ、諸士之儀ハ詰衆御目付御礼相濟、引統是迄之諸御役人御礼所エ一列ツ、被罷出、与力ハ敷舞台舞羅戸ヨリ一畳目エ同断ニテ、諸士并与力之儀ハ虎之間縁頬之方エ致退出候様被仰付候、尤、別段之思召ヲ以右通被召替候付而ハ、一統難有奉承知、聊不敬ノ儀共無之様支配頭ヨリ吃と被申渡、年若之者共エハ父兄等ヨリ分而可申論置候、尤、畳目等不案内之面々ハ、兼而御目付エ形行申出置候ハ習礼可被仰付、且亦与力之儀ハ当朝銘銘御目付役所へ名礼差出候上、驚之間エ可扣置候、

但、御礼席エ大番頭・御小姓与番頭兩人、御用人頭エ相詰候様被仰付候、左候而、於山吹之間御目付様使ニテ大番頭方組方書役ヨリ諸士致着到候儀共、以前之振合通被仰付候、

一諸郷噓其外年頭御祝儀罷出候面々、諸士御礼席ヨリ

末之方ニ是迄ノ通居付ニ而御目見被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨向々工致通達、諸郷へモ可

申渡候、

慶応三年卯七月

(諏訪基六)
伊勢

右衛門

伊勢

龍衛

刑部

内膳

(朱書)
「京師不容易形勢ニ付仰出」

一 近年皇国不容易形勢ニテ、臣子之御情合御徒居難被

遊、御相談之上、中将様御儀御上京、天下之為可被

遊御尽力トノ趣ハ当二月委曲被仰出置候通ニテ、中

将様御上京之上、折角被遊御尽力候得共、何分不容

易形勢之段被仰越、御模様次第ニハ当春被仰出置候

通、太守様ニモ御上京ニテ必至之可被遊御忠勤思召

ニテ、朝廷之御為不被為得止時機相及候節ハ、如何

様之事變可立至モ難計候付、人々御趣意之程、兼而

厚ク相心得候様被仰出候、此旨向々工不洩様致通達、

諸郷・私領工モ早々被申渡候様、地頭・領主工可申

渡候、

卯七月

図書

(朱書)
「給地高売買ニ付仰渡」

一 今般御当地并諸郷給地高一統致平等、御軍賦通統器

等相備候様格別厚御趣意ヲ以、夫々高割被相定、尤、

日ヲ追ヒ切迫之世態、人々飽迄致觀察居候筈ニ付、

猶更其心得ヲ以御規則相守、(等閑カ)閑等之儀ハ決而無之筈

候得共、万一心得違、身近親類又ハ懇意之者等へ致

熟談、付高且ハ御規定外取納借等敷取組共有之候而

ハ、第一時情モ不弁難有御趣意モ取失ヒ、旁以不輕

次第候、殊更諸郷之儀ハ人体・高頭不相応之場所モ

不少候ニ付、高割之儀ハ為被定置事候得共、マ基ヒ一

統引涉候様トノ事ニ候間、右之趣厚汲受候様、付高

等ハ勿論一所ニ買円、利欲ケ間敷儀共曾而無之、富

家之者ハ貧苦ヲ助、郷中一同手当相備候様心掛第一

之事二候、此上若御法候者有之候者、嚴敷可及御取
扱候条、此旨向々エ不洩様申渡、諸郷之儀ハ地頭并
郡奉行ヨリ分而可被申渡旨可申渡候、

卯七月

右衛門

〔朱書〕諸御役所其外御寺方御修甫之事二付仰出〕

一 諸御役所向其外御寺方等御修甫之儀、當時柄一統其
勘弁ハ有之事候得共、即今至而御金繰御難渋之御事
候付、猶更精微ニ吟味ヲ尽シ、雨洩等ニテ迎モ涯々
御修甫不相加候テ不叶場所柄ハ、以来御勝手方掛之
内ヨリ時々立会致見分、細密取調申出候様被仰付候、
自然急速不相運候而不叶場所差越見分不行届節ハ、
細々御勝手方掛承届致御用弁候様被仰付候条、於諸
向モ猶又其心得ヲ以、聊余計之儀共不申出様、精々
可尽評議候、此旨向々エ不洩様可申渡候、

卯七月廿五日

右衛門

〔朱書〕御作事向御取止雨洩迄余計之場所取毀被仰付候事〕

一 近來内外之御出費莫大ニテ、当今御金繰至極御難渋

付、当年ヨリ先五ヶ年之間格外之御省略ニテ、御作

事向之儀先御取止被仰付候条、御休息所廻御修甫等
モ雨洩迄御取繕ニ而、其余ハ都而御修甫不被仰付候
間、於向々モ同様雨洩一篇之御修甫被仰付候、左候
而、雨洩ノ場所述モ一々其通被仰付ニ而ハ無之、
時々吟味之上余計之場所モ取毀被仰付、ナクテ不相
叶場所迄雨洩御修甫被仰付、尤、当分御取付相成候
場所ハ可也之成就ニ而相済被觀御普請向ハ一切御差
留被仰付候条、於向々少々タリトモ相広候儀ハ不相
成候、

右之通被仰付候条、御作事奉行へ申渡、向々エモ
可申渡候、

卯八月

右衛門

〔朱書〕心得違議論区々ニ付仰出御筆〕

一

家老中工

天下之形勢紛々擾々タル姿ニ立到、慷慨悲力非歎ニタハ
ス候折柄、当春越前・土州・宇和島三藩工深申談、
朝廷ハ勿論、幕府へモ人事之限り建白仕候得共、御

採用之儀無之、唯吞声涕淚之外無他候処、豈計哉、

我等趣意勿体ナクモ、於京師無名之干戈ヲ以討幕之
挙動相催候儀ニ心得違議論区々、末々ニ至而ハ有之
哉二候、甚以意外千万之至二候、今度又々出兵相違
候ハ、長州末家之者浪華迄御召呼被仰出候付、如何
様變動相生シ候モ難計候間、禁闕為御警衛、右式二
相及次第候、万一非常相生候節ハ、上奉達^{安カ}叙慮、下
万民騒動ヲ鎮動^{マ、静ノ誤カ}シ、聊卒爾^{之脱カ}働無之様京都詰重役トモ
ヘモ申聞置候間、其旨宜相心得、諸士エモ右之趣意
貫徹候様可取計事、

一 中将様御上京中為皇国被遊御尽力、且非常御警衛ト
シテ此節出兵被仰付候御趣意之趣、御別紙之通御軍
賦役頭取・御軍賦役ヘ申渡、可承向ヘモ可申渡候、

九月

伊勢

〔^{朱書}〕中将様依御願京師賜御暇備後殿滯京御用被相勤候事〕

一 中将様御所旁付、涯々御順快不被為在、一応御帰邑
御保養御暇被成下度、左候而、備後殿上坂付、為御
名代御滯京中御警衛向御勤被成度、朝廷工御願被仰

上候処、去ル十日伝奏飛鳥井中納言様ヨリ被相達候

儀有之、可罷出旨雜掌中^{ヨリ脱カ}之切紙到来、御留守居罷出

候処、今般御所旁二付而ハ御残多二被思召候得共、

情実難被黙止、一先賜御暇候、精々加養順快次第再

上京可有之、備後殿上坂付滯京、御警衛且御用向為

致勤仕度旨神妙ニ思召候条、為名代可有上京被為蒙

勅命候、右二付、御狩衣一領・夏扇一箱御拝領、且

御脇息一、御道中用ニモ可相成旨ニテ被遊御拝領候

段御到来候、依之御一門方島津左衛門一列、諸大身

分月次御礼罷出候面々、今廿一日御光着、御祝義後

於席々謁御家老、御祝儀可被申上候、

但、大奥工兼而御祝儀被申上来候面々、当日又ハ

御精進日間御祝儀被申上、京都・江戸工御祝儀之

儀ハ追而飛脚便より被申上、随真院様・才盛様ヘ

モ同断可被申上候、

以下略、

伊勢

〔^{朱書}〕出兵之儀二付十分建白早速言上仕候様仰渡〕

一 今般出兵之儀ニ付、紛々之取沙汰有之哉ニ相聞得候
付、存慮有之者ハ十分建白可仕先度ヨリ被仰渡趣モ
有之候得共、此節柄分テ下情被聞召上度旨御沙汰被
為在候条、此旨奉承知、存慮有之向ハ早速言上仕候
様、向々工早々可致通達候、

十月

内膳

〔朱書〕
「兵隊歎願有之其節仰渡」

一 禁闕為御警衛、依時機太守様可被遊御出馬卜之趣ハ、
兼而被仰出置候通ニテ、此節島津主殿殿へ諸郷一大
隊被召付、御先ニ上京被仰付候処、右隊外御旗本兵
隊等之内此節御先ニ上京、万一變動生シ候時ハ、粉
骨碎身御国恩奉報度、各赤心ヲ以歎願イタシ候者モ
有之哉ニ被聞召上、於志情ハ神妙之至、別而御感悦
不淺被思召上候、乍然不日御出馬被為在候節ハ、御
領内之儀モ相応人数被残置、海陸之御手当猶更嚴重
無之候而（脱カ）不相濟事候処、御旗本備御手当薄ニテハ不
相成候ニ付、右体（至カ）主重ノ任ヲ蒙ナカラ、小ヲ取、大
ヲ捨候様ニテハ、却而忠義之志操ヲ取違ヒ候訳ニモ

相成候ニ付、前後遲速之差別有之迄之儀ニ候間、右
等之処深ク奉汲受、若自然之場合ニ立到候者、存分
之御奉公相勤、奉報御国恩候様厚可心掛旨、御軍賦
頭取等ヨリ丁寧可申聞旨被仰渡候条、此旨申渡、
向々ヘモ可致通達候、

十月

右衛門

伊勢

〔朱書〕
「高申請被仰付候事」

一 高五千石
但、壹石ニ付代錢貳百貫文ツ、
右ハ、給地御取揚高等之内、先年来右之通窮士御救
方工被差分置、諸勤方被仰付来、難有御仁政之御事
ニ而、其段ハ一統承知之通候処、天下危急之至、今
日追々太守様御上京モ被為在筈候得共、何レ軍艦御
取入不相成候而ハ不相濟候付、此節右高都而諸士以
上持高五拾石以上之向ハ百石限、少高・無高之面々
ハ五拾石限、右代錢通ニ而申請被仰付、其代料ヲ以

テ軍艦御取入相成筈候条申請度向ハ、持高并申請高

之員数又ハ月米相記、来ル廿日より内夫々支配頭工

相付願書可差出候、左候而、窮士御救助方ヘモ諸寺

院御取揚高等之内、五千石別段被差分置筈ニ付、其

段ハ追而猶又可申渡候、此旨向々工早々可致通達候、

但、奉行御差分高之儀、当秋上納米迄ハ是迄之通

窮士御救方工被差分置候、

十月

右衛門

内膳

〔朱書慶喜將軍辭職之事〕

一 將軍辭職之儀朝廷工御申立相成候処、諸藩上京之上、

追而御沙汰有之旨、御別紙之通被仰渡候段京都ヨリ

申来候、此旨諸御役人詰衆工可致通達候、

一 諸藩上京之上、追而可有御沙汰迄之処、是迄之通相

心得候様御沙汰候事、

一 臣慶喜昨秋相続仕候節、將軍職之儀固ク御辞退申上、

其後蒙御沙汰御請仕奉職罷在候処、今般奏聞仕候次

第七有之候間、將軍職御辞退奉申上度、此段奏聞仕

候、以上、

卯十月廿四日

〔朱書徳川手勢芝御屋敷襲来且船軍等之事仰出〕

一 旧臘廿三日江戸城内西丸出火、同廿五日未明ヨリ徳

川家手勢ヲ以芝御屋敷ヲ襲来候付、詰合之人数出會

応接之央互ニ致混雜、終ニ及戰爭、且御軍艦翔鳳丸

品川沖工致廻船居候処、徳川家之軍艦ヨリ及砲發候

付互ニ砲戰、相引ニ而兵庫工廻船、平運丸ニハ去ル

二日大坂川口出船之処、和田岬辺ニオヒテ是又徳川

家之船ヨリ砲發、兵庫迄廻船、春日丸ニハ出帆之処、

同四日於阿波之沖辺ニ又々致砲發候付、此方ヨリモ

砲發戰爭、夜入相引ニ而前之浜工着帆之段乗頭申出、

戰爭之基等委細之儀未相分候得共、早々為守衛諸

郷・私領人数、明七日上京被仰付候、猶一左右次第

可申渡候、（旧記雜録より補）就而者追々△中将様御沙汰モ可被為在

御事候ニ付、曾而動揺致間敷候、猶御軍制ニ付テハ

一涯嚴重相心得、急変之節ハ別紙御定場工可致參着

候、此旨向々工不洩様早早可致通達候、

但書等略ス、

慶応四年戊辰正月六日

（島津久治）

図書

（桂久武）

右衛門

（小松清應）

帶刀

（川上久齡）

龍衛

（町田久憲）

内膳

〔（朱書）明時館被廢候事〕

一天文・地理・数量等之學術、是迄明時館傳來之儀モ

有之事候得共、至當時而ハ右等之學術於西洋精微ニ

致発明、尤、開成所工右科業之局モ被相立置候付、

此節明時館之儀ハ被廢候、左候而、御曆者初曆学見

習等ニ至迄、都而開成所工日勤、猶又学業致勉強候

様被仰付候、此旨御曆者并開成所教授工申渡、向々

工可申渡候、

辰正月

図書

右衛門

〔（朱書）四拾歳相成候者モ壯健ノ者ハ陸軍所へ罷出候様仰出〕

一諸向御役人・書役・小役人式拾六歳以上四拾歳以下、

陸軍所工罷出訓練被仰付置候処、至日比出席人数モ

別而相少、此節柄上方表不容易形勢罷成候付、先度

被仰渡置候四拾歳以下之面々、式日無構毎日罷出、

猶又訓練相勤候様被仰渡、尤、四拾歳以上罷成候者

モ、壯健之向ハ都而陸軍所工罷出訓練被仰付候、左

候而、向々勤場全相明候様成立候而ハ御用滞相成事

候間、精精練合何人程被残置、其余ハ出席被仰付候

テモ差支無之段取シラへ、明後十一日限届可被申出

旨、内膳殿ヨリ被仰渡候事、

辰正月九日

〔（朱書）富家之面々現金御貸上被仰渡候事〕

一江戸・兵庫等戦争之形行者、先達而申渡候通上京被

仰付、何分不容易形勢成立、京師ニ而ハ重大之被為

蒙御職掌、禁闕御警衛御重仕之御事ニテ、追々兵隊

被差出候御場合相成、此末莫大之御用途差見得候処、當時大坂表御下シ金之処モ見留兼候時機合付、是迄追々御貸上金被仰付候末之事ニハ候得共、御国政不得止次第二候間、此涯御一門方初諸士其外三町ハ勿論、諸郷・私領末々ニ至迄、富家之面々ヨリ現金御貸上被仰付候条、実ニ切迫危急之御時節柄奉汲受、

辰正月

圖書

帶刀

右衛門

龍衛

内膳

御国家之御一大事ヲ遵奉シ御用達可相勤候、世上穩相成候ハ、御用金ニ不及節ハ直様御差返可相成候、此旨向々エ早々致通達、諸郷・私領エモ可申渡候、但、御貸上イタシ候面々ハ御用人御勝手方掛へ相付可申出候、

辰正月

圖書

一 祝事之節

一 狹肴(狭力)

一 吸物壺

一 鉢壺

一 盃

一 硯蓋三種盛

一 井三

在合之品

飯五組

右ヨリ相減候儀ハ勝手次第、

〔(朱書)酒食質素仰出〕

一 酒食之儀付而ハ、一質素ニ有之候様トノ儀ハ先年来度々被仰渡置候処、近比上下分外驕奢之向ニ相聞得、別而不可然儀ニ而、当今之世態人々其心得可有之事候得共、諸祝事等之節、別紙之通相心得、万端質素節儉ヲ心掛候様可申渡旨、中将様御沙汰被為在候付、

〔(朱書)軍事総裁奉御指揮進退可致京師仰出〕

一 仁和寺宮軍事総裁被仰出候付、御守衛兵士奉御指揮

進退可致候事、

辰正月三日

薩州

〔〔朱書〕征東將軍御出陣二付一小隊急ニ差出候様卜之事〕

一 薩州

仁和寺宮為征東將軍御出陣二付、人数一小隊急急指
出候様御沙汰候事、

〔〔朱書〕三位中将為鎮撫惣督丹波口出張二付右同断〕

一 薩州

西園寺三位中将、為鎮撫惣督丹波口工出張二付、
急々人数一小隊可差出旨御沙汰候事、

辰正月

一 仁和寺宮軍事総裁等之儀、別紙三通之通從朝廷被仰
出候段申來候、此旨向々工可致通達候、

辰正月

龍衛

〔〔朱書〕伏見表防禦筋精々尽力早々嚴重警備從朝廷仰出〕

一 坂兵出張不容易趣言上ニ付、猶又伏水表防禦筋精々
尽力可有之、尤、早々相加本ノマ、人数ノ二字脱カ嚴重警備可致仰出候事、

辰正月

追而長土芸へモ同様仰下候事、

一 尾張大納言

越前大藏大輔

〔〔朱書〕坂兵戎服之者共引払不被得止之場合朝敵ヲ以御所持之
事〕

昨日ヨリ今晚ニ至リ、坂兵戎服・大砲等携、追々伏
見表出張之趣如何之儀ニ候哉、不容易進退其儘難被
差置者勿論候得共、尚前々周旋之筋有之、旁右人数
早々引払候様取計可致候、若不奉命儀ニ候ハ、不
被得止之場合ニ付テ、朝敵ヲ以テ御所置可被為在候
事、

〔〔朱書〕伏見鳥羽戰爭仰出〕

一去ル二日ヨリ翌晚三日ニ至リ、徳川勢戎服・大砲等

携、追々伏見表工出張之趣相聞得候付、別紙二通之通被仰出、早速伏見又ハ鳥羽街道筋工兵隊人数繰出シ相成、鳥羽街道出張徳川勢工右御趣意ヲ以及応接候処、彼方モ蒙朝命上京ト申偽、理不尽ニ押通候付、砲発戦争イタシ、同四日迄入替〱押寄及合戦候処、悉徳川兵致敗走、且伏見之儀モ同様及合戦、是又勝利ニテ追々賊兵引退候付、致追討淀城迄押詰候処、手向之兵壹人モ無之、応接之上終ニ城内明渡相成候段申来候、尤、其後戦争等之次第ハ追而報知モ可有之候得共、先早々一統為心得申渡候、此旨早々向々工申渡、諸郷・私領へモ不洩様可申渡候、

辰正月

図書

帯刀

右衛門

龍衛

内膳

〔朱書〕
〔開カ〕
「大坂落城英新文之趣ニ付被仰渡候事」

一 英軍艦兵庫ヨリ正月十日出帆、同十二日長崎工着、正月八日戦争大キニ官軍勝利也、

一同九日大坂城落城、江戸兵壹人モ無之都而打チラシ、官軍大坂中惣カタメ相成、市中不残焼失、

一同十日江戸惣引取相成候、

右、英軍艦長崎懸念ニ相成、態々參候由、

一大君方尽ク敗走、薩摩兵ヨリ大坂半焼シ、英商人兵庫英船工乗組之儀、ミニストルヨリ申付候、

一大君兵士河辺^{地名}工引去レリ、是ハ英居留地故ニ這入レリ、

一大坂奉行英蒸汽船ヲ借、役人其外横浜工裁^ア去レリ、

一 運上所ハ閉タリ、

一 京撰辺變動之次第ハ追々相聞得居候処、兵庫港碇泊之英艦長崎表工来著、大坂表鬭争之形行、西洋各国工之新聞翻訳相成別紙相達候付、形勢委細之儀ハ一統為心得申渡候、此旨早々向々工申渡、地頭・領主へモ可申渡置事、

〔朱書〕
「御厩之号被廢騎兵所被召建候事」

御厩之事

騎兵所

右ハ、騎兵之儀、海陸軍三兵之中ニテ不可欠一局二候間、御厩之号被廢、右之通被仰付、追々騎兵被召建候条、此旨御馬預工申渡、向々工可致通達候、

辰正月

右衛門

〔朱書〕諸向易簡輕便之取扱ニテ猶又煩冗相省致急弁之様吟味仰出

一 諸向御用易簡之取扱致連続候様、去卯春被仰渡、書役・小役人等減少被仰付候、然処追々世態モ相變、

既ニ京撰辺等戰爭相初リ、方今分而易簡輕便之取扱ニ而、定式御用ハ向々少人数ニ而相弁候様無之候テハ不相濟時節付、猶又煩冗相省、致急弁候様致吟味、涯々取シラベ申出候様被仰渡、別段掛人数工被仰付候得共、右人数ニ不限、諸向一同心付候儀ハ不差置、御用人御勝手方掛工可申出候、此旨向々工早々可致通達候、

正月

右衛門

〔朱書〕騎兵所以來陸軍所掛御家老被扱被仰渡候事

一 騎兵所ノ儀、以來陸軍掛御家老取扱被仰付、此涯右衛門殿ニモ右御用被致取扱苦候、此旨御馬頭工申渡、向々工可致通達候、

辰正月

龍衛

〔朱書〕御直元服其外諸御礼願ニ付仰出

一 御直元服其外諸御礼、初テノ御目見願書之儀ハ、以來不依誰人、奏者方工差出候様被仰付候条、向々工可致通達候、

辰正月

龍衛

〔朱書〕諸座御扶持米手形之儀ニ付仰出

一 諸座書役助其外御扶持手形之儀、奉行頭人ヨリ応勤日数差紙差出、右へ高奉行・物奉行等裏書手形ヲ以、御藏々ヨリ御米払相成來候得共、当世態易簡輕便之御仕向ニ付、当年中ハ是迄之通ニテ、來月朔日ヨリ別紙之通、其向々ヨリ手形差出候様被仰付候、左候而、手形合之儀ハ是迄之振合通可致取扱候、此旨

向々工早々可致通達候、

但、大目付座以上工相勤候面々并見聞役下目付ヨ

り差紙証文差出候儀ハ是迄之通、

辰正月

右衛門

手形御座印何月限

真米何斗何升何合先

日数

何月何日ヨリ何月何日迄

但、何石之割又ハ壹日何程ツ、

何方書役助

何の何某

右、役料米又ハ御扶持米トシテ可被扨也、

何何月何日

奉行頭人名印

何方藏役人

〔從中將様九州之諸侯工被差出候布告文〕

一布告文

天ニ無二日、地ニ無二王、是天地ノ大経、以下日史

(ママ) 工写置候ニ付、于爰略ス、

一今般朝敵征討被仰出候付、九州ノ諸侯ヘモ此御方ヨ

リ夫々使節被差向、御別紙之通布告文被相渡、若名

分大義ニ暗ク、至今日勤王之赤心無之逆賊ニ致私党

族於有之ハ、即追討之師被差出筈候、此旨一統被奉

承知候様、向々工早々致通達、諸郷・私領ヘモ可被

申渡旨、領主并諸所地頭工可申渡候、

辰正月

図書

右衛門

龍衛

内膳

〔定火消被廢火消之儀ハ御作事一手被仰渡候事〕

一御城下定火消之儀、御吟味之訳有之、以来被廢候、

左候而、是迄右工被召付候三町并武士小路等ニ罷在

候人家来・下人等、方限分ヲ以相定候火消手人数之

儀ハ、都而御作事方付火消手申付候条、火消手当

向々之儀、早々御作事奉行ヨリ取シラヘ可申出候、

此旨御作事奉行其外可承向ヘモ可申渡候、

但、御作事方治定迄之間、定火消之儀是迄之通可
相心得候、

辰二月

右衛門

〔^{〔朱書〕}御作事奉行以下奉行頭人書役方御用をも御帳留等モ可
致取扱仰出〕

一 当世態海陸軍之兵制練熟方第一之事二而、壯年之者
共ハ専ラ海陸軍方工相勤、追々多勢出兵被仰付候付
而ハ、諸座書役等勤場差支之時機必定之事候付、御
作事奉行以下奉行頭人之儀、世務ヲ存シ一往書役方
御用ヲモ兼、精々致弁達、書付又ハ御帳留等モ可致
取扱候、左候得ハ其儀掌致実着、^{〔職力〕}諸事貫徹之場ニモ
相成候事候条、弥精勤可有之候、此旨向々工可致通
達候、

辰二月

龍衛

〔^{〔朱書〕}忠魂之靈社御建立ニ付志次第寄進仰出之事〕

一 此度伏水諸所ニオヒテ戦死之面々、於朝廷御感不淺、
御感状且賜金、殊更一社建立、永致祭祀候様被仰出、

誠ニ至誠感天、武門之忠魂之靈社一字御建被為在、
永御祭祀被成下筈候条、人々此旨ヲ遵奉イタシ、貴
賤ヲ不論、物之多少ニヨラス、志次第寄進被仰付候
条、向々工不洩様致通達、諸郷・私領ヘモ申渡、寄
進物ハ於其支配取付置、名寄ヲ以届申出候様是亦可
申渡候、

辰二月

右衛門

〔^{〔朱書〕}逆賊追討之為恩賞御劍一振御頂戴殉国戦死之者賜金等
之事〕

一 先月九日午半刻、太守様依召御參内、天顔御拜首尾
好被為濟、積年勤王之応勞不少、殊ニ此度逆賊追討
之御功業天感不斜、即今之為恩賞御劍御拜領候旨、
御別紙勅書之通御慰勞被為在、惣裁之宮様ヨリ御劍
一振、^{〔四脱力〕}西辻太夫様ヲ以御渡頂戴、且亦殉国戦死之者
ヘ賜御金五百両、厚葬礼設一社、永ク祭祀イタシ候
様、是亦御別紙之勅書、岩倉前中將様ヨリ御渡相濟
候而、尚又於御扣所御取肴御二盆・御酒一樽御頂戴
ニ付、御礼参与久我中納言様・西辻太夫様工御直ニ

被仰上候段御到来候、右ニ付而ハ、是迄太守様・中

將様積年皇運挽回之御赤心御貫徹之処ヨリ、王政復

古御場合ニ立至リ、不図モ王賊妄動不得止事之干戈

ニ及ヒ、毎戦官軍得勝利、就中御国之兵隊死力ヲ尽

シ、終ニ賊兵大敗シ、朝威弥嚴盛ニ、今日ニ至リ皇

国之御基礎モ相立、随而御国家之御武威四方ニ輝キ、

某儀御兩殿様御至誠ヲ奉貫、諸隊粉骨碎身シテ累代

之御国恩ヲ奉報候儀、歎称ニ不堪次第、尚此末東賊

再挙ヲ不被計、弥内外一和、兵勢益興隆イタシ、猶

又御国威相震ヒ、王室保護之御任、挙国全力ヲ以不

被為尽候而不相濟事候間、御国内一同正氣奮起セシ

メ、上者朝廷ヲ奉安、下者御国恩ヲ奉報候儀專要之

事候条、此旨向々エ不洩様致通達、諸郷・私領ヘモ

可被申渡旨、地頭・領主工可申渡候、

辰二月

図書

右衛門

龍衛

内膳

〔朱書〕御劍御拝領御書付之字〔写カ〕

一 薩摩少将工

其藩事、積年抱勤王之志、勲勞不少候処、応召登京、

朝議之旨速ニ奉行彼是周旋、遂ニ使王道復前古、殊

ニ者去三日、逆賊突然北上之砌於伏見表防禦、其後

連戦処々ニ追撃、軍威之盛ナルコト実ニ前古ニ不愧

也、而テ遂ニ巨魁慶喜落胆、捨浪華城遁去之趣、達

宸聽天感不斜候、愈以励兵勢屠其巢穴、可輝皇軍稜

威於内外候、依之御劍一振、即今恩賞迄ニ下賜候旨

御沙汰候事、

〔朱書〕殉国戦死之者共工賜金御書付之写

一 薩藩戦死人工

今度就兵革、其藩士之輩殉国戦死者共具ニ達天聴、

被為愴靛情候条不淺、宜厚其葬礼恤其親眷、慰忠魂

于九原之下、依之营弁之貲賜金五百兩候、藩主ヨリ

可領与之旨御沙汰候事、

但、設一社聚其忠魂、可被命祭祀思召候事、

〔宋書〕秋月其外隣國藩二御依頼之事

辰二月

秋月長門守様

右衛門

相良遠江守様

龍衛

久留島伊予守様

内膳

(五カ)石島飛彈守様

米良主膳殿

右御方々(之儀カ)様ヨリ是迄深御依頼之儀被仰進、被応其意御互二御親睦被仰合置候、

伊東(右カ)左京大夫様

右ハ、此内御依頼(被仰進脱カ)候処、今般尚又御家老御使者ヲ以、万端御助成被成下候様被仰進趣有之、被応其意御懇睦被仰合候、右之通、追々篤ク此御方様工御依頼之誤有之、被応其意共ニ御同心、王室工御忠勤之儀被仰合候付、一統其段被奉承知、兼而彼之藩士ハ勿論、下々ニ至リ候テモ実義ヲ以懇切ニ可致会候様、左候テ、(自然接境カ)自他撰境之人民ハ猶更右之旨厚相守、聊タリトモ彼方人々工対シ、(国脱カ)御威ヲ以輕蔑苛酷之儀共無之様可心得候、此旨向々工申渡、諸郷・私領工(モカ)ハ地頭・領主ヨリ不洩様可被申渡旨可申渡候、

一 是迄繼目養子等願出候節ハ、定式之忌服相受候様申渡、忌明候節願通被仰付来候得共、以来ハ直ニ願通被仰付候条、其当日ヨリ定式之忌服相受候様被仰付候、

一 養子違変之儀、容易ニハ不被仰付事候得共、是迄無抛子細有之、実病ニ無之者モ病氣之筋ヲ以、養子違変願出候者モ有之哉ニ相聞得、養子之儀親子之交ヲ結、夫々孝慈之道相立候様当然之事ニ候、乍去依誤親子之交難遂、右体無抛者ハ、以来形行ヲ以養子違変願出候様被仰付候、

右之通、向々工可申渡候、

辰二月

右衛門

〔宋書〕太守様御実名被召替候事

一 太守様御実名、忠義卜被召替候旨被仰出候段御到来候、依之一統奉承知、右御実名之字且又唱、同様之名乗ハ早速可相改候、此旨向々工可致通達候、

辰二月

龍衛

〔御城内其外杖御免不及願候事〕

一 御城内并御寺方杖御免之儀、六拾余歳又ハ病身ニ而実ニ歩行不自由之者ハ、是迄依願相用來候得共、以來右体老年且病身等為差知者ハ不及願出候条、此旨向々工可申渡候、

辰二月

龍衛

〔長州工市來松岡印鑑被相渡候事〕

一 長州領海陸共、此節柄旅人通行改方、別而嚴密急速之御用向等及遲滯候由相聞得候付、以來ハ御勝手方掛松岡十太夫・市來六左衛門印鑑差遣置、右領内通行之面々ハ、時々兩人間之印鑑・通手形差遣答候条、出立之節ニ無間違相請取候様、向々工可申渡候、

二月

右衛門

一 御城下被定置候方限内工出火之節、是迄早鐘撞來候得共、以來ハ鐘樓之太鼓打鳴シ、御作事方并下・西田町式ケ所之太鼓（天カ）モ引続キ打鳴シ候様可致候、此旨向々工可致通達候、

但、上町之儀ハ、造立次第右之通申付候、

辰二月

龍衛

一 治乱一途之政体ニ变革之事、

右ニ付、急務之箇条

一 刑法变革之事、

一 諸役人・書役・小役人等減少之事、

一 不急之役場引取之事又ハ合并（併カ）、

右ハ、方今乱世上ニ滔（滔カ）リ候上ハ、太平之氣臭（臭カ）ヲ一

洗シ、海陸之軍事愈興張有之度、此節機會卜存候

ニ付各申談、涯々成功相立候様可遂評議事、

辰二月

右之通、中将様御筆ヲ以被仰出候条、此旨向向工早々可致通達候、

辰二月

凶書

亡和田乗助

右衛門

野村彦兵衛

龍衛

青山愚知

刑部

右ハ、是迄砲術師家被仰付置候得共、御軍制付テハ

内膳

海陸軍并騎兵之三兵共、悉ク英仏之法器御採用、

追々盛大御振興（興力）之事候付、此節都而師家被廢候条、

大目付

可承向ヘモ可申渡候、

辰二月

右衛門

右ハ、思召之訳被為在、一往御家老工兼帯被仰付候

条、此旨向々工致通達（可脱力）候、

辰二月

凶書

一 御家老座其外諸座書役之儀、如旧名以来筆者卜被相

右衛門

辰二月

刑部

龍衛

刑部

一 糺明奉行

内膳

一 十人賄料

一 御役順御文書奉行次第

郷原軼

一 糺明奉行係役（添方）

末川主税

一 六人賄料

種子島次郎右衛門

一 御役順御右筆次第

一 糺明奉行見習

一 四人賄料

一 御役順御小姓次第

右之通御役名被相建、添役・見習ヨリハ帳面首尾

合等モ致取扱候様被仰付候条、向々工可致通達候、

辰二月

刑部

一 評定所之事

糺明所

右之通被相改候条、向々工可致通達候、

辰二月

刑部

一 比志島転住士之儀、以来御小姓与番頭主宰、諸事御

軍賦役受持ニテ、掛郡奉行申談致取扱候様被仰付候

条可申渡候、

二月

刑部

一 大番頭・御小姓与番頭・当番頭合并被仰付、御役名

ハ是迄之通被召置候、

一 六組被廢、一番・二番・三番・四番・五番・六番方

限下名目被相替、諸触等又ハ家付取次事等、都而是

迄之通ニテ、奏者方・当番頭方御用モ打込被仰付候、

一方切中文武引立方等之儀ハ、右三御役之内ヨリ人柄

ヲ以可被仰付候、

一 三御役場合并付テハ、方限支配之者共、聊等之取調

ハ、大番頭・御小姓与番頭ヨリ是迄之通取扱被仰付

候、

一 当番頭泊等之儀ハ被廢、四ツ八ツ之勤ニテ殿中取締、

御目付委任被仰付候、且御番人等差支、俄二問合等

差出候儀ハ兼而当番頭申談、御番人差引ヲモ被仰付

候、

一 詰衆之儀、引取被仰付候、

一 奏者番之儀、寄合以上之面々工当番頭以下無役迄、

人柄ヲ以可被仰付候、尤、無役之向ハ、大番頭方・

組方・当番頭方工御用之節ニ罷出候様被仰付候、

一 組方吟味役之儀、引取被仰付候、

一家柄之面々モ夫々戦兵等ヨリ熟達イタシ、隊長等被

仰付候而ハ、治乱一体之仕向ニ被召替候間、治事職

務之儀モ為物馴其人々器量ニ応シ、諸御役ヨリ可被召仕候、

一 所持之面々、夫々高頭ニ応シ御当地工番兵トシテ

差出候様被仰付候条、屋敷詰之役場ハ致減少、此節

高頭ニ応シ御軍賦被仰渡候付、夫々嚴重相備、出兵

等之節ハ万端致全備候様可被取計候、

一 寄合以上之儀、以来志学ヨリ学校等工入、熟文武致

勉勵候様被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨向々工不洩様可致通達候、

二月

図書

右衛門

龍衛

刑部

内膳

一 横目之儀、兵隊ニテ上京等被仰付候節、是迄持高拾

五石以下無高之者迄、跡御扶持米被下来候得共、御

吟味之訊有之、持高五拾石以下へハ、出兵中都而四

石之割ヲ以跡御扶持米被成下候条、此旨御軍役奉行
其外可承向工可申渡候、

三月

内膳

一 無役之内ヨリ可被仰付旨 島津助之丞

被仰渡候後、初テ被仰付 樺山権左衛門

候人数六人也、 郷原直衛

新納衛守

猪飼御太郎

右ハ、奏者番被仰付候条、御用之節々罷出被相勤候

様可申渡候、

辰三月

龍衛

一 御膳番座筆者

二 九御膳番座筆者

右ハ、此節被召建候条、向々工可申渡候、

辰三月

刑部

一 寺社方藏

御兵具所藏

御作事方藏

三島方藏

騎兵所藏

御細工所藏

御番屋藏

新椿藏

御能方藏

西田御貸付銀方

右御藏ニ是迄見聞役詰被仰付候得共、此涯引取被仰

付、御藏金銀錢其外雜物出入証印等之儀ハ、其場所

奉行頭人ヨリ取扱イタシ、見聞役方エ被仰渡置候、

御作法モ^(ニカ)基猶亦厳重行届候様可取計候、寺社方藏々

之儀ハ、何分申渡迄ハ入払等差留候、此旨可承向ハ

モ可申渡候、

辰三月

刑部

一 御細工所之儀、御作事方エ合并被仰付候段ハ別段申

渡通ニ候間、御藏之儀ハ御作事方藏工打込取扱被仰

付、当分之御細工藏ハ御細工品々格護藏ニ被召置候、

左候而、藏役人ハ引取申付候条、此旨御細工奉行工

申渡、御作事奉行ハモ可申渡候、

辰三月

刑部

一 御納戸并二丸御納戸之儀被廢候、左候而、御腰物其

外御道具ハ、御双方共御小納戸受持被仰付候、

一 物奉行所之儀、御納戸工転局ニテ、両御納戸御反布

等、且金錢出入并二丸統料之儀モ物奉行計被仰付候、

左候而、急速御用弁達丈之御金ハ、員数見計ヲ以、

兼而御納戸方エ被渡置、出入払等ニテ取扱被仰付候、

仰付候、

一 御腰物方役人・御持筒御時計方、合并被仰付候、

一金山奉行之儀被廢、物奉行兼帯被仰付候、

一 屋久島奉行之儀、御役名ハ当分通ニテ、産物方エ合

并被仰付候、

一 高奉行所之儀、物奉行跡工転局被仰付候、

一 表方并帖佐^(与カ)兵御代官之儀、御役名ハ前文同断ニテ、

高奉行所工合并被仰付候、

但、国府組之儀被廢、帖佐与合并被仰付候、

一道奉行・御細工奉行之儀、御役名ハ前条同断ニテ、

御作事方工合并被仰付候、

一宗門方之儀、高奉行所跡工転局被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨向々工可致通達候、

辰三月

辰三月

刑部

図書

右衛門

龍衛

刑部

内膳

一御領国中人別改帳之儀、是迄何宗卜宗旨書記候得共、

右ハ被召止、士分以上之儀モ人別毎ニ何歳卜年輩相

記候様被仰付候、是迄年付之儀ハ格式モ為有之事情

得共、脱体人別改候ニ付、右之通被仰付事候条、其

通取扱可被致旨人別改奉行工申渡、向々并諸地頭・

領主へモ不洩様可申渡候、

一御目付之儀、諸御役人其外一統動向之精粗・善悪見

聞之趣ハ無用捨致言上、其地隱密之御用筋相勤、右

依申分賞罰御決議ニモ可相成第一之職掌ニ候処、御

座配等之差別専務之様相成居、自然御役威薄方ニ成

行候間、以来御対面所等御出座之節、御先抔其外梅

之間・杉之間・縁頰、或敷舞台工相詰候儀ハ引取、

御先抔并梅之間詰ハ奥小姓ヨリ、御一門方登城之節、

御先達ハ表坊主ヨリ相勤候様被仰付候条、左候而、

御目付之儀、向後見聞之形行ハ猶又時々言上相遂、

内密之御用向取調被仰付、殿中取締向ハ一涯嚴重行

届候様被仰付候条、此旨申渡、向々工モ可致通達候、

但、王子登城之節ハ表坊主先立可相勤候、

三月

図書

右衛門

龍衛

刑部

内膳

一 糺明奉行詰所

右、大目付座跡二階へ被召建候条、此旨向々工可

致通達候、

辰三月

刑部

一 御供目付

右、御役名被廢候、左候而、御供方之儀、自他国

共以来兵士被召列候付、御供目付之切一切御軍賦

役ヨリ相勤候様被仰付候条、此旨向向工可致通達

候、

辰三月

図書

右衛門

龍衛

刑部

内膳

一 大番頭ヨリ是迄直触相成来候御役人之儀、一往直触

之格ヲ以、方限触支配ヨリ致触候様被仰付、緩勤之

者へハ触支配ヲモ可被仰付候条、向々工可致通達候、

辰三月

刑部

一 諸御役人終日御暇、亦ハ御当地看病御暇等之儀、勤

場助合不及願出候、

一 初而高持来并高上リ之儀、以来高奉行所工願出可受

免許候、

一 惣髮成不及願出候事、

但、奥医師等ハ是迄之通、

一 諸士并座付士等、分地別立願出候節、別紙ヲ以付属

高并初而高持成願出来候得共、分地別立被仰付候得

ハ、オノツカラ之儀故、別段不及願候、

右之通被仰付候条、向々工可致通達候、

辰三月

刑部

一 鹿兒島中屋敷改之儀、是迄御勘定奉行ヨリ取シラへ

被申出候上、向々工申渡来候得共、以来御勘定奉行

ヨリ直ニ支配有之向工致問合、改方有之候様被仰付候条、此旨御勘定奉行工申渡、向々エモ可申渡候、

辰三月

刑部

一 王政御一新之御時節、親兵嚴列御威力被為備度、右為御用途御領地之内十万石被遊御返獻度旨、御別紙之通先月十一日御留守居ヲ以、（太カ）大政官代内国掛非藏人鴨脚加賀工差出候段御到来ニ付而ハ、御先代様御以来御相伝之御封疆ニ候得共、朝廷御用途被為調兼候御時節、難被黙止御時機合ニ而、右通被遊御返獻度御深志ニ候間、其段一統厚ク可被承知候、左候而、地面区別取調方之儀ハ、追テ御差図之上早々可申渡候条、此旨向々工可致通達候、

辰三月

図書

右衛門

刑部

一字内万国之形勢ハ古今之運行、右ハ中将様御筆ニテ

日史（マ、マ）之卷工書写置候ニ付、于爰略、

一 隱居・家督・繼目其外何事ニヨラス諸願書申出候書付、夫々文面是迄ハ為究極ニ候得共、当節諸向繁用且人少之折柄、從來之規法ニノミ致拘泥候テハ臨時御用モ運兼候付、右体ノ書付、第一趣意致分解居候得ハ可然儀候条、一統其通相心得、以来精々文面短ニ相認可差出候、左候テ、於諸向モ帳留等ハ可成易簡ニ取扱致急弁候様可取計候、此旨向々工不洩様可申渡候、

慶応四年三月

（新納中）
刑部

一 諸士之内諸郷工罷居、又ハ依願中宿御暇之面、其内ニハ最早所帶方相応ニ取統候様成立、壯年之者ハ御城下へ引殘、相当之武役相助候儀当然之候、乍然此涯其儀調兼候者ハ、銘々住居之場所ニテ其郷調練等ニモ相加リ、急変之節ハ武役可相勤候、此節柄遊民同様之所業ニテハ不相濟事候ニ付、何レモ士任不取失様心掛、且ハ山家之稼モ精々相働、夫々御用

立候様有之度、御当地ニテモ市中等工借宅イタシ候
テハ自然ト風俗（不脱カ）モ条立、御軍役等調兼候基付、涯々
引移候儀難成者ハ当分通ニ、以来新規三町工借宅之
儀ハ不相成候、此旨支配頭其外可承向工申渡、中宿
之面々エハ、其郷々地頭ヨリ追テ申聞候様可被申越
旨、是又可申渡候、

辰三月

図書

一松平之苗字ヲ称シ居候族ハ本姓ニ復シ候様、從朝廷
被仰出候付、向後島津之御称号御用可被遊旨被仰出
候段、京都ヨリ申来候、此旨一統被奉承知候様向々
工致通達、諸郷・私領ヘモ可被申渡旨、領主・地頭
工可申渡候、

辰三月

右衛門

龍衛

刑部

内膳

一此度京都御一途（条カ）御伺被遊、恐人被思召上、太守様之
御心中モ御察シ上被遊、イカヤウニモ御力ヲ御添被
遊度思召候得共、御女子様之御事ニテ左様之御儀モ
御出来兼被遊候処カラ、セメテノ御事御身ノ廻リ其
外万事至極御ソマツニ被遊、被召遣候者モ御ケン少
可被遊御沙汰ニ候、

通敷

一此度諸士一同御両殿様思召（ヲ脱カ）ヲ汲受、伏見表騒動之
節、皆々身命ワスレ御奉公致候処ヨリ、御センカウ
御スミヤカニ被為立候御事、有難被思召上候、右ニ
付テハ戦死ヲ致候人々フカクフピンニ被思召、セメ
テハ御水・御茶等ニテモ御手向被下度被思召、セイ
名ヲ相認差上候様御沙汰被為在候事、
右之通、暁姫様御沙汰被為在、奉恐入御事候条、一
統可奉承知候、左候テ、戦死人数姓名書差上置候付、
思召之程謹而難有可奉承知旨、父子兄弟等工申渡、
地頭・領主ヘモ可申渡候、

辰三月

右衛門

一表坊主之事、表茶道、

右之通、名目被召替候、

一 御數寄屋頭初御數寄屋役々・表茶道之儀、惣髮成并勤服等俗体勝手二被仰付候、

一 奥医師・御広敷医師・御番医師之儀モ、惣髮成并勤服等俗体勝手二被仰付候、

右之通被仰付候条、向々へモ可致通達候、

辰三月

右衛門

刑部

一 先達而御供目付被廢、自他国共御出之節、兵士可被召列旨被仰付置、就テハ兵体組合等御治定迄之間二不時御出之節ハ、是迄通之御供可被召列候、此旨御軍賦役工申渡、向々へモ可申渡候、

辰三月

刑部

一 御役替又ハ御役被仰付候節、御家老座工罷通候御役

場之外、是迄於席ニ御家老相調来候得共、以来御家

老座工相通候御役人ハ此内之通ニ而、其余之諸御役

人ハ都而御用人致同伴、御家老座縁類工罷通御礼申出候様被仰付候条、向々工可被申渡候、

辰三月

図書

右衛門

一 造士館

但、七拾人、稽古扶持米三石ツ、

一 開成所

但、三拾人、右同、

右ハ、諸士拾四五歳ヨリ拾六歳迄ハ、造士館・開成所之間懇望次第致出席候様、左候而、学業格別出精之者へハ稽古扶持被成下候、人数右之通被究置、御物方ヨリ御払被仰付候条、以来勉強出精之者ハ其段可申出候、此旨助教・開成所教授へ申渡、可承向へモ可申渡候、

三月

内膳

一 諸士陸軍所へ出役之面々、調練出精之者共工ハ、是

迄拾四五歳ヨリ御扶持米迄モ被成下候へハ、イツレ

文武両道ハ不可欠事候付、此節ヨリ拾六歳迄ハ造士(館カ)官・開成所之間懇望次第罷出候様、左候而、式日毎

ニハ演武館へモ出席被仰付候条、夫々屹卜可致勉強候、左候而、以来拾七歳ヨリ兵士被仰付、御城下警

衛隊工被召入候、此旨向々工可致通達候、

但、是迄御扶持米召下来候面々ハ、当分通被下置候、左候而、造士館・開成所工出席格別出精之者へハ、稽古扶持米被下候、

辰三月

内膳

右之通、此節御役名被召建候、

右之通被仰付候条、此旨向々工可致通達候、

辰四月

刑部

一御当地居住郷士之事

御用人座付士

右之通、此節唱被相改、格式ハ是迄之通ニテ、御用人支配ニ被仰付候、左候テ、即ヨリ兵隊組立練練方申付候、

一初テノ御目見等ハ不被仰付、其外当分通申付候、

一家督・繼目其他身分付、諸取扱向之儀ハ御用人受持

一上方限居住之者ハ一番方限、下方限川内ハ二番、外

ハ三番方限ト夫々區別定置、右方限之内工兩人位

ツ、小与頭申付置、調練引進方ハ勿論、諸通達事等

之儀モ時々致通達、諸事嚴重行届候様申付候、

右之通被仰付候条、当今世態汲受精々勉励、屹卜

御用立候様可心掛候、此旨可申渡旨御用人工申渡、

御軍賦役頭工其外可承向へモ可申渡候、

但、諸郷土着郷士之儀ハ諸事当分通申付候、

一教授

一十四人賄料

一役順御兵具奉行次席

一郡奉行

一十人賄料

一御役順御作事奉行頭

右之通被相替候、

一郡奉行添役

一六人賄料

一御役順御広敷番頭次席

一訓導師

一御役順御文書方見習次席

四月

刑部

一 諸御役場ヨリ申出又ハ吟味書等之終尾ニ、乍然何分御沙汰次第ト相認候モ有之候ヘ共、其局ニ相当之処致吟味答候間、以來御沙汰次第之文句ハ可相除候、此旨向々工可申渡候事、

一家督之者相果、繼目等之願申出候節、遺言書相添差出来候得共、常式之遺言書ハ扣置、親類共ヨリ願書迄ヲ以可申出候、乍然誤合有之、前以ヨリ相認置候カ、又ハ親戚之内工面前ニテ為相認置候書面、不差出候テ情実難分儀ハ是迄之通相添可差出候、此旨向々工可致通達候、

辰四月

刑部

一 御家老座之事

議政所

右、此節改而右之通相称候様被仰付候、

(一脱カ) 奥掛筆者之事

(一脱カ) 一議政所筆者頭取

(一脱カ) 御家老座筆者之事

(一脱カ) 一議政所筆者

右之通、唱被相替候、

(一脱カ) 御用部屋之事

(一脱カ) 一御側役所

右之通、旧名ニ被復候、

(一脱カ) 御用部屋筆者之事

(一脱カ) 一御側役所筆者

右之通、唱被相替候、

右之通被仰付候条、向々工不洩様可致通達候、

辰四月

刑部

一 当世態付、平日出勤等之節モ戎服等实用ニ相弁候服

合相用候様、於京都御沙汰被為在候段申来候付、於御当地モ御趣意通、兵隊ハ勿論之事ニ而、平日出勤等之節モ、戎服等实用ニ相弁候服合相用候而不苦候条、此旨向々工可致通達候、

辰四月

図書

右衛門

龍衛

刑部

内膳

候面々諸士、明後十五日四時登城、謁御家老、太守
様・中將様工御祝儀可申上候、

但、改服、

辰四月十三日

図書

右衛門

龍衛

刑部

内膳

一 御勝手方調掛之儀、吟味之訳有之被廢候条、此旨申
渡、向々工モ可申渡候、

辰四月

刑部

一 此節筆者并小役人減少等取調申出相成候付テハ、是
迄別勤ニテ陸軍所工罷出候者共調落シ有之候モ難計、
右別勤被仰付置候者、名前御用見合相成候付、今明
日中何分有無之訳可被申出候、以上、

辰四月十三日

市来六左衛門

一 持高三百石以上之面々、騎砲兵調練方ニ乗馬、壹疋
ハ騎兵御規定相居迄之間、隔日ニ被差出候様被仰付
候条可申渡候、

辰三月

右衛門

一 太守様御儀、二月廿八日從天朝御短刀・御文台・御
(料力)
折硯御拝領勅書御頂戴、且積年勤王之御志御厚叡感
被思召上候旨、被為蒙勅命候段御到来候、依之御一
門方島津左衛門一列并諸大身分、其外月次御礼罷出

一 祖父又ハ親、依科士又ハ衆中被召放、其後依勤功一
代御小姓与等被仰付置候者ハ勿論、当分親類家内被
入置候者共御用見合相成候付、右体之者ハ身分被召
放候訳、年月等委敷相認、夫夫親類等ヨリ名前支配

頭又ハ地頭主人工相付、早々申出候様向々工申渡、
諸地頭・領主へモ可申渡候、

辰四月

龍衛

一京撰變動付、物主初台場受持之面々、一往弁天波戸

台場工昼不明様相詰候様申渡置候得共、先引取申付

候条、万一非常之儀到来之節ハ、兼而被定置候通、

嚴重可被相心得候、此旨台場物主工可申渡候、

四月

内膳

一表御小姓

右、御役名被廢候、

(一脱力) 奥御小姓之事

(一符力) 一御小姓

(一脱力) 御小姓之事

(一符力) 一児小姓

(一脱力) 奥医師之事

(一符力) 一御医師

(一脱力) 奥御茶道之事

(一符力) 一御茶道

右之通、御役名被相替候、

(一脱力) 御数寄屋御茶道之事

(一符力) 一御数寄屋茶道

右之通、名目被相替候、

兩御丸并玉里

一御広敷医師

右、御番医師詰所へ相勤、繰廻致御番候様被仰付候、

左候テ、是迄御広敷医師勤向ハ御医師ヨリ兼相勤候

様被仰付、以来御広敷医師ハ不被召入候、

右之通被仰付候条申渡、向々エモ可致通達候、

辰四月

刑部

一諸国之高札是迄之分一切取除ケイタシ、別紙之条々

改而揭示被仰付候、自然風雨之タメ字章等塗滅候節

ハ、速ニ調替可申事、

但、定三札ハ永年揭示被仰付候、覚札之儀時時之

御布令ニ付、追而取除ケ之御沙汰可有之、尚御布

令之儀有之候節ハ、覚札ヲ以揭示可被仰付ニ付、

速ニ掲ケ、偏境ニ至ル迄朝廷御沙汰筋之儀拜承候様、可被相心得候事、

追而王政御一新後揭示相成候分者、定三札之後工(示脱カ)当分掲致置可申候事、

定

一人タルモノ五倫ノ道ヲ正シクスヘキ事、

一鰥寡孤独、廢疾ノモノヲ憫ムヘキ事、

一人ヲ殺シ家ヲ焼キ財ヲ盜ム等ノ惡業アルマシク事、

慶応四年三月

太政官

定

一何事ニヨラス、ヨロシカラサル事ニ大勢申合候ヲトトウトトナヘ、トトウシテ、シイテネカヒ事クワダツルヲコウソトイヒ、アルヒハ申合、居町・居村ヲタチノキ候ヲテウサント申ス、堅ク御法度タリ、若右類之儀コレアラハ、早々其筋々役所エ申出ベシ、御ホフヒ下サルヘク事、

慶応四年三月

太政官

定

一キリシタン邪宗門之儀ハ堅ク御制禁タリ、若不審ナ

ルモノ有之ハ、其筋ノ役所へ申出ヘシ、御ホフビ下サルヘク事、

慶応四年三月

太政官

覚

一今般王政御一新ニ付、朝廷之御条理ヲ追ヒ、外国御交際之儀被仰出、諸事於朝廷直チニ御取扱被為成、万国之公法ヲ以条約御履行被為在候ニ付而者、全国之人民叡旨ヲ奉戴シ、心得違無之様被仰付候、自今以後猥リニ外国人ヲ殺害シ、或者不心得所業等イタシ候モノハ、朝命(悻カ)ニ忝リ御国難ヲ醸成シ候而已ナラス、一旦御交際被仰出候各国ニ対シ、皇国之御威信モ不相立次第、甚以不屈至極之儀ニ付、其罪之輕重ニ随ヒ、士列之モノト雖モ削士籍、至当之典刑ニ被処候条、奉朝命猥リニ暴行之所業無之様被仰出候事、

三月

太政官

一王政御一新ニ付而者、速ニ天下御平定、万民安堵ニ至リ、諸民其所ヲ得候様御煩慮被在候付、此折柄天下浮浪之モノ有之候様ニテハ不相濟候、自然今日之形勢ヲ窺、猥リニ士民トモ本国ヲ脱走等イタシ候儀

堅被差留候、万一脱国之モノ有之、不埒之所業イタ

内膳

シ候等ハ、主宰之者落度タルヘク候、尤、此時節ニ

付、無上下皇国之御為、又ハ主家之為筋等存込建言

致シ候者ハ、言路ヲ開キ、公正之心ヲ以其旨趣ヲ尽

サセ、依頼願カ太政官代エモ可申出被仰出候事、

但、今後総テ士奉公人ハ不及申、農商奉公人ニ至

ル迄相抱候節ハ出処得卜相糺可申、自然脱走之モ

ノ相抱、不埒出来御危害厄カニ立至リ候節ハ、其主人

之落度タルヘク候事、

辰三月

太政官

別紙六通之通、従太政官代被仰渡候条、一同被奉承

知、無忘却屹卜可相守候、此旨向々エ致通達、諸

郷・私領ヘモ不洩様可被申渡旨、領主・地頭エモ可

申渡候、

辰四月

図書

右衛門

龍衛

刑部

一 御料理役

一 役料米四石

一 御料理役助

一 役料米四石之割

右ハ、御吟味之訳有之、御包丁人並助之役名被廢、

右之通被相改候条、此旨御膳所頭エ申渡、向向エ可

致通達候、

辰四月

刑部

一 會計方掛

右ハ、御勝手方掛被廢、右之通名目被相替候、左候

テ、御用向取扱之儀ハ是迄之御勝手方之通、

一 刑法掛

但、宗門方掛兼、

右之通被仰付、御家老月番廻承御用可致取扱候、

一 外国掛之儀ハ被廢、海軍掛・陸軍掛・會計方掛ヨリ

兼承候様被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨向々エ可致通達候、

辰四月

龍衛

一 神社奉行 一 二十三人賄料

一 御役順大隊長頭

一 御番頭 一 二十二入賄料

一 御役順御勘定奉行次第

右之通、御役名被召建、御小姓与番頭之名目ハ被
廢候、左候而、御番頭之儀ハ、大番頭・御小姓与

番頭之御用取扱被仰付候条、向々工可致通達候、

辰四月

刑部

一 若年寄方御用之儀、以来御家老月番廻取扱之筈候条、
此旨向々工可致通達候、

辰四月

刑部

一 神瀬台場御築立ニ付而ハ、別而広大之事ニテ、初ヨ
リ六ヶ年之間、御普請料凡錢六拾三万四百貫文余ニ
及、最早外廻石垣ハ築立相濟候得共、是ヨリ当分通
之御普請ニ而惣成就迄之見賦、今年数拾八ヶ年、御
入費大抵百拾三万三千貫文余ニモ可相及、其上地方
御普請^(請カ)濟之上ハ大砲居付、其外数万之金高差見得居、

抑海岸御備向之儀ハ当時第一之急務ニ而、片時モ
遅々難被召置事候得共、暗礁上新ニ御築造海上孤立
之台場、大風怒濤之激衝^ツ奮騰、其勢現実不致経験候
而ハ、大砲・要具過分ニ御備付、兵士屯成ニ付而モ
其懸念不少候付、風濤之害不害御試、旁一先当分通
ニテ此涯御普請休ニ被仰付、現事風波之不害御見居
之上、追而尚又御普請可被仰付候、左候而、右御用
途被振替、此節中村御屋敷下ヨリ谷山海辺迄之干寄
地工、堅牢之潮留堤築立成就之上、其内要所工大砲
御備付台堤被召建、干寄地之儀ハ則ヨリ田畠・汐浜
開墾被仰付、是迄月々御払相成候三拾石宛之夫飯米
并御領内現夫壠人ニ付五拾六文宛之出錢ハ是迄通ニ
テ、御普請方残五万貫文内外之在錢共、都而右之御
用途ニ被振向候条、堤築立且田畠等開方付而ハ、地
形之難易、石土其外諸物運送之遠近、旁深遂評議、
水利・潮行・干燥・卑湿等之地性ニ応シ、田畑・汐
浜何レモ成功之方ヨリ取付、年々相開候地面丈ハ
夫々作人工割渡、地位相当之畦掛相究、右上納分ハ
都而台場築立方へ被宛行置候条、取扱向之儀、早々

取シラへ申出候様郡奉行工申渡、御軍賦役頭取其外
可承向へモ可申渡候、

辰四月

刑部

一新地開墾之儀ニ付而ハ、去卯四月委細申渡通ニ而、
追々御物又ハ諸人開拓之地モ有之候得共、未十分之
一ニモ不立至、何レ作毛殖増、御国力之全体不相補
候テハ、当分猶更不相濟時節付、諸所山野地等相應
之所ハ勿論、第一国府其外内海干潟開墾便利之地方、
且御当地ヨリ谷山海辺迄之干寄地ハ貴賤上下ニ不抱、
自分失脚ヲ以新地取起度願之者ハ、郡奉行初時々見
分之上、所中諸障於無之ハ開拓御被仰付候、就而ハ
諸上納等夫々御規則モ有之事情得共、別段之吟味ヲ
以、初年ヨリ拾ケ年作取ニテ十分地面立候上、御竿
召入高相究候様被仰付候条、此旨郡奉行工申渡、
向々へモ可申渡候、

辰四月

刑部

一切支丹邪宗門御取締之儀、此節從朝廷被仰出候趣モ

有之候付而ハ、尚又嚴重取締不行届候テハ屹ト不相
濟訖合付、追々申渡置候趣ハ勿論、去年九月委細申
渡置候通、下々之者共ニ至リ、聊取違無之様、支配
頭又ハ主人等ヨリ分テ可被申渡候、就右是迄改様之
仕向被相替、以来ハ人別出入之差引総書ニ不及、宗
旨不審有無之届書左之通、向々ヨリ直ニ宗門方工可
差出候、

一 御一門方初私領持之面々ハ役人横目ヨリ、

一 寄合同並ハ役人ヨリ、

一 無格ハ当人ヨリ、

一 小番・新番・御小姓与ハ夫々方限触支配ヨリ、

一 諸向付士・与力等ハ支配頭ヨリ、

一 三町ハ年寄ヨリ、

一 近在ハ庄屋ヨリ、

右之通被仰付候条、一統堅固相守、毎年七月限宗
門方へ無間違届書可差出旨、向々工不洩様可致通

達候、

但、京・大阪・長崎居付之面々并琉球島々之儀

モ人別之不及差引、嚴重改方之上、届向等之儀

ハ是迄之通差出候様可申渡候、

辰四月

龍衛

刑部

出候、若右日限為率候儀又ハ届於延引ハ、無用捨牛

馬可取揚候、此〔旨脱カ〕向々工不洩様可致通達候、

辰四月

龍衛

刑部

一 六月七日

御家老組無格

右ハ、鹿兒島中仕牛馬改、右日限之通申付候条、

朝四ツ時ヨリ八ツ時迄之間、無滞騎兵所工可為率

候、御当地居住之諸郷衆中并郷士仕牛馬之儀モ、

右刻限騎兵所工差出候様、地頭并向々支配頭等ヨ

リ可被申渡候、

一 六月十三日

御家老組上方限

一 同十四日

御家老組下方限

右ハ、鹿兒島中乘馬改、右日限之通申付候条、四

ツ時ヨリ八ツ時迄之間、無滞騎兵所工可為率候、

右ハ、牛馬改之儀年々同断申渡来候得共、以来年々

不及申渡、例年右日限之通改方申付候条、無滞騎兵

所工為率改可相請候、病牛馬又ハ無拋儀有之、右同

様為率候儀難成候ハ、其旨書付ヲ以騎兵所工届可申

一 御軍賦役頭取

一 御軍賦役

一 御軍賦役見習

〔貼紙〕
〔閏四月御軍賦役
廃止〕

右ハ、御吟味之訊有之被廢候、左候而、以来陸軍

二 關係之儀ハ、一切大隊長以下右軍局之御役筋ヨ

リ取扱被仰付候条、此旨申渡、向々工モ可致通達

候、

辰閏四月

刑部

一 先般御誓被為在御宸翰ヲ以御布告被仰出候通、朝政

御一新之時〔膺カ〕二 臈リ、総而簡易質略之思食ヲ以、御国

体御更張被為在度トノ御事、依而者於諸藩モ御趣意

ヲ奉体認、速ニ政令ヲ大變革致、奉安宸襟候様無之

而者不相濟次第勿論之事ニ付、仮令慶元以還受封之

国法・制令タリトイヘ共、当今之時勢ニ不都合之儀

者断然廢棄致シ、一新之基本ヲ相立、朝廷諸藩一致

之全力ヲ尽シ候而コソ、日新之聖業相建候御事ニ可

有之、然ニ朝廷将門之政權ヲ御取返被遊候ヨリ復古

ト申候ヘハ、朝廷之御事而已ト相心得候者モ有之哉

ニ相聞エ、甚以無謂事候、抑各藩朝旨ヲ奉体認、一

新之基本ヲ建レハ、第一旧習因循ヲ看破シ、賢才ヲ

挙、国政ヲ革ルニ有之候処、諸藩多クハ任撰ヲ主ト

セス、専ラ門閥ヲ以柄ヲ為執候ヨリ、随而旧習難_(改カ)

姦吏難除之患可有之哉、今般於朝廷モ撰錄門流ヲ被

廢候程之事ニ候得者、諸藩ニ於而世禄・家格ヲ以政

事ヲ專ニシ、方今之事体ニ不都合有之、或庸劣其任

ニ不堪向等_(ハカ)寺速ニ廢黜致シ、非常拔擢ヲ以賢才ヲ登

庸シ、国政十分ニ改正致シ候テ、皇国一体復古之御

趣旨貫徹致シ候様御沙汰候事、

右之通被仰出候上者、諸藩速ニ実効相立可申、若

容易ニ相心得、猶因循有之候向者、品ニヨリ御取

糺可有之、依而者追々諸国巡察使被差向、改正之

政績可被聞召候、此旨相心得可申候事、

辰四月

御別紙之通、從朝廷被仰出、時勢至当之御趣意、一

同謹而可奉承知候、於此御方ハ疾御兩殿様被遊御洞

察、先般御改革被仰出、当分御所置史ニ而、追々被

仰出趣モ可有之候得共、猶存寄之儀ハ、貴賤トナク

不憚忌諱可申上旨御沙汰被為在候条、此旨向々工致

辰閏四月

龍衛

一五節句御祝儀

右、御一門方初御役人等改服用來候得共、一往着服

朔望之通被仰付候、左候而、諸士并御兵具方付士・

諸組与力_(モカ)工御目見之儀ハ是迄之通被仰付、不及改服

候、

一御役替并御役被仰付候節ハ改服、御礼廻勤等着服勝

手次第、

一御代參

一年頭御祝儀

(符カ)
一 屹卜立候御祝儀并伺御機嫌

一家督繼目等被仰付候節

(符カ)
一 初而之御目見并御礼

右ケ条、改服是迄之通被仰付候而、右外於敷舞台

申渡来候儀、都而御用人座申渡ニテ、平服其内重

立候時ハ、時々改服之儀可申渡候、

右之通被仰付候条、向々工可致通達候、

辰閏四月

刑部

内膳

一 八朔御規式之儀、朝廷之正礼ニモ無之候間被廢候、

此旨向々工致通達、諸所地頭工モ可申渡候、

辰閏四月

刑部

内膳

一 一所持ヨリ(持脱カ)一所格・寄合並・無格・小番・新番・御

小姓与迄、

一 無格ヨリ小番・新番・御小姓与・衆中郷士・御兵具方付士・諸組与力迄、

一 小番・新番・御小姓与・衆中郷士并御兵具方付士・

諸組与力等工、足輕・御口之者・御數寄屋仕坊主、

又八家中士・名字付之者之娘内女礼之者、互之縁組

御免被仰付置候付、以来足輕以下之儀ハ、親之名并

何方座付家中士等之詛人別改帳工書記、親相果候

ハ、兄弟又ハ家部元之者之名ヲ可書記候、

右ハ、是迄一所持以下縁組之儀、夫々被定置候趣モ

有之候得共、以来寄合並以上之儀モ不及願、右通互

之縁組御免被仰付候条、向々工可申渡候、

辰閏四月

刑部

高奉行之事

一 御高奉行

右之通、御役名被相改候、

一 御高奉行見習

一 六人賄料

一 御役順御作事奉行見習次第

右、此節御役名被召建、右之通被仰付候、左候而、被仰付候、

御高二相拘候儀ハ一切御高奉行支配被仰付、兩職其

表方・帖佐与・新楮藏給地方ト夫々掛被仰付、且御

勘定所御支配方御高奉行所へ被召付候条、此旨申渡、

向々ハモ致通達、諸所地頭へモ可申渡候、

辰閏四月

刑部

一 御勘定奉行

右、御吟味之訳有之被廢候、

一 會計奉行 一十八人賄料

一 御役順御用人頭

右ハ、御勝手方掛之儀、會計方掛ト名目被相替候得

共、會計方職掌之全体重任之事候間、此節別段御役

名被召建、右之通被仰付候、左候而、御勘定奉行

職掌引受被仰付、御用同様証文差出候様、且町奉行

兼帯被仰付出張、陸軍所モ転局、右陸軍所ハ御番頭

座筆者詰席半方立切、転局被仰付候、

一 會計奉行詰所、會計奉行所ト相唱、御用人會計方掛

筆者并筆者助之儀ハ、直ニ會計奉行所筆者・筆者助

一 物奉行

右ハ、會計方要局ニ而、其職掌官庫所有之金錢・諸

財ヲ総括シ、出納相照シ（乏カ）糶羨相顧、万事御用途不致

遲滯様諸御払口御金筋之見賦、且毎月向々入払、會

計奉行工届申出候様被仰付候、左候へハ当分御金方

之常勢（務カ）、則物奉行之本任ニ候間、御金方并御金方添

役之儀ハ被廢候、左候而、賄料払之儀、全体模合方

御払株之事候得共、別段模合方納金無之、時ニ余与（タカ）

ヨリ入付之上、御払渡相成来、此節ヨリ米穀入払ハ

御高奉行、金錢・諸財ハ物奉行受持被仰付候付、旅

御扶持米ハ是迄通模合方払ニテ、賄料有之儀ハ模合

方入付ニ不及、御物方ヨリ直ニ払渡候様被仰付候、

但、諸事治定迄ハ、金銀米錢御払等は迄之通、

一 會計奉行所筆者之内、金錢掛・米穀掛申付、取扱向

是迄之御金方・米賦方振合通ニテ、別ニ會計提要之

一帳取仕立、御高奉行・物奉行ヨリ月々金銀・米穀

入払之届申出候節、右帳面工仕付、會計奉行座右之

一冊ニイタシ置、官府月々所藏之現資財并御払口金

筋等會計奉行相心得候様、左候而、諸商人共何ソノ

願事ハ、是迄物奉行支配職屋之分、物奉行工相付願

出候儀有来通ニテ、其余ハ會計方、又ハ其筋筋工相

付願出候儀、当分之振合通被仰付候、

一 御高奉行

右御役職モ會計方之要局付、其職掌倉廩所藏之米穀

ヲ総括スル事、物奉行之金銭・諸財ヲ主ル如クニイ

タシ、前々ヨリ物奉行取扱来候諸御役人其外月俸、

諸職人賃飯米等、米穀之入払ハ都而高奉行致管轄、

万事會計奉行所工申出致取扱候様被仰付候、

但書同断、

一 會計方調役

一 五人賄料

一 御役順御勘定方小頭次席

右、此節御役名被召建、右之通被仰付、左候而、會

計方金銭・米穀・諸財入払、本占致取調候職掌付、

当分之御金方諸所工相詰、高奉行・物奉行方へモ

折々致出席候様被仰付候、

御勘定方総役之事

一 勘定総役(方脱九)

御勘定方筆者之事

一 勘定方筆者

右之通、名目被相替候、

一 御勘定方小頭

一 勘定方総役

一 勘定役

但、牛馬勘定方打込、

一 勘定方筆者

但、取込拝借方打込、

一 右問合方筆者

但、帳役打込、

右ハ、會計方肝要之役場ニ候間、(旧邦秘録材料)より補會計方諸席跡江

転局被仰付△何篇會計奉行致差引、以来一涯勘定向

嚴重行届候様被仰付候、

一 人別改方

右者、寺社奉行所跡工転局、御勘定方小頭一人ツ、

相詰候様被仰付候、

一 御支配方

右ハ、御高奉行所ヨリ被召付候段ハ別段申渡通ニ付、御使番役所跡工転局、高奉行一人ツ、相詰候様被仰付候、左候而、高名寄帳奥書等、右御支配方ニ而致取扱名寄帳清書御高奉行ヨリ会計奉行工差出候節、猶又高主名寄帳分冊等猶無相違訳相糺、弥於無相違ハ会計奉行致連印、渡方之儀ハ是迄之振合ヲ以、会計奉行ヨリ相渡候様被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨可承向工申渡、向々へモ致通達、諸所地頭所へモ可申渡候、

閏四月

龍衛

刑部

一 不調法之儀有之差扣相伺候節ハ、御目通并勤方之儀

モ伺来候得共、以来不及其儀候条、向々工可申渡事、

一 造士館御取起之砌、孔廟御造立奉祀被仰付来、其道

ヲ学候得ハ致祭祀候テモ当然之事ニ候得共、各国固有之政度・教化之道有之、我ヲ本ニ居へ外国之長ヲ

取、致補益候社本体ニ可有之、殊ニ近年氣運押移、

今日ニ立至候テハ、西洋各国之政置・軍制迄モ参考、

御取捨相成事候得共、誤而後年ニ至リ其弊被極、彼之教ヲ設候者ヲ致奉祀候様相成候テハ不可然事ニテ、益本末之弁、内外之分相糺、名義判然ト相立候様被

仰付、孔子四配之像ハ神農堂工御合座被仰付候、

一 御文書奉行詰所之儀、議政所筆者詰所少々立切、且同所ニ階半方并同三階工転局被仰付候、左候而、諸

御格式等之調ハ勿論、上古ニ逆上リ手広致研精候様被仰付候、且又造士館出席人数相重、座席差支ニ付、

御文書方跡造士館一部ニ被仰付候、

右之通被仰付候条、此旨御文書奉行・助教・医学

院掛御医師工申渡、向々工モ可致通達候、

辰閏四月

刑部

一 陸軍方医師 一 四人賄料

一 陸軍方医師見習 一 三人賄料

右、此節役名被召建、右之通被仰付候、左候而、專西洋医生ヨリ御登庸、兵隊工被召付候職掌ニ被仰付

候条、此旨向々工可致通達候、

辰閏四月

刑部

一 英国測量船昨日入航、集成館下工致碇泊居、明十八日大砲試打願申出御免被仰付候条、此旨可承向々工早々可申渡候事、

一 兩御丸小番・御小姓与御番之儀、吟味之訊有之被廢候、左候而、以来陸軍兵士之内、双方工一小隊当番相立、軍装之儘繰廻、昼夜不明様御番相動候様被仰付候条、大隊長并御目付工申渡、可承向工モ可申渡候、

辰閏四月

刑部

一 毎月二七ノ日

右ハ、毎月二ノ日諸御役場休日被仰付置候処、今般朝廷之休日一六ノ日被召建候段申来候付、朝廷休暇之日数ニ被為抛、来ル廿七日ヨリ以来、右之通休日被仰付候、尤、海陸軍所并開成所之儀、二ノ日外十五日休日之由候得共、是又二七ノ日被召建、十五日之休日ハ被相除候、

一 今上、九月廿二日御降誕

太守様 四月廿一日

中将様 十月廿四日

暉姫様 正月十六日

御誕辰之御事候付、前文休日之外、右御日柄、御正日ハ休日ニ被建置、御両殿様・暉姫様御誕辰之御祝ハ勿論、何歟付御軽目之御祝事等ハ、可成右之御日柄ニ被為遂候筋、此節御治定被成置候間、一統工モ申聞置候様御沙汰被為在候、

右之通被仰付候、左候而、休暇之御趣意ハ、去ル丑年初ニ申渡置通二候条、猶又一統難有奉承知、御趣意猶深相守、兼而致精勤御用向不及遲滞、速ニ相運候様可心掛候、此旨向々工可致通達候、且大奥其外様工申上候様、其向々工可申渡候、

但、集成館其外諸所御普請場等之儀ハ、去ル丑七月申渡置候通可被相心得候、

辰閏四月

龍衛

刑部

隼 内
人 膳

群書合輯

〔表紙〕

群書合輯

目録

- 一 島津家大概
- 一 御家代々記 (重豪)
- 一 大御隠居様御統御繁昌之次第 (綱貫)
- 一 大玄公御以来略御系図
- 一 御家之事幕府江差出せし留
- 一 伊作家由緒

一 御元祖以来御居城覚書

島津家大概

一元祖忠久者頼朝公他腹之長子故、頼家・実朝両將軍之兄ニ而、治承三年、摂州住吉杜辺石上ニ而致誕生、于今此石を産石と申候、母者丹後比企判官能員妹丹後局ニて候、頼朝公之御台政子此局をねたま、九州に可遣之由頼ニ被仰候故、此局を一族共に召列させ住吉辺迄參、夜入俄ニ雨降り、旅宿を求申とて徘徊いたし時ニ、狐火之たすけ有之候、此住吉末杜稻荷之加護と申候而、于今是を島津稻荷と唱へ申候、夫より此局を召列候者共母子共ニ此辺ニ令住居、時節を見合、幼子を致養育候処、此辺之領主杯ニ而候哉、八文字民部大夫惟宗広言ニ嫁申候而、忠久茂広言家ニ而盛長仕候、頼朝公之子と申儀を致隱密、惟宗姓を冒し、其後近衛内府公通(基腕カ)之御契子と御約束にて改藤原、忠久七歳被召出致元服、加冠者島山重忠ニ被仰付候、忠之字号左兵衛尉忠久候、初而御目見

一人被仰付儀難被成、諸大名子共同前打籠罷出筈ニ相定、乍去御見分爲被遊、烏帽子之折様并直垂之仕立などを態相替、爲致御目見之由候、此時越前・若狭之守護職、伊勢・信濃之内所々地頭職并領地被仰付候、文治二年忠久八歳之時、薩隅日惣地頭并守護に被仰付、同年之秋薩州ニ致入部候、島津之薩隅日を島津之御庄と申候而、三州之惣名と頼朝公之御下文ニ茂被遊候、旗幕之紋十文字を被下候、是者源氏紋ニ正両(引カ)を打違爲被遊と申伝候、且又源氏重代之膝丸之御太刀・頼朝公御太刀・鳩作之御脇差致拜領、則膝丸を小十文字、頼朝公之御太刀を大十文字と改重代ニ仕候、当家家督相統仕候時者、此十文字之太刀、忠久之甲冑專一之重物ニ仕来候、忠久後ニ左兵衛尉・大夫判官・従五位下・檢非違使・豊後守転任仕候、在鎌倉ニ而將軍家ニ仕申候儀、東鑑に相見得申候、建曆三年和田合戦之時抽軍功候付、甲斐国波加利新庄を被下候、頼朝公御下文薩隅日を安堵仕候を初、或ハ御自筆之御書數多有之候、忠久嫡子忠時ニ三州を譲り、二男周防守忠綱を越前之守護代ニ召

置、是を越前島津と後迄茂唱申候、三男掃部介忠直ニ甲斐国波加利新庄を領知させ、忠久一腹之弟兵衛尉忠季には若狭之国之守護代ニ申付候、是を後迄若狭島津と唱申候、此者共皆々東鑑ニ相見得申候、此外所々之領知を子孫に到分地仕、所々ニ召置、嫡家者三州を領来候、夫より又々於軍功賞、国々數ヶ所之庄園を御宛行候、忠久薩州滿家院厚知村に頼朝公之御廟を致建立、宮寺并祭田を令寄付、祭祠仕来候、忠久、嘉祿三年六月十八日四十九歳於鎌倉致死去候事、東鑑脱扁ニ有之候、

一二代忠時、修理亮・大隅守任候、古来より領国を父(継カ)相手(印カ)之讓状、將軍家之御下文并鎌倉執権之外、是を以領国致安堵候、忠時父忠久之讓状、頼経將軍より安堵之御下文を致頂戴、夫より到子孫今代將軍家御下文を以領国安堵仕候、忠時承久三年後鳥羽院被思召立儀有之候時、北条泰時ニ属シ令上洛、忠時宇治川を渡、敵七人討取候事、東鑑ニ有之候、此時帯候太刀を綱切丸と号、重代ニ仕候、院を隱岐国遷たてまつり候付、出雲迄路次之警固皆々御断申上候付、

忠時二被仰付則致領掌、首尾能隱岐国へうつし奉り候付預御感候、將又宇治川軍功之為賞、伊賀之国長田郷之地頭職ニ被補、其後又段々之軍功ニより、和泉之国和田郷其外所々地頭職被仰付候、当家地頭職之事者、家臣共忠功・軍功之賞ニ領国之所々地頭職申付候、其所々之一城并其城々召置候士、其城付之知行預申候、或無余儀致討死、(或脱之)軍功有之者之子孫共ニ其段委細申聞、弥以軍勞はけまし候様ニと懸命之地頭職を申付候、軍功拔群候而小身之者又ハ家中之者ニ而茂召出立身申付、少所之地頭職申付候、今も領国百姓共十余ヶ所地頭職申付候所有之候、一国一城之外ハ破却可仕之由不被仰渡之時迄ハ、右所々城普請仕来候得共、只今ハ古城之跡計ニ而候、不違召仕候、地頭初而其所ニ參候時ハ、先其城を其所之士共と相合候而其城を受取仕置申付候、頼朝平家追討之為賞、日本国惣地頭并守護職に被補候而諸国江地頭を被下置候、古例之由申伝候、

一三代久経、任修理亮・下野守、將軍惟康親王之依御下知、筑前箱崎之役所を一族・国人等を催し令警固、

防異賊を多年勞心志、其中ニ弘安四年蒙古襲来候時抽軍功預御感候、一族・国人・家臣等数多手負・戦死仕候、是太平記ニ(大カ)太元国より日本せめを書記候時之事ニ而候、久経始終右之役所を相勤、於箱崎致戦死候、

一四代忠宗、下野守・上総介ニ任、忠宗茂父久経同前二箱崎之役所を致警固、久経病死之後迄相勤候、忠宗平日歌道を嗜、詠歌共新渡撰(後カ)・続千載集に載申候、一族共詠歌代々今の撰集に相見得申候、忠宗弟忠長左京亮ニ薩州伊作之郷を領地させ、号を伊作と改、忠長より子孫代々將軍家ニ昵近仕、被成下候御証判數十通有之候、此伊作家之儀者当家之兼帯ニ相続不仕候而不叶家ニ付、其通仕来候、

一五代貞久、任上総介、元弘年間尊氏將軍後醍醐天皇之応勅命、北条家為退治、丹波国篠村より到薩州催促状ニ預候故尊氏ニ相組し、大友具簡(具カ、貞宗)・小式妙惠等(少カ、貞経)ニ相謀、九州探題北条修理亮英時之博多之役所を攻

落、抽軍功爾来無二心尊氏ニ属し、京都・関東領国等之軍勢等ニ勞し、自身蒙傷、一族・家臣戦死無際

限、式拾余年之間之軍功ニ暫も不安居、依之後醍醐天皇御感之御^(論カ)を以所々之庄園拜領仕、尊氏將軍父子之感状其外之証判數十通有之候、且又鎮西之事ハ当家御預被成候由申伝候、其文体右之証書ニ茂相見得申候、將軍功賞於諸国地頭職并^(領カ)領地被仰付候、貞久弟六人、和泉・佐多・新納・樺山・北郷・石坂と家号を立、何れ茂貞久同前ニ於諸々軍功有之、尊氏卿父子御感之御教書を以所々之地頭ニ皆々被補、貞久并弟六人を俗に七人島津と唱へ申候、領国中之士共、御^(論カ)論旨并將軍家之御教書其外諸將之証文所持いたし候者共無際限候、

一 六代宗久、任太夫判官、於所々抽軍功、尊氏將軍之預御感状、十九歳之時凶徒退治として致出陣候処、於中途致落馬死去仕候、

一 宗久早世故、其弟師久・氏久兄弟有之候付、父貞久薩隅を兩人ニ守護を譲り、師久上総介、氏久ハ任越後守・陸奥守候、此時者戦国故、領国・他国敵を攻討候付如斯候、兩人共家督ニ而兄弟共ニ尊氏・義詮將軍ニ相従、所々之強敵を攻亡預御感候、氏久ハ筑

前金隈之合戦之時、一色範光之手ニ而戦功拔群候、数ヶ所之蒙傷戦死に相究候処、家臣名代ニ致戦死候、故其場を相逃候、右之段々ニて尊氏將軍之御感状、且又筑後国守護職ニ被補候、其比今川了俊九州探題にて博多ニ被居候処、九州之大小名と了俊何角と不快候故、氏久色々取持候処却て悪氏久を、種々分国^(論カ)之者共ニ茂致奸謀、九州不穩候段將軍家ニ相達、終ニ探題被召上候、

一 元久、任陸奥守、今川了俊奸謀故、分国^(論カ)之者共少々逆徒茂有之候得共、元久自士卒を持て討平け国家を鎮、就夫応永十七年元久致上洛、將軍義持公致御目見、且又將軍家も元久旅宿へ被為成候、致御目見候節品々致進上、御成之時分も拜領物御太刀其外品々有之候、其上一族北郷・樺山、国人肝付・蒲生・野辺・飢肥・加治木・北原、家老平田・阿多等之諸氏受領官途被仰付、此者共皆々御太刀品々致献上候、一 九代久豊、任修理亮・陸奥守、氏久事任陸奥守候以來中納言家久迄被任陸奥守候、久豊代迄も逆徒等少々有之候故、自從士卒攻亡候、義持將軍御内書被

成下、御劍・御鎧致拝領候、

一 十代忠国事、義教將軍之^(貴力)心責命、彼之御舎弟^(大覺寺力)大学守

門跡義昭大僧正尊宥を討申候様子者、尊宥事對御舎

兄義教將軍逆意候處致露頭、日州鍋院^(福島力)二落下、野辺

氏之者を頼被隱居候を將軍家二相聞へ候、忠国早速

可致討伐之由御内書到來仕候付、一族新納近江守・

樺山^(孝久)美濃守・北郷^(持久)讚岐守・家老本田信濃守・肝付^{(兼}

郎^(忠)二相儀シ、此等之人數を相催させ福島へ差遣、僧

正を福島永徳寺江招寄切腹させ申候、一族山田^(忠尚)式部

少輔斬首仕候、此外家臣鹿屋・牧・恒吉杯馳続、則

僧正之首を獻將軍家候處、義教御自筆之御感狀・

名物御太刀・御腹卷・御馬、且又琉球國為忠賞致拝

領、自是琉球國者當文船を以年貢仕候、新納・樺

山・北郷・本田・肝付五人之者共も銘々御感狀・御

太刀致拝領、于今皆々家銘二仕置候、其以後福島之

社を致建立、号福昌^(島力)大明神候、將又為菩提所鹿兒島

城下二大興寺と云寺を致創立、位牌を致安置、琉球

國每年之貢物此寺へ遣為申儀候、
一 十一代立久、文明之比、京都之亂二付細川右京太夫

勝元二応し兵を起し、義尚將軍御内書被成下候、

一 十二代忠昌、此代杯迄ハ家督相統仕候由以使者將軍

家二申上、御太刀品々致進上候得共、則領國安堵之

御教書・御太刀・御腰物・御鎧等為御祝儀致拝領候、

一 十三代忠治

一 十四代忠隆、兄弟共致家督候、然とも忠治男子早世

仕候故、弟之忠隆致家督候得共、是茂無繼子二十計

二而早世仕候、忠隆家督之内、備後之國^(連力)蓮島之住人

三宅和泉守^(國秀)、琉球國を從可申とて兵船十余艘作立、

薩州坊津迄參候を、琉球國之儀當家二拝領之國二

候間早速追返し、其以後將軍義澄公江致言上候故、

其以後終二彼國へ人手を指申者無御座候、

一 十五代勝久、男子無之二付、十一代立久他腹之兄相

模守友久之孫相模守忠良入道日新嫡子虎寿丸を致養

子、守護職を譲り、十六代之太守又三郎貴久二罷成

候、勝久者致隱居候、

一 十六代貴久ハ日新之嫡子二て候を、勝久守護職を譲

り致相統候、其後逆臣有之、勝久二致奸謀、貴久之

臣共勝久を可致弑逆企有之候を、勝久不能謀計令逃走候故、乱臣共國中ニ多有之候を、日新并貴久為勝久逆臣を追払候而、日新之在所伊作之城ニ父子共罷歸り候を、一族之大小身并普代之家老共致相談、又貴久を守護職ニ成し申候而、日新致後見施仁政候故、追付太平ニ罷成候、此時近衛植家公より日野左大弁宰相を薩州江被差下、貴久を被叙從五位下・修理太夫ニ、口宣・宣旨并植家公之御書・御朱印被成下候、是植家公之執奏故候、元祖忠久を近衛基通公御契子にて、藤原姓を御免為被成由緒にて如斯御座候、於当家貴久中興と仕候事ニ候、日新二男右馬頭忠將と申者、此嫡流ハ家中に罷成候、二男家島津又次郎（四カ）ニ而候、又次郎曾祖父右馬頭、

一十七代義久、任正五位下・修理太夫、又從四位下・三位法印龍伯罷成候、將軍義輝公御諱之字致拜領号義久候、近衛植家公より御一門之列ニ被召加、御紋所文之裏書等御免被成候、是又忠久之由緒故ニ而候、義照（昭カ）殿（之文カ）文之字御免被成候、屋形号ハ先祖より御免被成候、義久事九州を討從候付、九州之太守と

被仰候、先日州飢肥城主伊東氏之元祖伊東六郎左衛門祐慶、建武年間尊氏より畠山修理亮直顯九州之為軍奉行、日州穆佐城ニ被差下置候、此時伊東氏直顯ニ從來、佐土原・都於郡之間ニ令居住、良茂仕候得者、背当家候付代々元祖共治伐仕候、就中天文年間日本國中戰国と罷成、三州之内少々乱候を幸にして治伐仕候を、將軍義照（輝カ）公達貴聞候而、伊勢備後守（貞連）を上使ニ被差下和解被仰付候故、佐土原・都於郡如元ニ而召置候故、備後守致帰京、不幾程伊東氏約を變し日州真幸院を攻、數ヶ所を致押領候付、義久弟兵庫頭忠平（義弘）を真幸院之内伊東境飯野城ニ召置、伊東氏を厭申候、到義久代、伊東氏三位義祐一族共數千之兵を相添、飯野辺ニ致出張、領内加久藤と申城を於攻所ニハ飯野辺通路を可取切と申、城を忠平回謀計、纔之人数を以一戰ニ、伊東家名有之士六百余人、其外士卒數百人取討、忠平も自身名有士を二人討取、得大勝利候付、伊東押領之城々ニ籠置候者共悉致敗走、押領之地皆々取返し申候、其後伊東氏之家臣野村・福永両氏恨を（挟カ）含校野心、且又当家ニ致内通儀有

之二付、乘其壳佐土原二人数を差向ケ候ニ、伊東氏
 不及一戰、豊後ニ落行候間、則日州不残入手裏、佐
 土原城ニ義久弟鳥津中務太夫家久を召置、夫より伊
 東氏豊後ニ罷居大友父子を頼、何とそ一度本領に復
 入仕度旨頼申候付、大友任其儀大勢召列、日州境迄
 致出陣候得共幾度も討負候、就中天文六年之秋、大
 友宗麟(義領)・同新太郎、豊後・豊前・筑後・筑前・肥
 後・肥前六州之催軍勢、日州新納院高城を可攻落と
 寄来候、高城之城代ハ家臣山田新助(有徳)と申者ニ而候、
 依之鳥津中務を初、近方之城代共高城ニ走帰り候、
 此段鹿兒島江申遣候ニ付義久も弘多勢ヲ召列致出張、
 高城之近辺(根方)目白坂に着陣し、回奇計△十一月二日一
 戰ニ得勝利、大友勢を高城迄美々川之七里之間切臥、
 首余討取り勝時を取行候、此勝利故ニ、大友ニ從候
(数千暇カ)
 九州之面々、過半当家之旗下ニ罷成候間、人質を出
 し降参候故本領安堵させ申候、此時当家之字望申候
 衆ニハ家之字を遣置申候、其比中国毛利輝元茂五戒
 坊と申以使僧頼ニ而候、東国之諸將ニ相謀、公方義
(昭カ)
 照公を御帰洛有度と申談候、若此時大友周防・長門

之間ニ義久近国之兵を催し、豊後ニ令出張大友氏を
 厭申候ハ、御帰路供奉同前之忠節ニ候と申越候、
 且又右之段を義照公よりも御奥書致頂戴候間奉応貴
 命候、就夫肥後国中に大友氏旗下之者有之候間是を
 攻平、豊後可入打(打カ)と相催、無程肥後国不残手ニ入申
 候、然処近衛殿より以使札承り候者、信長より当家
 と大友と取会申候儀和睦可仕候、是非共近衛殿御扱
 被成候間、可任貴命旨承候付、難黙止和睦仕候、然
 ニ又毛利輝元より使僧を遣、且義照公上使柳元新右
(沢カ、元政)
 衛門を以御内書致頂戴候、弥以早速豊後ニ可致出張
 と蒙仰候、幸此方よりも豊後出陣と致相談候時節故
 奉応貴命候、先肥後より筑後ニ攻入、所々城郭攻落
 候、就中高橋紹連守り候筑前岩屋之城を攻落候、甚
(運カ、鎮種)
 嚴攻様ニ而候条、当家之者共手負・戦死過分有之候、
 大友氏此事承付、自分にてハ不罷成、太閤秀吉公を
 奉頼、如何様にも御成可被下旨申上候付、秀吉公よ
 り御内書を以当家・大友和睦可仕と在之、将又為嚙
(秀カ)
 仙石権兵衛・長曾我部弥三郎・十河隼人・尾藤甚右
(存保)
 衛門を以九州ニ被差下候、是より以前義久大隅正興

寺住持文之と申出家、家中鎌田刑部左衛門と申者を
差上、九州を当家ニ被下度と申上候処、御返詞とし
て承候者、薩隅日之外肥後・筑後半国ツ、当家領知
可仕、豊前・筑後・肥後半国ツ、を相添、大友ニ可
被下候、肥前ハ中国毛利家ニ可被遣、筑前ハ公領可
被成由兩人罷下候而申聞候得者、義久を始一族・家
臣一同ニ申候者、九州不残不被下候ハ、豊後ニ可
攻入と申談則致出陣、義久ハ日州塩見之城ニ罷居下
知仕、弟兵庫頭義弘・中務大輔家久を遣、肥後・日
向両口より豊後ニ打入せ申(ママ)家久日州口より打
入、豊後利満と申城を攻候時分、仙石以下之衆茂豊
後ニ下合、最早及合戦候間、無是非大友ニ相加り利
満之後詰仕候を、家久謀を回し、利満并後詰を一戦
ニ攻崩得勝利、長曾我部・十河を討取り、尾藤・仙
石者大友氏同前ニ逃走候、家久追々(守岡カ)到守園、終夜篝
火を焼、時之声を上候ニ、大友弥致臆病、豊後を打
捨、豊前龍王迄逃走候故、豊後無程手入申候、義弘
ハ肥後口より攻入、所々城郭攻落、殘党悉退治す、
依之九州不殘人質を出し降参仕候、天正六年より当

家ニ相從候故、相良・大村・城・伯耆・本田・宇
助(郡カ)・立花・高橋・土持・宗像・上津浦・山鹿・草
野・龍造寺・片かせ・灰塚・安心寺・麻生・佐多・
中八屋・杉野・天草・木山(鹿子木カ)・大津山・吉野・
城井・秋月・中村・原田・阿蘇・隈部・合志・菊
池(池カ)・森山・三地・甲斐・蒲地・内空閑・小代・松
浦・筑紫等之諸士ニ而、此衆ハ皆々九州之内ニ而有
名士、一郡一郷を領來候、就中義弘を九州之太守と
申候、義弘ハ豊後府内ニ在城いたし候処、秀吉公当
家之罪を数へ、先台命之国分をも不用、九州之諸士
をせめ平ケ、且又為嘸差下し候衆をも討殺追散候段
不届ニ被思召、御立腹ニ而九州へ御動座ニ相究候、
此時高野木食上人(応其)・一色駿河守和睦、義照公之御内
書を帶來、義弘ニ和睦仕候へかしと頻ニ申候得共、
義弘以下之一族不許容、三州ニ帰、守要害可坊戦と、
又肥後・日向より帰陣候処御動坐聞伝、賊(徒カ)從歸路を
遮申候を打破、日州ニ罷帰り、秀吉公之先手羽柴(秀)
濃守を初日州高城被攻候、城主山田新助相防、義弘
致後詰合戦、失勝利一族・家臣戦死仕候、然処又木

食上人・一色駿河守・安芸安国寺、義久是非和睦仕候得かしと申候付、難黙止応其儀、家老伊集院右衛門太夫を質に出し、山田新助(下城カ)二被下、義久ハ鹿兒島二罷帰、秀吉公ハ御船ニテ西目船手より薩州出水二御入候、然二出水城代泉又太郎早速致下城、却て御案内仕候付、薩州之内復千台二到り、同所之太平寺(案カ)江御着陣候処、其辺之平佐城代家臣桂神祇(忠詮)と申者ハ堅城を守り候付、小西・脇坂・九鬼等に人数を差添、御攻させ候得共落城不仕候、義久ハ和睦相濟候上ハ太平寺に罷出致御目見、致剃髮号龍伯、娘を人質ニ差上置、於太平寺御目見仕候節、秀吉公御指被遊候御腰物大小備前包平・三条宗近致拝領、翌日薩州を義久、隅州を義弘、日州諸県郡を義久甥之又市郎二被下候、依之平佐之城可差上と神祇ニ申伝候付、平佐下城仕候、神祇を秀吉公被召出、御腰物拝領仕候、肥後境薩州大口城主新納武藏(忠元)と申者、龍伯為二罷出候由承候得共、不致下城候故、是非共二和談を破申候ハ、秀吉公可討取謀有之候間、武藏ニまかせ可然と申候得共、龍伯より申遣候者、最早和談之御約

東申上、娘を差上置候、子捨候而ハ人倫ニテ無之候、且又約を違候而者武門之恥ニテ候間、謀ハ左も可有之候得共、必下城可仕と申聞せ候付、武藏心腹仕大口を罷出、秀吉公へ隅州曾木之内(天堂ケ尾カ)天ケ堂ケ尾と申所にて致御目見、御長刀・御羽織・御陣扇子致拝領置候、左候而、九州を何れもへ被分遣候内、大友ニハ豊後本領として拝領被仕候、伊東氏江ハ日州飢肥・清武・曾井拝領ニ而、夫より秀吉公御帰路故、義久茂致上洛可然旨木食上人進め申二付、秀吉公へ追付致上洛候、聚衆へ相詰候処、秀吉公別而御懇意有之候、帰国之御暇龍伯二被下候得共、質ニ差上候娘御暇不被下候故、此段を致詠歌細川幽齋迄申入候処、則達台聞、御感之余娘江も御暇被下候、龍伯事歌道を嗜、以詠歌名を呼れ申儀度々有之候、近衛龍山(前久)様別而御入魂被仰下、古今集御相伝被遊被下候、澄明之箱に今頂戴仕置候、義久・義弘・又一郎三人替々在京相勤申候、高麗御征伐之節、義弘・又一郎致渡海候故御懇意有之、権現様(家康)以来之儀者別冊ニ記候、将又天正十二年之春、肥前龍造寺隆信を攻亡候事ハ、

隆信大友之旗下二而候、其上肥前有馬城主修理大夫(二脱カ)

被攻乞加勢を申候付、弟島津中務太輔家久為大將人数三千肥前島原二遣、有馬氏二相謀島原之城主を攻

申候、家久嫡子(島津豊久)又七郎十五歳二而候、新納武蔵守を

後見二仕、一方に差向候、家久以寄謀隆信多勢を一

戦二切崩、其上隆信を義久家臣川上左京忠堅と申者

討取候、此時者大友家為追討、肥後迄国を討從申候

時分二而候処、隆信(首を脱カ)於肥後実檢仕、吐氣を被取行、

其後隆信嫡子龍造寺肥前守改家(政カ)、当家之旗下二罷成

候、

一十八代義弘事、兄義久男子無之候付、天正十三年二

義久(よりカ)二守護代を頼申候而肥後八代之城二召置候、任

兵庫頭、義照將軍御諱之字致拝領義珍(改脱カ)、又号義弘候、

少年之時分より於所々軍勞仕、其上日州伊東境飯野

城を多年相守、伊東氏頭を出させ不申候、元龜三年

夏、伊東氏加久藤二攻来候時、飯野木崎原と申所江

致出張、伊東家之者数百人討取、義弘茂於伊東家武

勇之譽有之候者二人討取、忝人柚木崎丹後と申者二

而候、依之伊東家押領之地悉取返シ、且又佐土原二

攻入、伊東家を豊後二追落候、就夫大友を頼、本領

に為可復入、催六万之兵、日州新納院高城へ寄来候

を、義久・義弘致後詰、義弘と大友と致(合カ)戦二、大

友か軍容易二不致敗北候而、味方先手之者足乱候を、

義弘座不立加下知守返シ得勝利、高城より美々川七

里之間敵を切臥、首数四万余討取候、夫より九州を

退治之時、於所々軍勞無際限候、秀吉公九州へ御動

座、其後隅州を義弘二致拝領候を義弘了簡仕候ハ、

元祖以来領地之国を此度応台命候而八国二両主有之、

子孫之障二可成儀決定候間御断申上、右之御朱印ハ

義久二遣申候、義久と交替二在京相勤、被任侍從候、

朝鮮征伐之時、義弘嫡子又一郎と一万之兵を召列、

浮田秀家・加藤主計頭(清忠)・小西撰津守等致渡海、朝鮮

都二通候路次之城々攻落全城(入王城カ)、其後任便宜永平城を

守り、又金化城を可守之由候処、甥島津又七郎守候

春川之城二後詰之城近辺二無之、殊更大勢之敵寄来

候風聞二付見合候処、案中敵大勢にて春川城を攻候

条、致後詰又一郎と敵を遠方江追払、無念遣其後金

化二移致警固候、此所ハ五穀不登、塩条(等カ)之たくはへ

もなく空気が甚敷所ニ而、義弘父子守大卒(十カ)飢之難を仕候、夫より朝鮮日本御和儀之御相談ニて、日本之渡口ニ致在陣候様ニと釜山海ニ引退候、金化在城之内(晋カ)普州之城攻義弘も相加り致軍勞候、又市郎事於鹿島(唐カ)病死仕候故、又一郎忠恒(八カ、家久)家督被仰付致渡海候処、以御朱印御薬用ニ虎之肉差上候様ニと有之候間、昌原ニ而致虎狩、虎ニ正捕候て肉傷差上候付、御感之御朱印被下之、其後薩隅日之凶田目錄可被下候之条、可帰朝致之由御朱印到来仕候ニ付令帰朝、御目錄頂戴いたし又渡海仕候、然処ニ朝鮮和儀不相調候故、敵船数百艘唐島へ寄来候時、義弘父子走続、敵船数百艘切捕抽軍功候、御感之御朱印被成下、夫より全羅道ニ攻入候(南脱カ)、原之城攻有之、全州より之後詰有之由相聞得、加藤左馬(嘉明)と義弘鬪取也、全州之後詰を厭申候、殊更南原之守兵落来候を数百余討取候、此時も御感之御朱印被成下候、諸将相儀して泗川之海辺二城を築、是を新塞と号し義弘父子召置候付、義弘より普州・永春・望津・旧館取出を構、家臣共を守兵ニ召置、加藤主計頭ハ蔚山城、小西摂津守順天之

城を守候、然処朝鮮より大明国ニ走、加勢為申由候而、大明より六十万余之加勢有之、朝鮮之勢ニ相謀、新塞・蔚山・順天之三城ニ二十万ツ、賦、先蔚山ニ走続、新塞ニ敵来候ハ、後詰之人数無之故、永春・普州・望津・旧館ニ召置候家臣共新塞ニ押寄、安中大明之両大将董正誼・茅器(國脱カ)十万を召列、新塞ニ寄来候由、就夫此已前より薩州へ致下着罷居候明人郭国安と申者を為通用召列候を、明人ニ知人を尋出させ可致裏切と計策文を遣、其証拠をも見せ置候、慶長三年十月朔日、朝鮮之将蔚山・順天寄手(にカ)も相加り百万之人数之由候、義弘始より了簡仕候者、大明・朝鮮大勢ニ而候間、只一戦ニ(旧典類聚より補)勝利於無之者日本ニ帰朝成間敷と存候付、新塞一城ニ△潜候、朔日晝より新塞を攻申候付、城際ニ寄来を鉄炮を放て防戦候処、明人石火矢を以城門打破んと企候ニ、塩硝二火入、黒烟明人を迷し候、其霞ニ乘し義弘城門を破せ切出させ候付敵敗北いたし、義弘ハ本城之櫓ニ罷居致下知、忠恒城外ニ出、士卒と逃行を討候而、忠恒(敵脱カ)も自敵数人を切臥、自身も蒙疵候、然処ニ明将茅国

器備を不亂、城中之隙を伺、攻落さんと仕候を、義弘三方之門を披せ、一手を八国器か備二切掛候、国器相戦候時、後より切掛候二明人驚動いたし崩立候故、国器も致敗軍候、大明・朝鮮之兵其數三万八千七百十七、討取候耳櫓十ヲ積、日本江差渡候付而、於大扠殿前耳塚を御築せ被成置候、此日之死人八万人と後二明人申候、味方ハ戦死之者二人有之候、義弘も敵自討取候、左候而、新塞之城下広野有之所候処二而、忠恒を為大将勝吐氣を被行候、此合戦朝鮮征伐之殿故、異朝之書も、石曼子不捷新塞和人不能朝帰書記申候、石曼子ハ島津二而此等之段致言上候処、則御大老より感状被遣、弥敵引退候ハ、釜山海に罷出、夫より帰朝可申由承候付、其格語二而明人參謀太夫龍渥と申者を以朝鮮人求和儀候間、応其儀国器か弟侷資を質二取、日本江指渡候、後二内府公任御下知、涓資を大明へ相返候、義弘父子諸將と申談、無事相濟候上者弥可致帰朝と釜山海江罷出候処、秀吉公之薨御を承付候哉、朝鮮人又破和儀、唐島之瀬戸ニ番船百艘出し、帰朝之日本人を遮申候、且又

順天在城小西・大村・五島・有馬・松浦五家之通路相絶候付、此五家を捨殺候ハ、日本人之殿二而候間可相攻とて、義弘より立花・高橋・寺沢二申含、番船を可切崩と兵船を出し、慶長三年十一月十八日於海上相戦、番船を切崩、明人・朝鮮人を海ニ追込、殘船悉追扠候、依之家臣數十人遂戦死、手負數多有之候、此隙を以五家之衆順天を逃出、無難致帰朝候、義弘釜山海五家衆海上無難候、早々可被致出船と申候得共、五家衆ハ不罷居、甥之島津又七郎計釜山海二殘留候故、義弘父子同前ニ致帰朝候、於筑前博多御大老・五奉行江致対面、秀吉公御遺言を奉承知、軍兵等ハ国元へ相返、義弘父子直二伏見江罷上候、七年之朝鮮陣義弘父子三人致軍旁、家臣共戦死、或ハ病死、或ハ手負數百人ニ及候、於伏見父子ニ朝鮮軍忠之御感状并名物之御腰物、御知行五万石致拜領、且又忠恒被任少将候、新塞勝利朝鮮征伐第一之軍功二而候故、御知行為被下之由候、石田治部少輔申候者、秀吉公十五年之内ハ知行沙汰仕間敷之由秀吉公御遺言二而候間、曾て知行遣間敷之由為被申旨御座

候得共、内府様御意候者、今度之軍功異朝迄も無其

来之段ハ別冊二書記申候、

隠、涓賓を質ニ取来候段無比類儀ニ候間、御知行不

御家代々記

糾合未済

被下候而不叶候由治部ニ為被仰聞由候、義弘在伏見

島津元祖豊後守忠久公

仕候内関ケ原ニ罷立、戰場より致帰国候、委細別紙

二代大隅守忠時公

二書記候、
一十九代又市郎久保事、秀吉公九州へ御勤座之時、日

舍弟周防守忠綱、越前島津

州諸県之郡拜領仕候得共、御朱印を義久江遣申候、

其子周防守忠行

天正十八年、相州小田原之北条氏を秀吉公御征伐之

其子左衛門尉行景

時、又市郎被召列奥州迄も致供奉、朝鮮御征伐ニ罷

其子左衛門尉忠政

渡致軍旁、於唐島二十一歳ニ而病死仕候、此故二任

忠行
二男五郎忠経

官等未被仰付候、

三男右工門忠幹

一二十代家久、初忠(恒脱カ)・少将・中将・宰相・従三位・中

其子又五郎忠藤

納言ニ心任被仰付候、朝鮮国ニ罷渡、軍旁之事ハ義

其嫡男周防守忠兼

弘伝(二脱カ)相見得申候、権現様御奉公之段ハ別冊二書記申

其子次郎忠親

候、家久事陽成院叡慮相叶候、参内仕奉拜龍顔蒙論

二男五郎範忠

旨、和歌之題致頂戴、詠歌をも備叡覧、且又御震筆

忠幹(忠藤カ)
二男八郎某

之御詠草或御剣・寮之御馬鞍置、其外御琴・御尺

三男十郎忠範

八・花貝等迄致拜領候、依之第一別而被掛御目、八

忠綱
二男四郎左衛門尉忠泰

条智仁親王於(官脱カ)御歌会御人数に被召加候、是より以

三男太夫判官忠景

其嫡男豊後守忠宗

其嫡子常陸介忠秀

其嫡五郎左衛門忠繼

忠綱
四男六郎忠頼

五男七郎重賢

忠久卿
三男三郎左衛門忠直

同
御女二人 常陸介忠秀室
小田筑前守室

島津高祖豊後守忠久公誕生治承三、嘉祿三年丁亥六

月十有八日逝去、四拾九歳、法号(得カ)後仏道阿弥陀仏、

二代大隅忠時公建(仁脱カ)二年誕生、(文カ)永九年壬申四月十日

卒、行年七十一、法名道仏仁阿弥陀仏、

舍(弟カ)第忠綱周防守、越前国為守護故越前島津ト云フ、

其嫡忠行周防守、舍(弟カ)第(泰)四郎左衛門、其次忠景五郎

左衛門、其次六郎忠頼、七郎重賢、忠行嫡男行景、

左衛門尉、法名道智、第五郎忠経、其次(左カ)右衛門六郎

忠轉、行景嫡子左衛門三郎忠政、承久乱有軍忠、忠

轉嫡子又五郎忠藤法名覚善、其子忠兼周防守法名道

善、第八郎建武乱有軍功、其次十郎忠範モ八郎共ニ
有軍忠、忠兼嫡子靱負尉忠親、二男範忠、左衛門尉

忠景嫡男忠宗、二男忠秀、其次忠繼、忠綱舍第忠直、

其妹二人、忠直嫡男直経、太郎左衛門尉、其子泰忠、

三郎左衛門尉、弟時忠左衛門四郎、女子一人、泰忠

嫡男時忠、左衛尉(門脱カ)、其子光忠、左近進(京カ)、其嫡忠連、

下野守、忠時嫡男忠繼他腹故為山田、三代久経下野

守嘉祿元年誕生、弘安七年甲申閏四月廿一筑前筥崎

役所逝去、当六十歳、法名道忍義阿弥陀仏、舍第中

沼住信濃、其名大炊助高久、法名教仏、其妹者三浦

何某家村室、弟忠康式部少輔、其次忠佐左衛門尉、

弟久時阿蘇谷大炊助、其次忠経常陸守、舍弟七郎久

氏、忠経嫡男宗長、給黎右京進、其次忠繼三郎兵衛

尉、忠経三男忠光ハ町田家元祖也、其名五郎太郎、

四男俊忠(侍脱カ)從房、其子伊集院囃(善カ)之助久兼、四代忠宗上

総介建長三年誕生、文学家道能嗜、誅仁礼鎮国家、

正中二年乙丑冬十有一月十二日已卒去、七十五、法

名道義仲阿弥陀仏、第久長号伊作、幡・鎧・綱切伊

作家相伝、忠良公此家ナリ、味千寿(妹カ)、久長嫡男大隅

守家久入道忠(道忠カ)、法名花嚴崇公大禪定門、舍弟二郎三
郎法名道中、其次主殿介久俊、弟宝寿、其次恒吉新

三郎久行法名覺壽受、宗久嫡子下野守親忠六月二日

卒、法名道一号南天、弟久氏左衛尉(三郎左衛門尉)於天王寺戰死也、

其子大炊介信濃国居住、宗久三男若狹守忠武法名道

滿大聖、其次男女老人有、親忠嫡女ハ二階堂某室、

親忠嫡男大隅久義応永廿九年為遠江守被弑、弟久親

下野守法名宗壽、其次親久近江守西之元組(祖)、舍弟久

幸加賀守、其次久次肥前守、第十忠遠江守法名道三、

舍弟久周石見守法名道余、其次僧、久義嫡子四右工

門封勝久、応永廿九年叔父十忠謀反之時他国出奔、

法名道恕、其次味貳人、伊作遠江守十忠室、老人島

津上総介久世室、勝久嫡子四郎左工門尉教久法名道

芳春岩、十忠叛逆之時教久幼雅也、一族教久封守内

城ニテ能拒之、故終免禍矣、其子犬安丸十六歲早世、

号良山道賢、多室寺領(多宝寺殿)、味式部大夫久逸室、犬安丸

無嗣故太守忠国公之三男為養子、河内守久逸ナリ、

其嫡又四郎善久応仁二年戊子誕生、卒去明応三年甲

寅四月十八日、行年廿七才、法名多室寺領、越山超

公大禪定門、御子忠良公後連久為養子、御姉貳人、

吉田次郎四郎往清室、其次者島津下野守昌久室、五

代(貞)久上総介文永六年誕生、貞治二年七月初三卒、

九拾五歳、法名道鑑道阿弥陀仏、五代御寺浄光明寺、

貞久弟有六人、和泉貞氏下野守觀応三年壬辰(七月脱)初三卒、

法名觀翁、佐多元祖忠光、其名三郎左衛門尉、新納

時久四郎左衛門尉法明宗綱、樺山資久安芸守法名不

見明見滿福寺、北郷資忠尾張守法名月窓道明居士、

石坂久泰九郎左衛門尉、是称七人島津、女二人、末

女伊作大隅守宗久室、貞久嫡男越前守頼久他勝故為

川上、法名大円道覚、舍弟宗久左衛門尉、元享二年

壬戌誕生、卒去暦応三年庚辰正月廿四日薨、行年十

九、法号久阿(弥陀仏脱)、六代師久上総介正中二乙丑秋八月十

六日誕生、逝去永和二年丙辰三月廿有一日卒、行年

五十二、法名定山道貞、総州家嫡男伊久上総介、貞

和三丁亥二月一日誕生、卒去応永十四丁亥四月六日

逝去、行年已六拾壹、法号久哲道觀、舍弟碓山(三郎左衛門尉)

衛門久安始良之元祖ナリ、其子始良三左工門尉忠安

伊久嫡子播摩守守久法明義山道人、舍弟山城守忠朝、

其次久照又三郎称北郷(殿)、法名道奇(音)、守久嫡子上総介

久世嘉慶元年丁卯誕生、応永廿四正月十三日於鹿兒

島^(千手坊堂カ)千年堂自殺、行年三十一才、法名惟馨久徳大禪定門、弟久林右兵衛尉永享二年十一月十一日卒、行年十八、法名大義道椿、忠朝嫡男三郎左エ門尉忠氏者他腹故走肥後国、弟千扇出家、其次忠長三郎左衛門尉、弟伊忠左衛門尉、其味号上総禪左^(尼カ)、林幸庵住持ナリ、其次妹禪尼、円通庵三代住持、忠氏嫡子山城守忠成、師久舎弟氏久陸奥守是又六代守獲人ナリ、馬上名人撰馬上^(馬書カ)、此時畠山礼部治、嘉永三年誕生、嘉慶元年閏五月初四已卒、六拾歳、即心院殿齡岳玄久大禪定門、宗久早世依無子師久・氏久讓薩隅、舎弟光久四郎左エ門尉、其次氏忠但馬守、其味妄^(殊三人カ)、七代元久陸奥守貞治二年誕生、応永十八八月六日卒、四拾九歳、福昌寺殿恕翁^(仲翁カ)、大和尚、福昌三代住ナリ、遷化享年六十七、御妹共為比丘尼、其次者伊作四郎左衛門尉勝久室、元久公弟八代久豊陸奥守永和元年誕生、応永十三正月廿一日行年五十有一卒去ナリ、惠灯院殿義天存忠大禪定門、味伊十院彈正頼久嫁、九代忠国陸奥守応永十年癸未夏五月初二莖誕生、文明二年寅正月廿日卒、六拾八、深固院殿大岳譽公大

禪定門、忠国長男友久依他腹家督^(故不為脱カ)、明応二癸丑春三月十日卒、法号天勇玄機常珠寺殿、其子運久相模守齊名一瓢大年寺、天文八年己^(多カ)七月一日卒去ナリ、一瓢猶子相模守忠良、明応元年壬子九月廿三日誕生、母新納氏駿河守女ナリ、実父又四郎^(島津善久)、永祿十一戊辰十有二月十三日逝去、行年七十七、梅岳常潤左家菩薩、御妹島津治部少輔忠将室、其次佐多又太郎忠成室、忠国公弟用久薩州家長祿三年己卯二月廿九日卒、法号松天道存、季久豊州家文明九年丁酉八月六日卒、六拾五、法名桂殿題橋^(道カ)、舎弟有久大島家、弟豊久伯耆守、志和地^(飲肥カ)・義岳元祖ナリ、文明十六十二月廿二日日州飯野戦死、其子播摩守忠莠者志和地、弟忠衛伯耆守為義岳、第僧、其次瑠阿、妹四人、十代立久陸奥守永享四年壬子冬霜月五日誕生、文明六年四月一日四十三、龍雲寺殿節山玄忠大禪定門、舎弟久逸河内守、弟勝久遠江守、其次忠経伊予守、弟守棟福昌九代権僧桂山和尚、女子島津修理亮忠兼嫁、其項忠弘若狭守永享元^(正カ)甲子秋八月八日卒、法名明嚴莫聰大居士、女子島津出羽守忠徳室、其次早世女子、弟

賴久撰津守明応八己未二月廿四日卒、法号芳巖道誉
大居士、其湖月和尚広濟禪寺住僧ナリ、天祐和尚玉
龍山十有一代住持ナリ、
(次脱カ)
(其次脱カ)

大御隠居様御統御繁昌之次弟

一御子

御台様
(家齊室)

但、近衛様御養子被遊候、

御隠居様
(齊宣)

左衛門尉様
(奥平昌高 豊前中津)

但、奥平家御養子被為人候、

市正殿
(島津忠厚)

但、和泉家相統被仰出候、

左近様
(有馬久眠 越前丸岡)

孝姫様
(松平定和室、伊勢桑名)

美濃守様
(黒田齊博 筑前福岡)

但、黒田家御養子被為人候、

虎之助様
(南部信順 陸奥八戸)

種姫様
(戸田氏正室 美濃大垣)

淑姫様
(柳沢保興室、大和郡山)
貢姫様
(戸沢正令室、出羽新庄)
於寿様
(内藤政俊室、三河拳母)

養女被為成候、

但、脇坂中務大輔様御息女ニテ、大御隠居様御

一御孫

太守様
(齊興)

操姫様
(本多康頼室、近江膳所)

於隣様
(種子島久道室)

駿河殿
(島津忠公)

但、山城殿養子被為成候、

随姫様
(島津忠徹室、日向佐土原)

聡姫様
(阿部正篤室、陸奥棚倉)

啓之介殿
(島津忠剛)

但、伯耆殿養子被為成候、

閑姫様
(松平定頼 伊予松山)

勝之進様
(種子島久珍)

報七郎様
(定和)

松平近江守様

外
御子様方

美濃守様

御子様方

外
戸田新二郎様
(氏正)

右之
御子様方

(柳沢保興、大和郡山)
松平鏐之介様

外
御子様方

(池田齊敏、備前岡山)
伊予守様

但、池田家御養子被為入候、

(本多康融室、近江膳所)
順姫様

(山内豊熙室、土佐高知)
祝姫様

(有馬頼永室、筑後久留米)
春姫様

但、太守様御養子被仰出候、

(島津久光)
又二郎様

但、出雲殿養子被成為候、
(為成力)

(外多力、康融)
本田隼人様

右之
御兄弟様

外
阿部飛彈守様

御子様方

外
島津万之進

右之
御兄弟衆

出雲殿女子

島津善次郎殿
(久松)

村橋真之丞

村橋伝十郎

内匠殿女子

一 御曾孫

(近衛忠熙室)
郁君様

但、実御孫様ニテ大守様御養女
被遊候

(齊彬)
若殿様

和泉万千代

伯耆殿女子

種子島伊勢娘(久通)

喜入善之介(久高)

喜入酉次郎

喜入多門娘

伊予守様

順娘様(姫力)

祝娘様

右御三人御子様御出生有之候得者、御其孫之御
続、

島津三次郎殿

御伯母

島津樵嵐母(久尹)

御従弟

島津(マ)山殿

島津樵嵐

川上久馬殿(久芳)

島津要人(久徴)

但、島津久(放カ)教養子被罷成候、

菱刈(隆觀)李之介

島津樵嵐妻

島津新八郎妻

入来院平次外祖母

一御従弟違

島津内藏

島津久敷

玉家院殿娘ニテ仁十郎親、島津仁十郎へ被相嫁候事、

島津仁十郎養母

心鏡院殿娘ニテ多門祖父喜入安房へ被相嫁親喜入主
水出生有之候、

喜入多門祖母

山岡(斎カ)宮母

島津縫殿母(マ)

佐多如女

大玄公(罪線は全て朱書)

浄国公（吉野）

女子

於松 島津淡路守惟久室

惟久卒後称諱觀院、

久儔 島津大学祖

周防

忠直 為島津玄蕃久憲養嗣、

玄蕃 母信証院

女子 近衛大納言家久（家久卿九）郷簾中

龜姬 母同

英光院殿

久方 為島津図書久供養子、

図書 母同

清純 為祢寢丹波清雄養子、

仙十郎母同

女子

於菟 於榮 母同

嫁松平飛彈守定英生一男、後離別、法号信解院

殿

久東

權七 母同

為島津勘解由久当之養子、

女子 島津藤次郎久智室

於奈百

母二階堂源右衛門行格（同カ）入道宗見女

女子 町田郷九郎久儔室

於妻 母同（二階堂源右衛門行格入道宗見女カ）

女子 桂太七郎久音室

於剛 母信証院殿

久福

仁十郎 母同於妻、

為島津主水久輔之養子、

外男子二人早世

女子

満君

近衛内大臣家久公後御簾中、母松平越中守定重女、

実名越右膳恒渡妹也、法諱光相院殿

宥邦公(繼豐)

女子

於糸 於喜代 法諱光闡院殿

阿部伊勢守正龔備後福山城主夫人

初嫁牧野備後守成央、成央卒後為吉貴養女、再

嫁阿部正龔也、

女子 早世

幹姬

忠五郎 早世

忠儔(貴力)

備前 靜山 母名越右膳恒渡妹

為島津玄蕃久直養子、

女子

於久 於巖 母同

島津大学久章室 澄光院殿

女子 夭亡

忠紀

肥前 母郷田仲兵(衛脱力)兼近女

統越前島津家蹟、

久亮

知之助 凶書 母同

為島津凶書久倫養子、

女子

德姬 実母同

島津出雲久定室

貴澄

美作 母同

為島津玄蕃貴儔養子、

女子

於民 母近藤三左工門嘉包女

伊勢兵部貞矩室

忠郷

三次郎 因幡 母同

統和泉島津家蹟、

忠温

因幡 母同

為祢寢孫左工門清香養子、

号小松、宝曆六年去祢寢家、為島津因幡忠郷後

嗣、

女子 早世

於供 母同

宗信公

女子

於貞

樺山七郎久倫室、実母四元仲兵衛為親女

重年公

女子

於鐘 母妙心院殿

肝付弾正兼伯室

玉仙院殿

女子

於鉄 母同

島津市太夫室
(久隆)

心鐘院殿

久峰

太郎次郎 柰 母伊地知八四郎季隣女

為島津柰久豪養子、

女子

菊姫 母浄岸院殿

松平修理大夫重政夫人

真含院殿

女子 夭亡

定勝

大和 母妙心院殿

為入来院主馬養子、
(定恒)

重豪

女子

茂姫 母同
(市田貞行女力)

將軍家齊公御簾中

白銀公
(齊意)

女子

初明姫 雅姫

島津淡路守忠特夫人
(持力)

實島津兵庫守久(衍力) 微女カ)夫人

英祥院殿

昌高 大膳太夫

為奧平大膳太夫昌男養子、

忠厚

為島津因幡忠温後嗣、

(有馬久呢)
久亮

左近

女子

孝姬 松平近江守定和室

齊溥

美濃守

松平備前守齊清養子

虎之介

女子

種姬

戸田新次郎氏正室

女子

淑姬

松平鏐之介室

女子

貢姬

戸沢千代鶴室(正金)

女子

於寿

美脇坂中務太輔娘

(齊興)
今公

女子

操姬

本多下総守康禎夫人

女子

於隣

種子島藏人輔室(藏人カ、久道)

忠公

為島津山城忠貫養子、

女子

随姬

島津筑後守忠徹夫人

女子

聰姬

阿部飛彈守正篤夫人

(島津忠剛)
実名

啓之介

島津三次郎殿養子

女子

郁君

近衛辰君公藤中

女子

閑姫

松平左近将監康寿室

勝之進

女子

幸姫

郁君

齊彬

齊敏

伊子守

松平上総介養子

女子

順姫

本多千之介室

女子

祝姫

松平政太郎夫人

(実名カ、久光)
実 又次郎

為島津出雲養子、

吉貴公御一男
貴儔

(典カ)
初久曲 小源太 玄蕃

備中 備前

宝永五戊子十一月廿三日誕生

母名越右膳恒渡妹

島津玄蕃忠直養子、養母新納市正久珍女

女子

島津兵庫久門室
(重年)

享保十二年丁未三月廿一日誕生

母養父玄蕃忠直女

延享二年乙丑十一月七日卒、年十九、正覚院殿貞

範妙雅大姉

女子

夭亡

鍋十郎

夭亡

清五郎

夭亡

女子

享保十七年壬子六月十八日誕生

母忠直女

貴澄

小源太 玄蕃

元文三(戌十九)戌子十一月朔日誕生、実者吉貴公御五男、

母郷田仲兵衛兼近女

貴儔直子之筋被下、

久救 系別有

初久年 久中 金兵衛(之丞力) 織衛

元文四年乙未(己力)二月四日誕生、母妾服(腹力)

女子

島津左衛門久寧妻

元文四年己未十二月廿四日誕生、母肱岡伊左衛門

長照女

久致

初将苗 万次郎 文九郎 久馬

元文六辛酉正月廿九日誕生、母同前、為川上慰膳

久儔養子、

久兼

庄次郎 権五郎

享保二年壬戌(戌力)十一月廿八日誕生、母同前

為島津登久連養子、

将親

七之進

寛保三年癸亥十月十七日誕生、母同、宝曆十一年

辛巳十一月七日死、享年十九、清雲院殿円月心大

居士

女子

寛保四年甲子十一月廿八日誕生、母同

太守重豪公為養妹、島津淡路守嫁、(久柄)(脱カ)

女子

延享三年丙寅九月八日誕生、母同

菱刈孫兵衛実祐妻

久(マ)

初将容 彦十郎

延享四年丁卯四月廿一日誕生、母同

為吉利杓右衛門久置養子、

宝曆十年辛巳十二月廿九日死、享年十五、台雲院

殿峨山玄恵大居子(十カ)

女子

寛延三年庚午正月廿二日誕生、母同

家臣町田助兵衛門実承妻

一 島津修理太夫義久入道龍伯事、名護屋御在陳以来

権現様別テ御悪意被仰下(懇カ)、慶長三年之秋、流干ト申(候脱カ)
ハ荒兼テ被仰出、龍伯伏見之宅へ被為人御膳被召上、
終テ御機嫌能被成御坐候、(日カ)

(同年カ) 高麗在陳之諸将可致帰朝 被仰渡候、依之兵

庫頭義弘・又八郎忠恒、同年十二月十日築前国博多
致着船、直致上洛候、

一同四年正月三日、 権現様義弘伏見ノ宅へ被為人、

高麗帰朝之祝儀ヲ被仰、二字国俊之御腰物御吉例ノ

御腰物タル之間、被下之旨上意ニテ兵庫庫頭致拜領之、

長光之御腰物又八郎頂戴仕候、

一同月九日、 権現様御意ニテ義弘父子高麗軍忠之御(脱カ)

感状被成下候、正宗之御腰物并知行五万斛義弘拜領

仕候、長光之御腰物忠恒頂戴仕候、且又被少将之旨(任脱カ)

被仰下候、

(脱カ) 同四年三月九日、家老伊集院右衛門忠棟入道幸侃と

申先両年逆心ヲサシハサムヨリ致露頭候故、忠恒伏

見之宅ニテ手打ニ仕候、権現様并伊兵部少輔直政ニ

被仰付、幸侃成敗之旨被及聞召候、彼者以来国ノス(福)

キハヒヲモ可仕出者と被及御覽候処、イカニモ尤ノ

儀被思召候、幸侃男子数人有之、殊兩勢之者ニテ候間、自然事ヲ仕出候ハ、幸御普請之為大分之人數被召寄置候間、加勢ヲ可被下候様子見届可參、為侍十騎相添被下候由、忠恒家老伊勢兵部少輔貞昌ヲ呼出、直政(委細に申間候力)之、忠恒御惡意之(島津家覺書より補)御使難有次第

奉存候旨申上、且又幸侃妻子死罪をなため追放いたし候処ニ、不及異儀東福寺へ退去仕候由言上申候、

一 幸侃儀者、多年石田治部少輔入魂ニ御座候、此度も

幸侃儀太閤しろし召自余之者二者相替候間、遂言上可致成敗処ニ、不及其儀自由ニ仕候事不屈之由石田

遮而申候故、忠恒其誤謝せんため高雄之長谷寺江致

蟄居、(長感)權現様御耳ニ達ス、大老并増田右衛門尉・

長束大藏太夫ニ、家来成敗之儀其咎目有間敷、其由

上意ニ而伊奈圖書頭令成を高雄へ被指下、忠恒早々

可罷下と蒙仰、即伏見ニ帰△參仕候路次之為警固、

騎馬五拾騎計圖書頭指添被下、忠恒則圖書頭ヲ以テ

御礼申上候、

一 幸侃世悴伊集院源次郎忠真者、父之罪科混(七脱力)ス令赦免、

本領相違有間敷旨申渡候得共、源次郎居城日州庄内

郡之城ニ楯籠、十二之取出ヲ構、叛逆ノ色ヲ顯候、依之龍伯家臣新納武藏守入道拙齋・山田越前入道理(有信)安二人衆ヲ相添シ庄内へ遣、源次郎ヲ押置、伏見ニ注進仕候故、忠恒右之趣 權現様へ致言上、早速御暇帰朝仕候、

一 龍伯家老喜入大炊久正ヲ以、源次郎逆意之趣致言上候、且又庄内(繪図カ)ヲ差上候、 權現様御前近被召寄、

繪図ヲ以テ地形之鎗易、(除カ)人衆多少、兵糧之員數御直

ニ御尋被遊候、大炊委細言上仕候処、地之利ヲ得タル敵ナリ、急ニ攻ハ只人数損ヘシ、来春者兵糧尽テ

自落去ヘシ、忠恒若氣ニテ急攻落存候共、龍伯堅制

止人数不損様ニ覚悟仕候得ハ、龍伯ニ可申達旨御直

ニ被仰付候、

一 兵庫頭儀、 權現様御拳次ニテ宰相ニ任シ、其後刺

髮シ、惟新ト号候、

一 權現様御意ニテ諸大名誓紙(差カ) 上仕候、惟新モ同前誓

紙差上候、其内ニ誓紙之内ニ、秀頼相背間敷(之カ) 文言

權現様被遊上覽(全カ) 御感ヲ蒙候、其後

權現様ヨリモ御誓紙被遊、惟新父子ニ被下置候、

一 忠恒帰国仕、人数ヲ揃、庄内ニ出陣イタシ、源次郎

先手ノ寺籠置候山田・恒吉両城攻落、直ニ源次郎居

城へ取掛可申ト仕候得共、権現様ヨリ被仰下候趣

有之候間、急攻申間敷旨龍伯堅制止候故、忠恒イキ

トヨリ押出、城之キワマテ押詰罷在候処、権現様

ヨリ山口勘兵衛尉直友ニ被仰合薩摩へ御下被成、源

次郎降参仕候様ニ噺候得共、初ハ奉仕上意後ニ違約

仕候故噺不相調、勘兵衛モ(追付致カ) 帰路候、其比

寺沢志摩守(正成モカ) 権現様御内意ニテ噺罷下候得共、

源次郎不致領掌、同年之冬、山口勘兵衛上意ニテ再

下向仕候、

一同五年正月、忠恒兼テ勘兵衛相断、大軍ヲ以庄内ニ

取詰、同二月、志和地・安永・高城・山口・勝

岡(梶山脱カ)・野々美谷七ツノ城ヲ攻取申候ニ付、源次郎進退

相極、勘兵衛を頼、一命ヲ助度之旨申出候、上意之

趣茂候間、源次郎一命ヲ助候様ニト勘兵衛達テ噺申

候故、難黙止存任其意候、源次郎則財部・梅北・末

吉三ツノ城ヲ差添、都之城ヲ明渡退去仕候、三月十

四日、忠恒都之城へ入、翌(十五日源次郎をカ) 被召出、

知行壹万斛申付(候是偏ニカ) 奉重上意ヲ故御座候、忠

恒家臣入来院又六重時ヲ以テ庄内退治之趣致言上、

依之三月廿二日之御内書頂戴仕候、此外御内書数通

被下置候、

一 惟新儀モ国本へ罷下源次郎退治可仕旨、上意ニテ御

坐候得共、忠恒御暇被下候サへ御座候、セメテ一人

者伏見へ相詰候テ相応之御奉公仕度旨申上不被下候、(他分此所ハ字書落シ)

一同五年之春ヨリ会津中納言上杉景勝上洛仕間敷由雜

説有之ニヨリテ、伊奈凶書頭ヲ以テ御使トシテ実否

ヲ被札、弥上洛仕間敷ニ相極候ハ、奥州御出馬被

遊御退治可被成(候於然者カ) 伏見之御城惟新へ御預被成

モ可有之候、委細重而可被仰付旨御直ニ被仰聞候、

惟新御意之趣哀奉存候由御受申上候、其後惟新ハ何

共仰出無御坐候、

一 権現様奥州ニ御進発之砌、御見送トシテ惟新山科迄

致参上、其時伊奈凶書頭・山口勘兵衛ヲ以テ被仰出

候者、伊集院源次郎弟小伝次兄弟三人并母、早々国

本へ可差下、頃ハ源次郎母大坂御城三日相詰在洛致

候、言葉不通シテ御耳ニ不入候故、トカクノ事ハ不

被聞召届候、ケ様ナル徒ハ其儘ニテ差下候テ者ワサ
 ワヒモトヒタルベク候旨、御叮嚀ノ御意御坐候、
 権現様奥州へ御進發之御(跡二而五カ)奉行等諸大名ヲ相催
 シ、権現様へ可奉背企有之候由(風カ)夙聞有候、七月中旬、
 初テ惟新方へ五奉行ヨリ一味可仕由申越候、惟新存
 茂不寄儀一味仕事罷成間敷由両度申返候、其時奉行、
 此度之事全私之遺恨ニアラス、偏秀頼ノタメニ企ル
 也、最前誓紙ニ秀頼ニ相背間敷由、且又大閣厚恩忘
 却セズンハ、此度ニ及テ異儀有間敷由、若不然只今
 迄ノ儀皆表裏ニ似候、無扨申掛候(二付脱カ)惟新誓紙ヲ難断止
 存、無是非同意仕候、此時惟新甥島津中務太輔豊久、
 惟新ニ対シテ、今度之合戦勝負ヲ考見候ニ、
 権現様御利運無疑存候、詮ナキ事(与シカ)ニ義、家ヲ亡サン
 事ナゲカシク存候、其上 権現様多年ノ御懇意大形
 之儀ニアラス、早々御味方ニ參、家ヲ立候様ニト諷
 テ諫申候、惟新承リ、其方之申通我モ左様ニ存候得
 共、無扨被申掛誓紙ヲ破テハ、仮令 権現様へ御味
 方申上候共頼母敷不思召シテ、以来島津家ノ誓紙・
 誓言ト偽(事カ)ナリ、永ク家ノキズトモ成ベクカ、アヘ

テ御方志奉忘ニアラス、是ニヨリテ国本ヨリ人数ヲ
 不召集、有合人衆計ニテ出陣、何ノ方便茂ナク一戰
 ノ上討死ニ相極タリ、(坂カ)初又家之儀ハ龍伯・忠恒領分
 ニテ此事會テ不存候間、重御(訴詔カ)申上ベシト申切候、
 一同年八月朔日、諸將伏見之城ヲ攻落候、惟新茂壹千
 計之人衆ニテ寄手相(加カ)カリ候、同十五日、伏見ヲ發、
 江州佐和山ニ着、其後濃州大恒(垣カ)ニ着陣致候、最前伏
 見ヨリ関東へ之注進(野州小山カ)濃州小山ニテ達上聞、 権現様
 江戸之御城へ被為人、其後江戸ヲ被遊御進發、九月
 十四日、濃州赤坂ニ御着陣之聞得御坐候故、石田ヲ
 始諸軍勢其夜大雨ヲシノキ、牧田ノ間路ヲ經テ濃州
 関ケ原ニ馳向、備ヲ立候、其時惟新者藤川ヲ越、小
 関之南巽ニ向、備ヲ立申候、翌十五日未明、関東御
 先手之諸將関ケ原ニ出張シテ戦取詰候最中、筑前中
 納言秀秋裏切、大谷刑部備ヲ切崩候故、石田ヲ始諸
 將ノ備ヲ悉ク致敗北候、其時惟新旗本ト先手之間ヲ
 被押隔候、中務惟新旗本ニ馳来、戦モ是迄ト見得候、
 某是ニテ防戦ベシ、其間ニ一方ヲ掛破ノキ候得ト申
 候、惟新、今度之於合戦ハ討死シテ再国本へ帰間敷

二相極、出陣スル上者一足モ可退(不カ)、大ニイカリテ、中務重テ申候者、家之存亡此時ニアリ、能々可有思慮ト高声ニ申捨、早ヤ戦急ニ見得候トテ、相従士拾三騎ニテ大勢ノ中懸入、終ニ討死仕、惟新モ統テ掛入ラント仕候処ニ、家老長寿院盛淳馬ヲ掛寄、大将之死ヲ輕クセサル事兼テ知給フ事(也カ)、某名代ニ討死可仕、中務申候如ク、家ノ為ニ候間必ノキ候ヘト謹テ諫メ、馬廻ノ者ニモ堅申合、長寿院者大勢之中ニ懸入、島津兵庫入道惟新ト名乗テ討死ス、此時ニ士卒多戰死仕候、(其脱カ)時関ヶ原東勢ハ左右ニ分レ、伊吹山(之方ハカ) 西国勢之致敗北候ヲ追掛馳行候故、其跡ノ道少アキ申候、惟新相殘人数ヲマン丸ニ備、福島左衛門太夫正則之備ノ前ニ押掛候得共、太夫差テ取合不申候故、太夫備ノ前ヲ如何ニモ静ニ押通候、跡ヨリ井伊兵部少輔ト名乗、百騎計ニテ追掛候、惟新押付太刀ヲ打付候迄テハ返シ合間數由下知シテ静ニ退申候、無程兵部少輔人衆追付、シンカリ仕候後醜院喜兵衛宗重・木脇休作祐秀戰、(下脱カ)兩人アヤウク見得候処ニ、川上四郎兵衛忠兄ト申者取テ返シ、下知シテ

鉄炮ヲウタセ申候、四郎兵衛若党柏木源藤ト申者、鉄炮ヲ以大將ト見得候人ヲ打落シ、川上四郎兵衛ト名乗申候、其時相従人衆馳集候、(引掛テカ)退申候、後二兵部少輔直政ニテ御坐候、(申承カ)及候、其後惟新者高キ所ニ備ヲ立候処ニ、方々ヨリ人衆馳集、漸三百騎計罷成候、於茲埽洛ノ致評議、権現様御本陣ハ川上四郎兵衛ヲ差上、此度難黙止仕合ニ付不凶致出陣、日比之御懇意忘却仕候様ニ御座候テ奉背本意候、只今御陣頭ヲ罷通候間、乍憚以使者申上候、委細者重テ国本ヨリ可申上候由致言上、夫ヨリ駒之時ニ向テ押通、翌十六日江州水口出、夫ヨリ伊賀路へ掛、十七日之夜泉州平野ニ出候、路次ノ城下或(郷カ)四人群集候処ニテ、馬廻ノ者共ニ島津兵庫頭入道惟新(罷通脱カ)候旨高声ニ名乗セ通候、郷人共(遣カ)テ留ント仕候処ハ打破追扨罷通候故、路頭ニテモ手負・死人数多ニテ、平(野迄カ)相従候侍五十余人、雜兵合式百余人計ニテ御座候、是等ヲハ皆々大坂へ指遣候、惟新ハ主従八人、田辺屋道与ト申者之住吉之宅ニ忍ヒテ罷在、大坂ニ罷在候妻子并家中之質人等留主居之者共申合、廿二日大

新事

坂ヲ可取出(由脱カ)相圖相極、惟新ハ境之塩屋孫右衛門ト申

者之所へ宿ヲ替、廿二日之曉、境ヲ出船イタシ大坂

川口迄參候処、惟新(并忠恒脱カ)兩人妻子并家來質人・女童ニ至

迄一人茂不残置大坂宅ヲ出、番所無異儀罷通候由承

届、則船ヲ押出候、妻子之船モ無程西之宮之沖ニテ

追付、供船合テ五十余艘、同月廿九日日州細島へ致

着船候、十月三日大隅国富隈致下着、龍伯ニ致対面、

此度之難(衍カ)黙止(仕合カ)ニ付致出陣、家ヲ危成シ候事(ママ)

之処不足故ニテ候由申謝、夫ヨリ桜島致蟄居候、

一 此時加藤主計頭清正、薩摩之境肥後水俣ト申所ニ押

詰、近国之諸侍茂同意ニテ致出張、急度可攻入体ニ

相見得候間人数ヲ出、境目ヲ固サセ申候、近衛殿其

外黒田如水(孝高)・寺沢志摩守方ヨリ書状差テ、(越カ) 権現様

へ御訴訟申上申ハ、(候カ)取持可申由申來候、

一 其時惟新家老新納旅庵齋(長住)・本田助之丞ト申者、関ヶ

原敗北以後致出京、鞍馬之寺中ニ忍居候ヲサカシ出

サレ生捕ニ成候、檢使山口勘兵衛右兩人能存候者故、

惟新逆徒ニ与シ意趣ヲ委細尋申候、旅庵申候ハ、惟

権現様御意之儀共(有之カ)、殊伏見御城(もカ) 御預可被成ニ、兼

テ上意モ御坐候間、御味方申伏見ニ籠リ可申旨、某

ヲ以テ鳥居彦(元忠)右衛門・内藤弥次(家長)右衛門方へ申遣候処

ニ、上意者サモアル(ケカ)へシ候、当時兩人ニ御預被成候

御城之儀候得共、他人ヲ以テ籠被申事罷成間敷由申

切候故、無是非御敵ニカワリ候テ申候、山口勘兵衛

則右之趣達上聞候処ニ、旅庵申通惟新疎意有間敷ト

被思召候ト御挨拶宜御坐候、殊ニ龍伯・忠恒在国ニ

テ此事會テ存間敷間、早々御断申上様ニ可申由ニテ、

井伊兵部少輔・山口勘兵衛尉方ヨリ書状相添、本田

助之丞ヲ国本へ被差下候、依之龍伯・忠恒方ヨリ般

若院ト申者ヲ助之丞ニ相添、兵部少輔勘兵衛へ(マ)

御取持頼入候由申越候、(其時カ) 兵部少輔与力勝五兵

衛・与力和久甚兵衛兩人、般若院・助之丞(案内カ)ニ

テ国本へ被差下、御前ノ儀弥取持可申候間、心易存

致上洛候様ト龍伯・忠恒方へ申越候、同六年之春、

又和久甚兵衛旅庵相添被差下候、同年之秋、右之趣

為可申謝兵部少輔・勘兵衛方迄家老鎌田出雲政近ヲ

指上候処達 上聞、権現様御前へ出雲被召出、御直

二難有上意御座候、其上本多(正信)佐渡守・山口勘兵衛連

署之誓紙、龍伯・忠恒方へ差越候、依之龍伯上洛可
仕旨相極候得共、老病ニテ急ニ発足仕儀不罷成故、

同年極月、從弟島津図書頭忠長ヲ以テ(石兩人迄カ)御

礼申、病氣本腹次第(復カ)御礼可申旨申越候、同七年

之春、図書頭伏見ニ致參着、右之御礼申上候、龍

伯・忠恒連署之誓紙指上申候、依之四月十一日、

権現様被遊御誓紙、龍伯へ被下候間、可指越由図書

頭ニ被仰付、図書頭則使ヲ以国本へ差下候、勘兵衛

ヨリモ和久甚兵衛ヲ相添遣候、六月上旬薩摩ニ到来、

龍伯謹テ頂戴仕候、其御辞云、

両度之使者祝居候、然者薩摩・大隅・諸県郡之儀此

間被相抱分相違有間敷、少将事其跡被相讓事候間、

不可有別儀候、兵庫頭儀ハ龍伯無等間候間、異儀有

間敷候、日本国大小之神(祇別而脱カ)

八幡大菩薩ヲ頭不(毛カ)表裏候也、

月日

龍伯

御判

依之龍伯弥上洛仕筈ニ御座候得共、病氣就テ無御座

候ニ付、忠恒為名代上洛可仕ニ相極、八月朔日居城

鹿兒島致首途、日州野尻卜申処へ致滞在候様子者、

家来伊集院源次郎・同小伝次・同三郎五郎・同平次(千カ)

兄弟四人、去々年以來再陰謀之企有之候由風聞仕候

得共、先年上意ヲ以テ逆罪ヲナタメ置候者之儀故、

実否ヲ見事命延引候逆徒無紛候故、八月十七日、彼

者ノ於所誅戮シ(其外カ)余党方之隱居候者尋出、成敗被

仰付候ニ、日数押移、九月廿六日日州細島致出船、

十月四日撰州兵庫ニ着仕候折節、福島左衛門太夫安

芸国拝領仕罷下候ニ參会候、左衛門太夫、此間龍

伯・忠恒上洛仕候ハ、取持為可申大坂ニ相帰候得

共、余延引故罷下候由申候故、忠恒右之次第具ニ申

談、太夫案内ニテ兵庫ヨリ致同道、十六日ニ大坂着

船仕候、権現様去ル二月関東へ還御被成候故、左衛

門太夫・山口勘兵衛相計、関東へ注進仕候、忠恒モ

家来市来次左衛門卜申ヲ相添、本田佐渡守迄上着仕

候趣申上候、十一月九日御内書致頂戴、十二月廿八

日忠恒伏見之於御城御目見仕、御馬式正・御鷹二連

致拝領、翌年正月

(中旬御暇カ)

被下、二月十四日帰国

仕候、

(忠恒御暇カ)

被下罷下候則、山口勘兵衛迄テ内談仕候者、

備前中納言秀家関ケ原敗北已後薩摩逃下頼申候故、

難黙止存、国ノ端へ籠置候、命ヲ御助被成候様二序

テヲ以御訴訟申上度候、如何可仕候哉申候得者、本

田佐渡守内談致、重テ申越候由勘兵衛申候、其後勘

兵衛与力和久甚兵衛ヲ指下、秀家事急度差上二御訴

訟申候ハ、佐渡守取持ベキ旨申候、忠恒方へ申越

候、依之家来桂太郎兵衛ト申者ニ警固イタサセ、正

興寺(文之方)文元ト申出家相添、秀家ヲ為指上候、慶長八年

八月六日發足ニテ候、同月廿七日伏見ニ致上着、山

口勘兵衛迄案内申達候、其節佐渡守儀者(関東へ罷カ)被下

候二付、本多上野介迄勘兵衛(申達候へ者カ)上野介達 上聞

候、秀家事叛逆之棟梁タル間可被助置(者ニアラスカ)ウスト

イヘトモ、島津之家訴訟難黙止被思召候間、宥死罪

駿州久能ニ可被召置之旨上意ニテ御座候、依之忠恒

一族島津(喜入)撰津守忠政ヲ以御礼申上候、其後秀家事、

八丈島へ流罪ニテ御座候由承候、

一島津中務太輔豊久関ケ原ニテ討死仕候二付、中務居

城日州佐土原ヲ被召上番手ニ被仰付、其後中務惟新

ヲ諫申候趣、奉対 権現様ニ逆意無御座候段達上聞、

龍伯・忠恒親類ノ中ニテ佐土原番手可申付之旨被仰

付候故、龍伯從弟島津右馬頭征久ヲ申(付遣置カ)慶長八

年佐土原ヲ右馬頭(致拜領カ)御直ニ被召出候、

一同九年四月、忠恒致上洛、六月

権現様御意ヲ以テ陸奥守ニ被仰付候、

一同十年三月、忠恒伏見ニ罷上、七月御暇被下帰国仕

候、

一同年龍伯病氣大切之由達 上聞、医師祐奈法(乗カ)印被差

下、療治被仰付候、

一同十一年六月十七日、忠恒於伏見御城御諱之字ヲ被

下家久ト改、大秦長光之御腰物頂戴仕候、

一琉球国者、家久十代之祖陸奥守忠国代ニ普広院殿ヨ(足利義教)

リ致拜領、永享年中ヨリ薩摩ニ相從候処ニ、近年致

情怠候、殊更 権現様御礼可申上候(旨使者カ)ヲ以申

付候得共、不致領掌(候間人数カ)ヲ指越可致退治之旨、

山口駿河守直友ヲ以致言上候処ニ御免ヲ蒙候二付、

慶長十四年三月上旬、家久家老樺山権左衛門久高・

平田太郎左衛門増宗ニ申付、人衆三千、兵船百余艘

指渡、家久毛山川ト申添迄致出馬下知仕候、権左衛

門・太郎左衛門先大島ト申島ニ致着船、大島ヲ手ニ

付申候テ徳之島へ参候得者、島之者共防申候故数百

人討殺申候、ヨリテ永良部島無異儀相從申候、自夫

琉球之地へ押掛、四月一日、海陸ヨリ国司居城首里

ト申城ニ取掛申候、国司尚寧降参仕候ニ付、早船ヲ

以右之趣申越候故、使者ヲ以致言上候、

一 権現様・台徳院様御感不斜、則御(感状ヲカ) 被下、琉

球国ヲ永家久ニ被下候(旨被仰カ) 出、龍伯・惟新ト同前

ニ御感状頂戴仕候、自夫権左衛門・太郎左衛門尚寧

ヲ卒テ五月五日琉球ヲ発、同廿五日薩摩ニ致帰着候、

一同十五年五月十二日、家久中山王ヲ卒テ鹿兒島ヲ発

シ、八月六日駿府ニ参着ス、道中御馳走、朝鮮人來

朝之同前タルベキ旨、宿々迄兼々被仰付候由ニテ、

殊外結構御座候、同八日、家久中山王召列登城ス、

尚寧(綴カ) 縦子百端・羅紗拾三(二カ)・太平布式百疋・芭蕉布百

端(巻カ)・白銀壺万両・長光之御太刀致献上候、若君様へ
御太刀一腰(綴カ)・段子五十卷・太平布百疋・芭蕉布五十

卷ヲ指上、家久毛御太刀馬代其外品々致献上候、九

月三日登城ス、御(響応有カ) 同七日於御教奇屋御手

日(自御茶ヲカ) 被下、同十二日、又登城仕候、同十六

日致登城、御饗応之上加賀貞宗之御腰物致拝領、且

又桜田之御屋敷ヲ被下候、直ニ御暇給、同廿四日江

戸ヲ発シ、兼テ被仰ニヨリテ中山王ハ東海道罷下、

家久ハ木曾路ヲ通下国仕、其年上意ニテ中山王帰国

イタサセ申候、

一同十六年正月廿一日龍伯卒ス、七拾九歳、(掛妻カ) 与右

衛門尉上使トシテ薩摩へ下、無意ヲノベテ御書并御

香奠(衍カ) 大白銀千枚拝領仕候、龍伯ヨリモ定家之色紙・

来国次之刀・葉茶壺ヲ遺物(二献上ス脱カ)

一同拾九年大坂御前陣、秀頼ヨリ高屋七郎兵衛ト申者

差下、家久ニ味方ヲ頼由九月廿三日之状ニ長銘正宗

之(脇差ヲカ) 相添到來致候得共、同心不(任右之書札カ) 二

返書之案文相添、板倉伊賀守勝重迄為差上、御出陣

ニヲイテハ急度馳集へキ由伺申候、其通殊二人衆相

催、御左右次第可致上上洛候、仮令御出馬之由承候
共、御下知無御座候ハ、罷上間敷由、伊賀守申越候

二付、人衆ヲ揃御左右相待候、其後又秀頼ヨリ川北(勝脱カ)左衛門卜申(者カ)指下、以書札是非頼入之由申来候、

家久最前之返事ニ申遣候通同心不仕、重テ預使(札カ)礼間

敷候由申候処ニ、武井理兵衛卜申者ヲ被指下候間、

則利兵衛ヲ搦捕、秀頼之状相添、山口駿河守道友(送カ)卜

指上セ、家久家老三原諸右衛門重種二人衆相添、大

坂ニ差上候、其後板倉伊賀守迄人衆ヲ揃へ、家久

早々可致上洛旨上意之趣申越候、十二(月九日之カ)状

同中旬致到来候ニヨリテ、家(久即カ)鹿兒島ヲ罷

立、日州細島ヨリ出社仕候得共、風波意ニマカセス、

同廿九日、漸豊後之森江迄參候処ニ、本多上野介正

純・山口駿河守直友十二月廿一日之状到来仕、大坂

無事ニ相濟候間、何方迄致出船候共、早々帰国可仕

旨上意之趣申越候故、森江ヨリ帰国致候、

一元和元年之夏、秀頼又叛逆之聞得御座候ニ付、本多

上野介書札差越、人衆相催御左右次第可罷上之由申

来候ヨリテ、御右相待罷在在候処ニ、本多上野介(二脱カ)

山口駿河守卯月廿日之状、五月始ニ到来仕候、早々

可致出陣之旨申越候ニ付、五月五日家久壹万三千人

衆ヲ召列鹿兒島ヲ發シ、領内京泊卜申所ヨリ出船仕、

肥前之(平戸ニ舟ヲカ)懸候処ニ、駿河守ヨリ五月九日之

(状去七日カ)大坂致落城候間、人衆ヲハ残置、手廻計ニ

テ早々可罷昇之旨申越候、同十九日致到来、則兵船

ヲハ平戸ヨリ返、家久者手廻計ニテ罷登、六月二日

尼カ崎致着船、則於伏見 権現様江御目見仕、行平

之御太刀・正宗之御腰指・御馬式正拜領仕候、同月

廿七日於二条御城舞樂被仰付候、七月一日御能有、

同八日於伏見御城ニ御能被仰付、何レモ家久被召出、

見物被仰付候、難有上意共ニテ御坐候、

一同二年四月一日、台徳院様ヨリ吉光之御腰物家久拜

領仕候、同月八日、

権現様御不例御大切ニ御座候被成候刻、松平肥前

守・松平陸奥守・細川(三高カ)三郎(忠興)・家久(四人職府カ) 御城奥

之御座へ被為召(御暇乞カ) 被遊、何レモ御腰物・御

脇指拜領仕候、家久者いや正宗之脇指ヲ被下候、

一同三年七月十八日、台徳院様御執奏ニヨリテ家久

宰相ニ任シ、且又吉光之御脇指頂戴仕候、同廿一日

御參内之刻、家久供奉仕候、

一 同年九月一日、家久ニ松平氏被下、御名(ミカ)ツカラ薩摩守ニ被仰付、其時貞宗之御腰物頂戴仕候、

一 同四年六月、惟新病氣ニヨリテ医師寿徳庵其由仰セ(玄カ)ヲ蒙テ罷下候、

一 同五年之夏、惟新病氣ニヨリテ上使篠崎吉右衛門尉薩摩二下テ病キヲ防(防カ)ヒ、又寿徳庵被差下候、七月廿

一日惟新卒、八拾五歳、上使花房五郎右衛門尉薩摩(左カ)
(二下テカ)御書并御香奠銀子千枚被下候、

(一 同七年二カ) 月四日家久御暇被下刻、御脇差并銀五百貫目拝領仕候、

一 寛永三年、家久御上洛之供奉仕、於京都ニ權中納言

ニ被任、從三位ニ叙ス、九月六日二条御城ニ行幸、
(家カ)大猷院様御(迎脱カ)トシテ御参内之刻、家久騎馬ニテ供奉仕

候、

(脱カ)同七年四月十八日、家久カ桜田之宅へ大猷院御成被(横脱カ)
遊候、拝領之品々別紙ニ書付指上候、台徳院様渡御、

拝領物同断、

一 同十三年、家久国ニ有テ大切ニ相煩候由達上聞、医師久志武(本カ)式部少輔仰ニヨリテ罷下候、療治仕候、

一 同十四年之冬、上使新庄右近大夫鹿兒島ニ来テ上意ヲ達、家久カ病氣(ヲ御尋カ)且御鷹之鶴ヲ拝受仕候、
(旧例在国カ)

一 之年者奉書ヲ以拝領仕候得共、此度ハ右近ヲ以テ被下、

一 同年之冬、肥前島原ニ一揆籠城仕候ニ付、家久家臣島津豊後久賀・同下野久元へ人数ヲ相添、島原ニ出張シ、上使之下知ヲ請、可相掛旨申付候、正月一日城攻、二月廿八日落城之節、何モ手ニ合申候、

一 同十五年二月廿三日家久卒、六拾三歳、上使能勢小十郎鹿兒島ニ下リテ上意ヲ述、御書并御香奠白銀五百枚頂戴仕候、

清和源氏家系図

清和天皇

六男

貞純親王

経基

満仲

頼光子頼国

頼信二男家

六孫王

摂津守

摂津守

河内守

賴義

伊予守

義家

八幡太郎

為義

六条判官

義朝平治討死

(左力) 右馬頭

義平平治合戰討死

悪源太

朝長

中宮太夫進

賴朝

右兵衛佐

義經奥州衣川ニテ自殺

九郎

賴家

貞暁法印

鳥津氏元祖 治承三年誕生

忠久 嘉祿三丁亥六月十八日卒

鳥津豊後守

能直大友氏

忠季宇治川戰死

忠時公

建仁二誕生、文永九年四月十日卒 大隅守 行年七十一、法名道得道仏道阿弥陀 (ママ) (仁カ)

忠綱越前鳥津

忠継山田氏

三代 久経公

中沼

久時(阿脱カ)
(蘇谷)

忠経

宗長給黎

四代 忠宗公上総介

忠光町田

久長

俊忠

久兼伊十院

五代 貞久公

忠氏

和泉下野守

上総介

忠光

佐多三郎左衛門

時久

新納四郎左衛門

次久(資久カ)

樺山安芸守

次忠(資忠カ)

北郷尾張守

久泰

石坂九郎左衛門

賴久為川上、

宗久

六代 師久(宗久脱カ) 師久(久脱カ) 師久(久脱カ) 早世、師久氏ニ譲ル薩隅、

六代 氏久公

七代 元久公陸奥守仲翁大

八代 久豊公陸奥守

九代 忠国公陸奥守

友久 運久 猶子 忠良

久府又五郎

用久 道存、薩州家

季久 題橋、豊州

有久 大島

豊久

立久 陸奥守

桂山 (柱カ)

湖月

天祐

十一代 忠昌公 陸奥守

十二代 忠治公於清水自殺ス、又三郎

十三代 忠隆公 又六郎

十四代 勝久公陸奥守 念仏寺

藤野

龜山

十五代 貴久公大仲公 陸奥守

久雄 忠高 久寿 惟久

忠将 以久 忠興 久高

久睦 忠就 万寿丸 正方

尚久

十五代(十六代カ) 義久公龍伯

十六代(十七代カ) 義弘公

歳久

家久 (マケ原戰死)

久保主朝鮮国ニ而卒、二十一歳、皇徳寺殿一唯恕參大禪定門

十八代 家久公初忠恒

十九代 光久公

忠朗

男子

女子

綱久

男子

女子

綱貴公

久任 (住カ)

忠貴公 (吉カ)

継豊公

修理大夫 三女男子ナシ、依弟義弘ヲ為養子、兵庫頭

中書

松平大隅守 從三位中納言

大隅守

十六人

十五人

薩摩守

十九人

十九人

薩摩守

兵庫頭

抑伊作家と申者、御家九代

陸奥守大岳公御子三人御座候、宗子 友久天勇公は父の御跡を継給わす、守天倫田布施郷江居住し給ふ、二男 立久節山公

父之御跡を継給ひ、三男 久逸河内守、伊作七代目 犬安丸殿妹御躰なり、其時者伊地知六郎江被下罷居、阿多者阿多丹波と申人、古来より領地仕、天勇公之為御家臣毎朝田布施、伊作家根本者 御家四代

忠宗之御舍弟忠長より代々領地にて、犬安丸殿にいたりて七世、去とも犬安丸殿家接之 御子孫なく、剩へ若年にして長祿二年戊寅十二月初四日卒し給ふゆへ、久逸公御跡を接給ふ、忠長より

日新公まで伊作十代と申なり、口伝、去ほとに 久逸公伊作御城御居城遊ハされ、田布施堺には松崎大藏為御番被召置、永吉堺には満富郷八左衛門と申もの御番として被召置、

日新公之真父 又四郎善久公、犬安丸殿薨去之年より十年已後御誕生なり、其後 又四郎善久公を日州

久志摩之前主新納駿河守是久より躰御猶子に御所望之故、善久公を久逸公御同心にて久志摩江御入郷、

其時之御供者中宮又右衛門・池之上又左衛門・平田次兵衛・堀之内日向、都合式拾人、然りといへとも後に御養子も御遂げ不被遊、又伊作のごとく 御帰り被遊、然れとも 御前さま、貞女両夫に見得すと被仰、伊作之やう 御越し被遊縁住被成なり、去とも善久公二十計り迄御子之なし之故、御年十九之初春より金峰山に

御誓願掛給ひ、丑の時參詣三年被遊、御成就之延徳三年辛亥十二月十三日之夜、金峰山小野におひて山伏七人参会なされ、山伏申候者、善久子孫望之願可相叶と云終テ忽然△行方不知失給ふ、次之明応元年壬子正月元日之夜、

御前様御夢想あり、枕之上に山伏立寄給ふて、汝に男子授る処実正なりと腹を三度撫て給ふと夢覚、その年の菊月廿三日之夜暁天 御誕生なり、すなはち其名を号

菊三郎様、其後 善久公御年廿四才、明応三年甲寅

四月十八日に 御逝去なり、此とし 犬安丸殿死去
之年より三十七ヶ年におよび、夫より

善久之後室と久逸公御夫婦

菊三郎公を御寵愛頻なり、御歳七歳、明応七年戊午

二月十五日、伊作海藏院江 御登山なり、久逸公

御夫婦 善久公之御後室海藏院へ御成、伊作諸家臣

に者御酒被下なり、御学文比類なく、御年十五、

丙寅八月五日 御下山あり、諸臣下善申こと限りな

し、夫故明応九年庚申十一月十一日、久逸公加世

田におひて御戦死被遊、御城明申故なり、其後菊三

郎公之御懷梅窓様と申御方、御容顔美麗にして、然

も御貞心之旨、田布施之 友久公之御子一瓢^{島津連久}忠幸公

被聞召、使節を以て梅窓様に御縁与被成度由再三被

仰越といへとも、梅窓様御返事不被遊、其比一瓢公

者出水之島津筑後守之御掣なり、されとも御前さま

御面顔悪ふして、一瓢公之御氣に入らせられざる仕

合を以て御離別被成たくこれありといへとも、御

前様御奉公至厚にして年月押移り畢ぬ、其後一瓢公

諸臣^(腕カ)下仰せ合せられ、春の時分高橋之薬師参詣にな

ぞらへ、夫より直に浜遊ひ被成、かねてより計略事
にて小船壹艘こしらへて汀に浮置、御前さま此船に
のせ申、沖にこき出て市来浦におし寄せ、夫より肩
輿にのせ奉り薩摩山の堂に捨おき、諸臣下如田布施
江罷帰り、一七日に当る日、

御前さま・女房衆六人、彼堂におひて猛火之煙とな

り給ふ、其後又梅窓さまに 一瓢公より御縁与之旨

使節を以て頻に被 仰遣、其後梅窓さま御返答に者、

貞女両夫^(カ)を見すといへとも、菊三郎公を御世接に被

成におひて、兎も角も御意可応之よし御返事あり、

一瓢公此段被聞召上、寔に予老年に及ふといへとも

未た家督^(接カ)之子無之、幸ひ菊三郎殿を猶子二可被成旨

御慶なり、たとひ自今以後直子ありといへとも此約

諾違変ある間敷旨

御誓紙被遊、梅窓さまに御贈り賜ふなり、梅窓

様 御誓紙御披見被成、一瓢公御心底疑ふ処なし

といへとも、諸臣下心中如何窺ひかたき之旨仰られ、

依て諸臣下皆々誓紙仕候を 梅窓さまに進上仕、其

後

梅窓さま田布施のことく御移り御縁住被 遊、其時分阿多の衆中者先年明応四年乙卯六月廿九日、出水衆(加治水カ)・加木治衆相談仕、帖佐衆(セカ)掠取たるよし、

忠治公被聞召上、翌年明応五丙辰二月、出水城御責め被成即落城仕、出水衆阿多のことく落ち申候、此者とも本来(出水脱カ)之ものともにて、一瓢公出水かた御離別之旨鬱憤に存候よし、田布施に出仕、大方之趣永正九年壬申三月二十四日己巳阿多ハ御退治被成、同年六月和睦有て 一瓢公阿多(御移脱カ)被成、去程に 菊三郎公ハ一瓢公之御猶子ニ而、伊作・田布施・高橋・阿多四ヶ所之

御主君に御成被成、

菊三郎公伊作御城にて 御誕生被成、数十年之後加世田に御隠居被 遊、一瓢公之事(マ)なるへし、さるほどに田布施・阿多に者折々御見廻なされ、四ヶ所之御主君として目出度折節、天文元年壬辰三月晦日、永吉衆山狩ニ参たる留主を、伊作之住人門松新弥左衛門と申者見立、即刻伊作御城に申、即時に伊作衆押寄永吉落城仕、同二年癸巳十二月二十日(二十四カ)、日置之

城主山田弥九郎伊作方(ヲ伊作ニ方便寄仏坂カ)ニ伊寄仏城と申所ニ而討取申、其時之使者池之上伊豆・松木三七、郎日置(即日カ)に押寄城受取申す、次乙未三月七日伊集院御取被成、

菊三郎公御下山之後者御名を
三郎左衛門尉忠良公と奉号、御世広目出度被 思召といへとも、加世田御手に不入参事鬱憤に被 思召、忠良公度々加世田に 御入被成といへとも敵用心(敷カ)御心仕故、

御身上危事とも一兩度も有之、其後者伊作之住人普代之臣下松崎大藏・満富郷八左衛門、此兩人加世田方に懇入、見切(山之内にてカ)之もの山田乞食に様を替へ加世田方を行脚仕なり、然処に天文六年丁酉十二月二十九日、加世田方油断之体を見立申、右三人急(二カ)に罷帰り伊作御城江此段申上、其夜押寄加世田落城なり、天文八年己亥八月廿日(廿九カ)、市来之軍兵伊作御城に押寄、伊作両手に分け、一手ハ黒川淡路・同姓豊前・蒲地・堀之内・花牟礼・東郷・木脇・高崎・谷山・津曲・上原・向井・伊東・平田、都合百五拾、山路を伝、花(熟カ)里と申所に出、敵之路を取切、御城方には池之上

将監・篠原因幡・平田・山口・川畑・寺原・長田等都合百五拾、柴垂口よりハ招寄奇寄知略をめくらし、双方より押包敵も不残討取、其時池之上将監柴垂口にて討死仕、此時三郎左衛門公ハ御年四十八に御なり、最早此時ハ 御入道被遊、御名を号日新公、御勤字被成たる寺ハ田布施常珠寺なり、伊作より毎々御通被成、 御年四十壹にて 在家菩薩之法名を御授り被成、女色肉食 御禁戒なり、其後加世田に御隱居被遊、御年五拾之ころより御嫡子 貴久公ハ伊作御城江被成御座、日新公いまた加世田に御隱居なき前に、鹿兒島之

勝久公より御子孫なきに依り、川上大和守久昌を以て

貴久公を御養子に再三御所望掛ありて、

貴久公御猶子に御成被成、鹿兒島江御入郷、其時之御供衆松崎飛^(彈カ)・満富吉左衛門・池之上但馬・折田淡路・吉田肥前・川越三郎^(左カ)右衛門昼夜御腰元被召置候、然処に

勝久公御男子御誕生あり、夫より 貴久公を御殺害

有へきよし下男承付、伊作之衆^(よりカ)供之衆江申通之条、夜に入り貴久公を蜜々守護仕、主従七人右下男御案内にて鹿兒島之浦小野と申所に聖之宮^(之カ)に

貴久公を隠し置奉り、然処に追手之ものとも御跡をたつね馳集る、彼大官司武略いたし、討手之人々^(に向脱カ)雖^(誰カ)不知人々六七人之声にて、栗野街道を尋ね罷通りたるよし、誠しく申断り、追手のものとも不審とおもひ大官司之家を見断仕、^(倍カ)溜ハと心得、行方を尋ね引退く、其後人忍^(目を脱カ)ひ

貴久公を鷹^(もり奉カ)、山路を伝ひ春山之竹之山に忍ひ入、春山鹿倉中御通り被成、場拔之野上より髮石に出、田布施之浦手^(河カ)引道に出、金峰山の後に出、

御身恙なく伊作御城に御帰郷被遊、 日新公此旨被聞召 上

御立腹被遊、たとへ鹿兒島之土となるとも左様にハ不可振舞、早々鹿兒島江差越、尋常に伊作之ことく罷帰らるへく之よし被仰に依、又

貴久公鹿兒島江御越被成、尋常に御暇乞被遊、伊作之ことく御帰郷被遊、其後 勝久公先年御養子御約

諸之刻、綱切丸・鞍貝(具カ)等色々之重宝、早々鹿兒島の
ことく御返進可被成旨、比志島・川田両使を以て再
三御断有之、

日新公此由被聞召上、武家約諾違変於是非なき者に
者可覃一戦之旨御返事有、其時

勝久公是非なく、其儀におひてハ我も男子有、分国
之領地可為半領旨度々(難カ)難有使者、

日新公不通にして御返事なく、

勝久公之御後見川上・川田・比志島御前に踞、

日新公之御返事は非なき処なり、只先年御約束之こ
とく御猶子之御和睦目出度類(旨脱カ)に申上られ、

勝久公弥御立腹被成、諸臣下ニ御対面なく、川田・

比志島者各居城江引こもり、川上大和守老人残り居、
御異見頻りに申上といへとも、

勝久公之御耳に逆ひ、剩へ後に者川上には切腹被御
付、

勝久公日増悪心御座ある之条、普代之諸士皆々方々

江落行申故、無力

勝久公ハ豊後のことく御落魄被成、此時自然と島津(魂カ)

之御家

貴久公御接被成、然といへとも

日新公使者を以て豊後に様子被仰、また

勝久公御帰国被成、尋常に御世御受取被成、

勝久公ハ向之島藤野江御隠居被遊、人馬之往来被

召留、後には誰不知 勝久公御切腹し給ふよし、其

聞得ハ隠れなし、去程に

貴久公島津中興として薩隅日之諸士帰服仕、御世繁

栄に奉仰なり、

伊作御城にて御誕生之主君

一善久後号忠真、又四郎、相模守

忠良相模守、日新斎カ新斎、三郎
左工門尉

義久龍伯斎修理大夫

義弘惟新斎兵庫頭

忠将垂水殿元祖右馬頭

尚久図書殿元祖左兵衛

女子四人

一御氏神(天汝カ)太汝八幡大菩薩

一伊作御城忠長建立ニテ筑作、

一本丸名亀之城(丸腕カ)其一城之内

一取添之城

池ノ城・亀山ノ城・上ノ城・三石ノ城・打越ノ城・櫛箇峰ノ城・大牟田城・瀬戸口ノ城(皮籠石カ)・波籠ノ城トテアリ、

一本丸大手口

十一面観音 久逸公御建立なり、

日新公御十五歳之正月十一日晴天(晴カ)、観音枕上に立

寄給て、華咲たる筆を三ツ、是を 菊三郎に付属

すと夢覚給、夫に依日増文武両度人に勝れ給ふ、

日新公以来

龍伯公までハ御參詣被(遊カ)參御信仰ナリ、其後豊後人

之時御誓願、豊後岩屋之城安々と落城仕也、

一搦手之口愛宕勝軍地藏菩薩、忠長公之御建立なり、

一山白馬頭観音者犬安丸殿御建立なり、

一山之手聖観音、犬安丸殿御建立なり、

一山之城天満自在天神、日新公御建立なり、

一野久尾口諏方大明神建立之人誰とも不知、今に有小

牧山に、

一日新公加世田城責之時、御家末迄鎗流馬御誓願被遊

加世田城安々と落申なり、大汝八幡之事なるへし、

一大手之口管原(管カ)・水神、龍伯公御勸賞(請カ)、菱州一戦之時(別歟)

水神有忠節、

一伊作御城に勝久公より貴久公江御渡なされ候御当家

代々之家財之品々左に記す、

一ク杉(生カ)・摺墨とて陰王(玉カ)ワケ物ニツ有、

一字治川渡之時、生杉・摺墨之水関に付たる号とか二

ツ有、

一佐々木か着たる鎧一両有、黒波綴(革織カ)頼朝公より下し賜

て先陣仕也、

一七尺三寸之野太刀壹ツ有、

一二尺八寸之太刀壹ツ有、是者宇治川之時節より綱切

丸と名賜(付腕カ)なり、

一丹後御局之縫阿弥陀一体あり、壹寸位なり、

一頼朝公より源氏之白幡有、

右之外色々御財物有、

(家久)中納言様御代に鹿兎島江被召寄、夫より前伊作御

城に有之、(上腕カ)諸皆夜白御番仕なり、

一 久逸公御逝去之明応九年庚申(より脱カ)永吉薄城(三十四カ)式百拾三年、

一 日置落城三十四年、伊集院落城三十六年、(落カ)

一 加世田落城三十八年、紫原合戦三十九年になる、

一 善久公御逝去之明応三甲寅歳永吉落城(より脱カ)式百拾二年、(四十カ)

一 日置落城(四十カ)四拾四年、伊集院落城四拾貳年、

一 加世田落城四十四年、紫原合戦四拾五年になる、

一 四ヶ所踊之事

日新公伊作御城に御座なされ、毎年七月田布施・高

橋・阿多より伊作御城に踊有之、支度之次第、(負物カ)進物

者鑓・長刀・いら棒・さすまた・修羅団、冠物者甲

冑・金笠、踊拍子之次第、本踊横入之次第口伝あり、(必跡責カ)

貴久公之御代まで不相替有之候、此踊御旧例事と申

伝なり、

一 日新公之御姫君お面(西カ)さまと申て、御一期之間伊作西

之城に御居住被遊、其時までも相続て有之、明応九

庚申歳十一月十一日、

久逸公加世田におひて御戦死なり、同三年甲寅四月

十八日、

善久公御逝去なり、

一 長祿二年戊寅十二月四日、犬安丸殿御死去なり、久

逸公之御前者犬安丸殿之御妃(妹カ)なり、明応七戊午年卒

し給ふ、永祿十一戊辰十二月十三日、

日新公御逝去被遊なり、御年七十七なり、

一 元龜二年辛未六月廿三日、貴久公於加世田御逝去な

り、

一 日新公御逝去之永祿十一年戊辰より元祿八乙亥年迄、

年数都合百三十七年に成也、(二カ)

〔○〕(朱書)御元祖以来御居城覚書

御元祖以来御居城

一 木牟礼城

右城地、文治二年御元祖

忠久公始而薩隅日三州之守護職ニ而

御下向之節より被成御座候、二代

忠時公、三代 久経公、四代 忠宗公、五代貞久公

迄 御居城ニ而、御家最初之地ニて御座候、

一 碓山城

右城地者、五代之 太守貞久公茂暫被成御座候趣ニ

旧記ニ相見得申候、其後薩州之守護職 師久公ニ被

讓進、

師久公御子孫右城地江被成御座候、

一 東福寺城

右城地、曆心四年催馬楽城江矢上左衛門五郎高絶純方相

籠候二付、 太守貞久公被成御治罰、鹿兒島を 氏

久公に被進候、東福寺之城に被成御座候、東福寺と

申候者只今之安養院ニ而御座候、其節者山伏住職之

寺地ニ而御座候、

一 大始良城

右城地之(肝属家脱力)与堂相背候二付、 氏久公御大将ニて被成

御治罰、 御在城ニ罷成候、元久公御誕生之地ニ而

御座候、

一 内城

(新納脱力)家嫡越後守実久志布志松尾居城之時、 島山治部太夫

修理直頭力 亮 直 構対陣候故、

氏久公御発向ニ而直 事豊後国江致退散候、依之

氏久公内城を 御居城被成、松尾之城ニ者元之こと

く実久公被召置候、

一 咲隈城

清水姬木之城主税所氏、肥後之国求摩之城主相良氏

を相謀、曾於郡引(招力)るり致御敵候二付、 氏久公咲之

隈三年 御在城被成、姬木之城御治罰被成候、右城

地者、 正八幡宮上之山ニ而御座候、

一 清水城

元久公大始良ニ而 御誕生、其後志布志内城ニ被成

御座候、 氏久公御逝去以後(至力)到徳藏間、清水之城江

元久公御移被成、久豊公・ 忠国公・ 忠昌公・

忠治公・ 忠隆公・ 勝久公、 貴久公到御若年之

時暫被成御座候、右城地者、当大興寺上之山ニ而御

座候、

一 高城

右城地、八代 太守久豊公御二男ニ而被成御座候、

内日州之為押高城 御在城ニ而、九代 太守忠国公

御誕生之地ニ而御座候、

一 伊集院城

右城地、大永七年 貴久公清水之城御退去ニて田布

施江被成御座候、天文十四年 貴久公守護職ニ御成

被遊候間、暫此城ニ被成御座候、

一 本御内

貴久公天文拾九年伊集院之城より本御内ニ 御移、

それより 龍伯公・

家久公御両公被成御座候、

一 飯野之城

右城地、永祿七年 惟新公伊東家為押御移、加久藤

城へ者 御簾中被成御座候、加久藤者 家久公之御

誕生之城ニ而御座候、

一 岩劍城

天正廿三年、 貴久公渋谷氏之与党御治罰被成御座、

右城地江 義弘公三年御在城被成候、

一 栗野之城

右城地、 義弘公天正十七年飯野より御移、此城よ

り朝鮮国へ 御出陣被成候、

一 帖佐

文祿四年、 義弘公朝鮮国より御帰朝、此冬栗野よ

り御屋敷構ニ而帖佐ニ御移被成、慶長二年、再朝鮮

国江帖佐より御渡楫、其後御帰朝之節、同所平松江

暫被成御座候、

一 富隈之城

文祿四年、 龍伯公鹿兒島本御内を 家久公江被讓

進、御屋敷構ニ而富隈之城江御移被成候、

一 当御城

慶長七年、 家久公山下ニ御屋敷構ニ而、本御内よ

り御移被成候、

一 新城

右城地、慶長十年山下ニ御屋敷構ニ而、 龍伯公富

隈之城より御移被成候、

一 加治木

慶長十式年之冬、 義弘公帖佐平松より御屋敷構ニ

而、加治木江御移被成候、

一 伊作城

右城地、代々伊作家之城地、 日新公・ 龍伯公・

惟新公此城ニ而 御誕生ニ而御座候、

一 田布施

阿多・田布施・高橋者 忠国公長庶子相模守友久之

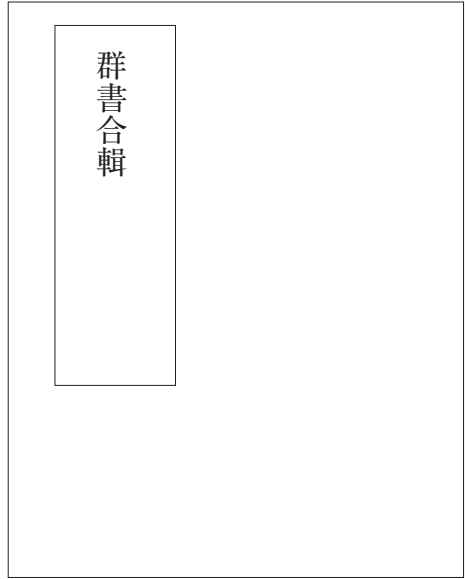
領ニて御座候、友久之嫡子相模守運久入道一瓢後嗣

無之、伊作又四郎善久之嫡男 相模守忠良日新公養
子ニ御成被成、伊作・阿多・田布施・高橋此四ヶ所
全御領地罷成候、田布施城者 貴久公御誕生之地ニ
而候、

一 加世田

天文七年、島津実久(輩カ)從軍 日新公(二脱カ)相背而加世田城ニ
楯籠候ニ付御治罰被成、それより御領地ニ罷成候、
日新公、右城地之脇ニ御屋敷構ニ而御移被成候、

〔表紙〕



〔貼紙、○は朱書〕
〔○〕橋口對馬覺書
〔泰重〕

〔貼紙〕
〔糺合未濟〕
連長坊日記
〔真連坊々、頼俊〕

天正十五年丁亥四月平佐城責日記

平佐城責之事

〔旧記雜録後編二二二八八号文書に同じ、本文略〕

高城住人長友治部左衛門其時之古人聞於物語書留
覺

〔貼紙〕
〔糺合未濟〕
〔朱書〕
○平佐城責日記
○伊藤家之事并天正十五年高城合戦等古老
聞書

〔朱書〕
〔糺合未濟〕
○島原軍記
〔以下四ヶ所の○は墨書に朱書上書き〕

○木崎原合戦聞書白鳥山住持著述

○右同参考向井達父著
〔夫カ、友章〕

○惟新様関ヶ原御退陳之御供人数
〔義弘〕
〔より脱カ〕

島津殿伊東殿と数年之御取合不浅候、然処 兵庫頭
義弘公者、伊東を亡すへしと三ヶ国之御家人に談合
被成、人数を催、真幸表に切出、高原・小林・吉
田・馬関田・加久藤・飯野、此六ヶ所の城を切取、
真幸郡五百五拾町高原の内知行被成候而、 義弘公
者飯野に居住被成候事、

一伊東殿迷惑して真幸表を取返さんと談合有て、都合
八千の人数二而真幸表に打出、本地原二而 義弘公
と遂一戦、一族拾六人其外数人薩摩方より被打取候、
其時伊東殿ハ野尻之様に引取而、野尻の野村堅助・

福永丹波兩人を番代として国中の土番させられ、国を被持留候事、

一 福永丹波・野村堅助江逆心の由、伊東殿被仰掛候、
兩人の衆被申候ハ、首尾なき事を被仰懸候者哉、其儀二候ハ、薩摩方を可仕と番の者共払出、薩摩江味方被申ける、依之伊東殿敵面をも不見、天正五年丁丑十二月七日に佐土原の城をはつし、東光寺の山伏を以高鍋を頼まれしかとも、高鍋の地頭落合心替して、使の山伏を打果手切致候、其時伊東殿ハ頼に甲斐ハ非しとて、平井鞍より穂北の様に落行而穂北に一宿し、平野江退き米良山より肥後の様に可出と被仰候事、

一 長倉勘解由左衛門被申候ハ、米良山より肥後の様御出被成候ハ、高城の野村石川内に差上り、渡川口取切可申と存候、拙者事ハ石川内江参候而長友新六(手カ)を付候二付番可仕候間、肥後の様に御退き被成候へ(脱カ)被申候、伊東殿尤思召候、勘解由左衛門ハ三納より立帰、石川内江参、長友新六談合いたし、城の覚悟せしめ候事、

一 伊東殿ハ程なく肥後の内屋辺の庄に着せられ候事、
一 島津殿ハ日向一ヶ国知行被成候、石川内之者伊東殿方仕由相聞得人数を催、石川内江出馬被成、城を責させられ候得共、城内防方能候二付而落城不仕候、依之無事の嘸を被成、城は薩摩江渡り、長倉勘解由左衛門ハ案内者を付渡川迄送り、肥後に被遣候、其後勘解由左衛門者伊東江参り婦足の事、

一 伊東殿ハ肥後に被居候を阿蘇の主神聞之、薩摩江敵せし伊東を肥後に召置候ハ、薩摩より押掛られ国を被取候事一定なり、急き払出候得共、伊東殿迷惑し豊後の様に被退候事、

一 伊東殿豊後二着而大友義鎮を頼ませられ候、然処大友殿より野津と云所三百町を伊東殿に被進候、翌年の春の比、長倉勘解由左衛門大友殿に申候者、日向に御発向被遊候而ハ如何御坐有へく候、左様候ハ、日向之事ハ申に不及、大隅・薩摩迄御手に属すへし、御出陣候ハ、御先手致し御案内可仕と被申候、大友殿聞召可然領掌有て、日向入と六ヶ国江触を廻し、其年天正六戊(寅カ)子の年三月半に豊後臼杵を打立而、あ

つさ山を越、(に脱カ) 県打入、延岡・松山二ツの城を取て土
持領を知行し、国衆ハ岡富に陳取、大友殿ハむしか
に陳を被為取候事、

一 軍評定不究して九月迄県に滞留して、同月末に国衆
計者三城表を打通り、美々津を渡り常住坊に一夜の
陳て、百町原・津野々・松原・名貫川を打渡り、野
田・大地(池カ)に陳取軍評定有、惣陣・松山・野頭(頸カ)・川原
の四ツの陳と究、高城をかこミ候、高城の地頭山田
(有徳)新助、城をかこひ寄来る敵を待居候事、

一 此事佐土原の中務家久被為聞て、千五百の人数にて
高城に走込ミ、新助に力を添へられ申候、新助悦而
豊後陳を切崩さんといさみ候事、

一 此趣を鹿兒島江申けれハ、義久公御人数を催れ、
北郷を先手(と脱カ)して則鹿兒島を御打立、宮内に御着有て
大隅正八幡に御参詣、御祈誓不浅候、其夜八幡より
御夢想有て、

討敵は龍田の川の紅葉かな
義久公則わきを被遊候、

弓はり月の影をうつせは

ケ様被遊候而、其勢に宮内を御立有て都於郡へと急
せ給ふ、然処三納・平野之者とも敵方をして都於郡
に討出ル、北郷是を物の数ともせず追払、七ツ瀬か
坂を追下、川原田ニ而三百余人を討捕候、義久公
ハ都於郡に御着被遊、御地御招へ被遊候事、

一 薩摩の先手衆ハ高鍋着候、川上助七申候ハ、我等釣
り野伏可仕候間、切原坂・檜木谷に伏草被成、敵を
切崩被成候へかしと申候二付、其通伏草を被置候、
助七事は足輕三百計召列込、橋を打通、祝子塚の木
影をかた取居候、然処豊後衆諸陳(湯牟)に通用するに
掛合、敵三十余討取、敵陳に向ひ大池之様引、隔(湯牟)
田(カ)の上に出、松山の陳を目にかけ時々(之カ)声を揚候、
松山陣より是を見て打出ける間、助七切糸の様に引
て見せ候得ハ、豊後衆追掛、助七を討んと坂の上迄
追掛参候事、

一 其時檜木谷の伏草起合、豊後衆を思の儘に打取、追
打に松山陳を切捕候、彼事 義久公・義弘公被聞
召、明日敵陳を可崩と御談合有之、番手賦被成候事、
一根白坂の上にハ 義久公、柳の瀬口ニハ 義弘公、

(老カ) 走瀬津流にハ右馬頭・伊集院右衛門太夫、是ハ横入
の賦ニ而候事、

一 豊後衆松山陣を被切崩力を落し、川原陳の筑後の星野、高城に矢文を送り、六ヶ国の大將大友殿の不知により是迄參候得共、某儀者薩摩に味方可然(致カ)となり、中務家久是を聞、可然とて、夫より星野ハ豊後方ニハ手切に成候、拟豊後衆野頭の陳・惣陳に寄合、談合有之候事、

一 長倉勘解由左衛門・右松四郎左衛門先手を望ミ惣陳より切出候時、廻りの内ニ而長倉勘解由左衛門ハ戦死ニ而候、右松四郎左衛門先手をいたしぬ、間口に切出、薩摩の足輕を追払、月の輪・下津流に豊後衆かけ来候、薩摩衆ふミ留り稠敷戦候処、本田(親直)因幡守・市来(家満)軍助・廻三玉坊・村田淡路守・北郷藏人(久盛)討死す、豊後衆ニハ田北・佐伯・萩原・右松打死ニ而候、其時 義弘公掛合給ひ、右馬頭・右衛門太夫横入ニ而西の別府河瀬に追入、数千の敵を討亡被成候事、

一天正十五丁多年、秀吉公九州に御下向被成候、東目

よりハ羽柴美濃守殿、西目よりハ秀吉ニ而候、其時中務家久は豊後半国を切取、戸次利光の城に居住、此由美濃守殿聞付候而、仙石権兵衛殿・土佐の長曾

我部殿・蜂須賀阿波守殿を以中務殿を被為討候、此三人戸次の城に押掛候処、中務殿城より人数を押し出、戸次川原ニ而掛合敵を追崩、長曾我部殿其外数輩討取候而、府内に引退陳被取候、然処美濃守殿府内に押よせ、中務殿掛合一戦被成候か、其時も味方勝軍の様なれとも、敵ハ大勢味方ハ無勢、甲斐なくも長陳しては如何とて府内より日州の様に引被取候、美濃守殿跡より押付て參られ候、薩摩衆ハ夫より美々津を渡り其地に留り、先浜手の方ニハ切火繩を付置、立岩明神の下川淵を明置、美濃守殿を待居申候、然処美濃守殿美々津に着、渡り如何と扣へられ候、早夜入候故薩摩衆ハ高城之様引退候、殿者山田(有信)越前守殿ニ而候、然処藤堂兵右衛門・尾藤甚右衛門此兩人渡り口ス馬(ニカ)を乗入、先陳して惣勢此大河を被渡候、浜手の方切火繩を見かけ渡候衆ハ難なく渡され候歟、立岩明神の山を見懸渡被申衆ハ立岩の岩に乗掛、岩

下川淵に乗入、一人も不殘馬ともに相果られ候、其

外の衆者美々津へ上り、百町原・津野々・松原・名貫川を打渡被申候処、薩摩の足輕藤屋軍兵衛名貫の瀬戸に立歸、鉄炮をハ打申候へハ、京衆名貫山を城かと思ひ、少々扣へられ候間に高城へ引籠り、寄來敵を待居申候、其後京衆名貫の原を押通、野田・大池に着而、高城を見かけ陳取の談合有之候事、

一 中のたふさにハ美濃守殿、其外之大名衆湯迫原に陳被取候、岩戸原にハ小早川隆景、又鳴野の浜にハ土佐の長曾我部殿、是ハ船手の受取の由に候、薩摩口根白坂にハ因幡(善カ、官部雜調)の是祥坊、其次藤堂与右衛門殿、其次尾藤甚右衛門殿、夫より東の高山ニハ黒田(孝高)官兵衛殿、下に下りて中野ニハ蜂須賀阿波守殿、鳴の陣より薩摩口の陣に京衆通り候に、高鍋の城より足輕式百人計出合、中野津流ニ而一戦して京衆余多計取候、其時高鍋の足輕ハ廿三人討死して引取候事、

一 京衆高城をかこミ、松山の下より国もと口迄大堀を(掘カ)掘らせ、もがりをゆひ京衆陳ニ而候、高城の地頭山田越前守千三百計の人数ニ而高城に引籠り、寄來敵

を待居候事、

一 此事鹿兒島江聞召、北郷・伊集院右衛門太夫江京衆を可防由被仰付、一番北郷・二番右衛門太夫と定、日州江馳向ひ、北郷ハ是祥坊の陣に切掛、然処右衛門太夫ハ心替して敵に致内通候故、京衆北郷に取掛而一戦あり、敵味方余多打死ニ而候、右衛門太夫ハ心替故構不申候、夫より相引ニ而候、其後者軍事無之候事、

一 京衆高城をかこミ、諏訪の尾より松之浦にせひろふを組上、石火矢を城内に射掛ケ候、又かさの宮よりも松の浦にせひろうを上、城中に大筒を打込候得とも、城内の格護能故、城の痛ニハ不罷成候事、

一 高城の籠城廿日に当ル日、鹿兒島より無事に相濟候間、美濃守殿へ城を可渡由注進有之、京衆へ城を渡、(諸家覺書 全より補)上市と申所ニ一町四方ニ堀を掘り垣を結、城内の衆ハ△皆山田越前守を初入置、京衆番ニ而三日の間召置、其後山田越前守ハ鹿兒島の如く被參、美濃守殿ハ帰陳被成候事、

此書ハ、其時之古人物語候を、高城の住人長友治

部左衛門書留置候者也、

右、薩摩衆討死の墓所下津流といふ原、合戦場有、北郷藏人墓に者杉有、其外討死の衆墓所印にハ榎有、北郷藏人墓所にハ、一年に一度ツ、御国許御一門中より施^{（願カ）}俄鬼有之、于今不相替候、

島原軍記

有馬援兵付新納忠堯戦死并蓑田平馬之事

肥前国高来郡司有馬修理太夫鎮貴或時晴信トアリ、天正十年ノ冬吾カ旗

下ニト云人アリ、近年龍造寺山城守隆信カ為ニ逼ラ

レ先是鎮貴ノ守城三重・島原・深江ミナ隆信カ為ニ抜カル、天正十一年癸未ノ春、

中書家久二属テ援兵ヲ 義久公ニ乞フ、コレニ依テ

新納刑部太輔忠堯武藏守忠元ノ嫡子ナリ、生年三十才・川上左京亮忠堅

三河守忠智ノ嫡子ナリ、生年二十六才ヲ大将トシテ一千余騎肥前ノ安徳ニ

押渡サル、安徳ノ守将左エ門尉純成鎮貴ノ叔父ナリ 出迎テ

悦ブコトカキリナシ、乃チ安徳城ニ入テ在番ス、同

六月廿三日、両将人数ヲ出シテ深江城童造寺カ旗下コレヲ守ルヲ

攻ム、城中ヨリモ打テ出、散々ニ戦ヒシカ、我軍ノ

兵勢ヤ強カリケン、敵軍既ニ敗レントス、敵将急ニ

下知シテ士卒ヲ整ヘ混々ト折敷ク、左京亮忠堅真先

ニ進ミ、自ラ川上左京亮ト名乗りテ鎧ヲ提テ奮ヒ戦

フ、敵軍遂ニ切立ラレ、忽敗レテコトク城中心

遁籠ル、忠堅モ又左右ノ股ニ手負タレトモ、勇ミ進

ンテ引退ク途中忠堯ニ向テ、某ヲ見玉ヘ、今日先登

シテ疵ヲ被レリ、実ニ男子ノ本意ニアラスヤト云フ、

忠堯是ヲ聞テ怒テ云ク、此レ可笑ノ事ナリ、吾レ何

ゾヲトランヤト云モアヘス、新納刑部太輔忠堯ト名

乗リ、馬ヲ飛シテ敵中ニ駆入り、乱戦シテ遂ニ死ス

勝目聞書ニ、忠堯ハ垂ノ内ニ攻入テ戦死セリトアリ、然、八垂ノ中ニ駆込タルナルヘシ、垂ト云ハ柵門ノコトナリ 爰ニ

肥後八代衆ニ蓑田平馬之助相良氏ノ兵ヲ卒シテ出陣セシ人ナリト云者アリ、

忠堯戦死セシト聞テ、人々ニ向ヒ、最早是迄ノ

御暇乞ト云捨テ、ソノ儘駆付、同ク戦死ヲ遂ニケル、

抑平馬カク迄忠堯ニ心ヲ傾ケタルコト何ナル故ソト

尋ルニ、平馬其比近国無双ノ美男ナリシカ、忠堯執

心浅カラス、アル夜ノ参会ニ忠堯、

コノ世ニテ契リシコトモ夢ナレヤ

平馬即チ、

後ノ世マテモヒトツウテナニ

夫ヨリ互ノ交情莫逆ナリシ故ソト聞ヘテ、聞人袖ヲ
ヌラサヌハナカリケリ、大将既ニ打レケレハ、我軍
遂ニ打負テ安德城ニ引返ス、忠堅モ亦引兵還国、

伊勢貞昌与相良氏書曰、有馬ノ儀ニ付、先日ノ御状
深江・安德ノ儀細々ニ被仰越、新納刑部太輔・蓼田
平馬戦死ノ儀共書面ニ向ヒ候ヘハ、其時合ノ様ニ被
存催涙候、其時分ハ弓箭ノ道ヲノミ心掛、人ノ心モ
情フカク、今日ハ人ノ上、明日ハワカ身ノ上ト人々
思入候ツルヨシ、古キ衆ノ物語リトモ承置候、右兩
人戦死ノ日ハ今月廿三日歟ト覚候、刑部太輔磯涯ニ
テ若キ衆ト寄合盃ヲメクララシ、遊山ノ当坐ニ、
海アラシ底ヤ夏山夕涼ミ

ト刑部太輔(輔カ)発句ヲ口号候、此脇ヲ深水宗方、
ウラノ見ル目モ風カホルコロ

ト被続候テ百韻独吟候、右発句ヲ案シ盃ヲ取りハヤ
シ候時ハ、何ノ思モアルマシク候、不図カケ出戦死
候、其戦場ノ様ヲ承リ及ヒ候ニ、川上左京ナト致合
戦、引退候処ニ行カ、リテノ事ト聞得候、敵ト取合
アイシラヒ候テ退候ハ、殿ニ成、難ナク遁レ候ハン

スレトモ、武士ヤタケ心ノマ、ニ戦死無比類候、下
略ス、

再有馬援兵付中務太輔家久籌策ノ事

同十二年甲申ノ春、有馬鎮貴又使ヲハセテ援兵ヲ乞

フ、於是三月中旬、再ヒ有馬ヲ援ケ給フ、鹿兒島ノ

御番ニハ三原遠江守重秋(或重益トアリ)入道昌安(御老中也、曾於郡地頭)

高崎播摩守能宗入道有閑(伊作)ヲ差置カレ、義久公

ハ肥後ノ佐敷迄御出馬アツテ(三月十五日 公水保へ御着、同十六日佐敷へ御着、此時先

衆拾ケ所ハカリノ衆既ニ渡海ス、同十七日 忠平公飯野御、有馬
立 廿日佐敷へ御着 歳久主ハ十八日ニ佐敷へ御着ナリ

ヘハ御舍弟中務太輔家久(佐土原ノ領主也、御年三十八才)・其子息又

七郎忠豊(豊久)・從弟又四郎彰久(生年十八才、三月廿一日佐敷出帆ナリ)

凶書頭忠長(御年三十四才、三月十八日 侍大将ニハ川上

上野介信久(久信カ、久隱)・同三河守忠智・同左京亮忠堅・平田美

濃守光宗・同左近将監歳宗・同狩野介宗応(日州木城地頭、領

木・同孫六宗位(阿多)・比志島左馬介義興(武部太輔義基子也、曾昇地頭)

新納武藏守忠元(年五十九、御使役)・同治部少輔忠誠・

山田越前守有信(日州高)・鎌田出雲守政近(日州郡於)・川

田駿河守義朗(役者)・上原長門守尚近(日州飯肥地頭、三月廿一日彰久御供ニテ

佐敷・市来玄蕃左エ門家親(日州松)・高崎大炊介能広

有開 奈良原安芸守延 日州酒谷地頭・二階堂帶刀長行・鮫島カ子

又左工門・吉利下総守忠澄 日州塩見三城地頭・鎌田尾張守政年 帖佐

シテ都合其勢一千五百余騎、肥後佐敷ヨリ出帆シテ肥前島原二趣 赴カキ有江ニ着船ス、則衆ヲ卒ヒテ岸ニ登

リ、直ニ深江ヲ歴テ安德ニ入り陣ヲ城外ニ張り、一夜人馬勞ヲ休メラレ、有馬ノ勢ト合テ三千余騎 有馬

来属セシト見ヘタリ、聽テ島原ニ進シテ森ヶ嶽ノ險 險カニ拠

ル、抑此森ヶ嶽ト云ハ、故島原古城ニシテ東海浜ニ枕テ固トシ、西北ハ高山險阻、中間唯一路アリトイ

ヘトモ、左右ミナ田泥土ナリシカハ、屈竟ノ要害ナリト堅ク陣柵ヲ當ミテ、専ラ長陣ノ用意ヲ成ス 家久

ニハ陣ヲ 愛宕尾、又 義久公肥後口ヨリ肥前ノ国ニ攻入給ヨシ風聞ス、有馬ノ城中ニハ後詰ヲ得テ悦フコ

トカキリナシ、 家久諸將ヲシテ島原城 隆信カ旗下是ヲ守ルヲ攻サシメ、使ヲ隆信ニ遣シテ云ク、我ト和睦シテ有

馬氏ニ降参セヨト、隆信コレヲ聞テ諾セザルノミニアラス、近年ノ勝軍ニ習テ中書ノ小勢ナルヲ侮リ、

森ヶ嶽ヲダニ攻落スモノナラハ有馬ノ城モ休ヘス、

義久モ本国ニ引入ヘシト、己カ大勢ヲ頼ミ急ニ森嶽

ニ攻近ツク、其勢都合六万余騎トソ聞ヘケル 敵方ノ軍儀等

ハ九州記等ニ、 家久ハ此由ヲ聞テ、舟楫・糧食ヲ焼

テ士卒ニ不得巳コトヲ示シ、令ヲ下シテ云ク、国ヲ去リ海ヲ渡テ遠クコ、ニ帥ス、実ニ無所往ノ地也、

古語ニ云ク、死セントスレハ生キ、生キントスレハ死ストイヘリ、各命ヲ捨テ戦ヲハゲマスヘシ、万死

ヲ出テ一生ヲ得ンコト此一戦ニアリト下知シ玉ヒケレハ、士卒皆感激ノ涙襟頭ヲ霑シケル、其時又七郎

忠豊 島津伝記ニ、忠豊年ウツカ二十五才、因テ新納忠元ヲ以テ後見トシ一方ニ差向シトアリ ハ生年十五

才、イマタ前髪アリテ若年ナレハ国ニ帰り給ヘトナリ、忠豊聞モアヘヌ 思奇ヤ、争カサルコトノ

候ヘキ、縦令故郷ニ在テモ 虫喰ノ軍難儀也ト聞カハ馳參ルヘキ身ノ、適々陣中ニ在ナカラ何某カ子コソ

若年ナレハトテ、合戦ノ前晩夜ニ紛レテ陣中ヲ忍ヒ出、本国ヘ逃帰レリト云ハレン事、島津ノ瑕瑾末代

マテノ不覚タルヘシ、先陣ヲ賜リ候ヘ、一番ニ打死仕リ、日比ノ御恩ヲ報セント、陣中ヲ馳廻リ諸軍勢

ヲ激シ給フ、忠豊ハ其比無双ノ美男ナリシカ、物言

少シ吃ラレケルモ却テシホラシク聞得ケル、若衆、
 我身討死ハ兼テ期シタル事ナレハ露塵ホトモ惜シカ
 ラシ、唯此兇ノ命ニ替リ死セヌコトヲノミ心トセシ
 カハ、諸卒輕勇日比二百陪(倍カ)セリ、是皆大将ノ方寸ヨ
 リ出タル謀ニテ、忠豊へ先陣ヲ望マセ玉ヒケルニヤ、
 後ニ所思シラレケル、既ニシテ 家久軍列ヲ定メラ
 ル、先ツ川上久信及ヒ平田光宗・相良ノ兵・肥後ノ
 士卒ヲシテ島原城ノ押ヘトシ、又七郎忠豊ニ老功ノ
 新納忠元ヲ指副ヘラレ、隆信ノ大軍ニ向ラル、其外
 ノ健將・勇士皆コレニ属ス、 家久ハ銳卒五百ヲス
 クリ陣ヲ出ルコト一里、林莽ノ中ニ伏シテ戰酣ナル
 トキ、敵ノ中堅ヲ衝カントナリ、

或説云、合戦ノ前晚六万余ト聞テ味方ノ諸卒或ハ
 色ヲ失スル者アリ、役者川田義朗智計ヲメクラシ、
 味方ヲ勇メンカタメ今夜陣中ヨリ貝ヲ吹ヘシ、温
 泉ヶ嶽ヨリ答ヘノ貝アラハ、明日必ス勝軍ナルベ
 シト言テ、命シテ海螺ヲ吹カシメタリ、時ニ果シ
 テ答ノ貝遙ニ聞ヘケレハ義朗、サテハ明日ノ勝軍
 疑ヒナシ、各死力ヲ致セト下知セラレケレハ、士

卒是ヲ聞テ、勇ミ進ムコト限りナシ、

○義朗家来ニ云、義朗高声ニ士卒ヲ励シテ云ク、今
 日ノ兵氣ヲ觀ルニ、大将軍ヲ獲ルノ氣アリ、各努
 力(シ脱カ)テ戦ヲハゲマスベシト云々、

○勝目兵右エ門聞書曰、其勢四万余薩摩陣ニ寄来ル、
 薩摩勢是ヲ見テ、如是ノ大軍ニ此無勢ニテ掛合、
 勝利ヲ得ンコト思慮ノ外ナリ、然レトモ海路ヲ隔
 来リ遁ルヘキ方ハナシ、大将以下ニ至ル迄死ヲ一
 方ニ思ヒ切ル、川田駿河守義朗ハ吐氣ノ役者タリ
 シカ、大将ノ前ニ參リ、帥(帥カ)ヲスルベキ者ハ勢ノ多
 少ニヨラス、兵規ニ云、周ノ武王以二万二千五百
 人、紂カ億万ニ勝、魏以五万、秦ノ五十万ヲ破リ、
 漢以三万、楚ノ八万ヲ伐、我朝ニモ、楠判官ハ僅
 二一千余騎ヲ以關東ノ八十万騎ノ勢ヲ防ク、皆其
 例多シ、今日敵ノ軍氣ヲ見ルニ、必ス慈(ミカク)ノ吉例ナ
 ルベシ、敵ノ大将亡フベキ瑞相アリト申サレケレ
 ハ、各今日ヲ限りトゾ勇ミ敢ルト云々、

擬評定・軍議モ定リケレハ、首途ノ儀式トテ杯出シ
 テ酬獻数刻ニ及ビケル時ニ、又七郎忠豊歳十五杯ヲ左

京亮忠堅^{年二}十七、二賜フ、忠堅杯ヲ把テ申シケルハ、明

日必ス敵將隆信カ頸ヲ獲テ御覽ニ備フベシト云フ、

新納忠元傍ニ在ケルカコレヲ聞テ、楚忽^{粗忽カ}ノ言葉カナ

ト戒メケル、忠堅忠元ニ向テ、敢テ荒唐ノ言ニアラ

ス、疑ヒ給フコトナカレト申ケレハ、一坐ノ人々は

ヲ聞テ、甚シキ広言カナトイハン人コソナカリケレ、

島原合戦付打取隆信事

斯テ時刻モ近ツキヌレハ、諸將各兵ヲ引テ山ヲ下リ、

令ニ從テ陣ヲ布ク、翌レハ三月廿四辰ノ刻バカリ

ニ、竜造寺カ大軍サメキワタツテ出来レリ、味方

ハ僅三千騎、敵ハ六万騎ニ余リケレハ、客主ノ勢異

ナルノミニアラス、衆寡ノ力懸隔シテ、対揚スベキ

様モナカリケレトモ、皆義ヲ泰山ノ安キニ比シ、命

ヲ毫毛ノ輕キニ類シタル者トモナレバ、雲霞ノ如キ

大軍ニモ機ヲ屈セス、静リ返ツテ待掛ケタリ、敵ノ

先陣果シテ我兵ノ小ナルヲ易^{アナト}、衆ヲ指揮シテ急ニ進

ム、路狭ク泥深シテ軍列整^{ハカ}ラス、忠豊是ヲ見テ、時

分能ソト下知シ玉ヒケレバ、鳥銃連發シテ繁キコト

雨ノ如シ、敵ノ前驅數百人同時ニ打斃サレケレハ、

余兵自ラ相蹂^{踐カ}戰シテ乱レサハグ、又七郎忠豊・武藏

守忠元等は二乗シ、諸卒ヲ督シテ透間モナク打テ

カ、ル^{勝目書ニ、川田義明三度吐氣、}酒瀬川奉膳兵衛・

前田志摩守・^{（範元）}四代主税介等真先ニ進ミ、火花ヲ散シ

テ力戦ス、カ、リケル処ニ、鬪ノ最中思モヨラヌ左

右ノ山ヨリ家久ノ伏勢一時ニ起ツテ、横合ヨリマツ

シグラニ隆信カ旗本ニ衝テ入り、薙伏打臥切ルホト

ニ、敵腹背ミナ兵ヲ受ケナシカハ、以テ休ユベキ崩

レ立テ擾乱ス^{大村重頼記ニ、横入レニ敵、}隆信眼ヲ瞋ラ

カシ、下知ヲ伝ヘテ列ヲ整ヘ、既ニ軍ヲ還サントス、

凶書頭忠長コレヲ見テ、軍ヲ前テ急ニ撃ツ、於是敵

軍亦乱レテ紛紜タリ、鎌田政近・上原尚近・稲留新

介・二階堂重行・山田有信ヲ初メ、上原彦五郎・宮

原越中守・長谷場兵部少輔・竹内備前守等死生ヲ知

ラス戦ヒケレハ、未ノ初刻ニ至テ、敵コラヘスシテ

忽チ敗シ、靡キツ、右往左往ニ逃奔ル、爰ニ川上左

京亮忠堅ハ築瀬兵右エ門^{忠堅ニ屬セシ}・万膳仲兵衛

栗野^{栗野}・出石五郎兵衛^{忠堅}ヲ伴ヒ旗本ヘ紛レ入り、隆

信ノ在所ヲ尋テ馳廻ル、隆信自他ノ兵ヲ弁ヘス、隆

信爰ニアリ、何レニ向テ敗走スヤト高ラカニ呼ハリ
 タリ、忠堅是ヲ聞テ初テ隆信ノ在ル所ヲ知り直ニ馳
 入り、長鎧染川帶刀左エ門
延行作トイフヲ以テ隆信ヲ地ニ突伏セ七太
 刀ヲ拔テ、既ニ其首ヲ刎ントスル処ニ、兵右エ門等
 馳來リ、遂ニ隆信生年五
十六才ヲ取テ押へ、頓テ首ヲ搔テ
 ケリ隆信帶セシ太刀相州国次及ヒ甲冑
緋威、今高忠堅ノ家ニ伝フトイフ、去程ニ彰久・忠長
 以下ノ一族、鎌田・川田ノ輩勝ニ乘シ捲立く切タ
 リケル、素ヨリ大軍ノ引立タル癖ナレハ、一返モカ
 ヘサハコソ田ノ畔、岩ノ廉ヲモシラス、物ノ具ハ悉
 ク脱キ捨、遊ドロニ泥レ血ニ染ミ、或ハ劍戟ニ貫レテ重
 リ臥タル人馬、麻ヲ乱セルコトクニテ、目モ当ラレ
 ン形勢ナリ、カ、リケル処ニ、乱軍ノ中ヨリ一人ノ
 兵頸ヲ太刀ノ鋒ニ刺貫キ、多ノ兵ヲ押分く出來リ、
 大音声ニ呼ハリケルハ、今日ノ高名某ニ勝ル人アル
(カ脱カ)
 ベラス、是レ見給ヘト云フマ、ニ、家久ノ右傍ニ近
 付寄リ、会釈モナク切付タリ此時家久、
疵ヲ被ル、家久心得タ
 リト云フ儘ニ、左ニ飛ビシサリ拔打ニ雜給ヘハ、ア
 ヘナク首ハ落ニケリ、後ニ其名ヲ聞ニ、隆信ノ臣江
 理口正右エ門トイヘル有名ノ士ナリ、諸軍コレヲ聞

テ、予讓ノ忠アル者ト感情(服カ)センハナカリケル、カク
 テ敗軍ノ敵ハ散々ニ打破ラレ、温泉山ニ逃入モアリ、
 或ハ舟ニ取乘リ竹島ニ渡ルモアリ、乘リ後レタル者
 トモハ神代サシテ逃タリケル、島原城ヨリ打テ出シ
 トヒシメケドモ、我兵キビシク弓・鉄砲ヲ放チケル
 故、切テ出ル事アタハス、矢軍シタルハカリナリ、
 味方ノ諸卒奔ルヲ追ヒ、北ルヲ逐フテ諸方二分レ、
 思ヒくニ追打ス、家久是ヲ見給ヒテ、長追ハ無益
 ナリ、三重ノ麓ヲ追留ニセヨト下知シテ揚海螺、靜
 ニ吹カセテケリ勝目ニ、三重ノ麓マテ、
追打ニ切伏タリトアリ、有馬鎮貴ハ、コ
ツイヘ
 ノ弊ニ乘シ手勢ヲ以テ追打仕リ、肥前本領悉ク伐取
 リ候ラハント申サレケル、家久是ヲ聞テ、大将ヲ打
 取り敵敗績イタスト云ヘトモ元來大敵、其上鍋島加
 賀守直茂備ヲマトメテ引揚候ヘハ、味方長追仕候テ
 ハ鍋島取テ返シ必死ニ相働キ候ハ、敗軍ノ者トモ
 追々守返シ仕ラン歟、左候ヘハ味方遂ニハ利ヲ失ハ
 ン事眼前ニ候ヘハ、早々軍ヲ引揚可然候ハント宣ヒ
 ケレハ、鎮貴モ尤ナリト領掌ス、扱味方ノ諸軍思々
 ノ高名シ、逃ル敵ヲハ追捨テ、皆家久ノ旗本ニソ集

リケル、曾木権之助重正後甚右ハ隆信ノ役者守一軒

法師武者ナリヲ打取ケル、又七郎忠豊モ強敵一人ヲ打取り

給フ、凡ソ今日打取ル処ノ首級三千余、斬捨ハ数ヲ

シラス、味方ノ戦死ニハ新納駿河守・久永九郎左エ

門・酒瀬川奉膳兵衛尉・四本主税介・上原勘解由左

エ門・蓑田左左エ門國書頭忠長家臣戦死ノ者稱留左京・森讚岐・稱留小内記・長浜右エ門兵衛等ナリ

以下数十人トソ記シケル、同廿五日、島原大利ノ注

進追々佐敷ノ陣營ニ到来ス、同廿六日、御合戦御大

利ノ刻ハ、其地ニ於テ施我鬼執行ノ事御佳例ナレハ

トテ、書状ヲ以テ福昌寺江仰渡サレケル、是日隆信

カ頭島原ヨリ到来ス、見物ノ貴賤街ニ満リ、同廿七

日、首実檢アツテ合木ニ掛ラル、義久公ハ床机ニ

座在テ、良久シク合掌シ給ヒ、其後合木近ク立寄給

ヒ、静ニ上覽シ玉フ、忠平公飯野ノ領主也・歳久主・

喜入摂津守季久御老中也・伊集院右エ門太夫忠棟同上・本

田下野守親貞同上・加世田地頭・上井伊勢守覚兼同上・日州宮崎ノ地頭ヲ始

メ、諸軍勢蹲居セリ大村重頼カ記ニ、三日頭ノ台ニノセテ、諸軍兵ニ見セ知シメ給フコトアリ

其後肥前一国ノ主ナレハ卒爾ナキヤウニトテ、介添

付ケテ高瀬ニ送り給フ或曰、柳川ニ送ルト、是日佐敷ノ陣營ヲ

立セラレ八代へ赴キ、四月十九日、鹿兒島ニ御馬ヲ

入給フ、斯テ隆信カ押領ノ城六ヶ所守山・三重・大野カ比良・神代・伊福

五日ノ内ニ自落シタリケレハ、有馬鎮貴ニハ本領半

ハ還シ与へ、日上ノ城ハ薩摩ヨリ交代シテ是ヲ守ル、

三重・島原ノ地ハ忠長ヲ以テ宰トシ、同五月上旬、

島・安徳ノ両津ヨリ出帆シテ班陣シ給ヒケル、其後

福昌寺十八世東堂和尚一千余人ノ僧ヲ誘引シテ島原

ニ赴キ、敵味方ノ戦亡ヲ弔ラヒ給ヒケル是年十二月四日、隆信カ子肥

降参ス、大友義統使僧ヲ以テ勝利ヲ賀ス、其書ニ

云ク、

於今度高来島原表被得勝利候、尤、珍重候、此等

之儀為可申達染筆候、仍新勅撰一冊定家卿真筆進之候、

於御自愛者可為本望候、猶称名寺其阿可有演説候、

恐々謹言、

五月廿八日 左衛門督義純統カ判

島津修理太夫殿 謹上

付録 一旧記曰、此年川上忠堅御勘気ヲ蒙テ栗野徳源寺元カニ在

リ、島原出帥ト聞テ心安キ人々ヲ招キ集メテ申ケル

ハ、各へ頼度事アリ、聞入レ可給ヤ、然ハ心底ヲ可
明ト、衆皆身ニ取テ叶程ノ事ナラハ何ソ辞スヘキ、

語りタマヘト云フ、其時忠堅、去年安德ノ戦敗レシ
時、打死セスシテ助カリケルモ、全ク命ヲ惜ムニハ

アラス、再ヒ此戦恥ヲ雪ベキト思フ故ナリ、然ルニ
御勘氣ノ身ナレハ、出陣ノ人数ニモ洩レテ言甲斐ナ

キ沙汰ニ及ハレコト、武夫ノ忍ヒザル所ナリ、アハ
レ我ニ組シテ給ハラハ、出陣ノ跡ヲ追ヒ合戦ノアラ

ン所ニ走り付キ、時宜ヲ見合隆信本陣ニ紛レ入り、
勝負ヲ決セント思ヘリ、是千万ガ一モ再ヒ生テ帰ル

ヘキニアラサレハ、面々ノ一命ヲ給ハルベシト申ケ
レハ、衆皆子細ニヤ及フト領掌シテ、跡ヨリヒソカ

ニ出陣セシトナリ 此説栗野方膳カ家ニ言伝ヘ候由、盛香集ニ
載タリ、天正十四年七月六日鷹取城責ノ時

忠堅廿九才、
ニテ戦死ス、
一新納忠元弓箭覚ニ曰、三月廿三日夜ノ月待テ罷居候

処ニ、亥ノ刻ホトニ我々陣屋ノ上ニ当テ天狗倒シ夥
シク候、翌日ノ合戦隆信ヲ打取り、剩へ肥前衆廢地

ノ時ハ御家御吉例無疑所ナリ、廿四日ノ合戦手ヲ碎
キ軍勞仕候処、戰場ニ武蔵カ合戰場ト札ヲ立候ヘト

モ、兎角申出人無之候、于今愚老カ合戰場ト沙汰申
候由無其隠候、鎗下ニ敵三十六人打留候、大口衆手

柄ノ故ニテ候、太刀初ハ愚老息弥太右エ門仕候、白
坂駿河入道寂前同道仕、別テ無比類軍勞被申候、
勞ニ大口衆トアリ

忠元軍勞覚 忠元ノ孫加賀
守忠清書之 曰、戰場ニ武蔵戰場ト札ヲ
立、若シ疑人於有之者可承由書付置候ヘトモ、点

ヲ打人無之候トアリ、
一後題院淡路宗重入道覚書ニ曰、高来島原本ノマ、多ヶノバ、
ニテ合戦、太刀始ノ事兄弟アラソイ申候トアリ、

一後題院氏ノ家乗ニ、宗重其比ハ八代衆ナリ、高橋喜
兵衛宗重トイヘリ、平田光宗八代ノ
地頭ニ属シテ出陣シ、

抽戦功蒙二傷、弟主税介頼演戦死ナリ、
一伊地知備後守重康ハ、新納駿河守一所ニ鎗合ニテ深
手負フトアリ、

一市来家親 松山
地頭於忠長御前強敵ト戦ヒ、抽高名数ケ所
手負、漸ク地頭所松山ニ帰テ死ストアリ、

一浜田栄林 臨カ、經重高名日記曰、天正十二年甲申三月廿四日、
有馬陣ニテ打勝ノ時デントウノ合戦仕候事、伊地知

隼人佐殿・西方長助殿・四本勘允殿御存知ニテ候、

再隆信打死ノ時デントウノ合戦仕、太刀下ニテ分捕仕候事、伊地知又八郎殿・川上左京亮殿・比志島豊前守殿御存ニテ候、

一 上井覚兼・伊集院忠棟ハ依命、四月朔日徳之洲ヨリ出帆シテ、二日三江ニ着岸、諸將ト会シテ諸所放火乱妨ス、斯テ島原ノ事モ治マリケレハ、五月七日、覚兼島原ヲ出帆シテ、安徳ニ塩カ、リシテ新納忠元等ヲ待合、同八日佐敷へ着船、同十二日宮崎江帰陣也、衆中及ヒ寺社家・百姓、帰陣ノ祝言トテ思々ニ酒肴持參セシユヘ寸障(障カ)ナシトアリ、覚兼日記並セ考ヘシ、

一 帖佐彦左エ門宗辰覚書曰、敵敗北ノ色見ユル処ニ、有馬又九郎十六歳ニテ隆信ヲ目ニ掛、能引キヒヤウト放ケレハ、隆信ノ着タル内甲ニ手答ヘシテ健ニ立、隆信此矢ニ痛ミ退ク処ヲ、築瀬兵右エ門殿刀鎧ヲ以名乗リカ、リ、隆信ノ左方頬面ヲ突連レハ、川上左京亮殿隆信ノ首ヲ打捕畢云々、

一 勝目兵右エ門聞書ニハ、隆信ハ八人昇ノ輿ニ乗り、百騎ハカリニテ取囲ミ、静々ト引退ク、左京亮忠堅

是ヲ見テ、是ハ大将ナラン、続ケ兵共ト下知シテ、透間モナク掛リケル、敵モコ、ヲ(先送カ)専度ト戦ヒシカ共、或ハ打レ或ハ落失セ、窟(窟強カ)ノ者トモ三十騎ニテ相忍テ白眼合、半時カ程勝負難決ケルカ、忠堅馳カ、リテ輿ノ中へ鎗ヲ撞入ケルハ、築瀬兵部少輔不劣トツキ入ケル、輿ノ中へモ鎗数多撞入ケレトモ、忠堅一番タルカ故此敵忠堅ニ付キニケル、隆信ニテ御坐ス事ハ打レ給ヒテ後ニコソ知レシトアリ、

一天正十二、肥前龍造寺隆信同国有馬修理太夫ヲ攻、既ニ難儀ニ及故、義久公へ後詰ヲ頼ミツカハサレケル、依之御評定アリ、中書家久申玉ヒケルハ、此比赤星直參シ、幼少ノ子兄弟ヲ人質トシテ隆信方へ遣シ置ケルヲ生八付ニ掛、領地ヲモ奪取ケル、此恨ミ可報様ナシ、何卒(義久)太守ノ御力ヲヲ以テ、一度隆信カ首ヲ今生ノ内ニ見申度ト歎キ御頼申シケレトモ、大敵故早速誅伐成サレガタク、時節ヲ見合御坐候処、此度又高来ヨリ危難ヲ御救ヒ可給ト御頼申上タリ、是亦隣国相互ノ交ナリ、御名代私ハ被仰付候ハ、早速馳向ヒ可申ト有ケレハ、此義尤ナリトテ、直ニ

家久ヲ大将トシテ新納忠元等其外三千バカリノ勢ニテ出陣被成ケル、先ツ出水へ着、愛岩へ參詣イタシ神樂ヲ奏セラレケル、爰ニ家久ノ息又七郎忠豊(十五カ)十四歳、其比美少人ニテ有ケル、此度初陣ノ首途ニ神樂ヲ奉リ、神前ニ於テ幣ヲイタゞキ、立アガラント仕給ヒケルニ、板敷ニ袖ノカ、リテ足モツレシテ立兼、此不興氣ニ見得タリ、是ヲ見テ二才ノ人々不吉ノシ(シ脱カ)ルカト疑ヒ思フ時ニ新納忠元、愛岩マイリニ袖ヲヒカレタ、コレモ愛岩ノ御利生カナ、面白ヤト諷ハレ、二才衆モ同音ニウタイ、忠豊ノ美少人ヲ先キニ押立、勇進テ出立タリ、直ニ船ヲ被出シニ、折角順風ヨロシク船ノ早キ事矢ノ如ク、三角ノ瀬戸ヲ時ノ間ニ押通り、島原ニ着船有リ、陸ニ上ルトヒトシ、(シ脱カ)櫓械釜鍋ヲ皆山ニ引揚ケ陣取シ玉ヒケル、是二度船ニ乗マシキトノ思ヒ也ト云々、

飯野木崎原合戦聞書之事白島山金剛乘院

一 (義弘)兵庫頭様永祿七年甲子十一月十七日、加世田より飯野江為被遊御移由候、天正十八年迄式拾七年為被遊

御在城由候、其内天正十三年、肥後八代を御給にて為御見分御越被遊候へ共、飯野儀者伊東領境目ニ而、御念遣被思召上候而御移不被遊由候、御前様飯野大明司村之内新城被成御座候故、(家久)黄門様右新城ニ而御誕生被遊候、依夫大明司御諏訪、御氏神ニ而御座候、右新城、先年御絵図之砌加久藤へ被召付之由候事、

一 永祿十一年戊辰十月初、伊東加賀守大将にて飯野原田村之内田原と申処陣を可被取催有之由、兵庫頭様被聞召付、吉松内小野寺住僧相模坊へ調伏被仰付、右陳へ針を埋為被成由候、左様成奇付(特カ)ニ而も御座候哉、在陳中万悪事計出来為申由候、其時分伏草主取遠矢下総(良堅)・黒木播摩へ人数五十人程、飯野原田村之内蓑原深堀溝より鳶木溝筋ニ入、本地大道之橋之辺迄忍付伏草為仕被召置候而、飯野御城よりも原田北原の辺へ人数少々鶉狩に御出し被成候ニ付、田原の陳より見付、追打に可仕由候而追掛參候処、少々

つ、逃、次第(本ノマ)に引退被申候得者、弥乘勝候而追掛參候条元地口之伏草起合跡を取切、双方より押寄悉討果為申由候、其外多々行儀を替させ、たばかり

出し打果被成候故、終に不被得勝利由候、然処に翌年七月十二日、伊東修理太夫殿俄死去之由申来り、右陳へ火を掛焼払、帰陳為被成由候事、

一元龜三年壬申五月三日夜寅之刻に、飯野御城ニ而肥後民部外出候得者、加久藤表へ火過分相見得候ニ付、不審に存し見申候処、兵庫頭様も御差出御覽被遊候へハ、不審成火ニ而候間、遠矢下総・佐谷田武藏・黒木播摩杯被召寄御評儀被遊候砌、上江死苦村より御忠進^(注進カ)申上候ハ、上江道筋に今夜響之音夥敷聞得申候由申上候ニ付、扱者伊東勢共加久藤へ差通候儀無疑事と被思召上候而、明朝早天に村尾源左衛門主取ニ而、小林境横尾本地口へ人数五十人程御遣被成、八幡山之上尾筋より横尾本地口迄^(シラハタ)白旗数多為立置、右人数ハ本地原へ伏草仕候様に為被仰付由候、伊東勢ハ小林より上江筋加久藤^(カ)へ掛通り、加久藤御城へ同日の未明より相掛、其辺之在郷へ火を掛候ニ付、城内并城下より出合一戦有之候、双方共に多人數被戦死候、飯野人数ハ本通道の様に加久藤へ相統為被申由候、伊東勢同日之午之刻計戦草臥、加

久藤大河ニ而水をあび居被申候処に、内場并菱刈表より飯野へ在番に参人数、中途より承付統来候を伊東勢見被申、双方より被取込候而者叶間敷と被思候哉、飯野米良村河路のぼり逃参候処、南木場より本地上迄^(本ノマ、口殿原敷)大勢皆白支度ニ而幾万人共数無限差向様、伊東勢目に掛たる由、是ハ定而右之人数何方之勢共始終相知不申由候、是ハ定而白鳥権現の御方便ニ而可有御座と御念為被遊由候、右大勢を見申候而伊東勢引返し、白鳥山之様に逃登り候処に、白鳥山住持光嚴上人門前者并牢人者三百人程召列相統被参候を見申し、又引返し無是非必死に相究、木崎原之様に為被下由候、兵庫頭様飯野御城より西之原之様に御差出被遊、大明司山之東、二八坂上被成御座御覽被遊、以之外御立腹ニ而木崎原之様に押寄被遊候、急に御責掛被遊候ニ付、御備悪敷御坐候処に、鎌田大炊介^(曾カ、重治)・黒木播摩・越中坊・遠矢信濃被申候ハ、只今の御備ニ而者御勝利御坐有間敷候条、我々四人防可申候間、其内に御備召直し可被遊之由申上候而、則敵陳に掛入良久相戦、無比類働敵余多打捕戦死為

被申由候、其内に御備召替相掛被成候二付、伊東勢
 木崎原より太刀洗川・小木原之間二而悉御打果為被
 成由候、鎌田寛清(政守)・五代少左衛門(友慶)・瀬戸口八郎左衛門(右カ)
重勝・久留半五左衛門杯名譽之働共被申、敵數多銘々
 討取為被申由候、其外有馬(豊前兵衛カ)・上原安房(純秀)・前田主
(税カ)膳・肥後新助・橋口市佐・川添図書・吉岡五郎四
 郎・伊集院善右衛門・野畑揚多兵衛(抜太兵衛カ)・別府甚五左衛
 門・川田伊豆・桑原主水・愛甲源五左衛門・宇都源
 三郎・逆瀬川孫七左衛門・喜入掃部・伊集院刑部・蒲
 久留軍兵衛・阿多源右衛門・伊集院宮内左衛門・蒲
 地越中、右之人数名譽之手柄者被申、敵多數討取、
 則為被申戦死由候、右之外にも戦死人数過分に御坐
 候得共、別紙に書記申候、合戦必死に御極為被成事
 御坐候故、以之外はけ敷手共サカマ二而、兵庫頭様も御
 手つから向、大将伊東新次郎殿と御鎧被遊、御討果
 為被遊由候、依夫伊東勢ハ井手平山之北脇登り為被
 参由候、伊東加賀守殿小木原山之西之表に早天に將
 基に腰をかけ、四方を見廻し被居候処に、鎌田寛清
 二八坂より直に末永川路之様にすけまし被申候得者、

木崎原之様に為被参由申二付、末永より直二参越、
 山之上に横入に出合一戦被致候処に、又野間門内よ
 り五代少左衛門手之伏草共起合、加久藤へ相続人数
 も三方より押寄、伊東勢悉討果為被成由候、五代少
 左衛門伊東加賀守殿討捕、為其忠功知行式百石拜領
 為被申由候、伊東方戦死之人数別紙書記申候、伊東
 勢木崎原より上江筋迄通、本地原迄追掛被成候処に、
 元地原之伏草共起合防戦二付、伊東勢悉打果被成有
 勝軍、兵共大迫陳之廻脇平本通道より小林之内鬼塚
 原迄追散為被成由候事、
 一兵庫頭様も木崎原より上江筋迄通、かい持た(渡リカ)はたり
 迄御追掛被遊、柚木崎丹後を御手討為被遊由候、黒
 木播摩御跡より壹騎に掛付為被参由承候、御討取の
 敵大将并宗徒之士百弍拾八人、雜兵共ハ五百六百マ
 十四人、飯野方戦死之人数百四拾四人、雜兵共ハ
 弍百六十人二而御坐候由承候、右通討捕為被遊儀ハ、
 偏に白鳥山権現の御方便并内小野寺伊東方調伏之奇
 特かと御意候二付、何れも御方便難有事共と沙汰仕
 候、依夫白鳥山に知行百四拾石余并御甲鎧・御長刀

御寄進被遊、今格護仕罷居候、内小野寺へハ知行百
式拾石并小林之内瀬太尾寺之座主職を為承候事、
一天正十八年六月廿八日、飯野より栗野へ御移御在陣
三年、其後帖佐に御移為被遊由承候事、元龜三年よ
り延宝九年迄百拾年に罷成由候、

元龜三年壬申五月頭注文

伊東新次郎披官十五人
加賀守二男

伊東(次カ)
又四郎

伊東加賀守殿

伊東源次郎(四カ)

伊東右衛門

伊東左右衛門

長倉六郎三郎

落合源左衛門

(上別府宮内少輔カ)
別府宮内少輔

荒武小次郎

(長カ)
中倉半九郎

稲津次郎四郎

米良筑後

荒武惣右衛門

樺山多郎次郎

米良休助

長倉主殿

野村新左衛門

肥田木孫左衛門

佐殿本ノマ、
伏沢津助八郎

湯地越中

北方本ノマ、
小原又八郎

野村七郎

橋口刑部

肥田木孫右衛門

落合弥九郎

落合織部

釈迦市佐

壺岐ノ字欠殿本ノマ、
珠台

江本左近

野村三郎兵衛

弓削半七郎

柚木崎丹後

本マ、吉殿
古野堅場助殿本ノマ、

(守カ)
野表源秀

福永四郎兵衛

福永清右衛門

肥田木四郎右衛門多田記助

餅原越中

河崎河内

湯治又三郎

餅原甚右衛門

米良尾張

野村左衛門

大進次郎

宮崎安房

長倉四郎左衛門

丸目兵庫

稲津又三郎

佐土原八郎兵衛

河野善七

築瀬織部

福永九郎次郎

福永又八郎

中村老岐

大塚八二郎

野村源七郎

落合新五郎

小森民部

富山主水

長倉六郎三郎

福永新五郎

中村宮内

落合藤五

福永又次郎

野村左近

米良民部

丸目四郎兵衛

福永孫右衛門

丸目伝内

坂元右馬

坂元七郎五郎

次田右衛門

肝付与八郎

井上藤右衛門

鈴木又次郎

福永丹波

野村藤八

我殿
曾俄甚五郎

尾脇宮内

永峰弥四郎

荒武彦七

後藤九郎左衛門

福永三郎五郎

本ノマ
綾武瀬坊

河野崎主税

落合兵部

荒武右衛兵衛

飯田肥前

平野民部

志岐民部

本ノマ
愛所将賢

伊鹿倉将堅

伊東權介 伊東宗右衛門 佐土原四郎兵衛

小倉休九郎 別府甚七郎 福永刑部

壹岐弥太郎 餅原安芸守 武井民部

中倉弥河守(駿カ) 深瀬源兵衛 中原筑前

平越部左衛門本ノマ、 実相院 福永四郎左衛門

橋口半七郎 甲凡民部本ノマ、 肥田木越中

野村四郎左衛門 中村新左衛門 右弥四郎三郎本ノマ、

紙屋圖書

右者、元龜三年五月四日御合戦、伊東方大将討死

之人數ナリ、

飯野侍打死次第

野村本マ、七郎カ左衛門 有河主馬 海江田主水

上床助六左衛門 新穂伊豆 向井藏助

井上市太左衛門 相徳七郎 岩下助右衛門

小河藤七兵衛 向井賀左衛門 藤田彦六左衛門

宮崎紀藤本ノマ、紀伊歟 上原安房条トモ 池田与八左衛門

二本市兵衛 瀨口主膳主税トモ 鎌田大刑炊歟

曾歟本ノマ、 黒木播磨 有馬豊前 河添圖書

鬼塚源六左衛門 水間市左衛門 井口大学

大迫主膳主税之助トモ 深水主税本ノマ、深見トモ 前田助六

松下与七 肥後新助 小浜万左衛門

小倉郷左衛門 椎葉大善本ノマ、 齊田七郎兵衛

富永刑部 杉木甚五郎 別府甚五左衛門

野畑揚多兵衛本ノマ、野田荒太兵衛 吉祥坊 橋口市佐弥トモ

小倉万吉左衛門 井口善左衛門 大河内善左衛門

長野仲左衛門 黒木源五左衛門 深島甚左衛門

喜藤与八郎 前田弥七 熊田仙左衛門

河田伊豆 吉岡五郎四郎 伊集院善左衛門

大山市弥太イネ 鬼塚助八 柚木本ノマ、

越中坊 田中六作 原田三助

桑原主水 島田彦十郎 愛甲源五右衛門

部中間吉左衛門 鎌田九兵衛 押領司右京

今都源三郎 逆瀬川孫七兵衛 藏北彦八郎本ノマ、

長倉六郎左衛門 大昌内近本ノマ、 中土源三郎

栗屋彦七兵衛 凶師藤太左衛門 中満新兵衛

鹿島弥四郎 喜入掃部 海宝本ノマ、

立山藏人 伊集院宮内左衛門 岩下主計

本ノマ、鯨カ 鴉島備後 凶師権左衛門 谷口主殿

中野豊前

伊集院刑部

梅本ノマ、津敷玄蕃

大寺刑部

敷根縫殿

肥後助七

蒲地越中

玉映本ノマ、ち疎塚

脇和泉塚子番本ノマ、

市来備後

肥後新三郎

同辻大藏左衛門

市来源次郎

河崎大善

上野源十郎

谷流塚右近刑部少本ノマ、三八ノ名ニテハ無之哉と存申候、

元龜壬申五月日

着流道縁
中条左近

刑部少輔

此三人ニ而者無之哉、

右者、飯野小田多之助(ヒカ)之被申者持合ニ付、借寄写

置也、

寛政七年乙卯三月五日 白鳥山浄泉坊

右耆冊ハ、飯野白鳥山江一宿いたし候折、住持よ

り借用候而本の儘うつし置ものなり、

于時文化二年乙丑四月六日夜写、

伴氏兼善判

右耆冊、私直に肝付氏江差越、兼善より借用して、

同五年五月三日写もの也、

主松峰山下散人宗可心

木崎原御一戰參考 向井達夫撰

源大將軍頼朝公之 長男 豊後守忠久公、初而薩隅

日三州之守護職を賜り、日州島津之庄内に在屋形ニ

而、島津を以家号と成給ふ、然共国人豪強にして、

在々所々に城を構へ、三国之擾乱止む事なかりしに、

十五世 貴久之時に至て薩隅之地ハ漸く幕下に属し、

日州真幸院を押領せし北原兼親も敗亡して、真幸五

ヶ所吉田・吉松・馬関田・加久藤・飯野 全く幕下に従ひ、東ハ伊東、北

ハ相良の境にして、加世田・鹿兒島を去る事遠けれ

バ、智仁勇兼備の御連枝にあらざれハ鎮め難からん

として、永祿七年甲子十一月十七日、 貴久公の命

に依て 義久公之御舍弟 兵庫頭忠平公後改義弘公、

齋齋と号初而加久藤江新城を構へ御移りなり、天正十

八年迄式拾七ヶ年御在城なり、其年の六月栗野城に

御移り、文祿元曆壬辰の年、此城より朝鮮御進發な

り鶴寿丸様加久藤城ニ而七歳にし、後飯野に幼生寺御建立

なり、又一郎久保公加久藤ニ而御誕生、 又八郎忠

恒公も加久藤ニ而御誕生、今に御年くらべの杉の木、

御城山の中に鬱々森々として茂盛なり、御屋地の跡

二ハ神祠を御建立あり、祠の後ハ即鑰かキ掛口なり、伊東領小林近く御出張あらんとて、飯野亀野か城を御築あつて、忠平公ニハ飯野へ御出張、御夫人君ニハ加久藤へ御在城なり、此間一里余り、南ニハ大河流れ、本通路あり、北ハ山魏峨々として、山下に一ツの谷道あり、常ニハ此谷筋を御通りありしとなり、伊東領小林城ニハ飯野より三里、高原城ニハ五里、相良領求摩城ニハ加久藤より山中五里也、於是伊東方相良義陽(心カ)と山を合せ、永祿十一年戊辰八月九日、伊東の勢ハ飯野城より一里二丁(南脱之)式拾五間にあたつて、桶ヶ平と云要害へ陳を構へ(一名田原陳又ハ、加久藤・飯野の虚実を窺ひ、動もすれば民屋を放火し狼藉甚し、又大口の相良勢ハ同年堂崎の通路に陳を取る、又求摩よりも勢を出し、飯野・加久藤の北にあたつて彦山嶽と云山上に陳を取り、真幸表を一瞬に見卸し、透間あらバ切下らんとする勢なり、其跡今猶存て求摩陳と云ふ、其より東に当て、谷を一ツ隔て、飯野城より軍兵を出し、求摩陳と相對せしを薩摩陳と云、此陳より東、飯野の小牧へ下る山路あり、

山助といふものを案内者とし、飯野城より日に(タカ) 糧がらを俵に入れ鎗先ニ而荷ひ、西の尾筋求摩陳より能見へる所を大勢引列、薩摩陳に登り集り、夜に入て東の山路より下て飯野城中に入り、夜明けバ又支度様を替へて日々引もきらす登る、求摩勢ハ此を見て、夥しき軍兵を登スルモノかな、山中を取きられてハ難儀なるべしとて、夜にまぎれて求摩のごとく引退きしになり、かくて飯野・加久藤の守り堅固なれハ、桶ヶ平の伊東勢容易に責ん共せず、薩摩方にも菱刈・禰答院表漸々此比に静りぬれば、姑く軍兵を休め、互に迫合もなく日を送り、既に冬も半になりにけり、忠平公御智略ニ而、さらバ桶ヶ平の伊東勢を追払はんとて、遠矢下総・黒木播摩を主取として数多の人数を、夜にまぎれて桶ヶ平の北東し(之カ) 本地原と云フ所に古る溝のあるに伏せ置き、翌早天本地原に鶉野に出たる体ニ而少々人数を出されしに、桶ヶ平の陳より、逃すな打取とて、右往左往に討て出る、鶉野の人数ハ思ひ(がけカ) かけなき体にもてなし、本地原のごとく引返し、伊東勢を思ふ図に引出し、遠

矢・黒木古溝の内より咄と起り、敵の後より切てかゝる、鶉野の人数も取て返し、追来る敵残少なに討取りたり、桶ヶ平より本地口迄ハ拾三町四十間有て間遠ければ、加勢間もなかりしとなり、其後ハ墓々敷迫合もなかりしに、翌年巳七月、伊東勢一夜に陳筋を焼はらひ、桶ヶ平を引退く、是ハ伊東大和守三位入道の嫡子修理太夫義益、稲荷社ニ而頓死の一左右告来るに依而也と云、加久藤居住の地神家督三徳玄春が覚書にハ、吉松内小野寺相模坊ハ命を承て伊東陳所に針を埋て調伏し、三徳真盛ハ（命を脱カ）かうぶり宇都の所（頭カ）に城を築き、大光神供地神を以御武運長久を祈り奉り、伊東方へハ六字の法を以調伏す、然る故にや、陳中（怪事カ）輕卒多く出火にあつて引取しと云々、飯野ニ而今に云伝ふハ、桶ヶ平の辺ニ而人馬風に当り頓死する事数多ありし故に、五月四日にハ彼辺の野にハ昔（本ノマ）しハ出さりしと云、忠平公伊東方の利を失ひたるを一夜御雑談の序に、伊東殿薩摩に軍桶ヶ平と（遊カ）されければ、三徳真盛御夜伽に詰居しが、御声の下に畏り、「飯野ほしさに飢肥のゆるるよよ」、下

の句を仕ぬると申上れば、殊の外御快悦なりしとぞ、（国御合戦記曰、此歌三徳院菊市所作也、又一説、本地原伏兵之後落書に、「伊東めが真幸の陳ハ桶比良に、飯野ほしさにをびのゆるにをびのゆるさよ」と札を立てシカバ、是を忘て田原之陳を引取りたりと云、不審也、

○其後四年過て元龜三年壬申（正カ）五月、伊東義祐入道家老を集め評定あり、弟の加賀守祐安を使として求摩の相良に申送りしかハ、累年島津と対陳、や、もすれば味方利を失ふ、此度大軍を催し、無二無三に島津が居城に押寄せ、加久藤の城を乗取度存するなり、御隣好の故御加勢頼入となり、相良も内談一決し援兵、其意を得候なり、御出陳之時日御注進次第後巻罷出づべしと返答す、加賀守大に悦て帰国し、其後ハ種々問者を入れ、飯野・加久藤の虚実、地の利を窺しむ、或時飯野上江の死苦村に何方の者とも知れず癩病者徘徊し、昼ハ物もらひに出て、夜ハ潜に書を見る体なり、死苦に彦六左衛門と云ものあり、此をあやしミ忍び伺ひしに、袖乞の様にて山々谷々海道筋等に気をつけ、夜は右の絵図を取る、彦六果し

て癖者なりとて則殺て懷を探るに、一ツの書付あり、
 首尾と、(の脱カ)ひし後ハ数ヶ所領地を与ふべしとの三位入
 道よりの書付、守袋に入れて掛居たり、能々改見れ
 バ、漆を塗ウルシて癩病まねをなしたるなり、

○又加久藤御城内に御奉合せし女、失ありて暇を給り
 しに、伊東方へ逃去り段々城中の要害を告て、鑰掛
 口ハ大奥の後なることをも詳かに物語りしとなり、

○一説にハ、忠平公の御計略ニ而遣され、後帰参せ
 しと云々、不審、

薩摩方より三徳真盛ハ盲目ゆへ、琵琶を携へ三ツの
 山・去川・飢肥・須木等の所々に心安く徘徊し、敵
 の虚実、領主の賢否、百姓どもの評判を聞て言上す、
 依て 忠平公敵をたばかり給(ふカ)ハぬ為に、加久藤の人
 数を大明寺前本道に多くくり出し、飯野の如く操り(糺カ)
 入れ、直に後の谷道より加久藤へ延(返カ)し、夜に入ても
 明松をとほしつゝ、いて、本道より飯野へ遣す体をな
 して敵の間者に見せ給ふ、於是伊東方にて只今こそ
 能時分なりとて、飯野・佐土原・去川・綾・内山・
 三ツの山等の城主・領主を催促し、潜(ヒツカ)に真幸表に發

向し、三ツ山・小林の城を家陳とし、惣大将にハ伊
 東新次郎祐信佐土原住領分三
百丁 相模守息・伊東加賀守祐安領分二
百丁、
義祐・伊東又次郎披官十五
人、加賀弟・伊東源四郎加賀
守息・伊東右

衛門・伊東宗右衛門・伊東権之助・伊東大炊助・落
 合源左衛門・佐土原四郎・長倉四郎兵衛等ヲ大将と
 して、都合其勢三千余騎、元龜三年壬申五月三日夜
 に入て小林を繰り出し、桶ヶ比良の下へかゝり飯野
 之城を妻手に見て、上江筋を押し通り、夜半に及て
 加久藤新城へ押寄たり、先陣態(ヒツカ) 時の声を揚す、直
 に搦手鑰掛口へと責入たり、鑰掛口ハ大難所也とい
 へとも、切岸を責登れば直に大奥なり、思ひかけな
 き夜打ニ而さして用意もなかりしに、鑰掛口の西の
 岡に樺山淨慶坊ケイ
屋敷と云と云山伏居住せり、夜中何
 かも音あるを怪ミ、敵の鑰掛口より夜打すなど知
 て父子三人起合せ、岡の上より石・材木を投卸し、
 三人ニ而替るゝ、か、れと高声に呼り多勢の体を
 なす、敵ハ大勢なれ共、二人と並びがたき難所ゆへ
 容易に登り得ず、敵の後陣ハ加久藤の城下在家へ
 に火を掛て大手口に責かゝる、加賀守ハ川を隔て陳

を堅め、旗打立て叩へたり、城中無勢なりといへども、御家老川上(忠智)參河守肱士卒を下知し、大手・搦手より切て出る、敵も案に相違して引色に成たるに、敵の大將伊東宗右衛門馬山にて鞭ふりあけ、退く味方を引進め、か、れと下知をなす、不動寺の住僧何田中明末崎原合戦記相伝、開山七代孫久道僧也。某放火の光に此を見て、兼而格護せし六匁の鉄炮に二ツ玉を込、客殿の縁先より膝台ニ而打出す、宗右衛門真倒に落馬するに、伊東方益進ミ兼たる所、菱刈輪番の衆幸に続き来りて横に入り、飯野(カ)の加久藤(カ)の加勢もつ、き来るゆへ、敵ハことく引退て加賀守か勢と一ツに成り、飯野池島村之内木崎原にそ屯しける時に、既に夜ハほのく和白ミけり、爰ニ而軍評定あり、飯野へや寄ん、小林にや引取んと評義区々なり、雑人原ハ鎧ぬき去て、川に入て水杯か、り居たるもありしとかや、扨飯野の御城にハ五月三日の夜御巳待とあつて、御家老衆を初め段々(カ)伺公ありて色々の御興もありしに、夜半すきて肥後民部丞戸外に出られしに、西の方にあたつて夥く火氣見へしかバ、内に入て言上せらる、忠平公ニも驚

かせ給ひ、直に西の原の御物見に御登りあるに、加久藤御城筋にありければ、殊の外御氣遣に思召たれ、早走りの若者共見届て参れと御下知ある、然る処に、上江死苦村の藤元丹波国明末崎原合戦記曰、丹波当丹馬と云もの裸馬に鞭を加へて馳来り、今夜上江筋(丹波)に蜜の音引も切す仕候、因て窺ひ候処に伊東勢と相見へ、人馬夥しく加久藤さして赴候と息を切て言上す、

○此御注進申上、又ハ癩病者を殺し言上せしかたくの御褒美として、高百石并に御鎧一両・御甲・御刀波平安行・御鎧一本下し置る、寛政十年戊午其子孫藤元弥兵衛と云て、今に四帖敷の祠堂に恭しく安置せり、又鞍骨あり、此も此時賜ハりと云伝ふるよし、忠平公にてこそ伊東勢加久藤の虚を伺ひ夜打するに極たり、兼而謀りしごとくなり、何れも心得たるかとの玉ひ内に入せ給ひ、御広間ニ而湯つけ御膳早々召上られ御手当あり、在城の士分惣勢三百に足すなり、それを三分一ハ遠矢下総大将ニ而早々くり出し、本道より加久藤へ後詰たるべしとて遣さる、又村尾源左衛門ハ敵の帰路本地口の古溝の内に伏すべし、

案内ハ富永万左衛門仕るべし、又小林より飯野へ別手を以て責か、らんも計り難しとて、横尾八幡山より本地原辺迄山々に百姓十四五人に旗バかりを立させ、亦飯野・加久藤の間なる諏訪山ニも旗バかりを立させ、亦火の手をあけて菱刈諸所のつなぎの城々に知らすべし、御留守有川雅楽(貞豊)たるべしと仰出され、紺糸威しの御鎧、栗毛の御馬に前後十文字の金紋つけたる黒塗の鞍を置、御玄関より御馬に召され、御甲の緒を御しめ、此節伊東が根を絶すべしと御齒がミをなし給ひ、十文字の旗一流いかにも高く差あげ、惣勢真(マツ)しくらに打時雨でぞ出給ふ、御供の曆(歴カ)々御家老鎌田尾張守寛柄・上井次郎左衛門・久留半五左衛門・和田(マ)覚院・佐谷田武藏守・赤塚吉右衛門(以上三入)御兵具(關徴録曰、田覚旧他州人也)・宮原伊賀守等、其外都合百五十人余なり、本道(通カ)よりハ態と御通りなく後の谷道を御通ありて、加久藤の後の遠目塚迄御出ありしに、番人より敵只今木崎原の方へ引取り候と申によつて、直に二八坂へ御登り御一覽有、ときに夜ハ白々と明ハなれて、敵木崎原朝露(霧カ)の中に郡集せり、沢田八専を召され、

仕字佐美駿河兵法、汝急に物見仕れと仰付らる、八専畏り、馬を飛して木崎原のあたりを一巡し、罷帰り申上るハ、敵進退爰に究り、木崎原向の小岡にこそり居候、其勢二千七八百も候べし、昨夜軍に草臥れ、惣勢つかれて見へ候、只今透さず御か、り御急戦候ハ、敵もろく敗北仕べく候、早々と進奉る、忠平公も、尤なり、左あるべきぞとて、鎌田寛柄を召され、汝ハ敵の横合鳥越より掛るベシト仰なり、寛柄畏り、手勢六十人余り川の下瀬を打渡り、末長の西に向て鞍を加へて押而行く、又五代勝左衛門ハ勢を潜め、鞍津輪村野間門より時分を見合せ同時に攻掛る可とテ、跡に続ひて遣さる、残る御供の勢僅かに五十騎計り、二八坂より西の野谷筋を御下り、川側松馬場と云に御馬を立させらる、此より木崎原ハ其間十町計り有て、一ツの直道あり、此時加久藤の人数ハ未押来らす、三千計りの大敵に僅の御旗本にて人々少し猶予する有様を御覽し、此時御年三十八歳、勇氣壯強の御時なれば、以の外御腹立の御気色あらハれ、一鞍(鞭カ)御加へあつて川瀬を真一文字に御かけ渡し、御旗本

も後れ奉らしと我先にと川を渡てかゝる故御備整らす、伊東勢ハ何クヘカ向ハント必死ニ極テ扣ヘタル事ナレバ、此ヲ見テ伊東又次郎・落合源左衛門一番ニ進ムテ士卒ヲ下知シ、小岡ノ上ヨリ真下リニ切テ掛ル、此勢ニ御先衆支ヘ兼、三隅田迄^{三角田トモアリ}一町計押立ラル、御側ノ士久留半五左エ門・遠矢信濃守申上ルハ、我々踏留テ防戦仕ル可シ、御備ヲ立直サレ御一戦然ルベシト申捨テ、半五左エ門ハ大太刀ヲカザシ敵中ニ切テ廻ル、此ニ統ヒテ富永刑部左エ門・野田越中坊・鎌田大炊明・曾木播磨火水ニ成リテ相戦フ、此間タニ御旗本ヲ^(録カ)銚矢形ニ立成サレ、繰抜ノ御備ニテ真一文字ニ切通ル、去共敵ハ大勢必死ニ究リ味方ハ替ル勢無レバ、富永・野田・鎌田ノ三士ハ追々ニ戦死シ、味方^(働モカ)働スレバ押立ラル、忠平公御自身鎗ノ石突ヲ御取り、御中間ニ穂首ヲ御持セ退ク味方ヲ押留給フ、掛ル処ニ御楯持ノ者 公ノ御前ニノミ氣ヲ配リテ楯ヲツキ直シケル故、其身ハ楯ノ外ニ出タルヲモ知ラザリシヲ、敵ノ射ル矢ニ真中ヲ通サレ、楯諸共ニ倒レ臥ス、面々多勢ニ切結最中

ナレハ、傍リ^(行カ)ニ楯ヲ持可キ人モ無シ、此ニ曾木播磨ガ家来名島弥右エ門^{播磨ハ今加治木曾木貢ガ祖、弥右エ門子孫喜平次トテ今ノ貢ガ役人也}主人ヲ助テ切合シガ、此ヲ顧ミテ止ム事ヲ得ス、走寄テ右ノ楯ヲ取テ 忠平公ノ御馬前ニ突立タリ、播磨ハ介ル家来モ無ク敵ノ多勢ト切合テ、終ニ爰ニテ戦死ス、弥右エ門ハ楯ノ蔭ヨリ此ヲ見テ齒ガミヲ成セトモ、大事ノ楯ナレバ捨モ成ス空シク持居タル処ニ、敵中ヨリ長峰弥四郎ト名乗リテ、日之丸ノ前立物ニテ三尺計リノ大太刀ヲ打振テ抽テ来リ、公ノ御甲ヲ切廻シテ弥右エ門カ甲ニ切付タリ、公モ御難儀ノ処ニ、竹下又左エ門・瀬戸口八郎左エ門、但チニ走掛リテ長峰ヲ切り伏ル、敵ノ大将伊東新次郎士卒ヲ下知シテ廻リケルガ、忠平公ト三隅田辺ニテ相遇タリ、新次郎鎗ヲ撚テ掛ル、公モ鎗ヲ御合せ、遂ニハ新次郎ヲ御突伏ナリ^{一説ニ新次郎ハ鎗ノ上手ニテ、御鎗合ノ時 忠平公ノ御鎗先高クシテ危カリシヲ、御中間何某心得テ御召馬ノ諸膝ヲ打シ故、備ト膝ヲツキシニ因テ新次郎ガ真中ヲ突セ玉フ、膝ツキ栗毛是也、油ノ木崎ヲ突セ玉フ時ノ事ニ非、新次郎ハ鎗ノ上手ニテ、^(袖カ)スト云、飯野ノ人物語ナリ}、御骨ヲ折ラセラシニヤ、暫シ御腰ヲ掛サセ給フ野石アリ、今ニ三隅田ノ側ニ矢来ヲ結び御腰掛ノ石ト云、

亦其側御鎗合ノ場ニハ後ニ六地藏ヲ御建立アリ、此モ今ハ矢来ヲ結ビ、廻リニ小杉ヲ植テ表トス、大将打レシカバ敵少シ色メク所ヲ、加久藤へ遣サレシ遠矢下総ガ勢・加久藤勢・菱刈輪番ノ勢追々馳来ル時ニ、鎌田寛柄(柄カ)ハ漸々此時末長川ヲ打渡リ、鳥越山ヨリ敵ノ横合ニ切テ入ル、野間門ヨリモ五代勝左エ門相図ハ好シト関ト起立テ攻上リ、伊東勢ハ僅カノ御旗本ニ色メク処ニ、此ノ三方ノ敵ニ突立ラレ、何シカ以支可キ、大崩ニ崩立テ小木原指テ逃上ル、落合源左エ門ハ伊東又次郎ヲ励(ハゲテ)、必死ニ究テ踏止リ相続テ討死ス、此ニテ伊東勢弥溜リ得ス、小木原ヨリ南木場指白鳥山ノ麓迄人ナダレヲツイデ逃上ル、白鳥ノ現佳光嚴上人兼テ伊東調伏ノ法ヲ修シ、又牢人者ヲ養ヒ置キ、門前ノ者共へ竹具足・紙小旗ヲ用意シ、兼々備へ有ケレバ、今朝ヨリ門前へ勢ヲ揃へ、門前ハ牢人者凡テ三百人竹鎗・鎌鎗手々ニ携へ待居タレバ、伊東勢ノ逃上ルヲ見、今コゾト関ノ声ヲ挙ケ、坂ヲ下リニ切テカ、ル、伊東方案ニ相違シテカサヨリ落ル勢ニクダカレ、是非無ク本ノ木崎原へ引テ下

ル、上人又小僧共ヲ下知シ、紙ノ白旗ヲ作り山々処々ニ立サセシ故、遠目ニハ鳥津ノ白旗夥シク翩翩タリ、相良勢モ伊東ノ注進ヲ得テ、四日ノ朝求摩陣迄出張シ真幸表ヲ見下シケルニ、飯野・加久藤ノ城中ハ元ヨリ、諏訪山ヨリ東ハ横尾・八幡・本地原、向ハ白鳥山ニ引続キ夥シク白旗ヲ打立シ故、後詰ニ及スソロく、ト引取りケリ一説ニ、白鳥山ノ白旗ハ惣テ白敵ノ目ニハ鳥津ノ白旗ト見タルナリ、今ニ、加賀守祐安ハ加久藤ニテハ白鳥ヲ射ルモノナシト云、今曉ヨリ木崎原ノ西南ノ古陣原ト云小岡ニ旗一流押立テ、床几ニ腰打掛テ四方ヲ下知シテ扣居タルガ、士卒ニ向テ下知シケルハ前後左右敵勢引包ミタリ、カ、ル時退タメラウ可キ所ニ非ス、唯踏止テ討死セヨト床机ノ場ヲ去ララズ下知スル所ヲ、五代勝左エ門組下ノ士渋谷上総栄國・同ク軍八重直兄弟ニテ討取タリ一説ニ五代ガ家来弓ニテ射タリト云、亦、五代勝左エ門直ニ打取ルトモ云、不審、加賀守打レケレバ、子息源四郎・伊東大炊助も同つ、ひて討死す、此ヨリ伊東勢ハ惣崩に成リテ、南木場より上江筋を我先にと逃走ル、新納武藏守忠元一山ノ城より相図の火の手を見て、三里の道を打込ミに押来り、

般若寺越を下り吉松川をかけ渡り、大溝原より味方に加つて逃る敵を追打す、味方ハ小木原より南木場の間に小川の流れけるに、今朝より血の付タル太刀ヲ洗ひ濯きて通ひタルを、今に太刀あらひ川と云、今に五月比ハ相應の水流ある小溝なり、逃る敵の内に桶ヶ平の要害に馳せ集り踏止らんとするを、鎌田寛政^(標カ)早々攻付て追落し、味方の白旗を立られタリ、此に本地原伏兵の案内富永万左衛門ハ、今や相圖と小高き岡に止りて伺ひ居タル処に、伊東方敗軍と見て、右往左往に逃来て岡の如く登らんとす、万左衛門一人にて叶ましとつゝ立上り、槍先^{鎗カ}に相染の手拭を結び付後ヲ顧みて、今ゾ起れ掛れと高声に呼びければ、臆病付タル伊東勢、岡の後に伏せありとて、皆岡を下りに本道差て落行き、伊東権之介・伊東右衛門^{宗カ}が手勢をまとめて叩へタルニ馳加る、権之助・右衛門ハ下知をなし、返し合せんとする処に、思ひがけなき後より村尾源左衛門か古溝の伏兵咄と起り、此ニ而敵またちりくゝに打崩され、伊東権之助・同右衛門も此ニ而戦死なり、其外伊東方ニ而名を惜む

勇士長倉四郎兵衛・長倉久九郎^{此人日向八千町第一ノ鎗の上手ナリ}・丸目兵庫・別府宮内少・森民部・北原又八郎杯百六十余人、上江筋本地口^(まカ)にての間処々にて返し合せ、思々に討死なり、此に又上江筋大迫門の百姓、朝田の打起しに出て、鳶^(シ鉈カ)なく託を田の畔に立をき、田をよミ居たりしに、花やかなる鎧衣て大将と覺しき疲武者通り行を追掛れば、大将立留り、我首を得さすべし、侍ならハ日表より取べし、凡下の者ならバ日下より討べしとて手向ひもせざりければ、逃る武者に日下・日表ノ差別やあるとつぶやき、右の託ニ而首打落しける、甲と添て実檢にそなへ、大迫門の百姓龜相仕り候と申上る、公の感悅あつて直に土に召出され、大迫龜相兵衛と名を給り、今に飯野西の原に其子孫あり、さて味方ハ惣追の法ニ而、黒木播摩加久藤・飯野の地士二百五十人殿りを成し、整々トシテ静かに押て行く、忠平公にハ衆に抽て小林の内粥餅田の渡りに至り給ふ時、紫糸威の鎧武者馬を輪に乗て采拝打振り退く、味方五六拾人^{マトメ}を円て引揚るさま由々敷見へしを 忠平公御覽し、馬を

早て追付給ひ、きたなし、返せと呼かけ給ふ、此武者取て返し、柚木崎丹後守と名乗りて弓に矢を番ひ待かけタルに、島津兵庫頭我なりと駆付給へば、いか、思ひけん、弓矢投捨て馬より下り跪テゾ居たりける、忠平公降参の色ありとハ思召共、若や我を近々と引寄せ組んと思ふも知ずと、馬ヲ早めて鎗取のべ、馬上より甲の真甲と志しつき給ふ拍子に、御馬前膝を礎と折ければ、丹後が家来比田木玄助と名乗て亦つゞきて掛るを、同じく鎗にて突留給ふ此御馬ハ女馬ニ而甚御秘蔵なりしか、此より膝突栗毛と名付給ひ、八十余歳ニ而死す、帖佐亀泉院ニ葬り田中五右衛門後に石塔碑文あり、又其時之御手鎗ハ城州長吉作ニ而徳之長一尺三寸五部、裏にハくりから龍之きり物あり、表にハ八幡大菩薩之文字あり、今に御兵具所ニ珍襲也、後年、忠平公上方より御下国之御、日州六野原ニ而丹後か事を被思召出、其勇敢之体を御咄有て、其子孫ハ有間敷哉と尋させ給ふに、柚木崎次郎右衛門と云者古丹後か子孫なりと罷出る、則高式拾四石九斗宛行ハレ高岡に被召置しに、其後柚木崎丹後と称し古丹後か実孫也と申れる、段々御詮儀ありしに、此丹後理運にきハまり、遂に次郎右衛門に下し置れし高御取揚ニ而丹後に賜り穆佐へ召置れ、柚木崎平右衛門とて子孫あり、さて此より先ハ敵城も近く候故、黒木播摩申上、粥餅田之小川を限りに追留給ふ、此日討取敵の首数雑兵共に五百余級、味方之戦死同式百六十人程、町田越中忠辰に仰せて頸捨之引導血祭あつて、追々追来る味方を集めて此に

て惣勢勝吐氣を咄とあけ、播摩が備を先へくり出し、横尾坂に御か、り有て飯野之様に御帰陳なり、爰に飯野麓之妻妾共ハ味方勝に乗て小林差て追行給ふと聞て、朝かれいに粥を煮て丹荷に入れ、柄杓を添へ追々持来るか、横尾辺ニ而参り合ひ、忠平公御機嫌斜ならず、馬上より柄杓を取て召上られしなり、然れハ木崎原之御勝利ハ朝の御一戦ニ而、伊東方之歴々悉く戦死、公之御威勢益震ひ給ひ、其後五年過て天正四年子八月高原落城、翌五年十二月七日野尻落城、同九日綾へ御責入、同十日都於郡に押入、義祐本城に乱れ入る、義祐居城に火をかけ豊後の大友を頼て落行き、伊東家の没落破竹之如く成ハ、此全く此一戦御勝利有て、敵の鋒先をくじき給ふに因てなり、先木崎原之御一戦と申伝るハ此也、

此ニ真幸五ヶ所の絵図あり、

寛政十年戊午九月真幸諸郷を廻勤せし時、諸書を参考し、或ハ土地之人に尋問し、地之遠近又ハ其日之時刻を勘考して、他日の考証に書記し置なり、

向井章達夫甫撰

付録

小林之麓に伊東塚とて松植立茂りたるあり、伊東加賀守五輪之石塔あり、此ハ、五代勝左衛門友嘉合堂(掌カ)慶安三庚寅歳十一月朔日彫建すと銘有り、古き墓石ハ後之方に有り、將基駒形の石なり、



高サ五尺二三寸余り

引続き伊東又次郎・伊東新次郎石塔あり、又稲津又三郎・上別府宮内少輔・米良筑後・米良式部少輔・米良喜右助本ノマ石塔猶存す、其余石塔なし、唯松の木之根に竹筒を立たる所、凡二拾五所あり、此ハ今に小林五日町之者共受持にて花香を手向ると也、松樹之下森々として物冷しくさひし、

一 小林昌寿寺に伊東方戦死人名を載たり、伊東又次郎・伊東新次郎・伊東加賀守・伊東源四郎・伊東右衛門尉・伊東権之介・伊東宗右衛門・落合源左衛門・佐土原四郎兵衛・中藏兵衛・中藏半四郎・落合

兵部・別府宮内・別府甚七郎・福永刑部・稲津四郎次郎・壹岐弥太郎・荒武小次郎・野尻右馬之介・野村七郎・中窪駿河守・小森式部少輔・落合新五郎・大塚八郎・川崎主税・飯田肥前守・米良久助・宮崎阿波守・餅原安芸守・小早川弥左衛門・川崎肥前守・佐土原八郎兵衛・稲津又三郎・湯地民部少輔・伊東左右衛門・深川源兵衛・竹井民部・中村壹岐守・右松四郎三郎(福永又四郎脱カ)・福永又八郎・中村新左衛門・福永四郎兵衛・野村四郎左衛門・野村藤七郎・柚木崎丹後・実相院・米良筑後守・北原又八郎・紙屋図書・多津田民部・肥田木孫右衛門・橋口兵部少輔・長藏主殿介・樺山太郎次郎・落合又九郎・佐沢津助八郎・荒武惣右衛門・長藏六郎三郎・丸田兵庫守本ノマ・福永四郎左衛門・中村筑前守・平治部左衛門・森元秀道・肥田木越中・橋口半七郎・落合弥九郎・落合織部・落合源八郎・湯地宮内少輔・釈迦部市佐・壹岐陣台入道・江の木左近・野村三郎兵衛・弓削半七郎・吉野監物・福永清左衛門・福永因幡・肥田木四郎左衛門・多岡記之助・湯地又三郎・中馬三介・落

合新五郎・野村源七郎・福永又次郎・戸当兵部・福

永九郎次郎・築瀬織部・稲留四郎次郎・永倉四郎左

衛門・左近次郎・米良尾張守・川崎河内守・餅原越

中・餅原甚右衛門・中村左衛門・永倉六郎三郎・中

村宮内少輔・落合藤五郎・福永孫右衛門・野村右

近・米良民部・丸尾次郎兵衛・丸田伝内・坂元右馬

之介・坂元七郎五郎・荒武右衛門兵衛・平野民部・

黒木将監・猪鹿倉善右衛門・三井将監・木脇宮内・

曾我甚五郎・野村藤八郎・福永丹後・鈴木又次郎・

井上藤右衛門・肝付与八郎・須田右衛門尉・宮田民

部少輔・後藤助右衛門・福崎三郎五郎・後藤九右衛

門・荒武彦七・永峰弥四郎、凡百二十八人也、

右御合戦記、肝付兼善より受借して写置ものなり、

時にぶん化いつ、のと、しく月ハしめの三日

松玉麗散人 平氏多可_{本ノマ、}

惟新様関ヶ原より御退陣之御供之人數

、穎娃弥市郎

、桂山城守

、大野弥三郎

、大田吉兵衛

、鎌田玄蕃介

、大田弥市

、本田源右衛門(親商) 源右衛門伊賀之郷二而御難儀に及候刻惶多儀にて、
則坊主に被成候事、諸
人御存知之前にて候、
候得共、我首を切て 惟新と号して可出由被申上、

、同名小源五

西藩野史

、岩切雅楽介

、山田弥九郎

、木脇刑部左衛門、相良吉衛門

、後醍院喜兵衛

、本田吉藏

、白浜七介

、矢野久次

、中馬大藏允

、白坂大学坊

、二階堂弥六

、曾木五兵衛

、同名弥次郎

、松岡千熊

、木藤四郎左衛門、帖佐彦左衛門

、肥後舍人

、横山休右衛門

、谷口六郎

、永山半五

、須田善五郎

、榎並甚兵衛

、指宿清左衛門

、末田伴右衛門

、宮牟礼拾介

、健軍為右衛門

、平山七介

、白坂与作

、鈴木休藏

、南郷覚右衛門

、白尾利右衛門

、花堂佐左衛門

、藪田清六

、安楽小左衛門

、伊集院半五郎

、曲田八郎右衛門

、安楽小左衛門

、伊集院半五郎

、川上六郎兵衛

、志摩出雲

、北郷小兵衛

、志摩出雲

、北郷小兵衛

、安楽五郎左衛門

、山下三右衛門

、安楽五郎左衛門

垂水衆 北郷加賀殿内御甲を

持參為被申由なり、

持參為被申由なり、

持參為被申由なり、

、志摩出雲

、北郷小兵衛

、安楽五郎左衛門

、山下三右衛門

被罷出候而御奉公之由候、

飯野へ

、吉田玉林坊

中山早左衛門

福山衆
荒田助三郎

同所衆
黒木太次郎

出木衆
、松元源兵衛

出木衆
、牧山吉右衛門

、桐野掃部

、松元源右衛門

、測上休左衛門

御道具衆長田三平

同、宮内茂右衛門

同、谷山為右衛門

同、最所九右衛門
一作与

同、前田万右衛門

御小者衆、端山才八

、川元与八

同、大重平六

右関ヶ原御供人数終

右御陳御供人数、御記録奉行町田仲右衛門編集し

て (吉貴) 総州様江被差上、巻卷写置候処、此人数と

少々不同あり、見人彼書と糺し合せらるべし、

文化五年五月二日書之、

本書、肝付次郎右衛門より借用いたし者也、
(ママ)

覚

私先祖橋口対馬事、代々御中間相勤候処に、薩隅日

三州之太守 島津兵庫頭(四位方)從三位宰相源義弘入道惟新

公被召仕、相州小田原・朝鮮国・濃州関ヶ原江致御

供、彼地御退陳之刻、纔之御手廻ニ而御道柄御難儀

のミにて、朝夕御膳も相調候儀不叶候ニ付、伊賀之

国之内ニ而在郷へ忍入、小鐘子ツツ盗取、右を以野

山之人なき所ニ而間々御膳を調上候、其裾すそを御供之

人々被下、生命を継致御供候、右之鐘屋者不目池菊

之花三ツ宛三所に有之模様也、右場所御退之節御召

上御馬ハ被差捨候処、有馬善左衛門・江口佐兵衛・

小川与三左衛門立帰り、日統本ノマ之御鞍・正宗之御轡計

を解放、互に持候而御供仕候、夫より兵庫小豆屋助

右衛門宅へ良被遊御滞在候内行散候、御供之面々も

迄々相集候処、右助右衛門術以薪船を仕立、船底に

奉隠、漸兵庫へ被遊御着、薩摩へ御下国被遊候、対

馬本名上野右衛門(太トモ)と申候、朝鮮国ニ而何方城責之御

ニ而候哉、場所不相知候、敵を追討に被遊候時、城

内に逃入候敵を追掛責入被遊候を(大カ)右左衛門御馬口に

取付引留候処、放との 御意被遊候得共、御馬(味方敵)壱人

もつ、き不申候、御扣可被遊由申上候へ共、再三放

との 御意ニ而以之外被遊御立腹、御鞍(鞭カ)を以向頭三

打御打被遊、血流目に入、眼闇候へ共引留居候処に、

頓而御供之大勢如雲霞馳付候へ共、城内きりくくと

いふ音有之候処に、城之橋を釣上ケ候へ共籠門者殿菊扉(マ)に罷成候を 御覽被遊、扱々危き御命ニ而有之付入被遊候ハ、御存命不定なり、大左衛門か御口不放故 御遁被遊候ニ付、後年迄の為に改名被仰付連、右橋を形取、名字ハ橋口、朝鮮国の道路なるニ付名ハ対馬と被下候由ニ而、御指添之短刀備前則光作被下、御自身疵薬を御出し、向頭御打被遊候御鞍の跡疵に御付被下、御短氣に付而無由輕我を被遊由の御意ニ而御付被下、難有次第之由、其時より名を橋名字カ口と申伝候、飯野・栗野・伊集院・帖佐・加治木方々御在城之処へ御一生の間御供仕候、伊東家御退治木崎原御陳之節も、柚木崎丹後御討留に被為召候節之御馬、膝跪騎と世に唱候御馬之口を取勤候、其後帖佐御在城之砌、右御馬(八拾三カ)三拾八歳ニ而相果申候、右死体亀泉院に葬、右守(寺カ)之脇に私居屋敷被下置候、加治木へ 御隱居被遊候而も掛而相勤申候、然処に惟新公御子中納言家久御三男島津市正様御取立之砌、御側廻り末々迄御直に被召仕候内より被指分ニ付、役々鬪取にて被召付候砌、対馬嫡子橋口勝左衛

門事も鬪に取当り、御中間四人之内ニ而市正様御家中に罷成候処、親対馬事差立而御奉公為相勤者ニ而候処、此節右式ニ而御家中に罷成候ニ付而ハ子孫に至り恨可申と存、彼方名跡養子に仕置、御暇仕引入罷居候処、御厩別当衆より首尾克被召仕候者之子ニ而候間、御切米被下被召仕度旨可被思召候砌、御中間浅川新左衛門事於江戸御屋敷御類焼之砌、御宝物之御鞍鎧不出候処、火中に走入出し、井戸に埋置不焼候ニ付、其後御吟味之上立身被仰付、蒲生衆中に被召成候ニ付、其切米跡有之、且又御褒美ニ而立身被仰付候名跡ニ候間、名字迄御厩方へ可被残置との義定ニ而、橋口勝左衛門事角右衛門を其跡に被召置、浅川角右衛門両跡共に逼迫仕、伊集院へ罷居候上野権右衛門・浅川平八と申者に御奉公、跡付属仕、右之子孫ハ、今上野・浅川を相名乗申候、血筋之儀ハ私家本家ニ而、其後又御切米跡有之候間、浅川龍右衛門御奉公仕候、上野勝右衛門子与右衛門御切米上野友右衛門へ付属、友右衛門より次郎兵衛へ付属、与右衛門直子孫八者当分徒に罷居候、今御厩方橋口

名字有之候ハ、橋口対馬事由緒有之跡ニ而候処、市正様御家中御取立に付役々圖取ニ而被差分候故、対馬悴勝左衛門被召付候、跡者^(然カ)大切成名跡、御厩方に断絶仕候儀笑止に思召、別当衆より藤崎十郎兵衛弟半五を名跡^(被脱カ)に召付、橋口半五と名乗候、半五直子無之故、兄十郎兵衛二男半之丞と申を養子に仕候、当分御厩へ有之候上野・浅川・橋口^{右欠歟}字皆私家より為出名跡ニ而御坐候、朝鮮国より御帰朝之砌立身被仰付、士に可被召成との仰出ニ而候得者^(其カ)、別而逼迫者ニ而候得者、士に被召成候ても武役相勤申候助力無御坐候、今通ニ而召仕置被下度奉願候ニ付、御感状忝通被下、其通ニ而被召仕候、然処に伊集院へ対馬罷居候内、御番之留主に出火に逢、女共計ニ而焼失仕候由申伝置候、私家ニ付候品物にハ、関ヶ原御退陳の節中途ニ而御膳調上候小鐘屋子一ツ、朝鮮国ニ而拝領仕候則光の短刀、吉書之御筆一幅、光久公北辰御本尊一幅拝領仕候、従上代私家伝申讓置候通、右次第御坐候、以上、

浅川新左衛門兼季

寛延二年巳正月十七日改

文化五年戊辰五月二日写之、

平田直次郎平宗可^印

本書ハ、^{次郎右衛門兼善}肝付氏より借用して写置もの也、

^(頼俊カ)俊信一代之内御奉公仕候条々

- 一 永禄四年辛酉、貴久様 御名代として師匠宥泉坊 関東鶴ヶ岡江參詣被申候、階道ハ廻国之支度、在所を二月十三日に罷立候、下向之御京都におひて 八幡之 御正体三ツ相調、背負下申候、今鹿兒島之清水之 御八幡にて候、拙者伴申候て永禄癸亥曆罷下候、
- 一 永禄十二つちの^(七カ)へミ、八代神田之^(マカ)可被^(マカ)之由出合候而、為被談合泉江被差遣候、六月廿日、市来湊を出船申候、其比渋谷之事者^(路カ)敵^(間カ)にて候一日往通成かたきにて、いつミハ伊寿院善左衛門殿被成滞留、七月朔日之^(堀カ)時と談合申候得とも、難義之由申候人候て、市来より兵船被差留候き、
- 一元亀三壬申、為御使僧大泉坊入峰之砌、拙者も被仰

付伴申候、五月十日、市来を出船申候、

一天正三乙亥、(島津歳久) 金吾様御上洛之時、俄に御供被仰付罷登候、六月二日、市来を御出船にて候、

一天正六年つちのへとら、豊州より南蛮へ大船被差渡候、帰朝之刻種子島江相留可申之由候而、成覚坊と六月六日に打立申候、

一天正六年霜月十二日、高城におひて豊州衆敗北之時、佐伯中山まで被差遣候、福泉坊・万蔵坊同道申候て、質人候事(請取カ)談合可申之由愚引申候処、御前より先々帰参いたすべく候よし度々被仰遣候条、過半罷成事をも打すて候、(脱カ)かこしまへ参上申候、

一天正六年、豊州南郡衆肥後表におひて敗軍之様風説候条、罷登候て肥後衆からくり可申之由候、今日飯野より之御使僧同心申候て、十二月十八日に市来を出船申候ハ、(共カ)依難風天草宮之浦にて越年申候、

一天正七年つちのとの卯正月四日、肥州宇都松橋に着船申候、最前三原閑松に申通候、同八日くまもとへ罷越候て、(本場カ)以来 休心城殿江申入候、罷帰候て同十五日三船江罷越、慮外之無、(会釈既カ)身体及(破滅カ)候へと

も、様々申分、以舟津主税助大かた此方之御意趣申たるまてにて、(宇カ)宮都殿・城殿ハ申調候条、殊之外御入魂にて候、

一天正八年(庚辰カ) 十月十六日、上井殿肥後表へ御出張之御供申候、泉まで罷越候、宇都殿・城殿(行カ)へ龍造寺殿・秋月殿江御用之儀二付、十月廿五日米之洲を出船、平川和泉就身体之儀、泉長坊・郷田殿被仰添候条、城殿内存承候て以兩人御返事申候て、従夫日ひら・安楽寺はまいくらあたりハ隈部方依下知途中あしく候へとも、城殿以才覚漸飼間野(伝カ) 二筑後江罷通候、其ころ龍造寺よりは梁川蒲地殿江着陣候、鍋島殿へハ酒見へ在陳候御用筋申達候、然れば大隈藏人被相付佐賀江罷越、隆信へ申入候、その砌より就心持ハ相達候様に見及申候、又秋月江罷越、以内田助左衛門殿申候、(種実カ)殊之外御入魂にて候、高良山よりは座主以馳走路次(種々カ) 被入、(精ニてカ)候うへ隈本へ被送宿候、霜月廿二日ニ合者江薩州衆被相働候条見申候て罷下候、

一天正十年ミつのへむま、(信長就カ)従 土龍難題 (足利義昭) 公方様・毛

利殿・小早川殿・吉川殿・長宮・昭光・昭寿御用段
候て九月十日に罷立、十月四日(土州カ)浦戸江着船候、

其比長宮阿州江被成御出馬、御留守にて候、然れとも
やかて帰陳候条、同十八日二見參、之れより(雲辺寺カ)其辺
寺罷越候て、讃州観音寺殿以馳走、霜月二日朝、備

後頼江罷渡候、同三日に 公方様御座(所カ)山田江(祇候カ)

申候、(信長カ)不慮之儀薩州御地(整取カ)合申上候条(御感不斜候カ)に、

同四日に 御前へ被召出、御馬・太刀拝領仕候、

従夫殿文字儀申上候、最前之儀被聞食置、無分別候

得とも、御取成とかくして御赦免之 御内書被成下、

剩上使として布施殿御下向候、諸方之儀申調、十二

月十七日に吉田を罷立候、布施殿御供申、防州山口

にて越年申候、同十一癸未正月十五日、秋月江罷着

候、然れハ龍造寺心替申候て下向道(不カ)この通に候て、

四十六日秋月江逗留申候、然れとも恵利内藏助以入

魂路次候事申調者、いつかの宿まで被送候、龍より

ハ宮田兵部少輔使者として、上使御礼被申上候、拙

者和泉と名を付替候て罷通り候、馬場五兵衛付以馳

走よこ島より乗船申候て、ういまへ罷渡候、従夫申

(ソカ)上候身体安堵申候へ、ういまよりハ御領内にて候条、
無氣遣罷り下り候、

一同年 八月、阿蘇家御退治之刻、(島津家久)中書様御使とし
て常陸坊と(高知尾境カ)二被差遣候、西越後守を質人二
取候て罷り帰り候、

一天正十二年甲申二月、高来江 中書様被成御渡海、
隆信討伐之刻、就御用段島原江罷渡、(方々カ)方二御用相閉

目申候、四月六日之大風、船中一大事にて候、

一同年九月、肥後吉松の御陳、従夫程なく高瀬ハ御陳
かへ、筑後へは従豊後として戸次道雪斎被取出候、(立花鑑連)
(高橋紹運齋脱カ)

最前より薩州と一味之談合、依無首尾可有軍陣候よ
し為可被仰越、拙者為御使僧坂元寺陳ハ罷越候、し

かれハ細々申達候条、薩摩より下知にまかせられ候
き、薩州惣勢執向ハ十月廿二日被成御開陳候、そ

の比龍造寺ハ高瀬之御陳におひて被逐出頭候、我者
水田より(梁カ)染川に談合申度子細にて被越、(罷越カ)聽て家治江
参会申て諸篇申調候、(陳明カ)候て常陸坊と只二人被下

候、八代に罷着、平田殿へ(祇候カ)申上候、忠棟公ハ於

飯野可有御尋之由被仰旨条、飯野江参上申候て、豊

州陳・梁川之様子申達候、

一天正十三年乙酉、京都へ可被差登之よし被仰付候条、霜月十二日に罷立候て、かこしまへ参上申候、然れ

とも林藤七兵衛尉殿不図下向候て、御談合相替り鎌田形部左衛門尉殿被成御上洛候、拙者者中国江御用

之儀多候て、差登され候、毛利殿江参候て御用段申調候、夫より 公方様江御礼として参上申候、小早

川殿ハ長州御渡海候て、四月二日に芸州吉田罷立候て(伊予へカ) 罷渡候、吉川殿江も為御用罷越候、 公方

様より具馬(奥馬カ)二疋、島津殿様江可有御給候よし被仰出候(てカ) 老人拙者請取可申之段、布施治部少輔殿・多羅尾

勘左衛門尉殿(一字切) 兩人被仰付候、しかれ者も栗も赤間関まで被差下候、小倉より国衆以馳走何事なく下

向申候、其ころ柳沢殿以御取成、武庫様江も義之字御赦免候条、我等請取申候て飯野へ持参申候、其年

者霖雨・洪水うちつき候て、不慮に路中に逗留申候て、六月十一日、やうやく鹿兒島江被罷遣候、其

時之御用度者、 公方様・毛利殿・小早川殿・吉川殿・真木島殿(行カ)玄蕃頭殿・一色駿河守殿・秋月殿・高(昭光)

橋殿・内藤次郎殿・麻生殿・宗像殿・国司右京亮

殿・柳沢(新右衛門カ、元政)郡左衛門尉殿・露月此人衆江御用之儀銘々に申調(候脱カ)

一同年豊州打入之刻も、あまつ、よりつかむれ人も御談合之子細候て被差遣候、

一天正十五年丁亥三月、豊州和融為被成、木食上人御下向、その後やかて多羅尾殿(山田有長雜集より補) 下向、又其以後一色

駿河守殿・沢孫△太夫殿・松田・矢野、奥之浜江着船候、就其儀(沢孫カ) 太夫殿同心申、野上江も参上申候、

一同年四月六日、京勢日州高城江着陳候、上人・一色殿御暖にて候得とも無事行候て、拙者可罷越之よし

被仰付候条、四月廿日に京陳へ罷越候、過半申調候て十五日之日都於郡へ罷帰り候、然る処十六日より

大軍衆被相催、十七日之曉、めしち坂宮部中勢法印之陳へ被相働候、然れとも宮中法陳相被拘留旨、御

当家(被失カ) 御行候、其晩景又々被召出候て、京陳へ可罷越段被仰出候、此方より質人誰々御定候は、可罷

越候段申上候、然者忠棟公に御憑候よし被仰定候間、十八日之早朝、賤部之船陳へ罷渡候、長曾我部殿・

村上殿以御馳走、桑山殿之陳所江罷付候、十九日、小早川殿陳所江各之以同心罷出候、談合之人衆ハ、毛利殿・宮部中勢法印・蜂須賀阿房守殿・風藤左衛門尉(波カ、家政)・尾藤左衛門尉(尾藤)・知意(知意)・門佐殿・黒田官兵衛尉殿・宇喜田八郎殿・桑山修理進殿(福智カ、政直)・福地三河守殿(正親)・羽田長門守殿・多賀吉左衛門尉殿(山田有長雜集)より補(祐忠)・加藤作内殿(光泰)・小川土佐守殿・藤堂与右衛門尉殿△、右人衆終日談合候て、七ツ時分に事果候て矢仕寄せ相留候、高城より質人(先カ)けん二三人相渡候、喜入木部太夫殿(式カ、久道)・平田新四郎殿(増宗)・山口弥九郎殿、其夜之五時分に京陳江差遣(差出カ)しなされ候、桑山殿之陳所江罷歸り、翌日又小早川殿江罷出候へ者、從談合方無首尾之(ママ)之申来事候て、既に事故候条、曾木丹波守殿馬場質人仕為候て、都(於郡カ)江可申入候由存候得とも、又々子細申候て、其日之七ツ半時分に賤部まで罷歸候、陳より替質候事ハ、千賀五郎兵衛尉殿江申定候、上衆一色殿・沢殿同心申候、廿一日九時分、都於郡江罷着候、和睦之事成候条申入候(間カ)今日諸軍之安堵此時候き、御前御感なされ候て御腰物拝領仕候、廿二日(ママ)忠将公之(案内カ)物者申候て

(ママ)罷立候、如約束千賀殿中途にてかへ申候、半途までハ桑山殿・福智殿・多賀殿迎ひとして御出にて候、拙者其夜ハ中納言様より被召出、被成御見參候、廿三日、忠棟公出頭候、中納言様之御念顔不(及申カ)為申、夫より打合候て諸篇(御談合カ)候、其内毎々京陳より都於郡江御用之儀候て(開カ)不知(無障カ)陳罷出候、五月朔日、太守様被成向陳候、夫よりやかに閔白様へ御出頭可有之よし候て、福智殿(二三)川内江御越にて候、拙者彼是案内之事被仰付候、五月三日之暁、京陳罷立候、和融之儀前後申調ひ候ひつれとも、慮外之事出来申候て、日州之事者破却申候、然れとも我等事者悴(老カ)・家吉母(伊集院カ)・從類差捨候て(二字)罷越申候、太守様(懸御日候カ)にハ六日晚景、伊寿院に雪窓院にて候目(二字)依(二字)洪水乘馬などハ郡山江乗捨申候ひき、七日に隈之城まで御供申候、八日にハ泰平寺におひて閔白様御前に御出頭也、其時薩摩之事者被令安堵候、福智殿依急用祈答院(二字)罷通候、又武庫様中納言様へ可有出頭之談合申候条、我々被召入組之段被仰付候条申澄候て、八月廿日、野尻内城におひて中納言

様へ被成御見参候、やかて御帰宅候て 関白様へ御

参上候、幅(副敷)之我々等も御供申候て、鶴田におひて御

出頭候、其時大隅・諸県郡被成候(安堵カ)帰城之御供申

候て、漸卒(之隙明カ)候条、善哉坊に罷帰申候、程なく

太守様御上洛なされ候て、我々身体在所等無落居候

得とも、為御供連長坊六月十一日に罷立候、然者

御上意忝之よし物語申候、殊更御上洛候て御所労以

之外に候、其内吉野(マ)宝江御使僧被仰付、御祈禱之

御護摩調ひ申候よし申候、愛宕山長床坊江も御使僧

として差登せられ候よし、やかて御快氣被成候て

御上洛之御仕候(供脱カ)て(マ)

一天正十六年戊子五月、武庫様御上洛候条、我等御

供之儀被仰付罷り上候、在(京カ)意中に 太守様為御返

三字御伊勢に参詣申(二)拙者外(三)四ホ

武庫様御使僧として高野山之宝性院・廻向院木合上(食カ)

人参合申候き、

一天正十七年つちのとのうし、薩州かた浦に着船之儀

に付、上使細島江(可カ)有御下よし候て、拙者路次(三)

御宿調(二)被仰付、何月廿五日(三)十二月五日(三)

上井電斎(一)美々に着(三)上使御くたり候キレまし

きよし被仰候間、同廿二日より飯野江参り申候、

一文禄三年甲午、豊後之人久々(かへしの)内国之人衆為御

礼(四)大田(一)霜月十八日(キ)参(キ)申候、平戸船に

て罷下り、京都へ可罷立之よし被仰付候キレ十四日

に鹿を罷立候、井伊キレ乗り申候、明る年正月十二

日にキレ談合申候てキレ申調候、二月廿九日に下着

申候、五月十四日にキレ山田江御出馬候て帰参申候、

それより 御陳にしかと詰め申候、

一同五年庄内和用に罷成、山口勘(兵衛カ)様御上洛之時、

拙者も可罷登之よし被仰付、四月廿日罷立候、伏見

へ廿三日参上申候、惟新様大坂へ廿四日に御下り

之御供申候て、廿七日に 内府様御前に被召出候、

それより六月六日かこしま江参着申候、

一同年京都におひて不慮之弓箭出来候に付、十月キレ

肥前表江諸軍衆キレ三月廿日に帰参申候、

一同年八月二日にキレ伊寿院キレ庄内不慮之儀キレ(義)

伯様御使僧としてキレ三月廿八日より け引之御使(カ)

に往返拾度富隈に不(此)断(下)行、

群書合輯

じ、本文略)

口上覚

私曾祖父新納旅庵と申候者、段々御奉公之一筋を以
惟新様御家老職被仰付、多年首尾能相勤申候由御座
候、依之乍恐奉願候私家来とも手札之儀、片書名字
二而御座候間、此節之御改ニ書下シ名字被仰付被下
度奉願候、拙者式近比恐多事ニ奉存候得共、先祖以
来忝被召仕候一筋も御座候間、何とぞ奉願候通被仰
付被下度候、家筋(之儀者カ)此間ヤブレ不知別紙書付差上申候、此等
之趣を以、何分ニ茂宜御取成奉願候、以上、
(戌カ) 戊十月三日

新納弥右衛門印

御小与頭衆中

右、新納弥右衛門口上書を以被申出候、我々とも

小与中ニ而御座候故、添書を以申上候、以上、

小頭

宮之原筑兵衛印

右同

名越清右衛門印

右同

和田次兵衛印

目録

一 木崎原合戦記

一 新納弥右衛門口上覚書

一 東郷藤兵衛覚書

一 木崎原御合戦一件飯野噺より申出

〔木崎原合戦記〕は旧記雜録後編一 六三二号文書に同

三番

御与所

覚

今度新納弥右衛門事、先祖御家老職之由緒を以、家来とも書下シ名字被仰付度旨申出候二付、御伺申上候、爰ニ先例之趣を以、得と相調へ可申出旨被仰渡候二付、左ニ申上候、

一 土持少左衛門先祖土持伊豆事、勝久様御代ニ御家御家老御役被仰付、段々勲功有之候ニ付、寅年手札御改之節、家来書下シ名字被仰付度旨願申上、大玄院様達 貴聞、如願書下シ名字御免被仰付候、

一本城源四郎事、中務太輔家久之末葉ニ而 当中務殿庶流被仰付候、且亦当時大口地頭代ニ而被召移、境目ニ罷在、家来ニ名字付之者無之候得者、私共ニ不成儀而已御座候、且亦私家来名字付之者親代迄召仕、中絶為仕と申ニ而も無之詛を以、書下シ名字被仰付度旨申出候ニ付相伺申候処ニ、地頭代坏之申分ニ而者不被仰付候家筋、且亦無中絶詛を書下シ名字御免被仰付候由被仰渡候、

一本田六右衛門事、先祖以来一所之地をも被下置、且又曾祖父本田六右衛門事者御家老御役ニ而、代々地頭職をも被仰付候由緒を以、家来手札之儀此節先片書被仰付被下度旨申出候ニ付、段々御調被仰付、土持少左衛門先祖御家老職ニ付而者、書下シ名字さへ被仰付候先例御座候趣被聞 召達、其身願之通先片書名字可申渡旨被仰渡候、

右之通、御家老職且又本城源四郎家筋并無中絶詛を以、書下シ名字願通被仰付候、然者新納弥右衛門事、何様ニ可被仰付候哉、得御差図申候、以上、
戊十月十八日 札奉行所

口上覚

此節手札御改被仰渡候ニ付、私家内手札申請筈御座候、曾祖父東郷肥前入道重位代より亡父肥前代迄、諸事役人名付ニ而相濟候、宗門手札改之儀も其通有之、家来手札之儀も名字書下シ仕来候処ニ、亡父肥前事在江戸中ニ手札御改之節、役人何様ニ不考仕候

哉、肩書名字帳内相調差出候ニ付、其通手札被下候

故、重而御改之節其御断申上(覺悟カ)覚語ニ御座候処ニ、肥

前事中氣差起り長々相煩罷在、諸事ともに頓着不仕

候、私儀者別而幼少ニ有之、其以後右之御断申上候

儀延引仕、此跡御改之節迄も肩書名字ニ手札申請候、

重位代より親肥前代ニ至被召仕候品も不相替、勿論

何ぞ無調法之儀も無之処ニ、家来名字之品も可相替

儀無御座候得共、右申上候様ニ、役人無調法故片書

名字ニ罷成候儀迷惑仕候、代々地頭職をも被仰付、

御太刀・二種一荷進上仕来候、私

御目見仕候節も其通御座候、重位事別而首尾能御奉

公仕候故、過分ニ御知行被成下、誠ニ難有仕合御座

候、夫より以来

御代々様御師匠被仰付、仕来筋目ニ而候故、右式結

講ニ被仰付置、私儀乍無調法者、長年被仰付候訳も

御座候而、難有次第奉存候、依之奉訴候役人付之儀

者、御役を限り被仰渡趣御座候由承知仕候、書下名

字之儀者私或並之衆ニも有之由及承候間、此節之御

改より、先例之通家来手札之儀者、名字書下シ被仰

付被下度奉願候、尤、私之儀ニ御座候得者、新規ニ

家来共寄置為申ニ而も無御座候、何れも先祖以来書

下シ名字ニ而召仕候子孫共ニ而當時召仕置候間、以

前之一筋を此節願之通被仰付被下度奉存候、於其儀

者実儀外聞難有仕合奉存候、此段早々可申上儀ニ候

処ニ、先比より病氣ニ罷在、延引仕候、重位より由

緒別紙之通差上申候、此旨宜被仰上可被下儀奉頼候、

以上、

戊八月廿三日

東郷藤兵衛印

札奉行所

口上覚私家由緒書

一 東郷肥前入道重位、於京都示現流之兵法相伝仕候儀

を

(家久)中納言様被聞召上、其比之御師匠待捨無二劍東新之

丞江大龍寺於御屋形立合被仰付、被遊上覽候、新之

丞太刀少も出不申、重位打勝申、首尾よく御座候、

左候而、御前退出仕相扣居候処ニ、御奥江罷通候

様ニと御意候ニ付參上仕候処ニ、中納言様御自身

〔東郷実満覚書より補〕

▽木刀を投懸△御腰物を御拔懸、被遊御立合候、重位木刀二而首尾能仕候二付被遊御悦喜、則座二御師匠之御契約被仰出、国分御上様御酌二而御土器頂戴、御腰物拝領仕、冥加至極難有仕合御座候、夫より御

兵法御指南多年相勤申候、依之難有御書及数通頂戴仕候、殊二御高千石被成下候処二、余り恐多奉存候、

千石之内先四百石申請、残六百石差上置候、且亦坊

泊地頭職被仰付候、其上居屋敷之儀も 中納言様態

と被遊御差出、御見分之上御見合を以拝領仕候、御

城近辺、且亦上下之人数稽古最寄まで被遊 御考、

屋敷被仰付候由御意二而御座候由、且又世悴肥前并

亡父(東郷重利)肥前迄者御代々様御師匠被仰付、 中納言様・

寛陽院様(光久)・泰清院様及数度被遊御光儀候、右通 御

代々様御指南仕、御參勤之御供多年相勤申、流義無

隠成候事、

一 重位事、 中納言様御參勤御供仕候砌、伏見御川舟

(本郷義則)二玉川伊予・御小者壹人・御船頭壹人・重位被召乘

候処二、加藤肥後守殿御家中於中途參合、右乗舟之

引繩御船之上を引通申候二付、御船頭其繩を切申候

二付船流れ候、乗衆立腹仕、陸江揚、御船繩之水主追払、其繩を取、御船を陸壹式間曳寄せ申候、御供舟者御跡二而御船壹艘二而為相究砌二成立申候、

中納言様被遊御(覚悟力)覚護、伊予・重位も其覚護仕、既二水二飛入可申と仕候を、

中納言様長刀之石突二而御押へ、時分御存可被遊よし御意候二付扣居申候、其時右拔身二而御船江仕懸候者共も、重位気色且亦此御方様と見知上、おもな

く引取為申之由候二付、其場首尾よく御座候、其夜伏見江被遊御着、御月見二御差出被遊候者、今昼之

儀御究被遊候処二、御運強く候而事も不出合、右之ものとも相廻候、拟右之者共之内頭立候者御見知被

成候二付、陸江御上り候者、先壹番二右之者を御討可被遊と被思召上候、重位者何様二存居候哉と 御

意候、重位申上候者、私儀者左様二者存不申候、敵之差別不仕、間近き者共より、壹人も討もらさぬ心

底落着仕罷居申候通申上候得者、今日も九寸五部を用候二付其段被心掛候、御腰物之内別而御秘藏二而

候得共、是を被成下候間、末々迄相伝候様二と御意

候而、関禪定之御脇差拜領仕、重位より亡父肥前迄不放身秘藏仕候処、

泰清院様切れ勝れ候刀急(兼々カ)ニ御尋被遊候処、右脇差之儀被及聞召、御望ニ被思召上候ニ付、亡父肥前より

差上申候処、別而御秘藏被遊候処ニ於江戸御病氣御差上申候処、

大切ニ被遊御座候御、為御立願(愛宕カ)愛宕ニ御上ケ被成候、

其後伊勢平右衛門申請、于今拾兵衛格護仕候事、

一 重位事、(義久)龍伯様・(義弘)惟新様御前江折々被召出、御両殿より御筆をも頂戴被仰付、于今格護仕来申候、

一 惟新様御意候者、

中納言様御事、示現流成程被遊御心掛候ニ付、別而仕合ニ被思召上候、弥以已後とも之御指南可申上由

難有御意共御座候事、

一 大猷院様御取立之柳生飛(彈カ)彈守との一二之弟子福町七

郎右衛門との・寺田庄助どのより、元和八年春之比、

於江戸重位立合を望ミ被申候、天下衆之儀ニ御座候

得者、遠慮仕居申候得共強再三望ニ付、伊勢兵部殿(貞昌)

江得差図、重位立合仕候処ニ、兩人ともに太刀出不

申、重位打勝申候、依之右兩人則重位弟子ニ被罷成、

右之衆神文等に今格護仕候、右福町殿・寺田殿儀者公方様御打出ニ而能御存候人ニ而御座候由、其節立合御重位より強当申候て、忝人ハ其後痛相果為申由候事、

一 大猷院様より其後重位示現流之儀被聞召上、

中納言様江重位事御所望為被遊由ニ御座候得共、御

秘藏被思召上候ニ付、重位儀ハ相果申候由為被仰上

之由、依之其已後御參勤之御供不被召列候事、

一 御仕置ニ被仰付候科人討手ニ折々被仰付、或宿所或

ハ於中途ニも參逢次第段々討取申候事、重位一世

度々相勤候、且亦橋口小藤太御成敗之時分、鎌田前

左京・重位兩人江從

中納言様被仰付候節、則光之御腰物重位江拜領被仰

付、右御腰物を以仕候様ニと御意有之、別而難有奉

存、右御腰物を以重位首尾能小藤太を討果シ申候、

右之段 中納言様被聞召上、以之外 御機嫌能被成

御座候、左候而、御意御座候者右腰物殊之外大切ニ

為仕由被聞召上候条、先被召上候、右代ハ重而御見

合可被下由、御意為被遊由候事、

一 重位隱居被仰付候御、

中納言様より 御意候者、当分之高二而ハ難統被思召上候ニ付、為隱居料御高百石被成下、難有頂戴仕候事、

一 重位年罷寄相果候御、

寛陽院様被遊御光儀難有 御意被下、誠以恐多冥加至極奉存候事、

一 祖父肥前重方儀、

寛陽院様御年若之砌より流儀御指南申上、毎度繁昌仕候、重位引次ニ坊泊地頭職・町奉行迄被仰付置候、且亦御郡座新規ニ被召立候砌之儀肥前江被仰付、最初より相勤、御役座規模も相究候、其後 御分国中一統大御支配被仰付、多年相勤申、御朱印御高不足仕候処、致都合候外ニ増御高式万四千石余り出来仕、結構ニ御内檢御成就有之候、右増御高者、郡座付御藏入ニ別立被仰付置候、其已後肥前以見立石御高之^(右九)所務ニ而新地御仕明仕候処、諸品之相応申、大分之御高出来仕候、夫より当分ハ帖佐与御藏入と唱申候、其節より新地之儀始り、肥前勲功仕、于今御郡座に

相知レ申候事、

一 肥前重方事、

御朱印御高致不足候処、以勲功都合いたし候ニ付、別而御喜悅ニ被思召由ニ而為御祝御料理被下、其上御褒美先御高式百斛被下之旨被 仰出、拝領仕候事、

一 亡父肥前重利若き時分、

寛陽院様御參勤之御供仕候処、

大猷院様被聞召上、古藤兵衛入道子孫ニ而可有之候間、流儀可被遊 上覽由被仰出候ニ付、 寛陽院様被仰上候者、重位子孫ニ而流儀相伝仕候得共、年若御座候、重位嫡子于今罷居候間、国許より召寄せ、可被備 上覽旨被仰上候処ニ、先藤兵衛兵法を可被遊 上覽之旨被 仰出、御日限迄相究候節、無程上様御不例ニ被遊御座御他界ニ付、其儀無御座候由、其後 ^(綱貫) 大猷院様御兵法御師匠被仰付、多年御指南申上、依之

泰清院様御事及数度被遊 御光儀候、将亦備前兼光之御腰物拝領仕、于今格護仕置候、諸事難有御意とも段々有之、亡父代ニも数度被遊御光儀候、御筆等

迄頂戴仕、冥加至極御座候、且亦先祖代々不相替坊泊地頭職御練替有之候、左候而、御兵具奉行・吟味役迄被仰付、江戸御參勤之御供數度相勤申候、

一 寛陽院様より亡父肥前重利江早川之名字御免被下候者、肥前事於他国も方々使者をも相勤候二付、於他国二も差支儀も有之へく候間、向後者他国二而早川肥前と相名乗可然由候二付、早川名字御免被下名乗来候事、

一 中納言様御代より 寛陽院様・

泰清院様・ 大玄院様御師匠相勤候故、正月二日弟子中召列登城仕、於御前兵法初被仰付、

殿様二も御始之兵法被遊候而、御旧例程二御座候、御盃頂戴仕、弟子中不殘於 御前御通被下来、難有

仕合二御座候、右之通 御前江も毎度被召出候処、

肥前事病氣二勞^(マ)罷出体二も無之候、

(脱之) 中納言様より重位江、示現流之儀至末々断絶不仕様

二心掛申儀、御奉公之第一二而候と折々為被遊 御

意由、肥前相果申候御迄も為申聞置儀二御座候事、

一 寛陽院様二御代^(御代ニカ)示現流元祖并重位位牌所能学寺取立

申度由、祖父肥前代二申上、御免被成下難有御意二而、弥取立可申由被 仰付候二付造建仕、善吉和尚并重位位牌所安置候、殊二

中納言様御筆二重位絵像被遊、末々迄相伝候様二と于今格護仕置候、年首二ハ絵像掛、弟子中旧例之兵法初仕来候、且亦能学寺江寛陽院様両度、 泰清院様壹度被遊 御光儀、難有次第奉存候、其上上使通路之砌、右能学寺江両度御宿被仰付寺之由、能委細為被聞召上由候、且亦善吉和尚位牌寺京都天寧寺江能学寺之儀相知、先年両度使僧有之候、尤、書状之往来有之候事、

右之通、段々難有被召仕候二付、先々代々至拙者二迄折目之

御目見仕候節ハ、二種一荷・御太刀目録進上仕、御礼申上来候、私迄家一筋之儀を以段々難有被仰付候事、

宝永三年

戊八月廿三日

東郷藤兵衛^(実測)

糺合濟

日州真幸院ハ北原家の旧領なりしに、北原之氏族漸々とおとろへ、飯野より西方ハ皆

御当家に随ひ奉る、小林より東は伊東方江属す、然るに伊東三位入道殿恣ニ逆威をふるひ、薩隅日三州之太守たらん事を思ひ立、飯野へ発向すへき企有之由流聞す、是によりて伊東方押へ之ため

貴久公之賢命に依り、

兵庫頭忠平公永祿七年甲子十一月十七日、加世田より飯野江趣(赴方)んと欲し玉ふ所江、こゝに横川の城主北原伊勢之助逆心を企、かの道路を支へける故に、不防之地より 御越有るへきとて、霧島山の險阻を御凌ぎ 遊はし、飯野江至り給ふ、夫より先横川の城江押寄、かの北原伊勢之助を

御誅伐なされ、夫より飯野江皆城を御かまへ被成、永祿七年より天正十八年まで二十七ヶ年 御在城、飯野ハ敵国の境ひなる故、御婦人ハ新城江御座なされしとなり、然に永祿十一年戊辰十月、伊東新次郎殿・同加賀守とのを大将として、求摩相良家江心

をあわせ、飯野原田之内田原といふ所江出張して、要害にさ、へ陣をかまへ籠居有、

註田原陣ハ飯野御城より南之方広野なり、南之方細き尾筋の小道有、其外東西北ハ深谷、飯野御城に向ひ一筋敵付之入口ありて、要害けんご成ぢんしるにて、い、野御城より一里一丁二十五間有、

此事

忠平公被聞召達、潜に内小野相模坊江仰せて、かの陣中に忍ひ入、針を地中に埋め(兵道之要術なり)、此故にや陣中万事悪事のミ出来せしとなり、忠平公なほも 御城を堅く守らせ玉ふ、伊東方ハ城江奇んと隙をうかかふといへとも堅く城を守り給ひ、いまた一戦もなかりしに、

忠平公御智謀を廻らされ、田原陣より東北にあたり本地原といふ所江深き古溝あつて、勢を伏へき所なりけれハ、数多之人数を夜の内に伏置れ、夜明て本地より田原陣の向江鶉狩之体ニ出立せ、人数を出されけるに、田原陣より是を見るに、あれ討取と右往左往に討て懸る、鶉狩之人数者此体を見てしつゝ

と引退く、伊東勢ハいきおひに乗て追懸る、味方敵を思ふ図におびき入、味方の伏兵一度に起て伊東勢之後より相図をなし、おめきさけんで切て懸る、思ひ寄さる敵に跡を塞れ、猶予する所を無二無三に切り崩す、鶉狩之人数も返しあはせ、前後より責立引つ、ミて、残り少なに討取たり、夫より伊東勢堅く陣を守て出ざりけり、然る処に伊東修理太夫との卒去之よし到来す、依之田原陣江放火し焼払ふて帰陣なり、

○伝に云、伊東修理太夫との敵方調伏之為岩崎之稲荷社參籠有しに、彼社におひて卒去せられしと云ひ、
○伝に云、或時

忠平公諸士を召されて曰、当家者 忠久公より信心にして堅榮なり、仏神を崇め先祖を敬ひ、武略を修し文教を勤、国代益隆なり、自今以後其旨不忘、別て家を守るハいよく此旨を専らとし、不レ可レ乱ニ
国家之行義一、予辱も

義久公の舎弟として少時より身を弓箭之事ニ委、奉命危難之間事数年不舍昼夜、所々におひて数多之強

敵を打亡し、大利を得畢ぬ、依夫国土安穩、武運長久之時に逢ふ事も、是ひたすら諸士各数度之合戦に粉骨を尽し、大敵を討亡し軍功之ゆへなり、然に今度伊東之逆徒を押へし為、

貴久公之賢命を蒙り当城にいたる、然者伊東之逆徒を退治し、多年之本懐を可達事、猶偏に面々の武略・軍功を頼むと被成

御意ければ、おのく謹て承知仕し者也、

○又云、諸將・諸士登城之節、

忠平公被仰出しハ、夫人の本と申伝んハ聖人をこそ申侍らめ、夫ハ今の世にハ有へからず、古の堯舜・夏禹・湯・文王・武王・周公旦・孔子より外ハ有間敷候、聖人とて世にゆるされたる人も侍らず、日本にハ聖徳太子・太師達などをこそ申へからん、聖人と申ほとの人者万にかけたる事なく、天地と志を一にして日月と徳を並へたるほどの事なるへし、よの常にて賢人杯をそよき人と申伝らん、夫ハ今ハ有ましきなり、賢人などの位に成ほとの人ハ更に我身といふ事を思ふべからず、偏に国の為民の為心を碎き、

おのれを忘れ人をはこくむへきなり、又親しきによりてあしきを憚ることなく、疎によりて能をかへす事有間敷なり、道理といふ事一をも(ママ)偏頗もなく行なひて、世をしつめ人をめくむなり、君をあがめ親を敬ひ、兄弟之道を違へず、朋友之礼を乱らず、能を遷し悪を捨、忠有者を賞し科有者を罪する、其分際に違ふましきなり、名利を盗す財宝を重くせざるべし、ケ様之人こそ賢人とも君子とも云へるべけれ、左様之人ハ今の世にハ有かたし、大かた仏神をも心に懸け国をも民をも助け、我身を先とせず、さのミ欲心に耽らず、道理を先として私のなからんハよき人なりと古語にも見得たり、予常に是を思ふといへとも、いかてか是にあたる事能ハす、国に謀る臣有時ハ其国不危と云へり、万事に付常々あしき事あらば、必ず諫言すべきと被成

御意けれバ、各謹て奉承知しとなり、

○又云、才学勝れて唐・大和之事を知たりとも、夫二

有人所歎

よりて心之よき事も間敷なり、何もしらぬ人なりと

も、おのつから道理を知たる人そ学文したる人と申

へき、如何才学有とも、道理に背きたらんは学文せざる人そと見得たり、又北条時政より九代保たる事も都而才学のすくれたる事ハなかりしやと、貞親政要・式条などいふ物計を覚て私なくおこなひし程者、都而世も静けに国も目出度そ侍し、纒成家内を治め侍らん事たにたやすからず、況や国郡之事を取沙汰し侍らん事、誠二人の愚用をも撰はるへきなりと故人之書置れたり、又人之内に者謀臣(謀臣カ)とて常に悪事を謀候事、何より国家之重宝なり、良薬ハ苦けれども能身を佐く、毒ハあまけれども後に病ひをなす、古の名君ハ諫言を聞て其人を拜し給ひしと云へり、自今予方に付て大悪ハ勿論、(小カ)少事も悪事あらバ必前にいふごとく、常を諫めよと被成

となり、

元龜三年壬申五月三日夜、

忠平公御日待をあそばし、諸士各多人数(伺候カ)何公有しに、

曉方に成し頃、肥後民部御庭前に立出けるに、加久

藤之方江ほのを頻りに見得し故、則 忠平公江言上

す、依之公を初御前伺公之面々御供にて、西之原迄出

御遊し御覽あるに、猶もほのを天をこがす、是尋常の火ならずと御不審之折節、上江死苦村藤元丹波といふもの走來り申上けるハ、今夜上江筋おひた、數人馬之物音、くつはの音相聞得、走付是を見候に、數千の大勢加久藤をさして押通り候と言上す、

註死苦村ハ御城より二十二丁余、小林より加久藤の通路ほとりなり、右丹波事、智勇勝れたるものにて、忠義之心掛深きものなり、此外にも段々忠節有之候、

忠平公被聞召、是は伊東勢忍て新城江おし寄、民屋に放火し、其ついへに乗て味方の備なきを責んとて計しものなり、然れハ敵の謀に付て、却て味方の謀を用ゆへしと、御供之諸士前後を守護し奉り御帰城あり、兼而被定置し相図をなし給へハ、諸士各兼て覚悟之事にて何かは猶予すべき、しばし之間に諸士おのく御城江走集る、

忠平公甚た御機嫌よく御手配をばなされけり、喜

入掃部ハ一手を卒^(率カ)し、新城之後詰たるべし、敵勢新城を退き木崎原上之岡を後に當て、要害として備ん

事必定なるべし、依之五代勝左衛門ハ一手を卒し、木崎原野間村之内江兵伏し、敵の進退時変を計て横合に當るべし、鎌田寛栖^(政年)ハ野谷筋を通り、敵新城引退ハ、敵の進退に依りて敵の不意を横合に討べし、さて又有川雅樂^(貞真)之助者かねて覚悟せしに、木崎原辺

を地伏に兵伏し、敵の色めき立を能図と見て起りつべし、村尾源左衛門^(重俊)ハ一勢を卒し、敵の帰路本地口古溝江兵伏し、敵の敗走をうつべし、扱また二八坂・諏訪山・横峰八幡之峠旗計りを立、軍勢叩へたる風情を示すべしと、其外もる、所なく軍慮を廻らされ御下知あり、御手配終りて

忠平公諸將・士卒に被成御意けるハ、軍ハ勢の多少によらず將之計と諸卒之勇臆にあるといひし、味方ハ小勢なりといへとも、皆以万夫不当、金鉄之士なり、今度之合戦国家之大事なり、偏にかたくが勇を頼としミくたる蒙り御意、おのく頭を地に付御受を申、謹て言上す、御普代之御家臣にて国

家之重恩を蒙り奉る事、申上に詞なし、此時にあら
すんハ、何れ之日頃父祖〔累代カ〕類代之御厚恩を報し奉るべ
きと申上れハ、

忠平公甚た 御機嫌よく、今度之合戦勝利を得る事
疑ひなしと

御喜悅あり、夫よりおのゝ請取の場江勇ミ進て進
発有けり、伊東勢者三千計り、伊東新次郎・同加賀
守・落合源左衛門等大将として、加久藤民屋を放火
し新城江押寄せ、搦手之方江鎗掛口とて本丸ニ通ひ
たる小瀬戸あり、是を如何して知たりけん、夜半過
鎗掛口之瀬戸入口迄押寄しに、此瀬戸口江樺山常陸
坊といふ山伏一家住居したりしに、常陸敵の不意に
寄たるを知り、父子三人切て出、多人数扣へたる風
情をなし、継げや継げとおめきさげんて、敵の多勢
をさ、へ防き戦ふ、敵多勢なりといへとも、一筋之
小瀬戸掛故、わつか三人に支へられしは戦ふ処に、
この騒ぎに新城の人数もつゞき来る、夜もはや、ほ
のゝと明たりける、然る処へ加久藤より西外城番
代者とも追々走継ぎ、伊東勢ハ尚敵計りあらん事を

恐れて、木崎原の方を指て引退く、

○〔説カ〕祝二日、新城へ被召仕置候女しつ有て御暇給ハリし
に、此女伊東方江在付、鎗掛口之小道を教へしとい
ふ説あり、又ある説に、敵方へ帰忠之者教へしとい
ふ説もありと、

忠平公ハ御旗本之御備四五拾騎を引卒し、五月四日
辰一天に

御出馬、 御本丸之後より新城江継きたる台あり

(本道よりハ不見得候なり)、是を御通り新城江と

御出馬被遊候処、遠目番之者より、敵ハ早木崎原之
方をハ下りて引退き候と言上すれば、夫より直に野
谷筋を御通り二八坂江 御出馬被遊、此所江しばら
く 御陣をすへられける、伊東勢は加久藤小田川之
瀬を打渡し、大将を初め諸軍勢人馬之息をやすめ、
兵糧をつかひ息を継ぎ居て諸方を見廻せは、四方ハ
面白旗ひるかへるを見て大ひに驚きある、夥し敵の
勢四方山に充滿たり、兼而の陰謀敵にもれ、却て敵
之謀に落入たり、せめて山つたひの帰路を塞かれさ
る先に山路より引退くべきと、夫よりさわぎ立、我

先にと木崎原西之川原を登り、白鳥山をさして登らんとする所江、白鳥山座主光厳上人、門前者又ハ牢人者を引卒し坂を下り責かゝる、

○伝に曰、光厳上人権現宮江御暇申として詣られしに、宝殿の御戸主つとひらけて有けれハ、上人是を見て、最早権現ハ御出陣なり、愚僧は後れ奉りしとて、夫より飛かごとく急かれしとなり、

敵勢是を見て又引返し、南木場をさして登らんとする所江、山を下り数千の軍勢きおひ懸る、又四方八面山野谷峰、白旗をなびかせ、雲霞の如く大勢之扣へたり、敵の両将新次郎との・加賀守との云し、本道はいふに及はず四角八面敵の勢皆歸路を塞けり、今ハ早籠鳥の如し、天を翔り地をくぐるより外にもれて落へきやうもなし、是一朝一夕の故ならず、伊東の家運是までなり、忝人も生て国に帰らん事を思ふべからず、ミな必死に極め切ていさきよく打死すべし、此上ハ木崎原の広野へ出張し、はな／＼しく打死して尸ハ戦場にさらし、名ハ後世にととむべし、必ず不覚を取へからず、一足も退んものは打共捨へ

しと、夫より木崎原へと引返し、

○伝に曰、雲霞之大勢白旗をひるかへし向と見得しに、始終何方の勢とも不知白旗と見得し者、白鷲多くむれいるを白旗と見得し、是白鳥山権現の御方便なりと

忠平公被遊御意、各かんし奉りしとなり、

○伝に曰、此時兼敷約の通相良方より伊東方江加勢して新城後詰の勢二手ニ分け、互に約なして云、龜忽に懸るへからず、先ツよく敵のきよじつを見極て進発すべしと一手の勢はる山の上の峠迄出張し、又一手ハ飯野・加久藤両城の左、高野のめん江出張す、はるかに諸方を遠見するに、山々峰々所々四方八面、白旗ひるがへつてゑん／＼たり、是を見て、あら夥し、敵の備兼而陰謀敵かたへ流聞せし事必定なり、味方是に進発せん事、魚のあじろに入かごとし、却て敵の謀に落入、忝人も活る事あるべからず、其上国家の後難たる事たなこ、ろを見るか如し、進退とも時の変による、こす敷は引とれと云ふま、に跡を蔑見すして引退く、此時ハ

忠平公ハ二八坂より敵木崎原江引返すを被為 御覽、直に木崎原向の川瀬を急に御渡り被成しか者、御備少ししとろに成、御備を立直し、御旗本は四武之御備にて中陣に備へ給ひ、諸將を前後左右に備させ、夫より備を押し給ふ、敵ハ木崎原上之岡を後に當て、前後に備へかさにか、つて士卒を励し、必死に極め切て勇ミ進んで責かゝる、味方之前陣三角田近所まで備をおし出し、しころをかたふけ折しきたり、敵の前陣尚笠に懸て責寄する、相近きに成て、すはや今やと味方の勢鎧先太刀先をそろへ、おめき叫んで突入切入れハ、敵も鎧先を交へしはし防き戦ふ、然る処に味方左右の備へ騎馬を出し駈け立れハ、敵もまた騎馬を出して馳せ向ふ、兩陣たがひに入乱れおめき叫んで懸立たり、敵味方四方八面、馳違ふる人馬雷を飛することし、突違ふる鎧は稲麻竹圍の風に乱る、ごとし、切結ふ太刀先石火・稲妻に異ならず、敵味方必死に極め切たる戦ひにて、親討る、とも子落合す、子討る、とも親是を助け得ず、乗こゑく一足も引なくとおめき叫んで責め戦ふ、いつ

果べき軍とも見えざる所に、五代勝左衛門野間村之内より伏候勢一度に起て声を発し、敵陣の真中を横合に真一文(字脱カ)に懸破り、敵勢是にさわぎ立所を、鎌田寛栖鳥越よりおめひて又横合に懸立る、敵の勢猶号て色めき立所を御旗本の勢を以て懸立給ふ、東北の方より地伏の勢一度におこる、敵陣の後を塞き切崩す、伊東勢今を最期と戦ふといへとも、何分籠鳥のごとし、五代勝左衛門、伊東加賀守を討取る、子息源四郎・伊東大炊・落合源左衛門其外宗徒之将卒、数多乱軍之中に討れぬ、忠平公時之変に応し、千變万化をなして御下知被成所に、敵之惣大将伊東新次郎との加賀守討れぬと聞より、敵味方之中を馳抜け大音あけて云けるハ、伊東新次郎祐信、兵庫頭殿に見参とよバはつて、馬を進めて馳向ふ、忠平公物々し、祐信殿兵庫頭爰に在とくらかさにつ、立のひ、御馬の平首に御鎧を押し出たまふ、其勢恰も鬼神のごとし、御馬をつと馳出し鎧先を交へ、只一合にして祐信を馬より下につき伏せ給へは、御馬廻之若

士走続ひて首を捕る、味方にも鎌田大炊^(政高)・野田越中

坊・富永刑部左衛門・曾木播摩^(重忠)戦死す、然る処に又

武者一騎長峰弥四郎と名乗て馳懸るを、御旗本より

遠矢^(良堅)下総馳合て戦ひけるに、竹下文左衛門・瀬戸口

八郎左衛門鑑合長峰を討取たり、

○伝に云、長峰弥四郎敵方に絶たる大力之勇士なり

と云々、

加久藤後詰之勢も馳継候、味方猶勝に乗て勇を励し、

おめきさけんで追詰く切崩す、伊東勢思ひ切たる

事なりしかとも、両大将を討れ、其外の諸将・宗徒

之者とも残り少に討れければミな引色に見得ける、

味方にも宗徒之士多人数戦死なり、いまた時も移

さゝるに敵味方の戦死おひた、しく、尸は積て岡の

ことし、血ハ流れて川をなす、伊東勢今ハ戦ふべき

力なく、討残されし将士小林さして跡をも見すして

敗走す、味方の勢是を見るより、鎌田刑部左衛門・

川上三河^(忠智)・有川雅楽之助を先として、我おとらしと

皆々先を争ひ、上江筋本地原をさして逃行敵を追討

ける、本地口村尾源左衛門伏勢起て又散々に切崩す、

こ、に討洩されし伊東勢、かり餅田筋をさして逃行
も有、また鬼塚筋をさして退も有り、

忠平公は只御一騎敵を追て馳給ふ、ひさ付栗毛とい

ふ無双之名馬にむち鎧を合せて馳給へば飛鳥のこと

し、すてに粥餅田近く成て敵一騎返し合せしを、只

一合に突伏給ひ、又追懸給ふ、

○説に云、肥田木玄斎と云ふ者と云々、すてに粥餅

田の渡にいたり玉ふ所江、柚木崎丹後守と名乗て返

し合せしをも討取給ふ、

○伝に云、丹後粥餅田の向より馬を返して

忠平公を待受け、弓に矢をはけ、名乗く^(ト腕カ)呼わりけ

るに、兵庫頭と名乗り給ふを、丹後聞と否や馬より

飛て下り、弓矢・太刀をかしこ^(も腕カ)に捨、甲を抜て拜伏

す、

忠平公云、汝予に降るや、丹後ハ云ふ、某良將の御

手に懸り子孫之儀を頼ミ奉らんためなり、予主君之

悪名を申すに似たれとも、主君義祐今度之合戦思^(ひたち)

し^(カ)をそのかミの由緒を憚り、諫言申臣ありといへど

も、更に是を用ひず、敢て不興を受、福永・野村等

之輩をも退られ、万事ほしひま、にして悪逆白々に長過せり、今度之敗亡一朝一夕之故ならず、日頃之積怨今日におひて放したり、伊東之家滅亡是まてなり、予も討死とおもひ極めながら敗北之味方ニ引立られ、心ならず是まで退候事、誠に無念之事に候、

只今智勇の良將之御躰先に懸らん事武士の冥賀、予仰くところなり、御躰先に被懸被下、予か子孫之儀御慈愛之御仁慮奉仰候、

忠平公曰、汝か心底骨すひに徹せり、子孫之儀者いふに及はず、汝も今より予に仕候は、重く賞せんと宣へ者、丹後云、有かたく奉存候得とも賢臣二君に不仕と申候、某父祖より累代伊東恩顧之者にて、臣たるの道に背かん事、武門の恥とする所これ忍びざる所なり、天下之英勇、古今無双之名將之御手に懸る事武士の冥賀、生前死後之面目御躰先に被懸被下、希ハ予か子孫之儀、前にも申上候ことく、御仁愛之御賢慮偏に奉希と猶謹て拝伏す、

忠平公又曰、汝(ことにカ)ま 前代未曾有之忠臣・義士、

無類之名士を予か手に懸ん事冥利之程も如何とかせ

ん、ひらに予に仕よと御詞敷を尽され様々宣ひしかとも、更に不許容、丹後か言、誠に有かたき御誕、某ハ父祖数代恩顧之身にして、二君に仕へ不忠不義之名を得る事、尸の上之恥にて候と、其余義なき事金石のことし、

忠平公曰、寔に汝か心底金石なれハ、今は是非なしとて御手に懸らる、あ、時なる哉、命なる哉と丹後か心底被思召遣、御泪を浮へ給ひしと申侍りしなり、忠平公粥餅田より 御帰城、本地口にて諸方追討之勢を待揃へ、 御帰城被遊へきとて、御旗を立させ前後左右を守らせおはせしところへ、土民之体と見得て、首を提げ一さんに走來るものあり、

忠平公是を御覽し、若敵之謀もやあらん、近付す子細を問へと仰られければ、走向て子細を問ふに、我敵かたのものならず、此所大迫村百姓にて候、只今敵かた之騎馬武者、大迫小脇之ほとり逃行候を追懸、をこにて馬上より打落し、鎌にて首かきおとし、鹿相之儀を仕候と言上す、

忠平公御機嫌よく御感悦あそばされ、汝か働き其勇

壮なること言語につくしかたしと

御賞美、則赦免被仰付、大迫を名字に被下、龜相の儀を仕候と言上せしこと銘言なりとて、名を龜相兵衛と下され、大迫龜相兵衛と名乗らせ、原田村之内大平と申所江屋敷被下しとなり、

註大迫家数代過て子孫断絶せん事本意なく、三四代

前之噺ともより其故を奉訴所、衆中之内を右家跡養子に奉願、大迫源次兵衛と申候て今に相続仕申候、

諸方敵を追討し、諸士各御旗を見て急き走集る、

忠平公諸將并諸士の忠戦を頻りに賞し給ふ、

忠平公曰しハ、今日の合戦、山之峰之雲霞の大勢白旗とひるかへし、或ハ進ミ或ハ扨る体、始終何かたの勢とも不知、奇妙不思議之事ともなり、是正しく白鳥の権現に必定なりと曰て、御馬より下りさせ給ひ、御手水うがひ遊ばし、白鳥山の方を伏拝せ給へば、諸士各奇異之思ひをなし、残りなく白鳥山の方奉拝せしとなり、夫より各前後修備し奉り御帰城被遊処に、ふもと近辺之女とも粥を丹荷にいれ、

ひしやくをそへ本地原へ持参したり、

忠平公甚た御機嫌よく、御馬之上より被召上、諸士各残りなく是を被下、御帰城被遊しとなり、今度之合戦御勝利、偏に白鳥山権現之御神力の故なりとて、左に記す所之御寄進、御高御寄付被付候、

一御太刀 一腰

右御太刀、陣中に御帶し為被遊御太刀之由申伝候、

一御長刀 一振

右御長刀、陣中に為御持被遊候御長刀之由申伝候、

一御甲 一頭

一高百四拾三石

右、白鳥山為御神領御寄付、

○伝に曰、

忠平公常に仏神を御崇敬被遊、就中白鳥山権現を御信仰被遊、毎月御参詣被遊しに、曾木播摩・村尾源左衛門等申上候而者、敵国之近境にて若如何なる不意あらんことも計りかたしと言上すれハ、かた／＼か申所尤なりとて、長善寺山中に白鳥山権現を御勸請被遊、御日参被遊しと申伝

へ候、

○又曰、上江村死苦村へ(彦カ)預六左衛門と申ものあり、

後にハ藤元丹後と申なり、木崎原御合戦前永禄年中に、何方のものともなく癩病もの来て居けるに、(袖カ)昼ハ油乞に暮に帰り、夜半過てハ書物を見る体なり、預六無心元、彼者油乞に出しあとより忍て見るに、山野谷峰道ほとなどに気を付るに依て、いふかしくおもひ、或夜強く酒を進め酔伏す、前後不覚に寝入し処を差殺し、懐をさかし見けるに(守袋の内)三内脱カ位入道義祐殿より、間者遣ハされし首尾調し後ハ、数ヶ所之領地を得さすへきとの書付ありしかは、かれか面魂尋常ならずと思ひしに、果して如斯とて首とともに是を

御城江差上申せしとなり、癩病と見得し者身にうるしをぬり煩のやうに見せしを、殺したる跡にて頭れしと申伝候、

○元龜三年五月三日の夜、伊東勢加久藤江押通りしを聞付、則御注進申上候事、彼預六智勇之者にて忠義之志深く、常に心掛居たる故なりと感悦被遊

しと申伝候、

○永禄年中に伊東方江間者として遣されしと、所々へおひて敵の隠謀をも承て言上せし故、御軍慮の御為にも成し事とも色々多かりしと申伝候、右三ヶ条之為忠賞、御兵具并高百石難有拜領被仰付、于今格護仕置申候、右寺所務于今取納仕申候、左に書記申候、

一 鎧 一 領

一 甲 一 頭

一 刀 一 腰

一 鎧 一 本

一 高 百石

右高地(ママ)西田畠山野、左に書記差上申候、左候而、御目錄をも被下置候処、三四代前之字人歟焼失申候、

一 田畠山野拾壹町壹反式畦七步

上江村

内、田壹町八反六畦九步

畠三町七反式畦廿八步

山五町壹反壹畦

野四反式畦

一田三反六畦拾八歩

小林

伊東加賀

披官六人

伊東源次郎

一畠四反式畦廿四歩

同所

加賀弟、領分百丁

伊東左右衛門

一田壹反式畦廿四歩

加久藤

伊東右衛門

日向惣奉行、領分二百丁

一田三反

吉田

播摩孫

日向惣奉行、領分二百丁

一畠式反式畦拾八歩

同所

長倉六郎次郎

落合源左衛門

一田式反式畦

吉松

清武之住、領分二拾五丁

垂野久尾

一畠五畦拾歩

同所

荒武小次郎

長倉半九郎

一田三反

栗野

披官六人

地頭領分拾式丁

一畠式反壹畦

同所

披官二人

米良筑後

合田畠山野式町式反三畦四歩

佐土原住

稲津四郎次郎

右九行之田畠、右之通諸所におひて被下置候、

榊山太郎次郎

野村新左衛門

伊東方戦死之人数

都於郡衆

野村新左衛門

惣大将、佐土原之住

長倉主殿

伊東一家、佐土原衆

領分三百丁

掃部息、都之郡住

右同

伊東一家、佐土原衆

伊東新次郎

伊東又次郎

荒武惣右衛門

佐沢津助八郎

披官拾五人

披官

つぼ屋之地頭

相模息、大将、佐土原

領分式百丁

領分拾二丁

領分拾二丁

加賀息

北原又八郎

米良久助

都於郡、領分七丁

野村七郎

野久尾衆

橋口刑部

三山衆

肥田木孫右衛門

都於郡衆

落合織部

右同

湯地式部

右同

しやか郡市作(部力)

財部衆

江之木左近

佐土原衆

弓削半七郎

須木衆

吉野堅助

佐土原衆

落合又九郎

三山衆

紙屋図書

都於郡衆

落合弥九郎

都於郡衆

落合源八

湯地宮内

佐土原衆、出家

壹岐諫台(珠力)

小者一人

野村三郎兵衛

内山衆、去川之役人

柚木崎丹後

小者一人

三山衆、野もり源秀坊主野衆

福永四郎兵衛

右同

福永因幡

多田紀助

中野左衛門

餅原越中

内山衆

野村四郎左衛門

三山之衆

宮路安房

求摩より佐土原へ

牢人

長倉四郎左衛門

佐土原衆

稲津又三郎

都於郡衆

佐土原八兵衛(筋脱力)

福永清左衛門

とさき衆

肥田四郎左衛門(木脱力)

都於郡衆

湯地又三郎

餅原甚左衛門

都於郡衆

川崎河内

米良尾張

大進次郎(右近力)

小者一人

都於郡衆

丸目兵庫

稲津四郎次郎

領廿一丁(分脱力)

河野善七

右同

築瀬織部

山ヶ衆

(都甲兵部カ)
と、ち兵庫

ひちや衆

中村壱岐

財部衆

落合新五郎

右同

小森民部

長峰六郎三郎

しほミ衆

中村宮内

都之郡衆

福永又四郎

野村右近

とさき衆

丸目典内

坂元右馬

福永九郎次郎

ひちや衆

福永又次郎(四カ)

内山衆

野村源次郎

同上

大塚八郎

富山主水

福永新次郎

都之郡衆

落合藤六

同上

福永孫右衛門

米良民部

同上

丸目次郎兵衛

坂元七郎五郎

(鉄肥カ)
腫肥衆

肝付兵八郎(与カ)

内山衆

野村藤八郎

福永丹後

高原衆

曾我甚五郎

右同

荒武預七(彦七カ)

後藤九郎左衛門

福永三郎兵衛

三之山地頭、領分

五十丁

落合兵部

腫肥衆

荒武右衛門兵衛

箕納地頭、領分廿丁

飯田肥前

黒木将監

(財部衆カ)
深田右衛門

井上藤七左衛門

鈴木又次郎

(宮崎衆カ)

同上

尾脇宮内

右同

(都於郡衆カ)
長峰弥四郎

後藤助七郎

綾之中之坊

清武衆

宮田民部

河野主税

平野民部

壱岐民部

同上

同上

伊鹿倉將監

甲爪民部

清武、領分十六丁

右同

佐土原住

佐土原、領分五十丁

実相院

平治部左衛門

伊東惣右衛門

伊東権介

木場住

都之郡住、領分

佐土原住

福永四郎左衛門

橋口半七郎

廿五丁

領分廿五丁

肥田木越中

中村新左衛門

中村四郎兵衛

佐土原四郎兵衛

惣合

清武之住、領分

(清武カ) 清国^(マ)之住、領分八十

(マ)百式拾九人

七十五丁

丁、一之鍵突

右人数、伊東かた戦死之人数にて御座候、右外二名

別府甚七郎

中倉久九郎

前不相知も有之、尤、雑兵末々のものハ相洩候も

佐土原住

同上

多々有之由申伝候、

壹岐弥太郎

福永刑部

飯野方戦死之人数

佐土原住

同上

野崎十郎左衛門

有川主馬之丞

(野尻カ) 野元右馬介

餅原安芸

海江田主水

上床助六左衛門

右同

都之郡衆

新穂伊豆

向井藏助

深利源兵衛

中倉駿河

井上弥市左衛門

相徳七郎

山下住

川崎肥前

内衆一人

小川藤七兵衛

武井式部

都之郡住

岩下助左衛門

(宮カ) 穴路紀伊

三之山地頭

小早川弥右衛門

菅牟田彦六左衛門

池田与八郎

中村筑前

同上

上床安房

瀬之口主税之助

二木市兵衛

内衆一人

市左衛門

内衆一人

鎌田大炊

曾木播摩

次五郎

喜藤

有馬豊前

(豊前兵衛九、純秀)

内衆二人

与八

源太夫

鬼塚源六左衛門

川添図書

千七兵衛

八郎次郎

井口大学

水間市左衛門

右近

四郎左衛門

深見主水

大迫主税助

千左衛門

能多

内衆一人

椎原大膳

丹波

李右衛門

小倉門左衛門

前田主税

喜兵衛

三郎五郎

前田助六

竹之内十郎兵衛

四郎左衛門

九郎次郎

松下与七

肥後新助

新兵衛

太郎三郎

小浜万左衛門

福永刑部左衛門

次郎左衛門

新三郎

松木甚五郎

別府甚五左衛門

与兵衛

平七

野田荒太兵衛

吉祥坊

与五郎

弥兵衛

橋口市弥

小倉万吉左衛門

六左衛門

源十郎

井口弾左衛門

大川内七郎左衛門

源左衛門

与七兵衛

内衆一人

松木源五左衛門

小八

善三郎

長野仲左衛門

源三郎

弥四郎

次郎左衛門

鮫島甚左衛門

藤左衛門

四郎五郎

川田伊豆

源六

安田千左衛門

鬼塚助八

湯木禪門

武禪門

吉岡五郎次郎

十兵衛

三郎次郎

原田三助

弥五郎

郡中間吉左衛門

押領司右京

日枝太郎三郎

逆瀬川孫左衛門

小牧左近

福島助八郎

中間新兵衛

彦兵衛

栗野彦七兵衛

鹿島弥四郎

源三郎

梅突了蕃

久留軍兵衛

大山市弥太

藤六

伊集院善左衛門

田中市弥

幸原主水

愛甲源五左衛門

鎌田九郎兵衛

宇都源左衛門

宮内弥六

花地彦八郎

田実右近

小倉六郎左衛門

大内田内匠

中村源三

時師藤七兵衛

助三郎

喜入掃部頭

伊集院宮内左衛門

阿多源左衛門

玉扇主膳

鯨島備後

内衆一人

凶師権左衛門

道益藤弥

長野豊前

蒲地越中

内衆五人

玄番(番力)

肥後助七

人足三人

大寺刑部

塚脇和泉

肥後与三

川上右衛門

内衆二人

中条左近

紙屋越中

肥後新四郎

岩下主水

内衆一人

道中

長田佐助

谷山主水

伊集院刑部

梅隣

敷根

縫殿

内衆一人

玉奥了弥

市来備後

着流道縁

大寺四郎兵衛

刑部少輔

平田新左衛門

内衆三人

長岡新左衛門

長岡新左衛門

井尻勘解由兵衛

上内衆二人

三人

二三人

於于山口

市来源四郎

笠木新左衛門

鎌田兵部

田布施衆

内衆二人

鮫島又左衛門

宇都肥後頭(守九)

安田和泉

川崎大膳

小者一人

豊前

上野源十郎

四辻大炊左衛門

三原左京

二郎三郎

川辺衆

桂常陸殿

披官一人

新兵衛

藥丸新左衛門

内衆一人

山田孫七郎

大山次郎四郎

御中間衆

落合民部

覚四郎

八郎次郎

十郎兵衛

三郎次郎

助五郎

有屋太右衛門

左太兵衛

長野民部少輔

大宮司小八

遠矢信濃

松島三郎五郎

彦四郎

遠矢助右衛門

中間一人

竹下志摩守

中島武田兵衛(太九)

弥七左衛門

足輕一人

又次郎

次郎五郎

神左衛門

九郎五郎

又次郎

泊主計

緒方三郎次郎

人足六人

小次郎

千兵衛

川辺大藏左衛門

木原七郎左衛門

万七

福永次郎四郎

与次郎

孫之丞

内、塩売之者

有馬軍弥左衛門

田中出雲

夫丸一人

式人

川尻新五郎

田中七郎

陣僧

日置之手札之者

市来華原小武

枝次左京

一人

彦右衛門

次郎太郎

中間一人

九左衛門

次郎四郎

野木孫三郎

池田軍助

春日助次郎

中島新八郎

甚左衛門

其外

在々所々戦亡

合

式百五拾七人

内、

百五拾壹人士

百六人雑兵

右之人数、味方の戦死にて御座候、左候て、五月四日にハ長善寺におひて所中寺院集り来、戦亡施^(戦カ)我鬼興行これあり候、諸役々にも差寄申儀ニ御座候、

一 木崎原合戦之後、

忠平公、諸将・諸士不顧^(身命カ)亡命、抽忠戦軍功ありし事

とも被 仰出、御賞美被遊、良久敷御物語り被遊し

に、諸士

公江奉向して云、古の良将も天の時者地の利にしかす、地之利者人の和ニしかすといへり、然るに去木崎原の戦に敵に地之利をあたへ給ひしこと、いかなる故にやと申上げれハ、忠平公打笑ミ給ひて宣ふ、これかた／＼よき所の不審なり、敵之ため地之利あしきときハ、敵備を余多分て些備をなす、地之利を敵に与ふる時者、敵地之利を頼て一勢に備へしかとも、味方の伏勢ある事をしらず、敵笠^(高カ)に懸つて無二無三に責懸る所を伏勢を以討たしめん為なり、又此上に三ツ之利あり、野間江五代勝左衛門を伏し是一、鳥越ハ鎌田寛栖、横合に当て敵を破る是二、小木原之丑寅より地伏之勢を以敵之後をこ^(かこむカ)かむこれ三ツ、味方地之利有と

御意被成けれハ諸士各、寔に 公の名智・良計なをさりのおよふ所ならずと感し奉り、悉く信服せられしとなり、

○伝に云、或とき

忠平公諸士に向て曰く、今度木崎原の合戦、敵ハ多勢殊に必死に極め切たる戦ひ、味方小勢といへ

とも終に勝利を得たる事、強勇金鉄の諸士各死を
軽んじ義を重んじ、比類なき忠戦を抽しによりて
なり、今度之合戦敵味方十死之戦なりし故、親討
る、とも子落合す、子討るれとも親是を助けす、
かはねを乗り越く今を限りと責戦ひ比類なき働
き、何れも数多之敵を討取、皆以希代之高名、懸
る無双之勇士内数多戦亡、時なる哉、あ、惜ひ哉、
寔に武功之ものともと 御泪を浮へさせ給へハ、
伺公之面々有かたく

御尊慮感涙、肝に銘し感し奉りしと申伝候、

○又或時、討死せし諸士銘々の父母・妻子・兄弟を
も

御前に被召出、御意被成けるは、今度之戦ひに汝
等者父子・兄弟不顧亡命、粉骨をつくし比ひなき
働、数多之敵を討取忠戦を抽て、希代無双之高名
終に各遂けし事、時なる哉、命なる哉、あ、惜哉
と御声もくもらせ給ひ、御泪を浮へ給ふて(ママ)

又曰く、討死せし面々の父母・妻子・兄弟として
ハ恩愛之道捨かたし、嘸かなしミ嘆くべかりしか

ども、武士たらんもの、常とおもひ明らめよと被
成

御意けれハ、各御慶答、為臣者者国君之為討死仕
る事臣たるもの、常にて、本望之至と申上しと申
伝候、

○伝に云、

忠平公被遊 出御候御、諸士ハ勿論、下人・百姓
いかなる下賤之ものたりといふとも、路じにおひ
て参りか、り候節拜伏居候に、老少によらす有か
たき不蒙

御意ものハなし、依之諸士并末々の下賤のものま
ても、身命を捨、可奉勤仕事を常におもわさるも
のハなかりしと申伝候、

○伝に曰、諸士嫁取仕候而者しうとめより召列

御目見被仰付、

忠平公曰、女の身体之事は若き時ハ父にしたかひ、
人と成て者夫にしたかひ、老て者子にしたかふ、
是を三従といへり、先歟光女何にも心やわらかにして
貞女の道をよくまもるか肝要なり、必貞に背く事

なかれ、子とも生せ者幼子の時よりよく、万事
教訓し、かりにも悪しき事なきやうに生立つべし、
此外さま／＼有かたき蒙

御意、自曲れるものも真に成しと申伝候、

○又曰、諸士男子出生いたし候得者、父母より召列
れ 御目見被 仰付、

忠平公辱も御ひぎの上に抱き上させ給ひ、髪かき
なて、

宣ふ、汝か父何某かこつからに能も似たり、成人
せ者文武・弓馬に心懸、必父におとらん大勇士と

成るべしと被遊

御意し事とももの子人と成に及んで父母より

御意の趣申聞そ敷せ候得者、おのつから文武・弓馬に

も心懸、万事励しと申つたへ候、

天正十八年庚寅六月廿六日、

忠平公飯野(栗野カ)のやうに被遊 御退城しに、当城江

御在城中常々

御仁政を専らとし、諸士ハ勿論、下賤のものまでも

御慈心・御慈愛ふかくおわせしゆへ、諸士并すへ

／＼のもの迄も老若男女中途へ参上仕、御機嫌を
奉伺、老若残りなく御名残をおし奉り、恐を不奉
憚、

御乗物にすかりなげきしか者、 忠平公難有も 御
泪を浮させ玉ひ、さま／＼御すかし、寔に幼童の母
をしたふに異ならずと、古老の者とも語り伝へ申候、
右者、元龜三年五月四日木崎原御合戦之次第、旧
記・記録等又は古老之申伝之儀とも有之候は、委
曲書記し可差上旨、先達而被仰渡趣奉承知候、右記
録之儀者勿論、

惟新様御一代之記録、仮屋并長善寺江一冊ツ、有之
候処、先年両所とも出火ニ付焼失仕申候、然者当時
に至り為差立旧記・記録等も無之候得とも、見覚之
ま、一紙・半紙ツ、書記し置候を取あつめ、又者古
老之ものとも申伝へ候事とも承合、実否不明白に候
得とも、右之通一冊に書記し差上申候、誤り又者不
実成儀而已可有之候得とも、御用捨被仰付被下度奉
存候、以上、

飯野(秋九カ) 秋原佐太夫

明和八年卯

右同 伊地知覺兵衛

右同 秋原孫八

右同 馬場堅右衛門

御記録奉行衆

郡山次郎左衛門殿(通志)

〔表紙〕

群書合輯

目録

- 一 貴久公より綱貴公御五代御家老人名
- 一 義弘公外城より被召寄御談合之人数
- 一 自御一門至寄合新古高帳
- 一 税法并津口改法

○貴久公御代御家老

伊集院家六代彈正忠頼久
 四男信久大和守忠公大和守忠朗
 (倍久カ)
 越前守武秀男、経定曾祖父
 肥前守経安ハ立久公ヨリ忠昌公
 マテ御家老也、

伊集院大和守忠朗入道孤舟
 村田越前守経定

川上家五代上野介兼久三男
 忠塞左近将監榮久信濃守忠克
 兵部少輔重平嫡子、重秋祖父
 遠江守重秀ハ伊作家ノ家老也、
 忠朗入道孤舟子

川上上野介忠克入道意鈞

越前守兼演入道以安子、
 兼演ハ勝久公御代御家老

三原遠江守重秋入道昌安

○義久公御代御家老

喜入家四代撰津介忠俊子
 忠克入道意鈞子

伊集院掃部介忠倉後大和守

下野守親尚子

肝付彈正忠兼盛

貴久公御舍弟左工門尉
 尚久男
 町田家十六代兵部左工門尉
 久徳子

喜入式部大夫後撰津守
 平田左馬介光宗入道舜蘆
 本田下野守親貞入道三省
後美濃守

左近将監時亮子

川上左近将監久朗

宮内少輔国貞入道
 (真カ)
 咲翁子

平田太郎左工門増宗

左近将監歳宗子

図書頭政勝子

鎌田出雲守政近

大和守忠倉子

伊集院右工門太夫忠棟始入金入

重秋遠江守重宗兵部少輔重種

三原諸右工門重種後備中守

道幸

撰津助季久四男、兄式部大輔久通名跡

喜入撰津守忠政後忠統

美濃守貞宗子昌宗、祖父美濃守兼宗迄四代相統、補御家老職、

平田美濃守昌宗

久朗左近將監久辰左近將監久国

川上式部大輔久国後將監因幡守

武藏守董兼子

上井伊勢守覺兼

政近出雲守政富藏人政統

鎌田出雲守政統

經定(秀力)越前守季久右工門尉經平

村田右工門尉經平

越前守有信入道理安子

山田民部少輔有榮

美濃守光宗子

平田左近將監藏宗

久倍出羽守忠綱左京亮久幸

町田勝兵衛久幸後因書頭

藏人有德子

山田越前守有信入道理安

因書頭忠長二男、兄河内守久倍早世以後家督

島津下野守久元

因幡守親治子

本田六右工門親正

紀伊守国貞子

比志島宮内少輔国隆

島山中務太輔頼国入道橋陰軒子

長寿院盛淳

下野守常久子

島津彈正久慶

下野守久通入道魯笑子

伊集院下野守久治入道抱節

備中守重種子

三原左工門佐重饒後重庸

樺山家十代兵部太輔忠助入道紹劍二男、後十三代ノ家督ヲ継ク

樺山権左工門久高後美濃守

弥一郎久秀後嗣、実父鎌田出雲守政近

穎娃左馬頭久政

右之外御隠居以後之御家老除之、義弘公天正十三

年ヨリ御守護代被遊候得共、御家老ハ右之人數ニテ

御坐候、別ニ義弘公御家老御坐候得共、義弘公

之御藏入計之支配ト相見得申候故除之、

○家久公御代御家老

雅楽助貞真人道任世二男、(昌力)貞真兄平左工門貞成義弘公御家老也

伊勢兵部少輔貞昌

豐後守久賀二男

島津帶刀久元

勘解由久則子

町田勘解由忠代始久昌後忠貞

後嗣 治部少輔政統

鎌田藏人正信

後嗣 貞昌子大隅守貞豐

伊勢兵部少輔貞昭

敷根中務少輔立頼子久頼賜御名字

島津筑前守久頼

下野守久元嫡男

島津因書頭久通

豊後守久賀母養為久賀之弟、実光久公舍弟也、延宝五已三月十四日辭去豊州家、加之光久公舍弟之列

伴兵衛兼屋男、彈正忠兼盛曾孫也

安芸守久雄子

作左衛門忠精子

丹波久利後嗣

摂津介忠長後嗣

北郷家十一世加賀守三久男

五郎右工門入道遊浦養子、祖父伊勢守康久八日新公御家老ナリ、

久倍弟源左工門久政子

玄蕃允政朝養子

下野守久元二男

右工門佐久詮子

仲右工門兼安子

中務久茂子

図書頭久通子

左近忠時子

市正忠広子

島津市正忠広

肝付主殿久兼始兼方彈正

島津中務久輝

北郷惣次郎忠昭

佐多豊前久達

喜入安房久亮始右工門又兵衛

北郷佐渡守久加

新納石工門佐久詮

町田勘解由久則

鎌田源左工門政有

島津中務久茂

新納又左工門久了始久仁

諏訪左石工門兼利

島津新八郎久賢後久馮・久武新八・甲斐

島津図書久竹始出雲久胤

種子島藏人久時

島津助之丞忠守始大学

又六久岑後嗣

○綱貴公御代御家老

庶流狩野宗弘子

図書久竹子

(右近重永力)

左近重長之子

近江久辰子

○古貴公御代御家老

島津勘解由久当始久寛伊賀・縫殿

平田新左工門宗正

島津図書久洪始久雅

島津大藏久明

禰寝丹波清雄始孫左工門

新納美作久珍始四郎左工門後市正

川上式部久重

島津帶刀忠雄後仲休

島津内記久貫始中務

島津内膳久兵

肝付主殿兼柄

種子島彈正久基始伊時

比志島隼人(籠房力)

〔朱書〕義弘様諸外城より被召寄軍御談合之人數

(名越時敏史料二 九七頁文書「覚」に同じ、本文略)

重富、勝山	島津山城殿	三木原	島津助之丞殿
花岡、村森	島津美濃殿	都之城、北郷	島津筑後殿
安山	川上右近殿	柳	島津求馬殿
黒木	島津内膳殿	新城、細瀧	町田監物殿
佐司、谷川	島津将監殿	川久保	島津安房殿
蘭牟田、北郷 <small>(音堅方)</small>	樺山権左衛門殿	種子島	島津寿太右衛門殿
平屋	島津相馬殿	吉利	種子島佐渡殿
黒岡	島津内匠殿		小松掃部殿
平佐	北郷作左衛門殿		菱刈全之助殿
	大野多宮殿		川田求馬殿
	伊集院伊膳殿	垂水、末川	伊勢雅楽殿
	顚娃信濃殿	今和泉、和泉	島津長門殿
	比志島早之助殿	宮之城、山林	島津安芸殿
	諏訪甚六殿	知覧、佐多	島津図書殿
	鎌田小藤次殿		島津全殿
加治木、村橋	島津兵庫殿		新納織部殿
日置、赤山	島津左衛門殿	鹿籠	桂太郎兵衛殿
三崎	島津大内蔵殿 <small>(大藏力)</small>	基多村	喜入主水殿
永吉、倉ヶ野	島津主殿殿		島津波門殿

岩越

島津矢柄殿

吉利左平太殿

市成、土岐

島津仁十郎殿

入来院隼人殿

喜入

肝付典膳殿

島山數馬殿

市田勘解由殿

大身分之内寄合

谷崎

義岡相馬殿

島津条馬殿

掛橋

川上頼母殿

島津登殿

新納内藏殿

北郷権五郎殿

伊集院藏主殿

伊集院平治殿

鎌田典膳殿

仁礼小吉殿

名越右膳殿

板鼻

本田作左衛門殿

堀四郎太夫殿

鎌田衛兵衛殿

赤松市正殿

関山軍力暈兵衛殿

島津彦太夫殿

川上右市殿

郷原彦左衛門殿

樺山権十郎殿

桂外記殿

新納五郎右衛門殿

新納隼見殿

平田掃部殿

二階堂左門殿

小林仲太兵衛殿

相良典膳殿

小笠原郷左衛門殿

市来左中殿

渋谷喜三左衛門殿

山田靜馬殿

村橋左膳殿

末川主膳殿

伊勢新五郎殿

島津右平太殿

西拾之助殿

川上織衛殿

北郷七郎右衛門殿

島津仲殿

家訓

町田主馬殿

山田新助殿

高橋縫殿殿

二階堂源太夫殿

北条織部殿

平田孫太郎殿

鎌田愛太夫殿

河野外記殿

宮之原甚五兵衛殿

岩下佐次右衛門殿

三崎平太殿

谷川次郎左衛門殿

寄合並

- 一 大君之儀 一心大切可レ存ニ忠勤一、不レ可下以ニ列国之例一自処上焉、若懷ニ心一則非ニ我子孫一、面々決而不レ可レ從、
- 一 武備不レ可レ怠、選レ士可レ為レ本、上下之分不レ可レ乱、
- 一 可ニ敬レ兄愛レ弟、
- 一 婦人・女子之言一切不レ可レ聞、
- 一 可ニ重シ主畏レ法、
- 一 家中可レ励ニ風儀一、
- 一 不レ可ニ行レ賭求レ娼、
- 一 面々不レ可ニ依最眞一、
- 一 選レ士不レ可レ取ニ便辟便佞者一、
- 一 賞罰家老之外不レ可レ參ニ知之、若有ニ出レ位者一可ニシ

嚴格レ之、

一 不レ可レ使_レ近侍者一告_レ中人之善惡_上、

一 政事不レ可_レ下_レ以_レ利害_一枉_レ中道理_上、僉議不レ可_レ下_レ狹_一私_(狭カ)

意_一拒_レ中人言_上、不レ藏_レ所_レ思_一可_レ以_レ争_レ之、雖_レ甚相

争_一不レ可_レ介_レ于_レ我意_一、

一 犯_レ法者不レ可_レ宥、

一 社倉_ハ為_レ民置_レ之、為_レ永利_一者也、歲饑則可_レ發出_一

濟_レ之、不レ可_レ他用_レ之、

一 若失_レ其志_一好_レ遊樂_一致_レ驕奢_一使_レ士民_一失_レ其所_一、

則何面目戴_レ封印_一領_レ土地_一哉、必上表_レ可_レ蟄居_一、

右十五件之旨堅相_レ守_レ之、以往可_レ以_レ申_レ伝_レ同職_一

者也、

右、会津侯家訓、稽徳篇_(編カ)拔書

一 安政元寅年

島津周防殿

壹万四千六百石壹升五合五勺四才

一 享保以前高帳未被載、

加治木

島津岩松殿

一 弘化五申年

島津内匠殿

壹万九千七百九拾石五升壹合六勺八才

一 安政元寅

島津兵庫殿

壹万九千四百六拾貳石九斗壹升六合壹勺貳才

一 慶長十八年高帳迄未被載、

一元和六年高帳右同斷

一 寛永九年高帳

壹万三百石

又八郎殿

内三百石

御袋様高込

一 万治二年高帳

島津兵庫殿

壹万六千九百七拾三石六斗

一 享保大御支配

右同

貳万六百拾七石七斗九升貳合貳勺四才

垂水

島津又四郎殿

重富 島津周防殿

一 弘化五申年

島津山城殿

壹万四千六百四拾三石九斗四升六勺四才

一 弘化五申年

島津讚岐殿

壹万五千四百三拾四石式升八合九勺壹才

一弘化五申年 島津又左衛門殿

一安政元寅年

右同無増損

六千五百八石八斗五升七合七勺八才

一慶長十八年

又四郎殿

一安政元寅年 島津下総

壹万八千六百八拾九石三斗六升八合

六千五百七拾七石七斗四升六合

四分一上地後
一元和六年

相模守殿

一慶長十八年 下総守殿

壹万四千四拾九石

壹万八石六斗七升

一寛永九年

島津玄蕃頭殿

一元和六年 又五郎殿六歟

貳千貳百五拾石

七千五百六石

一万治二年

島津美作殿

一寛永九年 彈正少弼殿

壹万貳千貳百八拾三石

八千貳百四拾石四斗七升九勺四才

一享保大御支配

一万治二年 島津大膳殿

壹万六千八百貳拾六石九斗三合貳勺九才

壹万七百七拾八石八升

今和泉

島津因幡殿

一享保大御支配

一弘化五申年

島津安芸殿

四千八百四拾石四斗七升貳合四勺七才

壹万三千七百六拾九石貳斗五合四勺七才

華岡 島津若狹

一安政元寅年

島津三次郎殿

一弘化五申年 右同

壹万四千百六拾九石四升八勺九才

五千八拾六石五斗七合五勺

一享保以前高帳無之、

一安政元寅年 島津若狹

日置

島津下総殿

五千貳百八石七斗貳升九合八勺四才

一 享保大御支配

六千六百拾五石八斗八升五合三勺壹才

一 万治以前高帳無之、

以上、現一所持貳拾一家之内也、自是以下現地無

之一所持並格、

一所持

川上筑後殿付録

一 弘化五申年

川上東馬殿

五百貳拾四石壹斗三升七合七勺八才

一 安政元寅年

川上筑後殿

六百九石八斗八合五勺五才

外二千石御役料、

一 慶長十八年

川上上野殿

正千四百拾石

一 元和六年

川上上野守殿

七百八拾石

一 寛永九年

川上彦三郎殿

八百五拾七石

一 万治二年

河上上野殿

六百八拾三石三斗

一 享保大御支配

一所持

島津藤馬殿

一 弘化五申年

島津将曹殿

千貳拾八石九斗六合八勺四才

一 安政元寅年

島津藤馬

千九拾五石八斗三升八合三勺四才

一 慶長十八年

始良新次郎殿

拾七石三斗七升貳合

一 元和六年

始良新次郎殿

三石

一 寛永九年

始良三郎兵衛殿

百貳拾七石

一 万治二年

始良十郎兵衛殿

貳百貳拾壹石六斗

一 享保大御支配

一所持格

略字
島津隼見

一 弘化五申年

右同

百四拾石貳斗貳升九才

一 安政元寅年

右同

三拾壹石貳斗六升四才

外二百八拾石御役料、

一万治二年迄者無之、

一享保大御支配

宮之城

一弘化五申年

壹万五千七百貳拾貳石六斗九升八合八勺四才

一安政元寅年

壹万五千七百三石四合五勺壹才

一慶長十八年

壹万三千五百八拾石八斗貳升

一元和六年

八千六百拾九石

外二役分千石、

一寛永九年

壹万四千六百七拾六石

三千六百五拾石

一万治二年

壹万九百五拾八石貳斗

一享保大御支配

壹万五千貳拾三石五斗六合三勺七才

黒木

一弘化五申年

千五百三拾九石八斗五升六合三勺三才

一安政元寅年

貳千貳拾石六斗貳升貳合九勺貳才

外二千五百石御役料高、

一慶長十八年

三千百拾八石九斗九升貳合九才

一元和六年

貳千貳百五拾三石

外、貳千二百六拾七石八斗九升、貳匁出銀未進

分上地、

一寛永九年

三千三百八拾三石

一万治二年

貳千拾九石貳斗三升

一享保大御支配

島津図書

右同

右同

下野守殿

下野守殿

下野守殿

島津図書殿

右同

右同

豊後守殿

豊後守殿

豊後守殿

島津豊前殿

千貳百貳拾四石九斗七升四合壹勺貳才

永吉 島津主殿付録

一弘化五申年 右同

四千七拾九石六斗八升

一安政元寅 右同

一慶長十八年 中務太輔殿

四千石八斗

一元和六年 中務太輔殿

貳千貳百五拾石

一寛永九年

一万治二年 島津安芸殿

四千石四斗九升

一享保大御支配

五千四百五拾石九斗貳合六勺四才

知覽 島津伯耆殿同

一弘化五申 島津右門殿

六千九百三拾四石三斗貳升三合六勺九才

一安政元寅年 島津伯耆殿

六千九百三拾貳石九斗壹升五合五勺六才

一慶長十八年 佐多又太郎殿

貳千五百石

一元和六年 佐多伯耆守殿

千六百拾三石

一寛永九年 佐多伯耆守殿

千六百九拾四石

一万治二年 佐多三次殿

千八百六拾五石九斗

一享保大御支配

四千貳百七拾貳石八斗四升三勺壹才

一所持 新納四郎同

一弘化五申年 新納勇之介

四拾三石貳斗八合貳勺六才

一安政元寅年 新納四郎

一慶長十八年 新納殿

千五拾八石三斗九升

一元和二年_(六九) 新納近江守殿

九百四拾三石

一寛永九年 新納_{久辰}千代菊殿

七百九拾六石

蘭牟田

樺山相馬付録

一万治二年

新納四郎左衛門殿久辰カ

一弘化五申年

樺山主殿

六百五拾壹石八斗

千五百八拾五石六斗五升壹合貳勺六才

一享保大御支配

略記

一安政元寅年

右同

一所持格

島津左膳

千六百拾五石八斗三升九合八勺貳才

一弘化五申年

同人

一慶長十八年

樺山權左衛門殿

四百貳拾四石三斗貳升八合壹勺七才

貳千六百八拾六石貳斗八升

一万治二年

島津東市正殿

一元和六年

樺山美濃守殿

千五百五拾三石八斗

貳千百七拾石

一享保御支配大腕カ

一寛永九年

樺山美濃守殿

佐司

島津縫殿付録

貳千百拾壹石

一弘化五申年

島津將監

一万治二年

樺山源三郎殿

貳千八百貳拾六石壹斗三升貳合壹勺六才

千四百五拾三石四斗

一安政元寅年

島津勘解由

一享保大御支配

貳千八百五拾三石八斗九升七合五勺四才

貳千六拾三石五斗五升三合九勺八才

一万治二年

島津又六殿

都城

島津出雲

四千貳百七拾六石四斗

一弘化五申年

島津播磨

一享保大御支配

三万五千三百四拾五石八斗七合壹勺

七千百六拾壹石八斗壹升七合壹勺貳才

一安政元寅年

島津出雲

一慶長十八年

北郷讚岐守殿

千式拾壹石

四万三千三百拾五石壹斗七升

一万治二年

桂弥三郎殿

一元和六年

北郷讚岐守殿

千四百三拾八石壹斗七升

三万三百三拾七石

一享保大御支配

略記

一寛永九年

北郷出雲守殿

一所持格

島津頼母

三万貳百三拾壹石

一弘化五申年

島津壹岐殿

一万治二年

北郷又作殿

三百三拾五石九斗五升七合七勺八才

貳万九千九百五拾壹石九斗

一安政元寅年

島津郷十郎

一享保大御支配

百八拾五石三斗六升六合九勺四才

外二百四拾石御役料、

一所持

桂小吉郎付録

一享保大御支配

島津直人

一弘化五申年

桂太郎兵衛

一所持格

島津直人

百五拾石八斗五升九合三勺

一弘化五申年

島津求馬殿

一安政元寅年

同人

百四拾八石七斗四升六合壹勺五才

一慶長十八年

桂民部少輔殿

一安政元寅年

島津直人

五百石

百五拾六石九升八合三勺

一元和六年

桂山城守殿

一享保大御支配

喜入主水殿

千式拾壹石

鹿籠

喜入主水殿

一寛永九年

桂山城守殿

一弘化五申年

喜入多門殿

四千貳百五拾貳石壹斗六升六合貳勺六才

一安政元寅年

喜人主水

外二百四拾石御役料、

一慶長十八年

町田勝兵衛殿

四千百八拾九石三升五合四勺四才

一慶長十八年

喜人撰津守殿

貳千六百九拾四石三升

一元和六年

町田図書頭殿

貳千九百三石三斗壹升

一元和六年

喜人撰津守殿

外二役分貳千石、

貳千貳拾貳石

貳千四拾四石

外二役分貳千石、

異本四千云々、内、貳千石御免、

一寛永九年

町田出羽守殿

一寛永九年

喜人撰津守殿

四千貳拾貳石

一万治二年

町田出羽殿

三千七百九拾四石

貳千貳百六石八斗

喜人撰津守殿

一享保大御支配

三千五拾壹石三斗

一享保大御支配

三千六百拾七石四斗四合九勺六才

一所持格

島津内記付録

一所持

町田監物

一弘化五申年

千五拾壹石四升三合九才

一安政元寅年

百九拾五石五斗五升四合九勺四才

一安政元寅年

千五拾七石三斗四升三合九才

右同

一寛永九年

基太村新八郎殿

外二百四拾石御役料、

千八百六拾五石

一万治二年

島津中務殿

三千四百七拾七石四斗

一享保大御支配

一元和六年庚申三月廿一日、北郷又二郎殿高直ル、

七千貳百九拾九石

内、千石加増、

外、三千七百七石三斗五合七勺

一所持格

略キ 島津帶刀

式勿出銀未進分上地、

一弘化五申年

島津与十郎

一寛永九年

北郷佐渡守殿

五拾五石四斗壹升八合貳勺貳才

一安政元寅年

島津健

一万治二年

北郷佐渡頭殿(守カ)

百壹石壹斗五升七合七勺壹才

但、帶刀持高、外二百八拾石御役料、

一享保大御支配

七千七百四拾五石貳斗

一万治二年

島津清太夫殿

七千九百四拾四石貳斗八合九勺五才

七百貳拾六石六斗壹升

一享保大御支配

一弘化五申年

島津要人

平佐

略キ 北郷作左衛門

千七百五拾五石四斗七升三合六勺貳才

一弘化五申年

同人

一安政元寅

同人

八千百三拾七石五斗六合六勺

一安政元寅

同人

千三拾石三升

一慶長十八年

北郷加賀守殿

一享保大御支配

三千三百五拾七石四斗四升七合壹勺

壹万三千三百五拾石四斗六升

三千三百五拾七石四斗四升七合壹勺

一所持格

島津矢柄同

百七拾石六斗四升六合七勺九才

一弘化五申

同人

外二百四拾石御役料、

百貳拾七石九斗貳升九合貳勺九才

一寛永九年

大野藤次殿

一安政元寅年

同人

四百五拾五石

百三拾四石貳斗貳升三合三才

一万治二年

大野源石衛門殿

外二百四拾石御役料、

六百貳拾五石四斗

一慶長十八年 従国分之移衆

大膳亮殿

一享保大御支配

千百拾貳石九斗六升壹合

一所持

略字
吉利仲

一元和六年

大膳亮殿

一弘化五申年

同人

八百三拾五石

三百石九合壹勺六才

一寛永九年

大膳亮殿

一安政元寅年

同人

八百六拾石

三百石八斗八升五合壹才

一万治二年

島津民部少輔殿

外二百八拾石御役料、

六百七拾貳石七斗

一慶長十八年

吉利李石衛門殿

一享保大御支配

千三百九拾石

一所持

大野多宮同

一元和六年

吉利李石衛門殿

一弘化五申年

同人

千百石

百貳拾石六斗六升壹合六勺四才

一寛永九年

吉利下総守殿

一安政元寅年

同人

千八拾石

一万治二年 吉利狩野殿

貳百九拾九石

一享保大御支配

一所持格

鳥津内藏付録

一弘化五申年

同人

百四拾九石六斗六升八合三勺貳才

一万治二年

鳥津正次郎殿

四百五拾八石五斗

一享保大御支配

一所持格

伊集院伊膳同

一弘化五申年

伊集院半之丞

三石壹斗貳升五合

一安政元寅年

伊集院伊膳

拾壹石九斗七升四合五勺四才

外二百四拾石御役料、

伊集院半右衛門

貳千七百五拾五石四斗

一國分御代御使衆

伊集院右馬助殿

一寛永九年 同人跡

貳千貳拾壹石

一万治二年

伊集院右衛門殿

千八百七拾壹石五斗

一享保大御支配

種子島

略字
種子島鶴袈裟殿
宝永調

一弘化五申年

種子島彈正殿

壹万千六百四石八斗六升五合三勺八才

一慶長十八年

種子島殿

七千四百九拾六石五斗貳升

一元和六年

右同

五千六百貳拾五石

一寛永九年

種子島左近將監殿

五千六百貳拾五石

一万治二年

種子島六郎三郎殿

壹万六石五斗八升

一享保大御支配

壹万九百九拾石壹斗八升壹合五勺九才

一 弘化五申年 島津石見殿

百四拾石

式千七百五斗式升四合七勺五才

一 安政元寅年

同

一 安政元寅年

同人

式百拾式石六升式合式勺七才

三千六石式斗七升三合八勺三才

外二式百石御役料、

内、千石御役料、

一 慶長十八年

穎娃長左衛門殿

一 慶長十八年

敷根中務少輔殿

七百九拾六石壹斗四升

式千五百石

一 元和六年

穎娃長左衛門殿

内、五拾式石殿役分、

七百四拾三石

一 元和六年

敷根中務少輔殿

一 寛永九年

同人

式千五百七拾八石イ

三十郎殿

七百五拾三石

千八百三拾四石正

一 万治二年

穎娃右京殿

一 寛永九年

敷根三十郎殿

千式百六拾八石九才

三千式百三石

一 享保大御支配

小松尚五郎付録

一 万治二年

島津筑前殿

吉利

宝永調
小松尚五郎付録

五千百八拾三石式斗六升

一 弘化五申年

小松相馬

一 享保大御支配

三千拾六石八斗五合四勺九才

式千九百五拾七石五斗八升六合壹勺六才

一 安政元寅年

同人

一所持

穎娃織部同

三千四拾四石三斗四升七合三勺九才

一 弘化五申年

同人

一 慶長十八年

根占右近太夫殿

三千三百七拾貳石壹斗六升

一万治二年

渋谷石見殿

一元和六年

根占七郎殿

四千八百三拾貳石六斗

千五百三拾七石

一享保大御支配

一寛永九年

根占安芸守殿

五千六百五石六斗壹升四合三勺三才

千五百三拾七石

一所持

比志島静馬同
宝水調

一万治二年

根占石近殿

一弘化五申年

同人

千三百四拾七石四斗

百三拾四石七斗六升壹勺七才

一享保大御支配

一安政元寅年

同人

四千三百九石五斗九升六合八勺貳才

百拾九石七斗壹升七合貳勺三才

入来

入来院愛之助同

外二百四拾石御役料、

一弘化五申年

入来院平馬

一慶長十八年

比志島彦太郎殿

四千八百拾九石五斗五升貳合貳勺

五百石四斗壹升

一安政元寅年

同人

一元和六年

比志島彦太郎殿

一慶長十八年

渋谷石見守殿

三百石

六千貳百九拾七石六斗

一寛永九年

比志島監物殿

一元和六年

入来院石見守殿

五百石

四千五百八拾九石

一万治二年

比志島左京殿

一寛永九年

渋谷石見守殿

百貳拾五石六斗

四千四百八拾九石五斗五升六合

一万治二年

比志島監物殿

五百拾四石貳斗九升

一 享保御支配(ノミ)

百五拾石

右、慈徳院様御仏餉高

拾九石九斗

右、愛宕領勝軍院付

拾九石

右、磯天神領付

三石

右、毘沙門天領付

四拾貳石

右、威光院付

三拾石四斗壹升三合九勺四才

右、天神薬師付

三拾石貳合八才

右、大乘院仁王門付

六拾九石九斗九升九合九勺壹才

右、智恵光院付

四拾九石五斗七升貳合貳勺九才

右、善行院付

右、表方御蔵入高頭、右之通御坐候、

御蔵入高并田嶋高取納算用前取調帳

表方御蔵入

一 高頭拾貳万千百九拾石三合七勺三才

内、拾貳万石貳斗八升貳合壹勺四才

右、拾貳万石御蔵入

貳拾九石貳斗壹合四才

右、葛源院様御仏餉高(曹方)

貳拾石壹斗七升七合七勺壹才

右、磯月船高付(寺方)

貳百七拾七石貳斗六升五合壹勺

右、護摩所領付

百五拾石

右、浄国院様御仏餉高

百五拾石

右、宥邦院様御仏餉高

一高頭貳万石貳合壹勺九才

右、貳万石御藏入

御隠居御方

一高頭三万石

右、三万石御藏入

御隠居御付二而候処、都而表方江被出切、右貳

万石方御高、御隠居御方御高振替被仰付候、

右、御隠居御付五万石御藏入高之内被差分置候、

卯三月十五日

表方
御代官

帖佐組御藏入并小座付迄

一高頭拾貳万五百四拾六石七斗貳合六勺七才

内、七万千百五拾六石貳斗六升九合八勺九才

右壹行、帖佐与御藏入

右之内

貳千石

右、御部屋様御方御渡方

貳千六百石

右、御内証様御方御渡方

三百石

右、(繼豊女)玉仙院殿御養料

三百石

右、(繼豊女)心鏡院殿御養料

千石

右、(教國)市田勘解由御役料外所務渡り

壹万七千三百三拾六石

右、御役料高

四百石

右、(久健)島津幽翁・(久金)島津嘯山・(ママ)宮之原春・川上

(久忠)頼母江一世被下置候所務渡り、

右、帖佐与御藏入

六百四拾五石七斗壹升七合三勺六才

右壹行、享保御新田御藏入

壹万七千六百九石壹斗六升貳合貳勺六才

右壹行、御新田右同

百七拾石

右壹行、(宗信)慈徳院様御仏餉料

三千三百六拾八石九斗六升八合七勺

右壹行、御内用方石同

貳百石

右壹行、寿国寺御統料石同

貳拾五石

右壹行、(綱貫御室)月桂院様石同御仏齋

三千九百六拾七石七斗七升壹合壹勺九才

右壹行、申年御買入

三百六拾三石三斗貳升六合八勺七才

右壹行、尾畦付石同

三千四拾石四斗八升六合壹勺

右壹行、諸人質物上地石同

右者、帖佐与御藏入并小座付迄御高右之通御坐候、尤、帖佐与御高之儀者年々出入有之事御坐候得共、

当分右之通御坐候間此段申上候、以上、

寛政七年

卯三月十四日

物奉行御代官勤
有馬寛右衛門
帖佐与御代官
川上八次郎

馬場伝兵衛

国分組御藏入

一高頭壹万八千七百貳拾八石八斗三升九勺七才

内、七拾八石五斗五升貳合七勺壹才

右壹行、国分組諸人質物上地

百石

右壹行、月桂院様御仏齋高

御高五千石御藏入

一高五千石

御納戸付御藏入

一高四千貳百貳拾八石貳斗五升四合三勺貳才

内、貳拾石

右壹行、御内証御買入

三百七拾九石貳斗貳升四合九勺九才

右壹行、御礼方御買入

三拾九石九斗四升壹合壹勺四才

右壹行、一往御買入

七百八拾石九斗七升三合三勺五才

右壹行、御納戸諸人質物上地

貳百貳拾五石三斗三升四合貳勺壹才

右老行、御納戸永代上地

三百三拾五石七斗貳升九合八勺壹才

右、御納戸御買入

貳千四百四拾七石五升八勺貳才

右、御納戸御新田御藏入

御隱居付高

右者、国分与并御納戸付御藏入高右之通御坐候、

此段申上候、以上、

卯三月十五日

前文三人連名

本文之内

一 享保御新田御藏入

右者、御高開方者先年大支配有之、拾部式上地高

代銀上納ニ而申受被仰付候高代、銀百拾九貫目余

有之、差分ニ被仰渡置候処、右代銀を御新田開被

仰渡、別而手広御新田ニ而、右銀ニ而者致不足、

郡奉行より取替を以可出置旨、御証文を以被仰渡

候ニ付、右所務者、銀米目成迄二年々帖佐与方江

返銀相成答候、

一 尾畦御飯屋付所務、帖佐与方江払入、帖佐与壳米ニ

取加、諸御藏入惣廻直成ニ而、所務代銀年々差分帳

書載答候、

右両御新田方所務、片方者年々総帳ニ御証文之趣

仕付筈之由御規模帳ニ相見得候、当分右両御藏入

所務都而帖佐与方払入、帖佐組方御用米ニ罷成事

二 御坐候、

一 御内用方御藏入高

右御高之儀者相知不申候得共、国分宮内御新田開

被仰付、右所務代を以御買入取合、帖佐組方江被

召付置、御物方御用米御差支之節者、御物方御統

為被仰付置由申伝候、

一 申年御買入御藏入高

右、元文五申年御買入為被仰付置由申伝候、

右之通太体為御見合以張紙申上候、以上、

卯三月

帖佐与

御代官

一 御高拾貳万石余

右、表方御藏入高二而御坐候、右基委儀古御帳留

相見得不申、天和二年迄者代官日州組・両組・出水与と三組二被仰付相勤来候処、右天和二年戊八月廿七日、三組を一組二被仰付、代官之儀も一組二人ツ、都合六人二而御坐候処、内二人被相減、跡四人二而相勤候様被仰付候と御帳留御坐候、一組御高何万石三与取合、都合拾貳万石致都合儀候、又者其以前三組之御高、何年鑑何様之訳二而所務代官より御支配被仰付候由来等相知不申候得共、右一組代官を当分表方御代官と唱来候由御坐候、
一 御高五万石

右者、御部屋方御高三万石二而御取統之所、元録^(緑カ)年鑑ニ新規五万石を差分候筋ニ古キ書留相見得申候、右五万石御高所務、享保十五年戊年より表方御統料被出置候処、寛延三年午秋より酉秋迄四ヶ年分上方御借銀本済料として被出置候得共、宝曆四年戊秋、所務より表方御統料ニ被出置候、
一 太守様奉称 虎寿丸様と候節、御部屋栖料として御高五万石之内三万石、天明二年寅十二月六日御差分被遊御取統有之候様被仰出、三万石方・貳万石方御

藏入と小座付相立、仕向之儀者五万石之節之通被仰付候旨、大野掃部取次、御証文を以被仰渡候、且右貳万石之儀者表方御統料として被出置候、

一 御隠居様御方も御高五万石被差分置候段、天明七年未七月十六日被仰出候旨被仰渡、右貳万石・三万石御高取合、五万石被相円候、
右之通御坐候処、御隠居様御方御差分高之内より貳万石者表方江御返し、三万石を以御取統有之候様天明八年申六月被仰出候、然処右三万石之内壹万石上方表御借銀本済として表方江被差出候旨、寛政六年寅五月被仰出候段被仰渡候、
右之通、二万石・一万石御高取合三万石被差出候二付而者、御支配被仰付御前帳被召替候、左候得者手間取急^(罷成脱カ)二片付不申候二付、御隠居御方三万石御高直ニ表方江被差出、御隠居御高二万石振替被仰付、御差分高二万^(石脱カ)御藏入と寛政六年寅八月より名目被相替候旨、寅七月廿七日、迫水善左衛門取次、以御証文被仰渡候、

一 国分与御藏入高之儀、明曆・万治之比御分国中引並

御竿東郷肥前江被仰付、御朱印高拾万石及不足候処、肥前多年勤功を以御高致都合、増御高式万四千石余出来、右御高郡庄付被仰付置、其以後肥前見計を以、右所務を以新田開仕候処、御高三万四千余出来仕、(石脱之)

其御高帖佐組・国分組と唱来申候由、御帳留相見得

申候、然処先年国分与御高之内一万五千石ツ、総州様・隅州様御両代 御隠居料御高被差分置、御逝去後者本々之通国分与御藏入被仰付置候、其以後

中將様御代、右国分与御高之内より二万石御納戸方、明和八年卯十一月、安永二年己六月兩度二一万石宛

被差分置候得共、御隠居後天明八年申七月より右御納戸御高二万石之内一万五千石上方表御借入銀為本济料表方江被差出、残高五千石御鷹方江被差分置之旨被仰渡、当分右一万五千石御高之儀者国分与御藏入、残五千石之儀者御鷹方五千石御藏入と相唱候、

一帖佐組御高之儀、国分与御藏入高札方仕申上候通、

東郷肥前勤功を以御新田開仕、御高三万四千石出来仕、其御高帖佐与・国分与と唱候由、其内何程帖佐与方江被差分候儀も相知不申、当分者帖佐与御藏入

高之儀段々増御高有之、先書二も申上候通拾万石余二及申候、尤、帖佐与と唱候基者、右御新田開之節帖佐之内より開初、夫より帖佐与方と唱候由申伝候、其外委敷帳留等相見得不申候得共、太体右之通御坐候、

一高三拾石四斗壹升三合九勺四才

内、拾五石式斗四合八勺九才

右、萩原天神領付

拾五石式斗九合五才

右、野元薬王寺薬師付

右者、御城下医師鮫島加心と申者、自分持高之内より社頭修甫料として永々致寄付候処、(延宝三カ)延享三年卯四月依願所務米之内神楽料并仏餉米被相渡、余分者堂社御修甫入目銀被仰付、年々御代官所付取納被仰付来候、

大乘院坊中威光院付

一高四拾式石

右奉行、大乘院盛有と申先師、何年鑑之住居之儀者相知不申、右威光院江致隠居候節、本尊摩利支

天料として右高買取致寄付、家村幸右衛門と申者

先祖代々由緒之訳を以付高被仰付、所務年々右寺

江致取納来候、幸右衛門死後子孫より名前替申達、

其節高主何方江可頼も不相調、依之以来御代官所

付取納之願申出、願之通明和五年子七月、川上弥

五太夫取次、御証文(以脱カ)を被仰渡候、

大乘院坊中善行院付

一 高四拾九石五斗七升式合式勺九才

右壹行、大乘院先師威嚴法印代、依願往々当寺為

統料買入御免被仰付、年々御代官所取納二而返所

務被成下候旨、延享元年子六月御免被仰付置候、

勝軍院愛宕領付

一 高拾九石九斗八升九合五勺八才

右壹行、承応二年勝軍院四代真尊代二、諸士中勤(勤カ)

銀を以、木上筑右衛門と申者之持高買取、致寄付(化銀カ)

候処二、神領高不相成、高主筑右衛門名前二而(者脱カ)

年々勝軍院江致取納来候処、筑右衛門子孫木上新

右衛門代誤合有之、右跡不被召禿、其節勝軍院願

出趣有之候処、諸士中より寄付高之儀候間、表方

御代官所付取納被仰付、返米年々可相受取旨、宝

永四年亥十二月、黒葛原源左衛門御取次を以被仰

渡候、

磯月船寺付

一 高式拾石壹斗七升七合七勺壹才

右壹行、月船寺先住愚門事、山城黄檗山より罷下、

大玄院様御代、右寺黄檗山直末寺二御取建之上住

持被仰付、其節銀子持合居候二付買地高御免之上、

御物取納二而年々所務被返下度旨願出趣有之、願

通被仰付、鮫島武右衛門と申者之持高右之通買取、

御代官所付取納二而返所務被成下候旨、享保十一

年午三月、御勝手方高橋外記取次、以御証文を仰

渡候、

本文、享保年間者 浄国院様御家督中二候(ハ脱カ)

間違之筋二相見得候故可糺事、

大乘院仁王門付

一 高三拾石式合八才

右壹行、大乘院政真僧正と申出家、寛文年鑑之住

持二而御坐候由、政真没後 光久公御代、弟子共

政真之私銀二而、仁王門往古より茅葺二而御坐候
処小板葺二仕調、且永代修甫料として高右之通買
取致寄付、年々御代官所取納被仰付候旨、(延宝七カ)
年未五月被仰渡置候、

本文、延享七年とあるハ間違と見得と見得候、(衍カ)
四年迄二而寛保改元也、

毘沙門社付

一 高三石

右毘沙門堂社、往古より当分之場所安置二而御坐
候処、延宝三年、光久公思召を以護摩所内二被
召移、其後宝永七年、吉貴公思召被為在、又々
最前之所江建立被仰付、右高仏餉料として吉貴
公より被遊御寄付、年々御代官所付取納二而返所
務右堂守方江被成下之旨、宝永八年卯二月被仰渡
候、何方御藏入之内より御寄付之訳相知不申候、
智恵光院付

一 高六拾九石九斗九升九勺壹才

右壹行、一乘院先住堯周と申出家、江戸詰被仰付
御国元江被差下候節、於江戸願出趣有之、当詰之

御蔭を以鹿兒島高買取、一乘院永代(宿カ)寺致再興候、
智恵光院為相統寄付仕度旨申出候処、願之通御免
被仰付、右高御勝手請持二而御代官所付致取納、
年々返所務相渡候様、享保十一年午八月、宮之原
甚五太夫取次、御証文を以被仰渡候由御坐候、
磯天神領付

一 高拾九石

右、享保年鑑之比、重御役々方并諸役々天神講祭
被相定、右講料を以御祭料并神主為統料川上納右
衛門と申者之持高之内御買入、総州様・隅州
様并於須摩様より被遊御寄付、御代官所付被仰付
候旨、享保七寅九月九日、宮之原甚五太夫取次、
御証文を以被仰渡候、
右者、表方并諸組御藏入御高・諸寺院高迄之由来札
方仕可申出旨被仰渡、右之通御坐候、此段申上候、
以上、

卯五月廿八日

御代官

御高百石取納米并御高掛之品々都而相立起先之次第、

其外夫々より相掛訳合委敷相糺可申出旨被仰渡、相

しらへ候様左ニ申上候、

一 高頭百石

田高八拾三石四斗六合四勺六才

三斗五升代、外口入、

納米貳拾九石七斗七升六合

真米拾九石八斗四升九合

赤米九石九斗貳升七合

畠高拾六石五斗七升四合四勺七才

七斗代、外口入、

納雜穀拾壹石八斗三升四合

大豆五斗九升貳合

粟拾壹石貳斗四升貳合

上木高壹升九合七才

押入三斗五升代、外二口入、

納真米七合

一 真米貳合(石カ)

一 真米壹石

一 真米壹石壹斗

一 荏子貳升

一 麻苧百六拾九匁壹分口入

一起炭壹俵

一 薪貳拾七束

一 織木綿貳反女二干、八匁カ

一 銀六分女二八

一 銀七拾五匁男貳拾五匁

一 大麦三斗四升四合

一 小麦七升三合

一 高頭百石(二付脱カ)

一 皮楮八貫目

一 梢楮壹貫貳百八拾目

右式行現高掛り、高壹石二付皮楮八拾目宛、皮

楮壹貫目二付梢楮百六拾目ツ、

畠高拾六石五斗七升四合四勺七才

一 皮楮八貫貳百八拾八匁

一 梢楮壹貫三百貳拾六匁

右式行畠高掛り、壹石二付皮楮五百目ツ、皮

楮壹貫目二付梢楮石同斷、

御節礼

右同

織上代

用夫銀

右之内

一 田高石二付三斗代上納之儀者、三ツ成半作得之賦を以て爲相究由候、

一 畠高石二付七斗代之儀者、是亦三ツ成半之割増粟賦を以て爲究置、半納摺罷成候二付、右之割増二而候、

一 真・赤之儀者地面之位二依相究事之由、夫故石數段々多少御坐候、

一 大豆上納之儀者、雜穀之内より式拾部壺上納にして地面之位二而、大御支配之節引並等を以右通爲相究

哉、末吉并近之内吉野兩所畠地宜、右兩所之分者拾部壺上納、其外都而式拾部壺上納御坐候、然処爲

究基者相知不申候、
一 粟之儀者、年々三町相場直成物奉行・郡奉行・御代官立会之上相究、得御差図候上、右御立直成を以代

銀上納仕候、
一 上木高之儀者、本^{本のマ}濟桑・茶・柳^{(柳カ) (椅カ)}・椅類植付有之地面

御檢地之折、上木高相究、代真米を以上納仕候、
一 役米之儀者定代外二而、右二付式升宛相納申候、基

者御藏入之儀者御城下廻り給地百姓、領主屋敷石屏

垣・諸入具并破損之普請夫百姓より勤来候得共、遠

方百姓共ニ者就中不勝手故、右公役米として式升宛相納、雇夫を以諸事相調候二付上納仕置申候、

一 代米之儀も御藏入・給地共ニ石二付壺升ツ、相納、是又基者領主方江諸節句其外益ニも諸納物有之、右

品正月者門松・ゆつる葉・たら・藁蕨、其外節毎^(句脱カ)二当用之品物等少々ツ、相納筈候処、遠方百姓共者往^(二脱カ)

返旁二付及遲滞候二付、右代米として壺升ツ、致上納事之由候、

一 賦米之儀も右同断免本外二而、石二付壺升合ツ、相納申候、右之訳者、御上下之節諸送人馬其外常

式諸御奉公人宿送等段々百姓可相勤夫役有之候処、銘々現夫立二而者別而親疎有之候故、右之通致上納

置、右体夫役相勤候者江右之内より賃米被成下事候、尤、給地百姓之儀も賦米者高頭致上納置、年々領主

方より出米同断差出申候、
一 荏子之儀者、現地作之品ニ而無之故、高拾石二付纒

式合宛之割を以上納仕候、
一 麻苧之儀者、間之作物ニ而、纒畠高石二付拾匁ツ、

之割を以上納仕来事御坐候、

一起炭并薪之儀者、高頭三拾石ニ付炭壹俵・薪八束之割を以爲御節礼相納申事候得共、爲何基者相知不申候、尤、現物上納ニ而者無御坐、炭壹俵代銀七分・薪壹束壹分八リツ、之御定直成を以、年々代銀上納仕候、

一織木綿之儀、女拾五人前より壹反宛織上ケ仕事候、壹反ニ付下地綿七百目ツ、代銀を以被下置、拾五人無之節者、織上ケ代として壹人ニ付銀貳分ツ、上納仕候、

一用夫銀之儀、壹人前三匁ツ、相納申候、尤、百姓年中ニ六日ツ、公役有之候処、遠方より者勤難成、百姓共勝手筋を以壹日壹人ニ賃銀五分ツ、六日二三匁押並上納候、女之儀者、右之場拾五人間より右通木綿壹反ツ、織上ケ仕候、

一麦之儀者、間之作物ニ而候故、高員数ニ相掛候代成無之候、地面ニ依作職いたし候も有之、不相調も御坐候、前々より纒計ツ、定納ニ而上納無之場所多御坐候、是亦三町相場并直成ニ而相究申候、御立直成

代銀上納ニ而候、麦作之儀者専ら百姓作得被下置、以前より納来候外規模無御坐候由申伝候、

一楮之儀も地面ニ依り生立方相替り、上納前多少御坐候、太体現高石ニ付皮楮八拾目、畠高石ニ付皮楮四百目又者五百目ツ、依郷相替、梢楮之儀者、皮楮壹貫目ニ付百六拾目ツ、上納仕候、右楮之儀、御高掛り上納仕事ニ者候得共、年貢ニ而者無之、応貫目蒸剝賃として皮楮壹貫目ニ付銀七分ツ、梢楮壹貫目ニ付三分ツ、代銀被成下候、

一米穀并荳子・麻苧・麦、都而貳口入ニ而上納仕候、給地高之儀も同断、米壹斗ニ付貳合宛之割を相納申候、右之訳者、百姓年貢上納方として差越候節、飯料又者取納米持運候節之落米等之見合として致上納候事之由、御藏入之儀も同断之向ニ而相納申候筋ニ相見得申候、

一下潟表并向江潟之内者、畠高之内江胡摩并菜種子作いたし上納仕候も有之候得共、是以地面ニ依り代成少々宛、都而相替相揃不申候故、前文御高百石之内二者相記不申候、

一起先之儀、段々相糺候得共、委敷基相知不申候、然

共当分御藏入米取扱向之儀者、取納之節者壹俵前三

斗式升起計を以致取納、払之節者五先之算面を以、

三斗三升六合ツ、相渡事二候、起先算面之次第者、

先米壹斗二付五合位二而起壹斗二罷成、給地高之儀

者壹斗二付壹升位二而候、然其何様成訳合を以右通

相究候由緒者相知不申候、巡見上使御答書二者、致

取納置候俵を長々召置、又者取扱候得者欠米有之、

其上鼠喰等も有之候故、壹斗之所を壹斗壹升致取納

夫を起と唱、升目通を先と唱候由相見得申候、其外

之儀者糺付不申候、

一 田島・上木高員數之儀者、依場所而相替、段々多少

有之事二候、前文員數之儀者、帖佐与御藏入高太体

之並を以記置申候、外二煎釜御礼銀・野町役銀、其

(外力) 虫櫛子・棕栝皮類も少々致上納候得共、御高相掛上

納物二而者無之、定納仕品ニ御坐候、

右者、被仰渡趣を以相糺候処、当坐江帳留等不相見

得も有之、段々脇御坐江も相掛致糺方候得共是亦委

敷儀基相知不申、申伝等之趣、巡見上使御答書等を

以本にして旁吟味仕、太体之趣迄を以右之通相調差

上申候、以上、

(「税法」より補)
▽卯五月廿七日△

右之書は、

嗣父君の昔年写置せ給ひしなるを、今茲明治庚午

の秋、下の書と合し表紙を加へ、税法とハ号せら

るなり、

宗高敬記

一 亥札改人体

薩州

男女四拾万式千六百拾壹人

内、壹万式千五百式拾八人

申改増

隅州

男女拾六万八千六百拾六人

外二四千四百式拾六人

申改減

日州

男女七万五千六百五拾四人

外二七百六拾八人

申改減

本琉球

男女拾四万五百四拾九人

外二五百四拾壹人

申改減

道之島

男女七万七千六百六拾七人

内、大島

男女三万六千三百七拾五人

喜界(島脱カ)

男女九千三百貳拾九人

徳之島

男女壹万八千三百三拾八人

冲永良部島并与論島

男女壹万三千六百貳拾五人

惣合八拾六万五千四拾壹人

内、廿壹万八千二百十六人 琉球・道之島

六拾四万六千九百廿五人 薩隅日三州

一 竈銀

一 錢壹万三千六貫九拾文

一 小判金貳拾壹兩 七貫三百文替

錢ニシテ百五拾三貫三百文

右貳行、文政元寅年竈出銀

合錢壹万三千百五拾九貫四百文位

竈ニシテ拾三万五千五百九拾四軒

一 土屋敷千八百五拾ヶ所余

一 御藏地并御用地貳拾ヶ所余

一 神社・堂地百八拾ヶ所(余脱カ)

一 寺社家并門前屋敷四百貳拾ヶ所余

一 諸坐付屋敷三百拾ヶ所余

一 町屋敷千貳百拾ヶ所余

但、荒田町・横井町込ル、

外ニ郷土屋敷之儀ハ急ニ不相知段承候、且右諸屋

敷畦反之儀一ヶ所ツ、ニ畦反相付有之、御竿立ニ

ハ不相成由ニ候間相知不申候、

一 御役料銀并御役料米

右惣総方相札候処、諸坐取分壹ヶ年分御役料高并

御役料銀、其外筆墨代・状役習使迄も銀目ニ直シ

御竿立有之候間、御役料銀米何程と大概之処さへ

急二八相知不申候、

慶安三年公義御書出、薩隅日琉球高、本高七拾貳万九千五百七拾六石

文政元寅年改

○惣高頭八拾九万五千六百八拾四石貳升壹合壹才

内、給地高五拾四万九千八百七拾八石五斗四升九合六勺九才

内、百七石五斗貳升壹合五勺貳才

右壹行、勺才高并金山高、旅人為相開地面、

桜島燃御渡無納地等二而出米・賦米不掛、

貳百貳石五斗三升三合四勺壹才

右壹行、国分正宮御油由二付、白鳥山領・市

来阿弥陀領前々ヨリ出米御免、

三拾三万貳千七百九拾壹石九斗四升貳合六勺

七才

内、本文年々相違有之米八千四百七拾貳石九斗六升八合三才

右壹行、永損上見并桜島燃二而引入高重出米

御免、

右、鹿兒島諸士并寺院高

拾貳万貳千五百三拾五石八斗五升壹合壹勺五才

内、七百貳拾七石三斗壹升壹合三勺三才

右壹行、万引入高

右、三州郷士持高

屋久島并口之永良部島

高千五百六拾九石六升八合七勺五才

諸組御藏入

高貳拾九万五千五百四拾六石壹斗八升貳合七勺壹才

道之島

高五万七千七百五拾六石六斗四升九才

七島

高八百三拾壹石壹斗六升四合壹勺六才

硫磺島

高百貳石四斗壹升五合六勺壹才

外二九万四千貳百三拾石七斗九勺四才

右、本琉球高

惣合高九拾八万九千九百拾四石七斗式升壹合九勺

五才

右通候得共、琉球高外二いたし(候而もカ) 算用不合候故、

右内書之間違なるべし、左候得者員数符合いた

し候、

一惣総さし引

本式万七千五百拾四貫九百六拾式匁四分式り五毛

弘惣合銀式万五千九百七拾貫四拾八匁八分七り六毛

さし引残

千五百四拾四貫九百拾三匁五分四り九毛

外二小判金三万式千三百式拾九兩

錢七千三百四拾貫八百五拾八文

右式行、於江戸御借入金

銀式万三千五百拾壹貫百四拾目

小判金式千百拾四兩

式朱銀式千六拾切

壹分金百六拾切

右、於大坂御借入

小判金壹万六百八拾壹兩

銀百式貫六百四拾目

右式行、(於脱カ)京都御借入

諸船改様之覚大概

一出入之諸船宗旨相札、若邪法二疑敷諸道具持合候者ハ留置、披露を遂事二候、

一一向宗之書付候国往来持来り候者有之節ハ、諸所改番所江右宗旨之者之訳致付状、其上二而番人より申聞候趣ハ、当国之儀古来より一向宗子細有之禁止二申付候、当国二入来候上者右宗旨曾而弘申間敷旨為致書付、印判迄も為致相渡筋二被仰渡置候、

右二付、(今カ)自見一向宗之者人来候ハ、大抵行先之浦々と考候所々江右宗旨之何某と申者何月幾日入来候二付相改候上、一向宗之儀者当国停止之旨申聞せ致付状差通候、若無抛用事之由二而致陸卸事も可有之候間、浦中之者共締方稠敷可申渡候、

右之趣、早々時付を以浦中廻達可有之候、
右之通、浦中相触候儀可然哉と存候、

一諸御奉公人乗船致入津候節者、中乗之荷物ハ改二不

逢候事、

但、中乗之荷物卸候節、水主・船頭中乗之荷物ニ
取交隠積之自物取卸事も可有之候間、筆者・手代
之内番ニ付置候様ニ被仰渡候事、

一 御用ニ付、往反之中乗船ハ改ニ不及候事、

一 諸商船夜入候節、船改ハ不致筋ニ被仰渡候事、

一 志布志并内之浦・脇元、此三ヶ所より他国江出船之
津口故、三ヶ津之番所とも申候事、

一 内場江可入来船ハ、自他国船共右三ヶ津之改逢候而
も内場之御番所ニ而も各改ニ可逢事ニ候、勿論琉球
上下之船ハ、山川船改所ニ而堅固ニ逢候様ニ可申渡
候、此旨相背船於有之者、船頭・水主其科可申付旨
被仰渡置候、

一 御分国中之者、通手形於持得来者遂穿鑿、欠落者ニ
疑敷候者搦捕、かごしま江可差越旨被仰渡置候、

但、自他国之船共ニ往来不持来、又者何品も不積
来、商売之心得共不相知うろん成体之者ハ、当津

ニ而相改候上、直ニ帰帆申付事候事、

一 從他国欠落者乗組候船於着船者、何方江參り候哉と

承届、他国之様ニ於罷通者可差通、自然陸地を他国

之様ニ可罷通旨於申出者差留置、早々可遂披露、若
御当国江志来候由申出候者者、証文不持来旅人差通
候儀、当津禁止ニ候間罷帰候様ニ申聞、其上ニも是
非罷通度旨申者番所江留置、早々申出事ニ候、

一 他国より浪人体之者、又者主人之暇を乞、農業之稼
ニ付御国を頼入来候者着船候ハ、津口より内江不
召入国法之由申聞可為致帰帆、乍其上帰帆難成訳、
尤之道理有之、往来証文等慥成筋ニ相見得候者ハ留
置、早々申出事ニ候、

但、右之通申出候節者、所役人江相達所よりも申
出事ニ候、

一 從他領他国江立除候者番所罷通度旨申出候ハ、委
細之儀承届、無別条相見得候者ハ所役人共より申談、
境目迄衆中式人宰領相付、無滞差通候事、

一 他国より之使者入来候刻ハ、荷物不及改、何方様之
御使者、何某上下幾人、持鎗率馬等以下之荷物之員
数承届、着船之所より陸地入用之人馬之員数、道路
筋之外城江無滞相渡候筋ニ可申通旨、所役人共江申

渡事二候、尤、かごしま(ハ脱カ)先達而時付を以申越事二候、

一 万一他国より御大名様方之荷物罷通儀も有之候ハ、改二不及候事、

一 公義より御当国江被遣置候流人之儀、為見印額二入墨被仰付、当国諸外城江被遣置候者、万一欠落之志二而便船致罷通者も有之節者、早速擲置かごしま江差越事二候、若難取擲節ハ打果し、其子細遂披露事二候、自然逃去り候ハ、行先キと存候方角之外城江早々通触遣事二候、

一 御物積船破損節々有之候、畢竟船見致、大形不慥之船も有之由候、且又船道具等不足之船も、船見之節借物二而船道具之数を合候も有之由候、依之定置候船見役人之外、津口番人并所横目(ハカ)バ船見人数二不相加、見分迄を相勤、随分緩無之様可申渡候、左候而、船見大形無之段委曲書付、所横目連名二而も又別紙二而も御船手江可申越候、自然不慥成船道具等と見及候ハ、右之舟留置、早速申出事二候、

一 旅船共於浦々改なしニ密々致出帆候節者、其所役人

より浦次廻状を以申通候様ニ相逢事二而候、左候而、見当候所二而差留置、為何訳二而改二不逢致出帆候段承届、委敷船改いたし、様子次第披露遂候事、

一 国往来・寺証文持来候而も、入来候津口二而不逢改、直乘いたし差越候船者、委遂詮儀申出事二候、

一 上方并近国より酒商(為脱カ)売御領内江持来り候とも、津口差通間敷候、自然持来り候ハ、番所江留置、帰国之節可相渡事二候、御領内之者ハ酒取揚二申付候、

但、自分呑用之酒之段申出候ハ、程合次第差通事二候、

一 琉球口唐荷物他国江出候儀令禁止候、依之諸商人他国江持通、密々津口拔出事も可有之、就中呉服所之手伝之者共御当地江数年罷在帰国之節、自分荷物之内二入付罷通儀も可有之候二付、入念相改可差通候、一 諸人頼二付為染調差上候紗綾・縮緬・白糸類之品者、町奉行所より送状相付差遣事二候間、送状二引合相改、送状通之品者何某頼之品二而候段承届、番所江留置、早々宿次を以可申出事、

但、船頭も留置事二候、

一 鯨并大魚之類寄來り候刻、可腐と見及候時者所役より番所江申斷答候、其節番所二而入札申渡候様二役人江相達、入札取揃番所二而披キ、高直之者可相払候、右代銀、見出候者江三ヶ沓被下事二候、

一 御分国中金山并錫山江為稼入來候旅人之儀、国往來見届、番所より行先江送状相付差遣候事、

但、商売方又者何ぞ稼方として女人來候節ハ、国往來見届、首尾之致方右同斷、

一 金山より之帰国者ハ、金密々持出儀も可有之候二付入念相改、荷物二不入候而身にまとひ持帰事も有之答候間、其心得を以相改差通事二候、

一 国往來庵紙二相調文字も難見分、証文二難定往來持來り候者ハ留置、右証文町奉行所江遣、何分差図次第差通事二候、

一 宗対馬守様御家來并町人朝鮮国より帰朝之節、近国之浦々江漂着之節ハ往來証文相改、其所より直二帰帆申付候様ニ長崎より被仰渡置候事、

右二付、当津江漂着も有之候ハ、右之通首尾いたし、其段かごしま江宿次を以申出事二候、

一 出家・山伏之儀者、其門首之手形、寺社奉行裏判見届可差通事二候、

一 他国商売之諸材木并樵皮・起炭・櫓木類ハ、山奉行免証文六ヶ月限相定候間、時々月限之致沙汰、於無相違ハ差通事二候、

一 科銭貳貫文、船頭一錢壹貫文 荷主何人ニ而も沓人ニ付沓貫文ツ、 水主一錢三貫文、船頭自分荷物積來候節、

右者、自他国船共二出入之節、手形迦之品物積來候時ハ其品取揚科銭申付、以便宜其首尾申出事二候、尤、早速不申出候而ハ間後二可相成儀と存候事ハ格別二候、他国より入來候旅舟荷數之儀者、

荷主又者船頭差出を以申出候上相改事候処、荷主并船頭不案内二而不到出改出品も可有之候、此儀者畢竟不案内故抜物之筋ニハ難申付候間、法様之通差出二書載^{（三）脱カ}せ可差通事二候、夫とても品ニより時之模様次第二いたし可然哉、

一 御舟にて仕登物積登候節、水主共隠積致候時ハ、船頭并荷主江法様之科銭可申付事二候、荷主外之水主縦令隠積不存者共も、銘々沓人ニ付科銭壹貫文ツ、

可申付候、水主共互ニ氣を付候ためニ、締方右之通

被仰付事ニ候由、

一 不依何色抜物見逢候者江者其三ヶ壹被下事候間、

兼々所中之者江も可申聞置事、

一 かごしま問屋証文を以致滞在候他国者商売人、何之

稼方も不致うろたへ居ル者於有之者、無家業者所ニ

徒ニ差留置候儀停止之旨申聞、本之通鹿兒島・九州

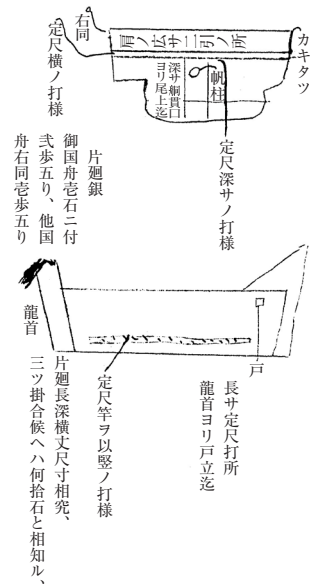
問屋、上方問屋江送返(行カ)シス事ニ候、

一 他国より猿楽・狂言者類之芸いたす者、於入来と当(者カ)

国禁止之旨申聞差通間敷候、尤、芸見物仕候儀御禁

止ニ候事、

船改様并定尺打様之事



一 右之通定尺相究置、旅舟入来候節ハ、惣而舟中深サ

長横掛合、右ニ作り何拾石積と相究、当分之銀目何

拾目を掛合、錢ニシテ何程と帳留ニ記置、舟頭持參

二 而錢御番所江相納、是を肩廻銀と申候、左候而、

肩廻銀として何程上納いたし候段、番人兩人之請取

を舟頭江相渡ス、

但、樵木積ニ入来候舟ハ番所ニ而定尺相究、樵木

山檢者方江送状相付差遣候、左候得ハ又々檢者方

二 而定尺打候而、肩廻銀檢者方ニ而取事ニ候、

一 穀物・材木之外諸御用物積船、江戸ハ相木下六寸足、

大坂行ハ四寸足之定ニ而焼印有之、焼印より上二足

入二ハ差而積入申付間敷候、若焼印上足入候ハ、可遂詮儀旨被仰渡候処、近年破舟打荷舟多、畢竟足込二積入候故、右式難船二及候筋二相聞得候、焼印(限カ)銀積入候而も、足見以後舟頭・水主之者共、売物又者売人類之荷物等積入候而ハ、足見之詮も無之候間、向後西目ハ脇元、東ハ内之浦・志布志二而舟改之節積足見届、焼印限相違無之候ハ、出船申付、若焼印より上足入候ハ、舟中相改、御物之外荷物有之候ハ、遂詮儀、出船留置早々申越、自分荷物無之御物荷迄二而足込入候ハ、其段可申越旨、三津口番所江藤馬殿より被仰渡置候、

但、未六月

一長崎表江他国より稼等二而入込候者多有之、惣体取締不宜、此節長崎御奉行より被仰渡趣有之候二付、已来御国元より長崎江差越候節ハ、往來切手致持參、問屋より長崎御屋代江差出候節、何方之何某、問屋何町何某方江罷居候段御屋代より書付相渡、其度々於御役所改を受候筋被仰渡候、何そ二付長崎江差越

候者、商人ハ勿論、瀬戸内商売惣而他所往來之船ハ、御領内致廻船二而も風不順ニヨツテ長崎江着岸候ハ、被定置候問屋江相付、長崎御屋代方江其首尾申出候様ニ可致候、尤、唐物商売御法度(津口心得之覽)之段ハ兼より補而申渡事候へ共、尚又緩せ無之様可相守候、△右之趣於長崎諸家江も向々締方被仰渡候(段カ)、長崎御付人申越候二付、此已後無証文之者長崎表江入込、万一御役所より及御沙汰候而ハ不宜事候条、此旨支配中江不洩様ニ可被申渡候、

十月

御勝手方

別紙之通申來候、御国より大坂江差越候諸商船御改之儀被仰渡候節、脇元・志布志・内之浦津口番所印鑑を差出置、御船手最寄之諸所手形所江荷主より商物荷数等書出候節、御舟手并手形所次書二而相渡、津口(江脱カ)乘入候節相改、於無相違者津口番所奥書二而封候而不及宛書、何某荷物手形卜計相記、下二何方津口番所と書記可相渡旨被仰渡置候間、長々差越候船も右切手之儀者大坂行同前相渡筈事候間、猶以其通

可相心得候、於長崎御屋代方藏方印を為印鑑差出置、商売人差越候節ハ、何方何某差越、問屋何方町何某方江罷居候首尾、御屋代より右印鑑を以申出候節、御改有之由候間、津口番所より船頭江相渡候切手、問屋を以御付人御屋代江差出候ハ、致開封、御役所江右之首尾ニ而相濟答候、御国廻者船自然依風致漂着之節、往来・切手無之答候間、長崎着岸之節、何方より何方江之地廻船依風不順長崎江致漂着候段、早速問屋を以御屋敷江可申出候、右之趣三口番所手形所江も可申渡旨、申十一月五日、迫水善左衛門取次を以被仰渡候事、

一 諸浦ニ而造立候船焼印之願申出候節者、其所役々方江焼印相渡来候へ共、段々紛敷有之得御差図候処、此節より津口番所有之候所者番所江焼印差越、左候而、所横目立合焼印申渡置、船寸尺相改、改書焼印返納之節当坐江被差出筋ニ可致旨被仰渡候、尤、右之段津口番所江ハ御船奉行より可申渡旨、子三月島津権左衛門殿御取次を以被仰渡候間、舟焼印致申出候ハ、向後津口番所・所横目立合、右之通被申渡、

代合之節堅固ニ次渡置可被成候、

子三月十四日

御船手

一 御当国江修学、又者為行脚入来候僧、国往来ニ宗旨付無之僧ハ不差通答候処、問ニハ右体之者入来候も有之候、向後宗旨付無之僧ハ差通問敷候、此段無問違様可相心得事、

辰四月八日

寺社奉行所

脇元
番人

一 錢他国出差留候、乍然為小仕用船頭・水主共忝人前錢五百文、陸地罷越候商人も忝人前右之通之賦を以持越候儀者不苦、其見合を以通手形申付候ハ、海陸番所手形之表を以堅固ニ相改可差通候、右之趣御番所江者御舟奉行より申渡、陸地御番所江ハ町奉行可申渡候、

正月

右之通、喜人主馬殿御取次を以被仰渡候旨、御舟奉行田向喜兵衛より之書付、

唐物商売ニ付改様之事

一 唐物抜買仕候儀、御禁止被仰渡候、右ニ付而者每度別而被入念被仰渡御事候、然者御領内之者白糸并唐織物・菓種其外唐物類於長崎買調候節者、御勝手方免証文を以相調、津口通之儀長崎御付人并御屋代より致添書候様ニと申渡置候条、得其意荷物相改候節者証文ニ引合候上、於相違者可差通候、(不脱カ)

一 他国舟為商売唐物積来候ハ、勿論乗合之旅人之内纔ニ而も唐物於持来者入念相改、売証文等慥ニ致所持、少も抜荷物之紛無之体相見得候而も、長崎御付人并御屋代より之添書無之候ハ、唐物抜買之儀ニ付而ハ、從 公義段々被仰渡置趣有之候ニ付、当領唐物商売ハ長崎一所を買元ニ相定、抜物ニ而無之段承届候旨、長崎屋敷江差置候役人より添書を以津口差通、城下問屋江罷越商売之願申出差免事候間、当領にて唐物商売仕度と存候ハ、先長崎江差越、此方屋敷江差置候屋代之者江申達、添書取来候ハ、可差通旨申聞可相返候、左候而、長崎御付人又者御屋代添書請取入来候ハ、入念荷物相改、於相違者か(無脱カ)

しま問屋江相付、商売願申出候様ニと番人より書付相渡可差通候、尤、右次第唐物之品々、荷主之姓名委細相記、別達而早速御勝手方江可申出候、

一 上方并於他国右唐物類買取候儀、堅令停止候、然其菓種之儀者不相求候而不叶品も可有之候間、若於他国相求候ハ、抜物ニ而無之段売主より証文を取、左候而、荷物改之節津口番人江差出候様ニ申渡置候条、得其意入念相改、別条無之候ハ、右書付於鹿兒島町奉行所江差出候様堅固ニ申付可差通候、尤、其外唐物類有之候ハ、取締(取揚カ)、其者留置、早々御勝手方江可遂披露候、

一 自然上方筋より唐物持来、売証文等慥ニ致所持候ハ、当領唐物商売之儀ニ付而ハ長崎一所を買本ニ相定置、締方申渡外より持来候品ハ商売不申付事之由申聞可相返候、乍然菓種之儀者何方ニ而も不相求候而不叶品も有之候故、抜物紛無之段承届、上方より買下候儀も有之候間、菓種計ヒ商売之願申出候ハ、留置之、御勝手方江申出、差図次第可申渡候、

少二而も紛敷体相見得候ハ、公義仰渡付当領段々稠敷申渡有之候ニ付、城下江申越、差図無之候へハ出帆申付儀不罷成国法ニ候旨申聞堅固留置、不図不致出帆様ニ番船等見合相付、何方之船唐物載来り、品何々、船頭姓名委細相記、早々御勝手方江可申出候、右留置候者共之様子次第陸宿申付不寝番付置、船之儀者船具をも引揚置、差図次第可申渡候、一御領内より他所江持通り候唐物類手形迦候ハ、取揚之、其者留置、右同断可相心得候、

卯十一月

彈正 藏人 李

六十六部改様之事

一六十六部(經脱カ)奉納付而入来候者、国所証文・奉納之経見届、別条モ無之路銀も致所持候ハ、奥ニ相記候案文之通書付相調、旅人江可相渡候、経奉納所之儀者、日向国高城東霧島山・大隅国国分正八幡・曾於郡霧山(島脱カ)・薩摩国鹿兒島福昌寺・水引新田宮、経奉納所ニ相定有之候、右之順道於中途滯無之様ニ為仕、役人共より順之所次ニ書付相添差通、道路筋外立寄候儀、

定置候経納所外条法難成、一宿又者立宿ニ而も通筋之外差而不様ニ申付、定置候旅人宿ニ一宿致(致させカ)由、外之在家江宿申付間敷、尤、滞在(いたさせカ)由候儀不罷成、風雨又者訊之立候滯留ハ格別ニ候、猥ニ致滞在候へハ縦祈願不相濟候共、其所より境目番所江差越帰国申付事ニ候、旅人之儀ニ付而ハ兼々領國中稠敷申渡有之候ハ、役人中より所次ニ墨付を不取候へハ志之所江參詣も不相調、其上旅籠をも調呉ざる儀候故、別而可及難儀事ニ候、先年之旅人之内ニ宗門疑敷者有之、相捕長崎江差越候儀も有之、就中旅人を入念改相渡事(之カ)ニ由可申聞候事、

但、御領内何方より陸地江下り可然所相考、其所之喫役人中江案紙之通書付可相添事、

一年何拾才

何国何所之何宗

何左衛門

一右同

右同

何左衛門

右、国証文・路銀持来、庄内高城東霧島山・曾於郡霧島山・国分正八幡・かごしま福昌寺・水引新田宮江六十六部経為奉納罷越候由ニ便舟又者仕立舟ニ而、何方津口番所江令人津候付而相改、何方之陸地江

下り候所より御領内少も無滞差通、其最寄之境目
番所より無油断帰国可被申付候事、

何方津口番人

何ノ何月何日

何かし印

何かし印

何所暖中役人中

此節唐物締方二付、從 公義被仰渡趣御添書を以被
仰渡趣承知仕候、然処役人之改印形無之唐物積登候
者有之候ハ、其品取揚、荷主ハ勿論、津口役人を

も大坂表江呼登、国法不拘御仕置可申付旨御本文二
相見得申候、右二付舟改之儀奉得御差図候処、宝曆
九卯年被仰渡置候通相改候様被仰渡趣承知仕候、右
通相改候而ハ津口改方二付何も越度者無御坐候へ共、
改已後蜜ニ唐物積入候儀難計、且亦自他国舟共不相
付、直乘仕候儀も難計御坐候、右次第二御坐候へハ、
万一一抜荷有之於大坂相頭候節、荷主同前二御取扱有
之儀二付而ハ、此已後同役中津口可相勤存候者無御
坐候、少二而も御奉公ニ相成申儀御坐候ハ、何様

二被召扱候而も可相勤儀御坐候得共、商人共積荷之
故を以御仕置被仰付候儀得心難仕御坐候間、何分御
吟味次第被仰渡度奉存候、

一三口御番所之儀ハ 公義江相知候へ共、内場諸所御
番所之儀者内輪之儀候故、此内之通相改候旨被仰渡
趣承知仕候、御当地旅舟出帆改并内場諸所津口御番
所自他国舟改之節も改人裏書・印形を以差通申儀御
坐候、左候得ハ右之舟々江積荷有之節ハ、是亦同様
公義御取扱可被仰付筈候扱と相考申候二付、改方之
次第何様可被仰付候哉、

一旅船之儀、間ニハ外御番所ニ乗入不申直乘仕候舟々
も多々有之候、左候へハ定式之改仕候而ハ何様之品
物歟積出可申儀難計御坐候、御当地諸外城旅舟改之
儀者、其所ニ而積出候品物ハ其所之役々立会候筋ニ
も可被仰付候哉、浦々漂着之旅舟改方之儀者如何可
被仰付候哉、

右之通奉得御差図候間、何分被仰渡度奉存候、

子正月廿日

座横目

表横目

張紙
一本文、宝曆九年被仰渡置候通、改方さへ嚴重ニ有之

候へハ、縦改方相濟候已後致拔積候而も於大坂御改之節、自手形本致過上、跡達而致拔荷之荷物江ハ改

印鑑無之筈候故、改已後船頭拔積無之候方ニ而、

改越度ハ不相成筈候、且又自他国舟御番所江不相付

直乗候船者、自ら三口之津口番所印鑑無之筈候、右

体之舟者於大坂御改不被仰付、御改無之候へハ自荷

役不罷成、然時ハ又者御領内江乗船御法之改を受、

重而不積登候而ハ不相成事候、若右体之舟江唐物積

入御領内江不積帰、大坂其外之場所ニ而致拔買候而

も、御領内出切三口番所改ニ不逢舟々ニ候へハ、致

拔荷候者共追々不届ニ而、改人越度之廉無之候、其

上御不審之筋有之御呼登之儀被仰渡候ハ、於爰元

得と糺方申渡、改人越度之廉於無之ハ、御呼登ニ不

及方ニ致取計之様も可有之事候条、可得其意候、

張紙
一此ケ条、三口番所改ニ不逢舟者、公義御改之次第

前文之通候故得其意、締方ニ付而ハ一涯嚴重之方ニ

可被相心得候、

一此ケ条前条同断、

右御張紙を以、(主計カニ階奉行也)主殿殿より横山権右衛門御取次を以

正月廿九日被仰渡、小倉武兵衛・皆吉五郎左衛門致

承知候、然処御書付之内取計之致様も可有之事候ニ

付、可得其意旨相見得申候、右ニ付而ハ二様相見得

可致取計候条、得其意候様究而之御文言を以被仰渡

度旨權右衛門カ權左衛門江申出候、其段被相伺候処、改人越度

無之ニ付而ハ、縦被招呼儀成立候而も、差而被召登

儀ニ而者無之御取計有之思召候得共、当分御留主之

故、御家老衆より究而之儀御書面ニハ難被仰渡候間、

御張紙之通為被仰渡事候、右ニ付而ハ公義御伺ニ

も可相成事候ニ付、被召登候様御取計ハ差而無之候

間、其通相心得候様同人御取次、口達を以兩人致承

知候、

安永九年子正月廿九日

一右ニ付、自他国船共積来候舟々御番所改逢候ニ付而

ハ、船頭より積荷不積入段慥成証文書調させ、津口

改人受取置候様仕度候、横山権右衛門申出候処、弥

申出候通被仰付、後日証書ニ相成候様随分慥ニ書調

させ受取置候様可致旨、主計殿より同人御取次、口

達を以被仰渡、小倉武兵衛・皆吉五郎左衛門承知、

子正月晦日

一 鹿兒島より米之津筋江

毎月隔日、丁之日

一 鹿兒島より谷山筋・伊作筋・郡山筋江

毎月九回、二五八ノ日

一 鹿兒島より加治木筋・横川筋江

毎月九回、二五八ノ日

一 鹿兒島より福山筋を経て宮崎県江

毎月六回、三八ノ日

右者、今般郵便方法按書之定日通御発行相成候二付、

来ル十五日より従前之御用封宿継被相廢、信書通送

之儀ハ公私無差別、一切郵便を以継送候様御確定相

成度、尤、諸事取扱向之儀者、別紙之通被仰渡度致

吟味候也、

但、隅州之内桜島其外郵便等未御取開不相成候々

ハ、先従前通被召置候也、

三月十二日

租税課

別紙郵便之定日難待合、大至急之御用封被差出度節

者、何々之御用向有之、宿継を以差送候二付通送り

たし候様張紙相付、在臬之面々ハ当課江、旅行之向

者郡治所江差出、其印鑑相居へ可致通送事、

一 旅行先状等之儀、郵便定日ニ可差出者勿論ニ候得共、

万一其定日難待合急束^(速力)之分者、前文通当課江差出、

印鑑相居へ可差出事、

但、在旅之面々ハ郡治所へ同断、

一 課々より差出候御用封郵便切手代之儀者、銘々通帳

へ相記置、追而出納課江可払渡事、

一 郡治所又者各郡より之御用封切手之儀者都而所払、

別紙之通申付候条及布告候也、

明治六年

六月十四日

鹿兒島県庁

一 夫壹人

右、当県内人馬賃錢壹り五百拾弍文ツ、払渡来候得

共、錢相場替二付而者壹り弍百五拾文ツ、払渡候様

被仰渡度吟味候也、

三月八日 出納課

右之通申付候条及布告候也、

明治六年

三月八日

鹿児島県庁

但、五ツ時より七ツ時迄之間可相渡候、尤、来ル

廿六日休日無之事、

十二月廿日

出納課

記

高老石式斗

国分上小川村

新江口門

一何等賞典何石

一家祿六石又ハ四石六斗

但、賞典計ニ而家祿無之向者其訳、家祿計ニ而賞

右者、第一大区小一区士族藤田幸右衛門持高二而、

名寄帳紛失之段申出候ニ付、布告ニ基キ各区偏ク探

索を経、何分可申出事、

いろはにほへとちを

右、十二月廿五日

右之通相違無御坐候也、

士族

何の何かし

わかよたそつねなむうのくやまけふこえて

右、十二月廿六日

あさきゆめみしひもせず

右、十二月廿七日

右、家督之者ニ限り候、被下方無之者其訳、
右者祿税方御用ニ付、右案文之通取揃、当課へ可差
出候也、

丑一月七日

第六課

諸人祿高所務米跡残手形、都而別紙日割之通可相渡
候間、請取持参可有之事、

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学
顧問 史料編纂所所長

国立歴史
民俗博物館元館長

鹿児島大学名誉教授

九州大学名誉教授

委員 原 口 泉 三 木 靖 安 藤 保 五 味 夫 宮 地 正 保 谷 徹

日 限 正 守 佐 藤 宏 之 尾 口 義 男

塩 満 郁 夫 尾 口 義 男

堂 満 幸 子

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館 長 酒 匂 司

副 館 長 西 川 秀 和

調査史料室 栗 林 文 夫

学芸専門員 市 村 哲 二

資料調査 藤 崎 光 穂 春 山 直 人

編集員 橋 口 正 樹 向 原 雅 子

山 元 亜 由 美

鹿児島県史料

九史時越名

行 発 日 3 月 2 年 和 令

品 売 非

編 集 鹿 児 島 県 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館

発 行 鹿 児 島 県

印 刷 株 式 会 社 き ょう せ い

